



平成25年 第1回定例会

会 議 録

(平成25年3月1日～3月27日)

枕 崎 市 議 会

平成 25 年
枕崎市議会第1回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27日間（3月1日～3月27日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
3月 1日（金）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第104号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第105号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
		後 1：28	1 産業厚生委員会
3月 2日（土）	休 会		
3月 3日（日）	休 会		
3月 4日（月）	本会議	前 9：29	1 再 開 2 一般質問（5名） 3 散 会
3月 5日（火）	本会議	前 9：30	1 再 開 2 一般質問（4名） 3 散 会
3月 6日（水）	休 会	委員会	前 9：28 1 総務文教委員会
3月 7日（木）	休 会	委員会	前 9：25 1 産業厚生委員会
3月 8日（金）	休 会	委員会	前 9：28 1 予算特別委員会（補正）
3月 9日（土）	休 会		

3月10日(日)	休 会			
3月11日(月)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会(当初)
3月12日(火)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(水)	休 会	委員会	後 1:54	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(木)	休 会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会
3月15日(金)	本会議		後 1:29	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第14号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第15号-第89号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の訂正について 9 議案上程(日程第91号-第95号) 10 委員長報告 11 質疑、討論、表決 12 議案上程(日程第96号、第97号) 13 提案理由の説明 14 質疑、討論、表決 15 選挙管理委員及び同補充員の選挙について 16 散 会
3月16日(土)	休 会			
3月17日(日)	休 会			
3月18日(月)	休 会			
3月19日(火)	休 会			
3月20日(水)	休 会			
3月21日(木)	休 会			

3月22日(金)	休 会			
3月23日(土)	休 会			
3月24日(日)	休 会			
3月25日(月)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
3月26日(火)	休 会			
3月27日(水)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号) 9 提案理由の説明、質疑 10 予算特別委員会の設置及び委員の選任 11 議案委員会付託 12 休 憩 後 2:58 13 再 開 14 議案上程(追加日程第1号) 15 委員長報告 16 質疑、討論、表決 17 議案上程(日程第10号) 18 表決 19 議案上程(日程第11号) 20 提案理由の説明 21 質疑、討論、表決 22 行財政改革調査特別委員会の報告について 23 閉 会
		委員会	前 11:17	1 予算特別委員会

本 会 議 第 1 日

(平成25年3月1日)

平成25年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成25年3月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	予 特
5	2	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
6	3	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
7	4	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
8	5	平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9	6	平成25年度枕崎市一般会計予算	〃
10	7	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
11	8	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
12	9	平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
13	10	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
14	11	平成25年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
15	12	平成25年度枕崎市水道事業会計予算	〃
16	13	枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	総 文
17	14	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃

18	15	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
19	16	枕崎市債権管理条例の制定について	〃
20	17	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
21	18	枕崎市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	19	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
23	20	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について	〃
24	21	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について	〃
25	22	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について	〃
26	23	枕崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	〃
27	24	枕崎市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	〃
28	25	枕崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	〃
29	26	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
30	27	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
31	28	枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	〃
32	29	枕崎市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について	〃
33	30	枕崎市消防本部及び消防署の設置に関する条例の制定について	総文
34	31	枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃

3 5	3 2	枕崎市火災予防条例の制定について	総 文
3 6	3 3	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3 7	3 4	枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3 8	3 5	枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
3 9	3 6	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 文
4 0	3 7	南薩地区消防組合の解散に伴う事務の承継について	〃
4 1	3 8	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について	〃
4 2	3 9	公の施設の指定管理者の指定について	〃
4 3	4 0	公の施設の指定管理者の指定について	〃
4 4	4 1	市道の廃止について	産 厚
～	～		
4 6	4 3		
4 7	4 4	市道の認定について	〃
～	～		
1 0 4	1 0 1		
1 0 5	1 0 2	人権擁護委員候補者の推薦について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1番 俵積田 義 信 議員
3番 豊 留 榮 子 議員
5番 清 水 和 弘 議員
7番 禰 占 通 男 議員
9番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2番 立 石 幸 徳 議員
4番 今 門 求 議員
6番 茅 野 勲 議員
8番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 氣 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
中 村 責 郎 総務課参事
佐 藤 忠 良 総務課参事
山 口 太 総務課行政係主査

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
橋之口 寛 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
厚 石 賢太郎 総務課参事
東中川 徹 総務課行政係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前 9時30分 開会

○**依積田義信議長** 平成25年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員16名で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしておりますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番豊留榮子議員、13番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの27日間にしてはと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年11月、12月及び平成25年1月、2月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに平成24年11月、平成25年1月執行の定期監査の結果を受理し、事務局に保管しておりますので、御閲覧願います。

次に、平成24年第7回定例会以降の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第104号までの101件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 平成25年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の我が国の政治・経済状況は、長らく低迷が続いていましたが、昨年末あたりから多少の明るい兆しが見え始めています。この動きを本市経済の浮揚にしっかりと結びつけられるよう、新年度もさまざまな政策を展開していかねばなりません。

昨年の市政の大きな成果としては、まず第一に枕崎空港を廃止し、その跡地へメガソーラー事業の誘致が実現できたことが挙げられます。

枕崎空港の維持管理や運営に要する費用が与える本市財政への負担は重く、多くの市民の皆さんから御心配の声をいただいております。

今後は、空港跡地でメガソーラー事業が展開され、事業者からは土地賃借料や地域貢献等として、年間約8,500万円が、本市及び南薩エアポート株式会社へ支払われる予定であります。本市分の使途については、毎年度、慎重に検討を行います。

また、目新しい地域貢献策の一つとして、メガソーラー事業者が天文観測施設の設置を行うこ

とも決定しました。この施設は、本市の青少年に夢を与えるとともに、大人の皆さんにも興味を持っていただけるものであり、観光資源としての活用策も考えられるのではないかと思います。

さらに、本市事業としては、鹿児島県防災ヘリ基地機能維持のため、空港跡地の一角に公共用ヘリポートの整備を進めます。

次に、枕崎駅舎の建設であります。枕崎駅舎建設期成会の皆さんには大変な御苦勞をいただき、駅舎の建設工事も始まり、市民の期待も一層高まっています。この間、多くの市民の皆さんや本市出身の方々、あるいは企業、さらには、これまで本市に御縁のなかった多くの皆さん方から、多額の御寄附と温かい励ましの言葉をいただきました。来月には皆さんに完成の御披露ができるものと予定しています。

完成した駅舎の周辺整備は、県の魅力ある観光地づくり事業において新年度以降も引き続き整備が行われるほか、本市最大の海難事故である「黒島流れ」により一家の柱ともいべき人を失った女性たちによるかつおぶし行商の歴史を知っていただく「かつおぶし行商の像」や、枕崎に伝わる「海幸・山幸伝説」を表現する像を期成会が設置することになっています。

さらに、日本の最南端の始発・終着駅の整備によって、最北端の始発・終着駅を有する稚内市との交流の意義もますます深まるとともに、多くの鉄道ファンや九州新幹線を利用して本県を訪れる観光客の皆さんが本市まで足を延ばしていただけるよう、新しい駅舎を本市観光の基点として、ソフト事業の展開を含めて力を注ぎたいと考えています。

次に、道路整備の状況であります。

南薩縦貫道については、長年の要望活動により、枕崎からの早期着工が実現しました。県が平成27年度の完成を目標に、現在、測量、設計、用地調査を行っています。新年度も引き続き工事が行われる予定です。

国道225号峯尾峠の線形改良については、昨年、その一部が供用開始されましたが、さらに、登坂車線の設置等についても、国からは実施するとの回答を得ることができました。

道路は、地域の社会・経済活動を支える大切な基盤でありますので、引き続き、その早期整備を関係先に強く働きかけていきたいと考えています。

続いて、企業誘致については、昨年は、適地と思われる箇所の水源調査に取り組みましたが、なかなか思うような用地が見当たりませんでした。

しかし、雇用の確保・増大は、市民の皆さんの強い要望でありますので、今もなお、引き続き進出の意向を持つ企業との折衝を続けており、本市の資源を生かし地域に根ざした事業を行っていただける企業の誘致に努めます。

昨年末には、枕崎の特性を生かすために枕崎港コンテナヤード建設促進協議会設立準備会を立ち上げ、勉強会も始めました。

健康・福祉の面では、保健、医療、介護、福祉が有機的に連携しながら一体的な取り組みを行う地域包括ケアシステムの構築に向け、調査・研究を行うための検討会を設置することとしました。新年度は、その活動を活発に行い、市民の健康・福祉の向上につなげる施策の検討を急ぎたいと考えています。

教育面では、金山小学校について、望ましい学校づくり基本方針や校区の学校在り方検討委員会における取りまとめ等を踏まえ、統廃合に係る基本方針を決定いたしました。新年度は、平成26年度からの桜山小学校との統合に向け、その準備を進めます。

昨年、空き家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。新年度は、危険度の高い空き家の撤去等に対する助成制度を新設し、条例の実効性を高めていきたいと考えています。

住宅リフォーム助成制度については、多くの皆さんに活用いただき、平成24年度で当初定めた2カ年の予定額に達しました。新年度も引き続き実施します。

このほか、昨年の本市の動きで特に御報告すべきものとして、市立病院のリニューアルオープ

ン、稚内市との友好都市盟約の締結、「ふしの日」、「いいふしの日」の制定のほか、市民の皆さんにも大変な御活躍をいただいた例として、「第36代木村庄之助」こと山崎敏廣さんへの市民栄誉賞の授与、「枕崎鯉船人めし」のS-1グランプリ優勝、火の神乙女太鼓「爽」の全国大会5位入賞、本市のかつおぶし製造業者3社が、全国鯉節類品評会で最高賞である農林水産大臣賞に輝く等々がありました。

この市民の皆さんの元気を、市政の展開にも生かしていけるよう、さらに努力を積み重ねたいと考えております。

続いて、私の市長就任時に掲げた六つの項目の進捗状況について申し上げます。

コンパクトシティにつきましては、これまでの調査、検討を踏まえて具体的な施策を展開しました。

昨年、具体化したがんばる商店街支援事業、商店街空き地空き店舗対策事業、チャレンジショップ促進事業については、制度の広報・周知にさらに努力し、市民の皆さんにこの制度を大いに御利用いただき、本市の経済・雇用対策に生かしていきたいと考えています。

コミュニティ交通については、引き続き市民会議において市民の御意見を伺いながら、新年度中に事業実施の可否について答申をいただきたいと思います。

平成23年度にスタートした文化の風まくらざきアートストリート整備事業については、県の補助事業を活用し、町頭交差点から花渡橋までの区間で引き続き実施することとしています。新年度が最終年度となりますので、これまで整備された施設を生かしたソフト事業の具体的な展開についても検討していきます。

また、新年度は、今回で第10回を迎える風の芸術展の開催年でもあり、加えて、自主文化事業として、カナダに在住しながら国際的に活躍中の日本人女性オペラ歌手による「抒情歌コンサート・イン・枕崎」も計画されているなど、本市からのさらなる文化情報の発信に努めます。

雇用の場の確保については、企業誘致に向けた地道な取り組みを進めるとともに、新年度も緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を積極的に取り入れ、雇用の確保に努めます。

福祉の充実につきましては、さきに述べました地域包括ケアシステムの構築のための取り組みのほか、新たに具体的な施策として、高齢者元気度アップ・ポイント事業を実施し、高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを促進するとともに、地域経済の活性化を図ります。

行財政改革につきましては、本市の厳しい財政状況の改善を図ることはもちろん、枕崎再生を図る財源確保のためにも、重要な課題であります。さきに策定した第2次行財政集中改革プランを着実に実施し、職員のさらなる意識改革を図りながら、具体的な取り組みを進めます。

職員の地域担当制につきましては、これまで5つの公民館に担当職員を派遣しており、各公民館におかれても制度の理解が少しずつ浸透してきているものと思っておりますので、新年度も派遣を受ける公民館の掘り起こしに努め、地域の抱えるさまざまな課題について自主的に解決し、地域を活性化するための取り組みを進めます。

快適な環境づくりにつきましては、さらに市民との対話に努め、市・事業場・関係機関・市民が一体となった取り組みを強化します。

私の掲げた六つの項目について取り組み状況を御説明いたしました。この6項目のほか、あらゆる機会をとらえて、本市の活性化策に取り組まなければなりません。今後の市政運営に当たっては、限られた予算の中、創意工夫を凝らし、計画に盛り込まれた施策を一つ一つ着実に推進していけるよう、引き続き努力を続けます。

そこで、新年度の施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の六つの柱に沿って説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

良質な公営住宅の供給を行うために、平成24年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、今後、建てかえや改修等を年次的に実施し、長寿命化を図ります。

水道事業については、安全で良質な生活用水等を供給できるよう、老朽管の改良・更新事業を実施するほか、老朽化した金山浄水場の更新計画も進めます。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、事業場の排水対策の指導強化に努めるほか、公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置について積極的な推進を図ります。

公共下水道事業においては、立神北町及び中央町の一部の面的整備を実施し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、終末処理場の長寿命化詳細設計事業を引き続き実施するほか、全体計画変更認可事業及び終末処理場の耐震診断にも取り組みます。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、新年度から平成27年度にかけて、広域汚泥再生処理施設整備を実施します。

市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデの蔓延防止と駆除については、引き続きその対策に努めます。

ごみの不法投棄撲滅の取り組みを強化するとともに、平成24年度中に完成する旧内鍋清掃センター跡のストックヤード施設を活用し、ごみの減量化や再資源化を推進します。

消防業務については、新年度から枕崎市消防本部及び枕崎市消防署として、新たな組織のもとで実施します。また、消防団においては、多彩な人材の確保を目的に女性団員を採用し、団本部署員として、火災予防の広報活動や高齢者宅訪問による防火指導など、防災、減災を中心とした活動を実施します。

災害時における要援護者の安全確保については、災害時要援護者支援プランに基づく、登録台帳の整備・個別支援プランの策定に引き続き取り組みます。

花渡川水系の改修事業については、総合流域防災事業として、滑川橋のかけかえ工事を実施します。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、高度な専門知識の習得に努めるとともに、高齢者や児童・生徒を対象とした出前講座を開催し、被害防止策や安全確保対策の普及に努めます。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

道路事業については、社会資本整備事業により、道路改良並びに橋梁の長寿命化修繕計画策定に取り組むほか、辺地対策事業において、4路線の改良工事を実施します。

現在整備中の、国道225号峯尾峠の改良工事の継続、国道226号、南薩縦貫道、県道打木谷白沢津線の整備の早期完成に向け、関係機関との調整に努めます。国道226号の立神通りについては、引き続き歩道のカラー舗装化に取り組みます。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

平成24年の枕崎港の市場取扱高は、前年より約33億0,260万円の増となりましたが、地元遠洋カツオ一本釣り漁船は、不漁と魚価安に加え、燃油価格の高止まりで極めて厳しい状況が続き、ついに3隻となりました。

漁業経営の安定化に向け、水産庁のもうかる漁業創設支援事業の支援を受けるために策定した経営改善計画が承認され、本年3月から2カ年計画で実証操業に取り組むことになりましたので、市は、引き続き入漁料の助成を行います。

かつおぶし製造用カツオ等原魚確保対策についても、海外まき網船の経営安定や海外漁場確保対策を目的に策定した経営改革計画に基づき、水産庁の支援を受けてミクロネシア連邦国との合弁事業に取り組みます。

漁港整備関係では、広域漁港特定整備事業として航路及び泊地のしゅんせつ工事を進めるとともに、水深9メートル岸壁工事及び高度衛生管理型荷捌所の実施設計に取り組むほか、水産基盤

機能保全事業として、水深3.5メートル岸壁等の改修事業にも着手します。

沿岸漁業においては、資源管理型漁業の推進、藻場・干潟等保全活動支援事業を引き続き実施します。

水産加工業では、「ふしの日」として制定・宣言した毎月24日に販促活動を行うなど、節類の消費拡大と販路拡大に努めます。

節製造工場の公共下水道接続に伴う施設整備に引き続き助成を行い、下水道接続の推進に努めます。

農業については、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。また、農村地域の活性化や農地の有効利用・荒廃防止の観点から、農地・水保全管理支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の事業に取り組みます。

農家経営の安定を図るため、引き続き安心・安全で高品質な農畜産物の生産を進めるとともに、茶の洗浄脱水機の導入を図り、災害に強い農業を推進します。

南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良に向けた取り組みを進めます。

畜産については、環境問題の改善を図るため、畜産農家への指導の強化と堆肥処理施設や汚水処理施設の整備を推進します。

林業については、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう引き続き健全な森林の育成に努めます。

本市の商業を取り巻く環境は、人口減少や後継者不足等により依然として厳しい状況が続いています。がんばる商店街支援事業等により引き続き支援を行うとともに、商工会議所・通り会連合会等と連携して商店街の活性化と魅力ある商店街づくりに努めます。また、「ふしの日」のイベントに合わせて、Show-1グルメグランプリで2年連続優勝に輝いた「枕崎鯉船人めし」のPRを行うなど豊富な食材を生かした食のまちづくりに努めます。

九州新幹線の全線開業効果で活況が見られる地域から薩摩半島南西部への観光客誘致を図るため、春に完成する駅舎を活用した列車やバスの新たなツアーの誘致活動に取り組むほか、観光協会のホームページを活用したウェブサイトによる観光情報発信に努めます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の重点分野雇用創出事業を引き続き活用し、雇用創出に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、仕事ネット情報の活用法など迅速な情報提供に努めます。

なお、勤労青少年ホームは閉館しますが、青少年労働者の福利厚生事業として教養講座を引き続き実施し、雇用と就業環境の充実に努めます。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

保健面では、健康づくり推進事業として、昨年マスコミでも取り上げられたダイエットコンテストをだれでも参加できるよう改善して実施するとともに、妊婦健診や子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種料の公費負担を引き続き実施します。

国民健康保険事業では、特定健康診査及び特定保健指導事業の推進に特に力を注ぎます。

そのために、健診受診料を無料化するとともに、医療機関での個別健診期間を6月から翌年2月まで延長し、市民が受診しやすい環境を整えます。また、受診結果をもとに特定保健指導を強化し、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

また、ジェネリック医薬品の使用促進に向け、差額通知書を発行するとともに、医師会及び薬剤師会と協力し、市民に対する啓発を強化します。

国民健康保険の財政状況は、依然として厳しい状況が続いています。その改善を図るため鹿児島県広域化等支援基金貸付金の償還については、一般会計繰入金で措置します。

また、市民の健康づくり事業や医療費適正化対策・国民健康保険税の収納率向上に向けた取り

組みを強化しますが、それらの取り組みを実施してもなお不足する財源については、国民健康保険税の見直しをお願いしなければならない状況にあります。市民の皆様の御理解をお願いします。

市立病院については、引き続き老朽化した医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスの提供に努めます。

児童福祉においては、次世代育成支援対策後期行動計画に沿って事業を実施するほか、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり相互に助け合う、子育て援助活動支援事業を開始します。また、昨年公布された子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査を実施します。

高齢者福祉においては、保健や福祉、介護の状況を踏まえ策定した第5期老人福祉計画・介護保険事業計画に沿って事業を実施するとともに、次期計画に住民の意識や意向を的確に反映させるため、実態調査を行います。新年度、計画どおりに特別養護老人ホーム及び老人保健施設が増床されます。このほか、在宅サービスの充実についても検討します。

障害者福祉においては、障害者や家族の方々の状況を踏まえ策定した障害者計画及び障害福祉計画に沿って事業を実施するとともに、新年度から施行される障害者総合支援法に基づき、障害者が安心して地域で暮らせるよう努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。

学校施設については、耐震診断の結果に基づく補強工事や施設・設備の補修等を計画的に実施します。

義務教育においては、小中一貫教育や地元高校と連携した活動を継続して実施するとともに、諸施策の推進に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育振興基本計画に基づき、ふるさと教育の充実に努めます。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求にこたえながら、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるため、家庭・地域・学校等が一体となって体験活動の機会の提供に努めます。また、子育て講座やあいさつ運動標語の募集を実施するとともに、まくらざき学校応援団を活用し、地域全体で学校及び青少年健全育成を支援します。

スポーツの振興については、社会体育施設の維持・修繕に努めるとともに、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通じた明るく豊かな生活の構築に努めます。

文化の振興については、文化財の保存・活用や伝統文化の継承に努めるほか、市民参加型の催し等をさらに充実します。

市立図書館については、指定管理者制度を導入し、開館日の増加や機能の充実など利用者へのサービス向上を目指します。また、子供読書活動を初めとする読書普及活動を推進します。

次に、「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

市民協働によるまちづくりについては、既に策定している指針の確実な推進を図ります。

また、男女共同参画社会の形成については、第2次枕崎市男女共同参画プランに基づき、着実な推進を目指します。

質の高い市民サービスの実現を図るため、県から権限の移譲を受け、4月からパスポートの申請・交付業務を本市の窓口で開始します。

組織機構の改革では、農政課において、林務係と耕地係を統合し、新たに耕地林務係とし、効率的・機能的な事務事業の実施を推進するほか、市立図書館の指定管理者制度導入に伴い、文化課の図書館係を廃止します。

行財政改革については、第2次行財政集中改革プランを着実に推進するとともに、スピード感を持って積極的に実施します。

また、自主財源の確保と市民負担の公平性確保を目的として、債権管理条例を制定し、適正な債権管理の推進と滞納額の縮減に向けた全庁一体的な取り組みを実施します。

そのほか、必要な取り組みについては、随時プランに追加し、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で、創意工夫を発揮し、さらに踏み込んだ見直しを進め、課題解決やまちづくりのための各種施策の財源を確保するとともに、健全な財政基盤の確立を目指します。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会を初め市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係12件、条例23件、その他議案として公の施設の指定管理者の指定や、市道の廃止及び認定など66件、人事案件1件の計102件であります。このうち、人事案件を除く101件について説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,743万2,000円を追加し、予算総額を102億8,900万円にしようとするものです。

繰越明許費は、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、地域密着型施設整備事業補助、産地水産業強化支援事業補助ほか3事業を平成25年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、小学校教育施設等整備事業に係る追加及び広域漁港整備事業ほか4事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金、産地水産業強化支援事業補助、南薩地区消防組合負担金などをお願いしてあります。その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,842万7,000円を減額し、予算総額を40億7,548万7,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、療養諸費、高額療養費、共同事業拠出金、特定健康診査等事業費及び公債費の減額並びに繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰入金を増並びに国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、予算総額を21億4,349万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、国の新たな介護保険認定ソフト事業に伴うシステム改修、地域密着型介護サービス給付費と居宅介護サービス計画給付費の増額及び居宅介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、繰入金を増で措置いたしました。

次に、議案第4号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ387万4,000円を追加し、予算総額を7億9,371万4,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、終末処理場電気料の増に伴う需用費の増額及び汚泥発生量の増に伴う委託

料の増額であります。

以上の財源として、繰越金の増及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円、医業外収益を242万4,000円追加し、収益的支出において委託料等経費の減に伴い、医業費用を412万3,000円減額しようとするものです。また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金の増及び企業債の減並びに一般会計負担金の増に伴い、収入を425万3,000円追加し、市有地の取得による建設改良費の増に伴い、支出を182万円追加し、収入額が支出額に対し不足する2,804万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第6号平成25年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、国の地方財政への対応等を踏まえながら、行財政改革を積極的に進め財政の健全化を推進し、これらの取り組みによって確保された財源を効果的・効率的に配分するとともに、直面する課題等に的確に対応するため、重点的に推進する施策を掲げ、着実に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は、96億9,010万円となり、前年度当初予算額に対し、0.9%の増となっております。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、扶助費、公債費については減となったものの、新年度からの枕崎市消防本部及び枕崎市消防署の設置に伴い、人件費が増となったことから、対前年度比1.6%増の60億7,342万4,000円となっております。なお、予算総額に占める義務的経費の割合は、前年度に比べ0.4ポイント高い62.7%となっております。

投資的経費は、普通建設事業費の増で、対前年度比31.4%増の5億8,935万1,000円となっております。

その他の経費は、繰出金を初め、積立金、物件費、維持補修費については増となったものの、南薩地区消防組合負担金の皆減などで補助費等の減が大きかったことから、対前年度比4.7%減の30億2,732万5,000円となっております。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げます。

まず、市税は、最近における景気動向等を踏まえ、対前年度比2.9%減の20億8,013万8,000円を計上しています。

地方交付税については、国の地方財政対策などを勘案し、対前年度比4.2%減の36億4,000万円を計上しています。

繰入金については、財政調整基金からの繰り入れが増となったことに加え、地域振興基金の繰り入れなどで、対前年度比238.9%増の2億8,000万1,000円を計上しています。

市債については、普通建設事業費の増により、対前年度比13.1%増の9億7,680万円を計上しており、市債への依存度は、前年度に比べ1.1ポイント高い10.1%となっております。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

財源構造につきましては、自主財源は、対前年度比7.2%増の29億0,836万1,000円で、歳入予算総額の30%となっております。

一方、依存財源については、対前年度比1.6%減の67億8,173万9,000円で、歳入予算総額の70%となっております。また、一般財源は、対前年度比1.4%減の68億3,467万6,000円、特定財源は、対前年度比6.8%増の28億5,542万4,000円となっております。

次に、当初予算編成時における新年度末の市債残高見込額と実質的な基金残高見込額について申し上げますと、市債残高見込額は、106億4,796万9,000円で、前年度末残高見込額に比べ3億

4,247万2,000円減少する見込みとなっています。また、実質的な基金残高見込額は、11億6,644万8,000円で、前年度末残高見込額に比べ、2億1,274万円減少する見込みとなっています。なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第7号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、40億1,359万1,000円で、前年度当初予算に対して1.4%の減となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などがあります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第8号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、2億9,833万8,000円で前年度当初予算に対して1.0%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などがあります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、22億8,402万4,000円で、前年度当初予算に対して、10.0%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などがあります。

以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、6億7,129万円で、前年度当初予算に対し、17.7%の減となります。

主な事業としては、立神北町及び中央町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場長寿命化詳細設計や耐震診断などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成25年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,980人、外来で1万6,896人、1日平均患者数を入院で52人、外来で66人と決めました。主な建設改良事業として、病院敷地整地事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を5億2,729万2,000円、支出額を6億5,594万5,000円とし、差し引き1億2,865万3,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を5,470万1,000円とし、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第12号平成25年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,826戸、年間総給水量を295万9,000立方メートル、1日平均給水量を8,107立方メートルと決めました。主な事業として、老朽管更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億6,446万3,000円、支出額を4億3,395万2,000円とし、税抜き後で、2,178万3,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を7,032万1,000円、支出額を2億8,658万1,000円とし、差し引き2億1,626万円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第13号枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について申し上げ

ます。

これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものです。

次の議案第14号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本市の厳しい財政状況を考慮し、職務の級が4級以上である職員の平成25年度における給料月額を減額するほか、給与適正化の取り組みに基づく所要の規定の整備及び平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置の見直しを行うものです。

次の議案第15号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、清掃作業手当及び災害応急作業等手当を廃止しようとするものです。

次の議案第16号枕崎市債権管理条例の制定につきましては、市の債権の徴収等に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図ることを目的として条例を制定しようとするものです。

次の議案第17号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正により、医療費助成の対象について、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金が追加されたことに伴い、これに準じ所要の改正を行うものです。

次の議案第18号枕崎市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢化率の上昇及び県下各市の状況等を考慮し、敬老祝金の受給資格に係る節目年齢の見直しを行うものです。

次の議案第19号障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものです。

次の議案第20号から第26号までの7件につきましては、地域主権改革に係る第1次及び第2次一括法等による介護保険法ほか4法律の改正に伴う各種基準等の条例委任に関するものであります。

介護保険法関係では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等について、道路法関係では、市道の構造の技術的基準等、市道に設ける道路標識の寸法について、河川法関係では、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準について、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係では、都市公園及び特定公園施設の設置基準等について、それぞれ法律の規定により国が定める基準等に準じ、各種基準等を定めるものです。

次の議案第27号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第28号枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用することとされる同法第26条の規定に基づき、枕崎市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものです。

次の議案第29号枕崎市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定につきましては、勤労青少年ホームについて、施設の老朽化及び利用者数の減少等を考慮し、平成25年3月31日をもって廃止するとともに、それに伴う関係条例の所要の改正を行うものです。

次に、議案第30号枕崎市消防本部及び消防署の設置に関する条例の制定について申し上げます。

す。これは、消防事務を本市において処理するため、枕崎市消防本部及び消防署を設置するものです。

次の議案第31号枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴い、関係条例の整備をしようとするものです。

次の議案第32号枕崎市火災予防条例の制定につきましては、消防法の規定に基づき、本市における火災予防上必要な事項等を定めるものです。

次の議案第33号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきましては、女性の入団促進など多彩な人材の確保により消防団の充実強化を図るため、消防団員の定員を増員しようとするものです。

次の議案第34号枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、枕崎市立図書館の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるため、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第35号枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、病院事業において、医療機関としての組織強化を図るとともに、医師確保の観点から、病院事業管理者とは別に院長を設置するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について申し上げます。これは、別府上手地区及び木口屋地区の辺地の解消を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第37号南薩地区消防組合の解散に伴う事務の承継につきましては、南薩地区消防組合の解散に伴う事務の承継について関係市と協議したいので、同組合同規約第13条の2の規定により、議会の議決を求めるものです。

次の議案第38号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更につきましては、南薩地区消防組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の議案第39号及び議案第40号公の施設の指定管理者の指定につきましては、サン・フレッシュ枕崎及び枕崎市立図書館の2施設の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第41号から第101号までの市道の廃止・認定につきましては、既存の3路線を一たん廃止し、改めて58路線を市道に認定することについて、それぞれ道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長　ここで、10分間休憩いたします。

午前10時24分　休憩

午前10時33分　再開

○依積田義信議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○15番牧信利議員　私は、平成25年の一般会計予算並びに施政方針について、幾つかの点をお尋ねします。

平成25年の予算においては、自民・公明の安倍政権によって、地方交付税の大幅なカットが

行われております。そのような中において、地方行政改革の一層の推進ということが方針決定されております。この中で一番重要な問題は、職員給与のカットであります。職員給与のカットが、どのような影響になっているのか。具体的にその金額を含めて、お聞かせいただきたいと思っております。

それに、もう一つは、本来、地方交付税というものは、地方の固有の財源であります。この財源を使って、政府の方針を地方自治体に押しつけるという今回の交付税カットは、国の政治として、あってはならないことであり、国がやられることは、地方財政の財源の確保こそ取り組むべきものです。このような安倍政権の方法について、市長自身はどのように受けとめておられるのかお尋ねします。

もう一つは、施政方針の中に出されている問題ですが、空港廃止が行われたということなんです。枕崎空港は、国の補助金を使って建設されたものであります。これまでの補助金の償還額は幾らになりますか。今回の廃止による未償還分は幾らなのか。それはどのようにして償還していく考えなのかお尋ねします。以上です。

○永留秀一総務課長 職員給与の独自削減に伴う影響額についての御質問であります。平成25年度は、職員給与の独自削減を4級から7級までお願いをしようと提案をしております。4級と5級が5%、6級が6%、7級が7%のカットということをお願いをしております。これの影響額であります。全会計に及ぶ影響額が平成25年度におきまして4,725万1,000円、この額の影響額があるということで試算をしております。

○神園征市長 地方交付税を政府の政策目的達成に用いることをどう考えるかというお尋ねかと思いますが、地方交付税制度の目的を考えますと、今回は、極めて異例の措置であると言わざるを得ません。

○神園信二企画調整課長 枕崎空港建設に係る国の補助金の総額のお尋ねでございます。空港建設時の補助金総額としましては、国のほうから3億8,200万円をいただいております。これに対しまして、返還額もお尋ねでございますが、返還額につきましては、メガソーラー事業者との借地契約の金額をもとに、今後20年間にわたり、補助金の返還を行っていくというかたちでございます。20年間の返還総額を計算いたしますと、1,350万円程度というふうになっているところでございます。

○俵積田義信議長 牧議員、座っても結構ですので、座って質問してください。

○15番牧信利議員 立ったほうが、気合が入る。

今回の市職員のカットによる地域経済への影響は、どのように考えておられるのか。これが一点。また、公務員給与の引き下げは、民間労働者の賃金引き下げへと連動する可能性があります。これは、どのように考えておられるのか、以上2点。

それから、今回のカットによって退職手当に対する影響はどのようになるのか、それを明らかにしてください。以上であります。

○永留秀一総務課長 今回のカットによる地域経済への影響ということですが、本市は、平成16年度から独自カットをお願いをしております。25年度も引き続きお願いをするということですが、地域経済への影響は、多少はあるとは思いますが、どのような影響があるのかという調べる手だてというか、そういったことは、行っておりません。したがって、把握はしていません。

それから、市の職員の減額による民間への波及ということですが、本市の厳しい経済状況を考慮しての期限的な独自削減ということですので、給与制度として恒常的な削減ということではありませんので、そういうことでの民間企業への波及というのは、どんなものだろうと、そこまであるのかなというふうには、考えているところであります。

それから、退職手当への影響については、独自削減による退職手当への影響というのはありま

せん。

○15番 牧信利議員 最後になります、これまで16年から職員の給与をカットしてきたわけですが、その総額は幾らなのか。

それから、これは市長にですが、このような地方財源の確保性ということについては、地方自治体にとっては極めて重要な問題なんです、国に対して、地方財源の確保を要求していく考えはないかどうか。これを最後にお尋ねします。

○永留秀一総務課長 平成16年度からの給与の独自カットの総額であります、平成16年10月から独自削減をお願いしております、25年度までの9年6カ月をすべて累計しますと、約9億9,764万4,000円という額になるところであります。

○神園征市長 財源の確保等につきましては、市長会等を通じて国にはいろいろと要望を続けてまいりたいと思います。

○依積田義信議長 次に、豊留榮子議員。

○3番 豊留榮子議員 私、25年度の一般会計の中の民生費の件について、1点だけお尋ねしておきたいと思います。

今、生活保護の基準の引き下げということで皆さん不安を感じているんですけれども、枕崎市においても、この生活保護の扶助費が1,627万円というふうに減になっているんですね。この点について、どのくらいの世帯の方に影響があるのか。その1点と、1人当たり1カ月にどのくらい減らされるのかということ。これは、国民の最低限度のセーフティネットワークですよ、ネットワーク。それが、そのネットが壊されてしまうんじゃないかという心配があるんですけれども、その点については、大丈夫なんですか。その3点をお尋ねしておきます。

○佐藤祐司福祉課長 生活保護費の扶助費が前年度に比べて1,627万円減額されているということですが、この件につきましては、今年度の実績見込みによりまして推計いたしましたものでありまして、平成25年度の生活扶助基準見直しとは関係ないものでございます。現段階では見直しの詳細が示されておりませんので、当初予算には反映させていないところでございます。

それと、1カ月に幾ら減るのかという話ですが、ただいま申し上げたとおり、生活保護基準の見直しの詳細が示されておりません。枕崎市の保護単価が現行と比べてどのようになるのかについては、現段階で示されていないところでございます。細かい内容につきましては、今後の説明会で示される予定となっております。現在の予定では、国から県への説明が3月の中旬ごろ開催されまして、県から市町村への説明である基準改定説明会の開催は、3月下旬ごろになると通知を受けているところでございます。

それから、最低限度の生活が維持できなくなってしまうのではないかとという件ですが、見直しの影響がどの程度になるか、わかっておりませんので、現段階では最低限度の生活を維持できないについては、申し上げられないところでございますが、生活保護制度自体が最低限度の生活を保障する制度でございますので、その考え方のもとに見直しが進められるものと考えているところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○2番 立石幸徳議員 私は、提案されました議案の中で、議案第1号、第15号、第20号、第26号、第31号、第35号について質疑をさせていただきます。

まず、議案第1号の24年度一般会計補正予算。これは、昨年末、政権交代がなされまして、そして、15カ月予算というような考え方で地域経済活性化のために、国の多額の補正予算が成立しているんですが、その、国の24年度補正を受けた本市の地域経済活性化のためですね、補正というものが全然、補正（第10号）では見られないようなんですが、この点の今後の動きといましようか、そういったものはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それから、議案第14号でございますが、ちょっと先ほど漏らしましたけど、市職員の給与に

関する条例、総務課長のほうから先ほど、25年度の給与カットの内容が説明されたんですが、その中で、平成25年度はですね、3級職を減額しないということになっているようですが、この理由を明らかにしていただきたいと思います。

それから、給与適正化の取り組みでございますが、今3月定例会の議会資料として、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の別表第1（第3条関係）の新旧対照表が規則案として、この定例会前に議員に配付されてきました。申し上げるまでもなく、規則そのものは条例と違いました、市長裁量で決定されるわけなんです、この規則案なるものは、今後変更することがあるのかですね。この点を明らかにしてください。

そして、この級別標準職務表のそれぞれの級ごとの平成25年度級別職員数、この点も報告をいただきたいと思います。

それから、改正条例の案でございますが、附則第10項におきまして、号給の切りかえに伴い、給料月額に差額が生じる者の対象者の人数とその影響額は、月額で、市全体で幾らになって、年間トータルで幾らになるのか。この点も説明をいただきたいと思います。

第14号の関係では、もう1点。第2条の平成18年の給与構造改革に伴う改正分、予算案では263万の影響が計上されているんですけども、この関係の対象者ですね、報告いただきたいと思います。

それから、議案第15号と議案第31号の関連の関係でですね、これは特殊勤務手当なんです、議案第15号で市職員の災害応急作業等手当、これを廃止するようになっております。

しかし、議案第31号で消防職員が救助活動をしたときには、手当があると。消防職員の救助活動というのは、本務ではないのかという感じを持つんですけども、この特勤手当の二つの整合性にちょっと、すっきりしないものを感じるのですが、この点の整合性をお尋ねいたします。

それから、地域主権の関係で、議案第21号では、介護施設の関係なんです、これは、私、昨年6月議会でいろいろ今後の取り組みをお尋ねしましたけれども、この介護事業者との当事者との話し合い、あるいはその当事者の要望等を聞いた上でこういった基準が出てきているのかですね。その辺の経過について説明をいただきたいと思います。

それから、同じく地域主権の関係で都市公園条例の関係。特に、トイレ等についてですね、細かな基準が設けられているんですけども、現況はこの基準になっているのかどうか。あるいは今後どういう対応をするのか。高齢者あるいは、その障害者にとって公園のトイレというのは極めて大事な部分があると思いますので、その辺の対応について、説明をいただきたいと思います。

それから、議案第35号の市立病院の関係、先ほどの市長の説明の中で、病院の組織強化という説明がなされましたが、実は病院については、昨年、副管理者が設置されたんですね。今後また、院長ということで、病院経営あるいはその病院の幹部職がですね、多くふえていくことが非常に私はどういう意味を持つのか、気がかりなんです。今回、それぞれの事業管理者と院長の職務の違い、あるいは決裁というものは、どういうふうになっていくのか、その点を説明いただきたいと思います。

もう1点、院長職を設置することが医師確保につながるというこの部分についても説明をいただきたいと思います。以上です。

○本田親行財政課長 緊急経済対策を盛り込んだ国の補正予算に対する本市の対応につきまして、これまで、県からの事業要望調査等が行われてきたところであり、国の補正予算が成立していなかったことなどから、県からの内示など具体的な対応が示されていなかったことから、今回の補正予算には、盛り込んでいないところでございます。

しかしながら、先月26日に国の補正予算が可決、成立したことから、県からも補助申請など、具体的な手続が示されてきておりますので、今後、全体的に取りまとめを行いまして、補正予算に追加してお願いする考えでございます。

○永留秀一総務課長 まず、給与の独自削減についてであります。先ほど、4級から7級までについて、独自削減を25年度はお願いすると申し上げましたが、3級職員のカットを行わない理由につきましては、今回、長年の懸案でありました、わたりの是正を行うということで、職員組合と協議が整いまして、4級から3級に降格をする職員も大勢いると。その降格をする職員について、非常に影響が大きいということで、組合との協議の中で、3級の職員についてはカットを行わないということで、合意があったところであります。

それから、初任給、昇格関係の規則の新旧対照表をお配りしましたが、これは4月1日から改正をする予定でありまして、お配りをいたしました規則の内容で改正をするという考えであります。

それと、25年4月の級別の職員数をという御質問でありましたが、平成25年4月の職員数につきましては、人事異動を行わないと確定がされません。現在、わたりの関係で影響のある部分は、5級と4級の職員でありますけれども、この在級の職員の中で、退職予定者を除いた職員数を申し上げますと、現在、5級在職の職員が77名です。この5級の職員は、4月1日に一たん全員4級に降格するということになります。それから、4級の退職予定者を除いた職員が125名です。この4級の職員は、4月1日に3級に全員降格をするということになります。降格をいたしますが、人事異動の関係で、5級に課長を補佐する職務として、主幹と任用する職員もおりますし、3級に落ちた主査が主任となるわけですが、その中から参事補あるいは係長に任用するという職員もいると思われませんが、現時点では何名ということとは、申し上げられません。

それから、わたりによりまして、給料月額に差額の出る者の対象者の数ということでありますが、今申し上げた降格をする職員の数は、今申し上げた5級、4級、それぞれの数であります。この職員が影響を受ける、わたりによって、給料と期末・勤勉手当に影響が出てくる職員もおります。給料に影響が出てくる者については、例えば降格をすることによって最高号給に位置づけられて、それ以上の昇給はしないと、本来、上の級に在級している場合は、昇給するであった者が降格をすることによって昇給しない。そういった職員も出てきますので、その差額が効果額となります。

それから、4級から3級に降格をした場合には、期末・勤勉手当の調整率というのが、4級の場合、10%であります。それが5%になりますので、そこで効果額も出てくるということで、先ほど申し上げましたわたりの降格対象者、202名おりますけれども、これの25年度の効果額としましては、1,223万9,000円程度になるんじゃないかということで試算をしております。

（「質問の趣旨と違うんですね。私が聞いているのは……、議事進行、よろしいですかね。附則10項の影響ですよ。」と言う者あり）私が質問の理解がありませんので、また後で答えたいと思います。

それから、18年の給与構造改革による現給保障をしている者の対象者につきましては、ちょっと名簿を持ち合わせておりません。後の総務文教委員会で答弁をいたしたいと思っております。

それから、消防職員の出勤手当との整合性の問題ですが、市のほうの災害応急手当につきましては、一般の災害が起きたときに、その復旧作業などに駆けつける職員について手当をするものでありまして、消防においては、火災現場、そういったところで出勤をする職員の危険度の大きさが違うということで、消防においては、引き続き手当を支給することとすると、市のほうは、危険度が小さいということで廃止をするということをお願いをしております。

○佐藤祐司福祉課長 今回の介護保険関係の条例制定に当たりまして、介護事業者の要望は聞いているのかという御質問でございますが、条例制定に当たりましては、これまでの国の基準を参考にしながら、地域密着型サービス以外の介護事業サービスの基準は、県が策定いたしますことから、県の独自基準との整合性を図りながら制定したところでございます。条例提案前の1月に、地域密着型サービス運営委員会を開催いたしまして、介護サービス等の事業者及び地域医療関係

者、市内の団体代表者などの介護保険の被保険者などの方々に条例案を御説明申し上げまして、意見をお聞きしたところでございます。その際には、この提案どおりで了承をいただいているところでございます。

○俵積田清文建設課長 公園条例のトイレ施設につきまして、現況が新しい基準に合っているのかということですが、現況で新しい基準に適合しているのは、少のうございます。ほとんどの部分で合っていないのが大部分だというふうに思っています。

それから、今後はどうするのかということですが、今後は、この基準に適合するように検討しながらやっていかなければならないだろうと思っています。

○園田勝美市立病院副管理者 まず、今回院長の設置につきましてですけれども、これまでの状況といたしますか、新臨床研修医制度が発足をいたしましてから、なかなか医師が集まらないということで、今回、3月末には1人の医師が、また大学側に帰ることになるということで、常勤医が1名減になるということは確実にっております。これまで、臨床制度が始まりましてから、ドクターバンクかごしまとか県の医師会の医師あっせん紹介所等を通じまして、医員の募集をしておりましたけれども、なかなか応募者がいないということで、今回、一般の医師だけではなくて、院長として経営を任せられるクラスの医師の募集に範囲を広げたいということで、院長という職を、今回、事業管理者から外したということがございます。

ただ、決裁につきましては、院長といいますのは、やはり診療のほうメインになってまいりますので、診療における決裁は院長から管理者へと。診療以外のものにつきましては、これまでと同様、事務のほうから管理者のほうへということで、診療の部分に院長が決裁に加わるというかたちになると考えております。

○2番立石幸徳議員 細かな質疑・審査は、また委員会等も持たれるわけですので、あと議案第14号のですね、職員給与関係でもう少し掘り下げて質疑をいたしますが、先ほど総務課長のほうから、わたり是正に伴って降格という言葉が出されたんですね。

しかし、本市の職員給与条例は、降格の基準は、条例にきっちり規定しているんですよ。その降格の基準に、今回の対応が合致しているんですか。これは確認させていただきます。

そして、私が議案14号で特に疑問に思っている附則第10項なんですね。差額がまだ答弁が出ていないんですけども、これは、いろいろ人事異動があるとか何か言われますが、一般会計予算では、それなりの影響額は予算計上されているんですよ。予算計上をするということは、どういう状況になるということをごきちん踏まえて予算を立てるんじゃないですか。

そこでですね、わたりが、どうして今日までこうして問題になっているかという認識が、私は、いかななものかという気がしているんです。この議案14号でいきますと、何も従前と変わらない。それは確かに係長職等はですよ、一例として、5級から4級になりますけれども、給与そのものが全然変わらなくなっていくわけですよ、現時点では。で、職員の給与は、その職務と責任に相応するものでなければならないという地公法の第24条がですね、国が指摘しているわたり是正なんです。ですから附則の第10項でですね、なぜ差額に相当する額を給料として支給するのか。この点の見解を聞いておきたいんですよ。

○永留秀一総務課長 わたり是正に伴う職務の級の見直しと、条例で規定している降格の基準は異なるものでありまして、標準職務表を規定し直すということで規則を見直すということで、新たな標準職務表に該当する職務に位置づけるということで、その規則の改正をすることによって降格を行うと、そういうことになります。

それから、国・県などから、わたり是正の見直しの指摘あるいは指導があるわけですけども、その場合には、もちろん職務の級をこういうかたちでしなさいということもありますし、実際にわたり是正するときには、職制の変更による降格の場合には、今までの給料額を保障して是正を行いなさいという、そういう指導も受けております。というのは、職制の変更による減給をし

た場合に、裁判によって負けている例があると。そういう一気に額を落とすということは、違法とみなされるので現給を保障しなさいという指導を受けているところであります。以上です。

○2番立石幸徳議員 最後に、議案14号の関係でですね、先ほど総務課長がまさしく言われたように降格の基準の場合と違うと、現条例の降格基準とですね。それは、差額保障をしている部分が違ってきているわけですよ。判例も言われましたけど、委員会等でその判例も提出していただきますが、職員の給料は、条例でこれを定めなければならず、地公法第25条の3でですね、給与に関する条例には、給料表を初め、昇給の基準に関する事項などを規定しなさいと、給料表を何で規定するかということなんですよ。この附則第10項を持ってくることによって、給料表そのものは無視されることになりますよ。給料表に合致しない方には、その差額を支給するというわけでしょう。給料表そのものはですね、その給与改定のたびに議決されて、準則として示されて他の地方公共団体とも均衡のとれたものが、給料表として出てくるわけです。その給料表以外の給料を支給できる根拠、このことはどこにあるのか、最後にお尋ねしておきます。

○永留秀一総務課長 給料表以外で給料をそういう措置をするために、条例でお願いをしているわけでありまして、平成18年の大きな給与構造改革がありましたが、そのときには、8級制を7級制にしまして、7級から4級まで降格をするというような職員もおりました。そういうときにも、4級の級に減額をして、給料表に規定する給料額に減額をするという措置ではなくて、それまで、支給されていた現給を保障しなさいということで、国からの指導もあったわけでありませ

す。
わたりについても同様に、給与の制度の見直しでありますので、同様な現給保障の措置を行いなさいという指導もありますので、今回、条例におきまして、その附則で現給保障のお願いをしているところであります。

○依積田義信議長 次に、清水和弘議員。

○5番清水和弘議員 私は、施政方針演説について質疑します。

市立図書館については、指定管理者制度導入をするとありますが、現在、市立図書館で働いている職員の配置はどのようになるのでしょうか。

○永留秀一総務課長 市立図書館に今現在、正職員の専任が3名おりますけれども、図書館係を廃止いたしまして指定管理にいたしますので、その3名については4月1日の人事異動で他の職場に配置をするということになります。正職員以外の嘱託員、その他につきましては、引き続き、新たな指定管理者のほうで雇用していくということになるということでありませ

す。
○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○10番島野宏之議員 施政方針の中でですね、国保税の関係が出されておりますよね。見直しをしなければならない状況にありますということが書かれ、そして、最後の結びに市民の皆様の御理解をお願いしますと。この施政方針の中で、直接的に市民の皆様をお願いをした部分というのは、ここだけなんですよ。今までの国保税の見直しの部分では、市民の間から相当な批判・不満等がありました。

これはことしの施政方針ですからね、見直しをやるということでありませ

すから、具体的にその部分はどこまで進んでいるのか。

それと、市民の皆様には御理解を得る手だてというのは、どのようにして考えておられるのか。

まず、そこをお聞きしておきます。

○白澤芳輝健康課長 後もって、全員協議会の中で行動計画、国民健康保険の財政健全化のための行動計画について、案につきましては御説明いたしたいと思っておりますけれども、まず、何ら、今までの取り組みを踏襲して、このまま国民健康保険財政をほっておきますと、27年度までにおいて、10億0,100万円ほどの累積の赤字になるだろうということを推計いたしております。また、補正予算でもお願いしておりますけれども、24年度の決算見込みは、3億3,200万程度の赤字と

なる見込みでございます。

こういう財政的に苦しい中で、平成25年度の当初予算におきましては、一般会計からの法定外繰り入れも初めて行くと。そのほか、さまざまな健康づくりの事業や医療費適正化対策には、取り組みはいたしますけれども、そういうことをやってもなお、財源不足が生じてしまいます。

ですから、そのためには、そういう財源を確保するには、結局は、一般会計からの法定外繰り入れで行うか、あるいは、国民健康保険の被保険者の方の負担をお願いするか、この二つの方法しかございません。

どちらにしても税金、一般会計ですと市民の皆さん全体の税金で賄っていただくと、国保税ですと国民健康保険の被保険者の方の税として負担していただくと、どちらかしかございませんから、その辺を今回の計画の中でも、どのようにするかということで、今回3月議会には、その税率改定等については、提案はできませんでしたが、平成24年度の決算状況を見て、計画は推計でございますので、実際、平成24年度の決算がどのようになるかということを見て、6月あるいは早めの臨時議会等で税率改定については、お願いしたいということで、その部分については、各公民館、あるいは、どの単位でなるかわかりませんが、住民の方への説明会を十分にしながら、理解を求めていきたいというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 私は、議案15号で特殊勤務手当が二つ廃止されますが、この特殊勤務手当については、職員を採用するときには、大体、採用段階でこの人はどこの分野とそういうのをあらかじめ決めるではないけども、この分野のほうが、働けるんじゃないかと、そういうことで採用していると思うんですよ。であれば、市職員という名前がつく以上は、ここに廃止の分も含まれていますが、12の特殊勤務手当がありますが、私は、これは職員であれば当然すべき職務だと思うんです。ですから、私は、このほかの特殊勤務手当も早急に見直しをお願いしたい。

それともう一つですね。これも職員の採用にかかわりますが、31号議案、ここに、採用のときの枕崎市職員のサービスの宣誓に関する条例があります。これ今、ちょうど改正になって議案になってきていますが、この中の最初の1ページに書いてある分ですが、全体の奉仕者となっているんですよ。市職員は転勤もないし、市以外に異動することは組合関係でしかないと思うんですが、これは全体の奉仕者じゃなくて、私は市民の奉仕者と言いかえるべきではないかと思うんです。

次に、教職員とか消防組合も組合が解消されて、中の文面も違ってくると思うんですが、教職員は転勤があります。ですから、これは、国民全体となっています。ですから、隣の市でも、何かおかしい、採用したとき、おまへは市民のための奉仕者だろうが。そういうふうにして、この条例を変えたと聞いております。ですから私は、ここの文は、市民と言いかえてもらいたいと思います。考察をお願いします。

○依積田義信議長 禰占議員。ただいまの質問は、意見としてとどめていいんでしょうか。答弁がいらいますか。

○7番 禰占通男議員 いや、ちょうど改正ということになっていきますから、できれば、この議会で言葉をかえてもらいたい。

○永留秀一総務課長 まず、特勤手当についてであります。特殊勤務手当につきましては、組合と協議を重ねてきているわけでありまして、他の市の例を参考にして、ほかの市にもないような手当については、廃止をしたいということで提案をして、協議をしてきておりますけれども、今回については、そのうちの二つの手当について協議が整ったということでありまして、今後も引き続き、見直しに向けて、協議をしていくということになっております。引き続き、廃止に向けた検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、今言われたサービスの宣誓の書式のことではありますが、これは全国どこもだと思わすけど、日本国憲法の文からきておりますので、その文を変えるというのは、大きな検討をして

いかないと、今議会でいきなりというのは、難しいんじゃないかというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 その話の内容もですよ、隣の市ですけれども、あんたはどこからだれに給料をもらっているのかと。そうしたら、新採用の人が「国です」と答えたみたいですね。市の職員、我々議員も市民の税金からもらっているわけでしょう。そうしたら、これは市だと隣の首長も言っているんですよ。ですから私は、そういうことも参考にして見直すべきじゃなからうかと思えます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○9番 沢口光広議員 消防業務についてですけど、南薩地区消防組合、3月末で解散と、もう1カ月後の4月1日から、本市単独で消防救急体制を運営していくわけなんですけど、消防署の署員、人員・装備品等は、今のままで十分やっていけるのか、増員する必要はないのか。

また、自治消防団との連携というんですか、効果的な活用等は考えておられるのか。

4月1日以降、万全な消防体制、これを維持していけるのかどうかお尋ねいたします。

○中村貢郎総務課参事 お尋ねの職員の人員の関係ですけれども、本市は、1市1消防署の体制でありまして、これまでの署員の数とほとんど関係なく、消防活動はできるものと思っております。

そのほか、本部体制としまして、消防団事務を消防本部のほうでやるということで、本部体制は署員が兼務する業務もありますが、本部体制を充実するために1名、事務職員を増員する予定であります。

今後の活動につきましては、ほとんどこれまでと変わりませんが、逆に、出動区域がこれまでの南薩地区消防組合としますと、枕崎市内だけに限られてきますので、消防活動は、維持できるものと思っております。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○依積田義信議長 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時36分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第105号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第102号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員久保愛子氏は、平成25年6月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑については会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことといたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

○依積田義信議長 討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第105号人権擁護委員候補者の推薦について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は、15人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

なお、牧信利議員は、登壇が困難と思っておりますので、議席において一番最後に投票させることにしたいと思っておりますので、御了承願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に4番今門求議員、5番清水和弘議員、6番茅野勲議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第102号は同意することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時47分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成25年3月4日)

平成25年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成25年3月4日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	牧 信 利 議員 (31ページ～38ページ)
		沢 口 光 広 議員 (38ページ～47ページ)
		立 石 幸 徳 議員 (47ページ～56ページ)
		禰 占 通 男 議員 (56ページ～64ページ)
		城 森 史 明 議員 (64ページ～74ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員	2番 立 石 幸 徳 議員
3番 豊 留 榮 子 議員	4番 今 門 求 議員
5番 清 水 和 弘 議員	6番 茅 野 勲 議員
7番 禰 占 通 男 議員	8番 城 森 史 明 議員
9番 沢 口 光 広 議員	10番 島 野 宏 之 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員	12番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員
15番 牧 信 利 議員	16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	俵積田 光 昭 書記
山 口 美津哉 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 氣 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 総務課参事	厚 石 賢太郎 総務課参事
東中川 徹 総務課行政係長	

午前9時29分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番牧信利議員、2番沢口光広議員、3番立石幸徳議員、4番禰占通男議員、5番城森史明議員、6番豊留榮子議員、7番清水和弘議員、8番吉松幸夫議員、9番今門求議員の順で行います。

牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○**15番牧信利議員** おはようございます。日本共産党の牧信利です。

1年ぶりの質問であります。昨年5月24日、緊急入院以来、1年になります。

本議会において、このように一般質問ができますのも、皆様からの励まし、御支援のたまものであります。心から御礼申し上げます。

今回の議会出席に際しましては、議長並びに議員の皆さん及び議会事務局の皆さんの多大なる御配慮の結果であります。心から感謝申し上げます。

まだ体力の回復が十分ではありませんが、当局の皆さんに御迷惑をかけることがあるかとも思いますが、よろしく願いいたします。

私ごとが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

最初は裁判問題です。

市長は、桜山東町用水路土地買収に関して裁判を行いました。この裁判は、善良な市民を裁判にかけるものです。この問題では、被告に何らの落ち度もありません。被告は、法に基づき、土地を買い、登記手続を済ませているものであります。被告には落ち度はありません。原因は登記手続を行わず、長年にわたって放置してきた市の怠慢にあります。それにもかかわらず、被告が市長と話したいと、その要望を出したにもかかわらず、これを拒否して、強引に裁判に持ち込んだものであります。

まず最初の質問は、鹿児島地裁での判決について、鹿児島地裁での判決はなされたとのことでありますが、裁判の判決はどのようなものでありましたか。判決文を朗読してお示しいただきたいと思えます。

2つ目は、裁判所の判断は、市の要求を認めているのでありましたか。具体的に示してください。

さらに、裁判所の判断は、市が裁判に勝ったのか、負けたのか、どちらなのか明らかにしてください。

この判決について、市長はどのような受けとめをされておられるのか、お尋ねをいたします。

市が裁判をすべき相手は、被告ではなく、市が売買契約をした_____氏ではないのか。裁判の相手を間違えているのではないのか。契約不履行ということについて、市長はどのように考えているのか。

以上の点について、まずお尋ねをしてみたいです。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 判決文の主文をお読みしたいと思います。

1、原告の主位的請求をいずれも棄却する。2、被告は、原告に対し、別紙物件目録記載3、4及び6の各土地について、平成5年7月27日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。原告のその余の予備的請求を棄却する。4、訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

以上が主文であります。

ちょっとこれでは、具体的にわかりにくいかと思しますので、わかりやすく説明申し上げますと、判決は、平成24年の11月8日に出されたものでありますが、その内容につきましては、市が主張していた平成5年7月27日時効取得を原因とした所有権移転登記手続を相手方に求めるものとなっており、大筋では市側の主張が認められたものとなっております。しかしながら、本件の対象となっている3カ所の土地18.31平方メートルのうち、1カ所の一部4.37平方メートルは、相手方が埋め立てを行っているところがあり、その部分については、市側の請求を棄却する内容となっております。

訴訟費用は、ただいまも申し上げたとおり、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余を、つまり4分の3を被告の負担とするというものであります。

私の受けとめ方につきましては、相手方が埋めた水路の部分について、市の主張が認められなかったのは、残念に思っております。

○15番 牧信利議員 市長自身は、市の主張は認められなかったということを今、明らかにされましたが、判決は棄却と。棄却というのはどういうことか。裁判所の判断するのは、原告である市の主張を認めるか、認めないか、その立場からの判断だと思いますが、棄却するという判決は、これは市にとって勝った裁判なのか、負けた裁判なのか。これを明らかにしてください。

○真茅学農政課長 市が勝ったか、負けたかという御質問でございますけど、今、福岡高裁のほうでまた裁判となっておりますして、一審では、先ほど市長のほうからありましたとおり、訴訟費用でいきますと、4分割して市が1、相手方が3ということで、勝ったとも負けたとも言えないんじゃないかなと考えております。

先ほど言いましたとおり、今、福岡高裁のほうで訴訟中でございますして、また、それがどうなるかということで考えているところでございます。

○15番 牧信利議員 高裁の判断待ちということですが、そもそも、その地裁判決を不服として高裁に持ち込んだわけでしょう。地裁の判断は、要するに棄却ですよ。地裁自体は、これは市の要求を認めないという立場から、棄却という判断をしたわけですね。

それで高裁に持ち込んで、何をしようとしているのか、この点を明らかにしてください。

○真茅学農政課長 先ほども市長のほうから申し上げましたけど、水路部分の一部、相手が埋め立てた部分が、市の主張が認められなかったということで、控訴したところでございます。

○15番 牧信利議員 埋め立て部分について認められなかったということで高裁に持ち込んだということですが、その埋め立ては、その埋め立てをすることについて、承諾したのは市じゃないですか。市はそれは拒否したんですか。明らかにしてください。

○真茅学農政課長 埋め立てている部分につきましては、市の承諾を得るとか、そういうことはしてなくて、相手が埋め立てたところでございます。

○15番 牧信利議員 その埋め立てについては、それは市が認めてないということ、相手が勝手にやったんだと、こういう答弁ですが、そういう市の了解なしに埋め立てを行った場合、市としては、どういう対応をすべきだと考えているんですか。

○真茅学農政課長 相手方が埋め立てたのに対して、当然、水路部分は市の所有であると考えておりますので、抗議すべきであったと思っております。

○15番 牧信利議員 埋め立てを黙認しておきながら、埋め立てが済んでからけしからんと。その問題を今度は高裁に持ち込むと。これはおかしいんじゃないんですか。

埋め立て時点でどういう対応をとったのか、明らかにしてください。

○真茅学農政課長 当時、平成11年ぐらいから14年ぐらいまでだったと思いますけれども、相手方と交渉しております。その過程の中で相手方は埋め立てていると思っておりますけれども、その当時は、当然、相手方といろいろその交渉をしてたという状況でございます。

○15番 牧信利議員 その埋め立てについて、被告のほうから埋め立てをしたいという申し出が

市のほうにあったのかどうか、確認しておきます。

○真茅学農政課長 相手方から埋め立てをしたいという申し出はなかったというふうに思っております。

○15番牧信利議員 申し出がなくて埋め立てが行われたということは、どういうことを意味するのか。市の考え方を明らかにしてください。

○真茅学農政課長 埋め立てられたことがどういうふうなことを意味するかというのは、ここではちょっとわかりませんが、先ほど言いましたとおり、当然、やはり抗議すべきであったと思っております。

○15番牧信利議員 今、市の言い分だと、被告は市の同意なしに埋め立てたということになるんですね。そういう場合に、どういう対応をすべきだと考えていますか。

○真茅学農政課長 先ほども申しましたけれども、抗議すべきであったと思っております。

○15番牧信利議員 埋め立て工事が始まったとき、市はどのような対応をしたのか、明らかにしてください。

○真茅学農政課長 もう何回も同じ答弁になりますけれども、抗議すべきであったと思っております。

○15番牧信利議員 抗議すべきであったと知っているというのに、しなかったわけだ。黙認したわけじゃないですか、本当は。違いますか。

○真茅学農政課長 これも先ほど申しましたけれども、相手方と交渉中であったところですよ。

○15番牧信利議員 埋め立てについて、どのような話を市はしたんですか。

○真茅学農政課長 記録でいきますと、埋め立てについての交渉をしたという記録はないところがございます。

○15番牧信利議員 実際、市は何もやらなかったわけだ。自分たちがその水路だと思っていながら、そこを埋め立てるという行為が行われていることに対して、皆さんがやるべき法的な手続はどのようなものがあると考えますか。

○地頭所恵副市長 今まで農政課長が答弁しておりますとおり、その間は所有権を枕崎市に移転する登記手続に応じてくださいという交渉をしていたわけですから、それを最優先に考えていたということだと思われま。

その埋め立てに関しましては、その水路の暗渠になっている部分の上部を埋め立てていたわけですから、水路の使用には支障がなかった状態であったわけですよ。ですから、特に、直ちに撤去等を求めるものではなく、まずは所有権の移転登記の手続に応じてくださいと。これについて優先的に交渉をしていたものと考えられます。

○15番牧信利議員 所有権移転の話は一部だったからやらなかったと、こういうことですね。つまりこれは、市が管理者としての当事者のやるべき仕事をやらなかったということですよ。

もし、不法な埋め立てが行われていたら、みずからの管理する部分について、その所有権を確保するために当然、普通だったら法的な手続をきちんととるべきだ。仮処分の申請をして工事を中止させるとか、裁判に訴えればできること。どこでもそれは普通やっていることですよ。それをやらなかったということは、いろいろ言いわけをするが、結局は黙認してきたと。そういうことじゃないんですか。

○地頭所恵副市長 まず、この土地につきましては、市が被告よりも先に取得をしていたということで、ただ、当然、私どもの落ち度がありまして、所有権の移転の登記手続ができていなかったというところが私どもの落ち度があったわけでございます。

ですから、相手方の被告の方に対しましては、その登記手続を、ぜひ、応じていただきたいということを最優先にお願いをしていたという経緯がございますので、所有権に基づいての交渉という意味では、登記手続をお願いするというのを優先的に交渉していたという経緯でございます。

○15番牧信利議員 登記手続を優先させていたというから、その結果が埋め立てになったと、埋め立てについて文句を言わなかったということになりますか。

○地頭所恵副市長 ただいまお答えしたとおり、まずは所有権の登記手続を早く実施するのが最優先だというふうに考えて交渉を続けていたということでございます。

○15番牧信利議員 土地の所有権というのは、当然、登記手続が優先すると思うんですが、市はそれをやってこなかった。そして、新たな登記移転が行われて、それで問題があったと。だとすれば、これらの問題の最大の原因は、市の行ってきた登記手続の放置、こういうところにあるんじゃないですか。実際は市の行政によって引き起こされてきた問題じゃないんですか。違いますか。

○地頭所恵副市長 その点については、以前からも申し上げておりますとおり、市が本来行うべきであった登記手続をしていれば、こういう紛争にはならなかったということは認識しております。

そういうことがございましたので、私どもとしては、まずは交渉によって、登記を移していただくということを最優先に交渉を続けてきたわけでございます。長年交渉を続けてきましたが、登記が移らない状態が続いてきていたと。その後、最近になりまして、相手方のほうから水路の水を流すなというような主張がなされたところでもございまして、このまま放置していくと取水に支障が出るような事態も考えられたということから、私どもとしては、訴訟により最終的な判断をいただいて、この案件について確定をさせたいということで、訴訟に踏み切ったという経緯でございます。

○15番牧信利議員 じゃあ、次の質問を行います、そういう市の引き起こした怠慢による問題を解決するため、今度は高裁に持ち込んでいくわけですね。ところで、この鹿児島地裁における訴訟費用は幾らですか。

○真茅学農政課長 訴訟費用につきましては、これ、裁判所のほうが確定すると、額については、聞いているところでもございまして、裁判所のほうにそういう幾らという額を出すように要請はしてないところでございます。

○15番牧信利議員 弁護士料は、弁護士に払った弁護士料は幾らですか。

○永留秀一総務課長 鹿児島地裁の裁判に係る弁護士に支払った費用としましては、16万5,750円であります。

○15番牧信利議員 弁護士には成功報酬というのを払うということになっているようですが、これは幾らですか。

○永留秀一総務課長 この裁判の案件に係る訴訟の終了後に支払うということになっておりまして、まだ支払いはしておりません。

○15番牧信利議員 今度の地裁判決は勝ったか負けたかわからないというのが当局の見解ですが、勝ったか負けたかわからないのに、弁護士に成功報酬というのは払うもんですか。

○永留秀一総務課長 まだ裁判は行われておりますので、成功報酬については、裁判が終了後に支払うことになっておりまして、まだ支払っておりません。

○15番牧信利議員 次の質問に移ります。

この桜山東499の1、この土地は固定資産税を引き下げているわけですが、その理由・根拠を明らかにしてください。

○山口英雄税務課長 固定資産税につきましては、通常、登記簿に記載された面積で課税するのが原則でございますけれども、地方税法の第348条第1項では、市町村は、国、都道府県、市町村等に対しましては、固定資産税を課税することはできないとされております。

また、同条第2項におきましては、無償で公共の用に供している用悪水路等については、その所有者がだれであるかにかかわらず、固定資産税を課税することはできないとされております。

こういったことで固定資産税の非課税の範囲が定められておりますことから、実際の課税事務に当たりましては、これらのことを十分考慮する必要があるところでございます。

今、お尋ねの桜山東町499番地1、それから498番地の土地につきましては、現在、市と相手方の間で所有権の存否等に関しまして、高裁で係争中となっているところでございますけれども、その一部に市が平成5年に設置いたしました水路が通っていること、それで、その水路が現在まで無償で利用されている状況にありますこと、また、平成12年度分以降の固定資産税につきまして、水路用地部分も含めまして、現在の土地名義人である訴訟の相手方に対し課税されていることが判明いたしましたことから、水路部分につきましては、法の規定に基づき非課税とすべきであるというふうに判断いたしまして、課税事務の適正化を図ったところでございます。

○15番 牧信利議員 桜山東町499番の1、この土地は、被告となっている____氏が現在の所有者ですが、以前の所有者である_____氏、当然、この土地を所有していたわけですね。当時から見ましても、この土地には道路が走っていた、道路沿いに水路があったわけですね。_____氏の所有していた時代にこれらの固定資産税について、どう対応されてきたのか、明らかにしてください。

○山口英雄 税務課長 課税資料につきましては、市の課税資料に限らず、市の保有する文書につきましては、保存年限というのが定められております。今、お尋ねの土地につきましては、現在確認できるところで平成12年度分以降の課税資料しか残っておりませんので、それ以前の課税情報につきましては、把握が困難なところでございます。

○15番 牧信利議員 実際、この土地には道路が走っているわけですね。それに水路が並行して走っていたわけですね。当然、課税に当たって今、課長が述べられたように、法的な対応をしているとすれば、_____氏所有の時代からこれらについての固定資産税について、引き下げ等の対応が行われていくのが当然だと思うんですが、それらがやられていたのか、いなかったのか。この点を明らかにしてください。

○山口英雄 税務課長 先ほども答弁いたしましたけれども、その前所有者に対して課税がされていたかどうかということにつきましては、課税資料が現在残っておりませんので、確認ができないところでございます。

○15番 牧信利議員 そういう資料が残っていようが、いまいが、それは課税すべきものであったのか、課税すべきでないものであったのか、判断は現時点でもできると思います。これはどうですか。

○山口英雄 税務課長 先ほども答弁いたしましたけれども、地方税法の規定によりますと、無償で公共の用に供されている水路とか、そういった土地につきましては、非課税とされておりますので、そういったことから考えますと、当然にその土地の名義人、個人の名義の土地にそういった水路とか、そういった公共の用に無償で供する土地がある場合には、非課税とされるべきだというふうに考えております。

○15番 牧信利議員 このような事例がほかにありますか。

○山口英雄 税務課長 今、このような事例という今、質問者の趣旨、どのような趣旨かはっきりと教えていただければと思いますけれども。

○15番 牧信利議員 市は、火之神住宅に通ずる市道、これの側溝部分と含めて、現在は中村商店がある部分ですが、この地主に対して、市道側溝部分を無償で提供しているわけですね。この土地の固定資産税は免除されているのかどうか。

○山口英雄 税務課長 今、お尋ねの件につきましては、今、この場で確認できませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○15番 牧信利議員 確認してもらって結構ですが、一般的に考えましてね、市道側溝というのは、公共施設ですよ。その部分を、その土地を全部、言うならば、隣接する地主に提供した、無

償で。これが市のやったことですよ。そういう、つまり、個人有地の中に市の公共施設である側溝が走っている。道路排水を処理している。当然、公共性があるものですが、普通考えると、水路と変わらないわけですね。だとすれば、普通に考えて、我々の一般常識から考えると、そういう施設に対する課税が行われるべきだと考えていますか。

○山口英雄税務課長 個人の名義の土地の上にそういった道路、あるいは水路といった公共の用に供する部分が、しかも無償によりましてそういった公共の用に供する土地がある場合には、当然、非課税にすべきものというふうに考えております。

○15番牧信利議員 それでは、また、この問題は後もってお尋ねすることにしますが、市のやっていることは、我々一般人から見ると、とても理解のできないことですね。つまり、桜山東499番の1、ここの固定資産税を免除すると。言うなれば、それは地方税法を根拠にして、それは正当化される。それはそれでいいですよ。であるとすれば、そのところだけに限らず、それに該当するものについて、きちんと同じ立場に立った対応をするのが当然ではないかと思うわけがあります。こういう点について、きちんと調査をしたことはありますか。

○山口英雄税務課長 質問者の趣旨が若干、わかりませんけれども、そういった個人有地で公共の用に供している土地について調査をしたことがあるかということでも申しますと、平成23年のときに実際には市が公共用地に使っている部分で、まだ諸般の事情により、登記名義が変更できてない部分という土地もないかという調査を行いまして、その部分については、発見できた部分につきましては、23年度に是正を行っているところでございます。

○15番牧信利議員 次の問題に移ります。立神中、立神センターに関する裁判問題です。

最近では裁判がなかなかふえてますね。今回のこの用地買収にかかわる裁判では、何が問題になっているのか。これを明らかにしてください。

○福元新財政課参事 今回の訴訟につきましては、登記名義人の相続人が所有権の確認をするために市を相手取って訴訟を起こしたものです。市としましては、裁判において、売買契約の相手方について問題ない旨主張していくつもりでございます。

○15番牧信利議員 立神中学校の用地買収、立神センターの買収に関して、土地代は幾ら払われているのか。それを明らかにしてください。

○福元新財政課参事 立神センターの用地は、昭和37年に1万2,578円で買収しております。

立神中学校の用地は、まず昭和58年に市道の側溝拡幅用地として1万2,000円で買収し、その後、平成4年に260万5,529円で買収しております。

○15番牧信利議員 その土地代は相手方には払われたんですか。

○福元新財政課参事 市のほうから売買契約者に払っております。

○15番牧信利議員 それは、ちゃんと領収書ももらっているんですか。

○福元新財政課参事 昭和37年、昭和58年につきましては、確認がとれておりませんが、平成4年につきましては、確認がとれております。

○15番牧信利議員 桜山東町の売買に関しては、土地代の支払いは金融機関を通じて行うということであったんですが、この立神中学校等の土地買収については、どういう方法で土地代は支払われているのか、お尋ねします。

○福元新財政課参事 先ほども答弁しましたように、昭和37年と昭和58年につきましては、いかなる方法で支払ったのかということにつきましては、確認がとれておりません。それで、平成4年につきましては、買収において代替地を、近くの畑を代替地において取得しますので、相手方のほうに先ほど申し上げました260万5,529円、代替地提供者に支払いをしております。

○15番牧信利議員 確かに金を払ったという証明があるんですか。

○福元新財政課参事 平成4年度分につきましては、あります。

○15番牧信利議員 そのほかのはないんですか。金の支払いをしたという証明は、どういうこ

とで明らかにできますか。

○福元新財政課参事 昭和37年、昭和58年、平成4年、3件とも売買契約書により確認ができております。

○15番牧信利議員 売買契約書を見ていません、わかりませんが、確認ができていますということですが、売買契約書では金の支払いはどういう方法でやるというふうになっているのか。代替地についても、売買契約書の中で明記されているのかどうか。この点を明らかにしてください。

○福元新財政課参事 売買契約書においては、支払い方法につきましては、いかなる方法で支払うかという点については記載されておりましたが、現在におきましては、金融機関において口座で振り込むということになっております。

○15番牧信利議員 相手方がどういう立場で裁判をされるのかわかりませんが、今の答弁を聞いていますと、そういう点での問題が当然、出てくるんじゃないかと思えますね。払ったのか、払わなかったのかわからないとか、それを明らかにする証明もない。こういうことだったら、当然、時間がたてば、新たな所有者が変わったりするわけだから、そういう問題が起こるのは当たり前ですよ。そういうことについて、きちんと手続を終えていくのが、行政の仕事じゃないですか。そういうことをやらなければ、どんなことでも、これから多くの裁判を抱えることになるでしょう。

それでは、お尋ねしますが、市としては、こういう基本的な事務処理について、さまざまな問題が現在起こっている。これらについて、きちっとした対応ができるような体制をつくるべきではないか、チェック体制を確立するのが必要ではないかと私は思うのですが、どのような考えですか。

○福元新財政課参事 未登記物件の解消につきましては、平成8年から市内各課の登記を一本化して、現在、財産管理係で登記事務を行っており、原則、所有権移転が完了した後に売買代金を払っているところです。

また、例として、補助事業などで年度末支払いをしなければならない事業において、抵当権抹消登記及び相続による所有権移転登記により時間を要する場合、未登記のまま売買代金を支払うことがある場合においても、未登記物件協議書を作成し、明らかに市に所有権移転登記ができることを確認してから契約するようにしているところです。

今後も売買及び交換契約などにおいて、所有権移転登記に関しましては、問題が生じることがないように契約を行いたいと考えております。

○15番牧信利議員 担当課の決意はわかりますが、組織的にそれをチェックする体制がなければ、結局、同じことを繰り返すことになるんじゃないのか。この点について、明確な対応策を明らかにしていただきたいと思えます。

○福元新財政課参事 先ほども申し上げましたように、所有権移転登記が完了した後に売買代金を支払っているということにつきましては、支出命令を出すときに所有権移転完了の登記済書を添付して、会計課のほうに提出して、会計課のほうはそのチェックをもとに支払いをしているところでございます。（「15番」と言う者あり）（「会計管理者」と言う者あり）

○依積田義信議長 会計管理者に答弁させます。

○箆原均会計管理者 ただいま参事が申し上げましたように、支出負担行為が行われますと、その後、支出命令が発せられますので、年度内に支払いが完了しなければ、決算が合わないこととなります。したがって、5月31日、出納整理期間中に支払いが完了するように、会計管理者としては催促なり、指導をいたしております。

○15番牧信利議員 年度内支払いが必要だと、こういうことですが、であればですよ、年度内支払いが可能な状態をつくらなければいけませんか。

例えば、桜山東町の場合を例にとりますと、売買契約では、登記手続のために登記前支払請求

書を出されている。それで支払いをされている。そういう手続があれば、支払いはいつでもできるわけですね。

この立神の場合が、立神中学校等の用地買収に関しては、どのような手続上から代金が支払われたのか。この点をお尋ねしておきます。

○福元新財政課参事 今回の訴訟の件につきましては、戦前ブラジルに渡航した登記名義人の親族と売買契約を締結しましたが、登記名義人及びその相続人がブラジルに在住等の理由で連絡がとれず、これまで所有権移転登記がなされていなかったものであります。桜山東町の用水路買収の事業とは原因が異なりますが、いずれも所有権移転登記がなされていなかったため、このような案件になったところでございます。

それで先ほども答弁しましたように、このようなことが生じないために、平成8年に庁内において登記の一本化を図り、現在、未登記物件がないようにしているところでございます。

○15番 牧信利議員 最後に市長にお尋ねしておきますが、今、お尋ねしてきた中でも、実際の行政事務の厳格さがきちんとされていないというのが一番の原因だと思うんですね。

市長自身は、こういう問題が再発しないように、どういう体制づくりを考えているのか。最後にお尋ねしておきます。

○神園征市長 今、財政課参事が答弁しましたようなその体制をしっかりと確認すると。そのことを徹底していくことだと思います。

○15番 牧信利議員 担当課の個々の職員の決意だけでこれは防止できないと思うんですね。組織的にチェック体制を確立するというのを明確にすべきだと思います。そういう点は考えていないんですか。

○神園征市長 今、担当課だけではなくて、先ほど会計課のほうからも答弁がありましたように、会計課のほうでもちゃんとチェックをしておるといふ、そういうチェック体制をしっかりと確認するというところであります。

○15番 牧信利議員 立神中学校用地買収時点においたって、それは会計課のほうはやってあったわけですから、それでもそういう事態が起きている。そういうのは、やはり、そういうのがきちんとして、体制的になされていないから、そういうものが出てくるわけですから、体制をきちんとするというのは、当然じゃないかと思うんです。どうですか。

○地頭所 恵副市長 先ほど財政課の参事が申し上げましたように、立神中学校、立神センターの買収につきましては、昭和37年、昭和58年、平成4年にそういう手続が行われまして、その時点で登記の手続ができていなかったということでございます。

それ以降、平成8年度からそういった事態が生じないように、先ほど財政課参事が申し上げるような所有権移転を確実に行った上で支払いをするという体制を整えたところでございますので、今後ともその体制をきちんとしていくような姿勢を続けることが肝要かと考えているところでございます。

○15番 牧信利議員 以上で私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○依積田 義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時35分 再開

○依積田 義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番 沢口光広議員 皆さんこんにちは、沢口光広です。

3月に入り、WBC野球大会が始まりました。日本代表の3連覇に期待したいものです。この

3月は、大相撲大阪春場所や春の全国高校野球大会、甲子園大会が開催されますが、いよいよ春到来という感じがいたします。

この枕崎市にあっては、商店街通り会メンバー等が中心となり、S-1グランプリ大会2連覇を見事に果たしました。関係者のこの2年間の地道な努力と、大会当日、現地に応援に行かれた多くの市民たちに改めて感謝したいものです。このS-1グランプリ大会の2連覇、優勝は目には見えませんが、今後、本市に大いなる経済効果をもたらすことと思います。

話は変わり、もうすぐ枕崎駅舎が完成いたします。近い将来、観光面において、枕崎市発展・繁栄のため、起爆剤になるものと期待しております。

そして、ことしは、メガソーラー建設工事が行われ、4月1日からは、消防・救急体制が本市単独で取り組んでいくことも決まりました。私は、今の枕崎は、行財政改革と夢と希望にあふれた活力あるまちづくり、この両面に努めていくことが大切だと思っております。

それでは、私から見た当面の諸問題4点について、通告書に基づき質問をさせていただきます。

私は、枕崎駅、火之神公園及び本市の幹線道路は、南国情緒豊かな花や木が極めて少ないと思うのです。市長はどのように思われておられるのかお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今、お尋ねになりました箇所ごとに答弁していきたくは思いますが、まず、枕崎駅構内には、フェニックスロベレニーやハイビスカス等が植栽されておりましたが、現在、工事中のため移植されておりますので、今後、工事の進捗に合わせて、また植栽されることになっております。

火之神公園は、国有林部分は、むやみに伐採や植林ができないため、松やハマビワ、タブノキ等が自生しておりますので、風情のある景観が保たれるような、松くい虫防除等対策に努めているところです。プールや駐車場等、市有地部分には、ワシントンヤシやソテツ、アジサイ、桜、ハイビスカス等を植栽し、管理しております。

都市公園や主要街路には、ワシントンヤシやフェニックスロベレニー、海紅豆、ビロウ、ツバキ、シマトネリコ、桜等を植栽しております。

また、国道270号、国道226号、国道225号には、ビロウやツバキ、シマトネリコ等が植栽されております。枕崎市内の都市公園や主要道路、火之神公園等には塩の害や強風に強く、温暖地に適した樹木を植樹し、管理をしております。

確におっしゃるような、枕崎は一見この緑が少ないように感じないでもありません。大きな都市と比べますと、道路等の幅が狭くて大木も植えられないといったようなことも原因しているかと思いますが、もっとできるところは緑豊かにしていければいいかと、こう思っております。

○9番沢口光広議員 JR最南端の始発駅・終着駅として全国の鉄道マニアや多くの観光客をこの枕崎の地に呼び寄せるには、今から述べる4点をもっともっと整備すべきではないかと思うのです。

1点目として、枕崎駅及び火之神公園に南国の花や木であるソテツ、ヤシの木、ハイビスカス、ツバキや桜、アジサイ等を植樹する必要があるのもっとあるのではないかと思うんですけど、市長の考えをまた、改めてもう一度、お尋ねいたします。

○神園征市長 今、申し上げたとおりでありまして、できるところにはそういった緑はふやしていきたいと、こう思っております。いろんな制約等もありますので、その兼ね合いを考えながらですね、やっていければいいと思っております。

○9番沢口光広議員 私は、西大山駅や釜蓋神社を見に行ったんですけど、正直言って、大したことはなかったです。ただし、観光客はいっぱい来ていますよね、火之神公園よりは。私は、枕崎駅、火之神公園を整備すれば、今言うた西大山駅、釜蓋神社より観光客はいっぱい枕崎に来てくれるものと思っております。観光客をやっぱり来さすには、事前の受け皿というんか、整備促

進、南国の花や木をもっともっと植えていくことを3カ年、5カ年計画でもよろしいので、ぜひとも検討をしていただきたいと思います。

枕崎から見た薩摩富士や立神岩、これはまさに風光明媚で、絶景であるかということを我々枕崎市民は知らなければなりません。私は、日本三大風景の一つである天橋立、安芸の宮島と西日本のいろんなどころに旅行に行きました。でも、ひいき目に見なくても、枕崎から見た薩摩富士、立神岩は壮大な景色であります。枕崎の先輩たちが、どうして枕崎の観光地化に力を入れてこなかったのか、七不思議の一つです。今からの時代は、観光面にも力を入れていく時代じゃないかなと思っております。

話は変わり、薩摩板敷駅及び白沢駅前は、雑草が生い茂り殺風景であるが、市または地元公民館などが定期的に花や木に水をやるという組織づくりが必要ではないのかと思われませんが、当局の見解をお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 薩摩板敷駅、それから白沢駅両駅のJR敷地の草刈りにつきましては、JRの責任において、定期的に除草を行っていただきますよう、毎年JRに対する要望会がございますけれども、このときに要望してお願いしております、JRのほうでは、駅の草刈りについては、JRの責任で対応するという事で御回答をいただいております。

駅周辺の民有地の草刈りにつきましては、これは当該土地所有者の管理責任となります。各地におきまして、JR駅前周辺等の美化活動を行っている事例がございますが、行政が声かけをして始めた取り組みにつきましては、なかなか長続きをしないと。駅に愛着を持った市民の皆さんが、自発的に始めた取り組みのほうは地道に続いて、成果をおさめているということで、JRそれから周辺市のほうにも聞いております。

実際に指宿枕崎線の沿線では、西大山駅、それから薩摩今和泉駅、西穎娃駅、それから水成川駅などで地域住民が清掃活動・植栽活動を行っておりますが、いずれも住民の自主活動でございます、活動を行っている方々は、自由な活動を目指しているため、極力行政の介入はお断りをしている状況であるというふうに聞き及んでおります。

本市におきましても、薩摩板敷駅、白沢駅両駅周辺の皆さん、住民の皆さんにこのような運動また機運が盛り上がりましたら行政としては十分な力添えというかたちで、その活動を支えていきたいと考えております。

○9番沢口光広議員 私は昨年、ディーゼルカーで山川まで一度往復、まあ、どのようなものかと思って乗車して行ったんですけど、指宿から塩屋駅まで、あの駅の、まあ停車する、外の風景見たら、やっぱりこの南国の花、アジサイなどを植えているわけです。肝心のこの白沢駅、板敷駅に来たら花が全くない、本当にもう殺風景だったです。今後ですね、地元公民館もしくはそういう有志等に働きかけて、花や木ですね、これをやる組織づくりを一度また当局のほう、検討していただければなと思っております。

そしてなお先日、新聞見たら東白沢のほうのJR、土砂崩れがあったということが新聞に載っていました。JR九州との期成会ですか、こういう話し合いの席上では、山川駅またこの枕崎駅の間、まくら木の交換とか、列車の通行するこの両サイドですかね、私も去年乗ったんですけど、やっぱり小枝とか竹のササが生い茂ってですね、もう電車のこの窓、パチンパチンと当たるわけなんですよ。これはもうやっぱり乗車客がけがをする可能性がある。だからそういう伐採のほうも、せっかく今度駅舎ができるわけですから、多くの、これまた枕崎市のホームページ等でも、PRしていくかと思われるんですけど、そういうやっぱり事前準備にJR期成会のほうに働きかけていただければなと思っております。

次に、幹線道路の加世田、川辺、知覧及び指宿方向への要所要所に南国の花や木を植樹するべきだと思いますが、予算化できないのかお伺いいたします。

○俵積田清文建設課長 国道・県道への植樹につきましては、市は道路管理者ではございません

ので予算化することはできませんが、国道225号と270号の交差点部の中原水産付近には、国道事務所より「手づくりさつま路計画」で植栽管理委託を受けて、四季ごとに花の植えつけを行っております。

○9 番沢口光広議員 以前、南日本新聞のひろばという欄に、ある女性の投稿記事が載っていたことがあります。その内容は、私は薩摩半島に旅行したことがなかったので、車で日置市、加世田市を通過して枕崎まで行きました。薩摩半島は常夏をイメージさせるすばらしいところであったが、幹線道路に南国の花や木が全くなくながっかりしましたという文章でした。

私としては、少なくとも加世田、川辺、知覧、顛娃などから枕崎市に入ったら、ようこそ枕崎へという看板を立てるなどして、要所要所に南国の花・木を植えてほしいと思っております。

次に、地元公民館や個人有志から、桜の木などの寄贈を募り、花渡川、馬追川、尻無川、中洲川の堤防沿いに植樹することはできないのか、お尋ねいたします。

○俵積田清文建設課長 花渡川、馬追川、尻無川などの河川の堤防沿いに植樹することにつきましては、県へも確認いたしました。河川堤防への植樹は堤防の弱体化など、治水上支障があるため、基本的には認められておりません。

○9 番沢口光広議員 市長も昔、急行列車で東京まで、学生時代、往復されたことがあるかと思えますけれども、こうしてまあ、旅行したら、やっぱり外の風景を見る。言ったらいかんけど、堤防沿いに桜の木なんか植えて、こう優雅な感じがするかと思うんですけど、ほかの市町村はそうやって堤防沿いに桜なんか植えておるわけなんです。だからそこら辺をもう少し、県と話し合うなどして、してもらいたいと思うんです。

一つの事例として、花渡川のジョギングコースに、ここにおられる皆さんが桜の木を1本ずつ寄贈した場合、皆さんの子供、孫、ひ孫は、20年後、30年後、桜の木の下で花見をしながら、これはおじいちゃんが寄贈した桜の木なんですと、じいちゃんの思い出話をしてくれることもあるかと思うんです。まあ、それもですが、とにかく花や緑は、我々に安らぎと心にゆとりを与えてくれるものではないかと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思えます。

続いて、買い物弱者対策について質問いたします。

本市に買い物弱者は何名ぐらいいると思われるか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 近隣に日用必需品等を扱う商店がなく、日常の買い物に不便を感じている、いわゆる買い物弱者については、まあ、どのように定義をするかで何名いるかも変わってくると思いますが、今のところ、枕崎市内に買い物弱者と言われる方が何名程度存在するかにつきましては、把握するための調査は行っておりません。

ただ、農林水産政策研究所というところが平成19年の商業統計調査と平成17年の国勢調査及び地域メッシュ統計を使って試算した食料品アクセスマップというのがございますけれども、これでは生鮮品販売店舗への徒歩でのアクセスが困難であるということ、生鮮品販売店舗から直線距離で500メートル以上であるということと定義づけをいたしまして、その人口割を推計しております。その推計方法によりますと、鹿児島県全域で生鮮品販売店舗までの距離が500メートル以上の地域に住んでいる人口が82万人で46.8%、そのうちの方で自動車を持たない人口が17万人で9.7%、生鮮品販売店舗までの距離が500メートル以上で、なおかつ、自動車を持たない65歳以上の人口が8万7,000人で、全人口の5%となっているところでございます。以上です。

○9 番沢口光広議員 私の調査結果では、本市に身体障害者の方、1級から6級までの方が1,852名おられます。そして70歳以上の方が、約5,900名いるのです。私は、タイヨーやニシムタなどに、スーパーによく買い物に行くんですけど、よちよち歩きの高齢者の方がタクシーに乗って買い物に来ている光景をよく見かけます。高いタクシー代を払って、野菜・魚・肉などの食料品を買って、重たいビニール袋・買い物袋を持ちながらタクシーに乗る姿を見て、哀れを感じ

ます。

先日、高齢者の交通事故が多発しているということが新聞・テレビ等で報道されました。70歳になれば、認知症も結構ふえておると。しかも70歳以上のお年寄りも、どうしても運動神経とか反射神経が鈍くなっており、交通事故も多発傾向にあるということを知っています。枕崎の場合は、バス等、交通機関等も不便ですね、本来であれば、運転免許証を返納しなければならない状態なんだろうけど、どうしても買い物等が、病院に行ったり、買い物等をするのが不便だから、無理してでも運転免許証を返納することなく車を運転している状態だと思います。

私、現在64、65になるんですけど、団塊の世代、あと5年たてばもう枕崎のあれは、もう70歳以上は7,000名を超えるということ、私の人口統計一覧表を見たら、そのような方が7,000名になると思います。

そのような中、薩摩川内市が移動販売事業を始めたということですが、本市としてどう考えるか当局の見解をお伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 薩摩川内市の移動販売事業につきましては、新聞報道等で承知をいたしているところでございます。本市としましては、今後またそのようなことにつきまして全国の取り組み事例等を参考にしながら、商工会議所等とも連携して、経済産業省や厚生労働省、農林水産省等の補助事業の活用策を検討していきたいと考えております。

○9番沢口光広議員 新聞記事には、薩摩川内市は2月18日、スーパーなどが近くにない買い物の不便地域を対象に、移動販売車を走らせるモデル地域を始めた。移動販売車で買い物支援に補助金を出す県内自治体で初の事業である。食料品や日用品など400品目を積み込んだ生協コープかごしまの移動販売車が巡回し、初期投資費用に300万円を補助した。食料品や日用品を買い求めた住民は、これまでは車に乗って、市街地に買い物に出ていたが、また妻も足が悪く買い物は大変だったので、これからは助かるということが新聞に載っていました。

話は変わり、JA南さつまが移動販売車ふれあい号を運営しておりますが、その実態を把握しておられるのかをお尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 JA南さつまが運行しているふれあい号は、月曜日から金曜日までの週5日間運行されておまして、巡回コースは曜日ごとに定められております。基本的には軽トラックを改造した移動販売車を1台で巡回しておりますが、利用者の多い地域を巡回する日は、野菜など常温保管の可能な商品を別の車に積み、2台で巡回する場合もあると聞いております。

枕崎には、毎週火曜日に別府校区の山崎、駒水、下山、松崎地区、金山校区の木口屋地区、桜山校区の道野、水流、湯穴、通山、松下、山口地区と枕崎支所を巡回しているということで把握しております。

○9番沢口光広議員 JA南さつま枕崎支所、ここに私、移動販売車ふれあい号の販売状況を見に行ったのですが、枕崎には、毎週火曜日の日だけ、1週間に一遍ですね、別府地区、桜山地区だけを回っており、軽四貨物に野菜・魚・肉類、その他、米・しょうゆ・洗剤・お花など、220品目を積んで回っております。1日平均約60人が物を買ってくれて、売り上げは五、六万ということでした。

私の住んでいた大阪の寝屋川のほうはですね、11月から3月ごろまでのこの寒い時期、18リットル入りの灯油缶を積んで、まあ車、雪やこんこ、あられやこんこ、このまあミュージックを流してですね、移動販売をしておりますが、女性や高齢者に大変喜ばれております。やっぱりこの年いった人や女性の人、やっぱり18リットルの灯油缶、これを持って運ぶのは大変だと思うんですよ。だからこの都会のほうも、この枕崎のほうも、そういうやっぱり今後は弱者対策を検討をしていくべきじゃないかと思っております。

続いて、NPO法人もしくは個人で移動販売事業を始めたいという希望者に対しては、補助金を出す制度は設けられないのか、お伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎市も買い物弱者対策に300万円ほどの補助金を出したらということ、まあ、金額はいかほどにしても市で出したらという御提案だと思いますが、買い物弱者対策事業に取り組みたいというNPO法人や個人事業者等が出てきた場合には、先ほども答弁いたしましたとおり、全国の取り組み事例を参考にしながら、商工会議所等も連携いたしまして、経済産業省等の国庫等の補助事業を活用する方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 まあ一度ですね、このJA枕崎支所、ここに毎週火曜日午後3時45分ごろ、必ずあの火曜日の午後3時45分ごろ、枕崎支所にこのふれあい号が来ますので、皆さんどういふものか、一度また現場に行ってみて状況を見られたらいいかと思っております。あ、このう、こういう、ここにパンフレット、これJA南さつま枕崎支所のほうにありますので、これを見たら何らかの参考になるかと思っております。

そして、私がなぜこの買い物弱者対策、この移動販売車にこだわっているかといえば、先週金曜日、枕崎市国民健康保険財政が火の車の状態であるというお話を聞きました。この買い物弱者対策の移動販売車の運営は、国保の大きな赤字を減らす起死回生の一つの方策にもなるのと違うかなと私は思うのです。というのは、人間、食料品、買い物するためには、外出しなければなりません。高いタクシー代やバスを使って買い物する以上、もうついでに風邪気味だから、きょうは腰と足が痛いから病院に行って飲み薬や湿布薬をもらっておこうと考えるのが普通の人間の心理だと思うのです。そのような中、食料品を積んだ移動販売車が家の近くまで来てくれるなら、高いタクシー代等を使わずに済むし、無理に病院に行かなくても、きょうは寒いし、自宅で静養しておこうかなというのがやっぱりお年寄りの心境じゃないかと思うのです。

そのような意味において、買い物弱者である移動販売車の運用は、枕崎市国民健康保険の医療費抑止対策にもつながるものと思っております。ぜひとも買い物弱者対策である移動販売事業のあり方を前向きに検討していただきたいと思っております。

続いて、行財政改革等について質問いたします。

本市の一般会計市債残高及び特別会計の借入残高の過去5カ年の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○本田親行財政課長 まず、一般会計の市債残高の過去5年間の推移について申し上げます。

平成19年度末残高が135億5,429万円、平成20年度末残高が129億0,017万5,000円、平成21年度末残高が121億5,309万1,000円、平成22年度末残高が118億4,253万9,000円、平成23年度末残高が113億8,936万9,000円で、平成19年度末残高に比べ、21億6,492万1,000円減少しているところでございます。

○依積田寿博下水道課長 公共下水道事業会計の過去5年間の事業債残高の推移につきましては、平成19年度末が44億2,765万2,000円、平成20年度末が43億5,650万7,000円、平成21年度末が42億3,730万4,000円、平成22年度末が41億6,713万8,000円、平成23年度末が40億4,948万7,000円となっており、平成19年度末残高に比べ、3億7,816万5,000円減少しているところでございます。

○9番沢口光広議員 国民健康保険のほうはどうですかね。統計、把握されておられますか。

○白澤芳輝健康課長 国保会計には起債はないわけですが、県の広域化等支援基金の貸付金2億5,000万円がただいま残っているところでございます。

○9番沢口光広議員 一般会計市債残高だけでも本市の1年間の当初予算を上回る金額であり、市民1人当たり約48万円ぐらいの借金をしている計算になるかと思っております。

昨年からは行財政改革特別委員会を設置して13回行われてきて、まあ近いうち委員長報告書が提出されるかと思っておりますが、私個人としては、いろんなことが論議されて有意義であったかなと思っております。あとはまあ市長や副市長が、我々議員の発言内容を精査して、廃止すべきは廃止、縮小すべきは縮小するなり、軌道修正を図っていただければと切に願っている次第であ

ります。

話は変わり、私は、行財政改革特別委員会で、今の時代、土地開発公社は廃止すべきではないかと発言してきました。そのような中、鹿児島県及び南さつま市の土地開発公社は、解散する方針であると先日報道されました。今の時代、本市に土地開発公社は必要であるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

○福元新財政課参事 土地開発公社の健全化につきましては、平成24年3月議会で提出しました土地開発公社経営健全化新計画方針資料、11月13日に開催されました行財政改革特別調査委員会での説明及び12月議会での一般質問で説明してきましたが、繰り返しになりますが、答弁いたします。

土地開発公社の経営健全化につきましては、平成28年度に進出企業が取得する予定の臨空工業団地1号用地について、簿価と売却価格との差額、約1億2,360万円を単年度で負担することは、財政的に与える影響が大きいことから、平成24年度から平成28年度までの5カ年における経営健全化計画を作成しており、この計画に基づいて取り組んでいるところでございます。

このような状況において、また、例として本市への進出予定企業から市による用地取得及び造成工事の要請があった場合、迅速に対応しなければならないことから、当面引き続き必要であると考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 本市の土地開発公社は、当分は維持していく必要があるとの回答でしたけど、本市の土地開発公社は、約3億6,000万円の財源不足というか、負債を抱えていると思われるんですが、解散することを検討する時期に来ていることは確かだと思うんですけど、この土地開発公社、これを解散した場合、将来負担比率は本市に何%ぐらい改善されるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 土地開発公社の解散に伴います負債額の解消につきましては、一般会計が負担しなければならないものでございます。

仮に、土地開発公社を解散した場合の将来負担比率についてでございますが、土地開発公社の負債額が減少する額に見合う額の一般会計の財政調整基金が減少すること、または、借入れが増加することが見込まれますので、基本的に相違はないものと考えております。

仮に、このような対応を行った場合、土地開発公社の負債額の負担によりまして、一気に多額の財政調整基金等の減少が見込まれることにより、計画的な財政運営に支障が生じることも予想されるところでございます。

○9番沢口光広議員 参考までに、これ私の考えなんですけど、土地開発公社を解散した場合、将来負担比率はこの3億、仮に5,000万として将来負担比率は7%ぐらい改善されるんじゃないのかと。単純計算で考えた場合ですよ。5,000万で1%と私は見込んでいるんですよ。その7倍、3億5,000万であれば、7%将来負担比率は改善されると思っておりますので、また参考までに。

○本田親行財政課長 ただいま答弁したところでございますけれども、土地開発公社の負債を解消する場合には一般会計が負担しますので、仮に土地開発公社の負債が3億5,000万円減少しましても、一般会計の基金が、その額に見合って減少しますので、基本的に将来負担比率の変動は見られないと考えます。

○9番沢口光広議員 先ほども申しましたように、鹿児島県、それと南さつま市はもう解散の方針が決まったと。だから今後、鹿児島県、また南さつま市の動向をですね、きっちりと把握していったらいいかなと思っております。

続いて、わたり制度について質問します。わたり制度は、いつから廃止になるのか、改めてお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 わたりの是正につきましては、給与関係の大きな課題でありましたが、職員組合と協議を重ねてまいりまして、平成25年4月1日から見直すことで合意をしております。

○9 番沢口光広議員 わたり制度を廃止した場合、わたりの対象者は何名であり、財政効果金額は幾らぐらい生じるのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 まず、わたり是正の内容について申し上げたいと思いますが、国・県からわたりに該当すると指摘されておりました5級の係長、参事補を4級に格付し、4級の主査を3級へ格付するという内容です。3級に格付された主査の職務については廃止をいたしまして、3級の主任と統一することといたしております。さらに、新たに課長補佐級の職務を設け、主幹として5級に格付をするということといたしております。わたり是正の対象者と効果額であります。対象者につきましては、5級に在級している職員が77名、4級に在級している職員が125名、合わせて202名が対象者ということでありまして、それぞれ4級と3級に4月1日付で降格をするということになります。

効果額についてであります。わたり是正に伴い降格をする場合は、降格前の現給を保障するという事でお願いをしております。今議会に給与条例の改正をお願いしております。現給を保障したといたしましても、わたり是正によって降格をした場合には昇給額が小さくなる、あるいは、最高号給に降格先の級が達した場合には、降格する前は昇給をしていた者が昇給をしなくなると、そういった効果がございまして、その差額が給料の効果額として出てきます。また、4級から3級に降格をした場合には、期末・勤勉手当の加算割合が10%から5%に下がりますので、期末・勤勉手当の効果額も発生いたします。

これらの効果額を合わせた平成25年度の効果額としましては、約1,223万9,000円ということで試算をしております。

○9 番沢口光広議員 4月1日になれば、主幹という役職が設置されるかと思うんですけど、この級別標準職務表と、それに合わせて、4月1日からの新たな給料表、等級と号俸一覧表ですか、これもできているかと思うんですけど、それは後日資料要求できますでしょうか。

○永留秀一総務課長 4月1日現在の級別の職員数というのは、人事異動によって確定をいたしますので、現時点で各級ごとに何名ということは資料要求をされてもお出しすることはできません。

それから、給料表についてであります。給与条例で給料表を規定してありますけれども、このわたりの降格者につきましては、降格をした場合に3月末で受けていた給料を下回るようになる場合には、給料表の額を適応するのではなく、前、もらっていた給料の額を適用するという事で現給保障をするという条例の改正をお願いしているところであります。

○9 番沢口光広議員 世の中には、信義誠実の原則という大前提が、我々が生活していく上において、信義誠実の原則というのがありますんで、また、わたり制度の、この適正化に向けてよろしくお願ひいたします。

続いて、国や県に対して、公共事業などの予算獲得の強力な陳情や要望を行っているのか、お尋ねいたします。

○依積田清文建設課長 国や県に対しては、川辺地区総合開発期成会等並びに南薩地域土木事業連絡会等を通じて要望を行い、予算獲得に努めております。またこれ以外にも、市長は、国土交通省の所長に峯尾峠の改良工事の継続や、知事にも南薩縦貫道の早期着工の要望を行うなど、機会あるごとにさまざまな働きかけを行ってきております。

○9 番沢口光広議員 本市の平成25年度当初予算は、96億9,010万円であります。現在の本市の経済状況等から財源確保は極めて厳しい状況にあり、本市の身の丈に合った行財政運営をしていかねばなりません。

先日、テレビを見ていたところ、大分県の多くの人たちが、大分出身の国会議員衛藤晟一氏に対して東九州高速道路の早期開通に向け、強烈な陳情を行っていました。それに伴い、衛藤氏は早期実現を果たすべき政府当局に、命令口調でお願いの電話をかけている光景を目にしました。

やっぱり、どういうんですかね、枕崎市は例のごとくこの予算も少ないんですけど、国や県に対して、やっぱり強力な陳情・要望を行っていく必要があるかと思うんですよ。

先日、鹿児島県の2013年度の主な取り組み事業が新聞に載っていました。私の思い違いかもしれませんが、伊藤知事は、大隅半島や奄美大島、屋久島などの離島に重きを置いた予算計上をしているような気がしてなりませんでした。

今のこの枕崎の予算を見た場合、ことしの予算を見た場合、県の防災ヘリポートの整備に単独事業として、9,999万7,000円、約1億円を予算計上されておるわけですが、私から見てこの防災ヘリは、この防災ヘリポートは県のものであるから、本市が丸抱えすることなく、県が2分の1なり3分の1なり少しでもこの補助金を出すべきだと思うのです。当局の見解をお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 今回、空港の廃止に伴いまして、整備されるヘリポートは公共用ヘリポートということでございまして、県の防災ヘリのみが運行を行うヘリポートではございません。一般のヘリを持っていらっしゃる方も自由にこちらのほうに飛んでこられるというかたちでございまして。県の防災ヘリの基地機能を枕崎のほうに誘致をしたという経過がございまして、財源の負担等につきましては、今回、枕崎空港を廃止したのは、枕崎の財政のほうに与える影響が大きいということで市の判断で廃止をいたしましたので、特に御相談は申し上げてございません。

○9番沢口光広議員 ある情報ではですね、大隅半島は、国会議員や県議会議員、市議会議員等が一致団結して、まあ議員連盟ですか、議員連盟等をつくり、国や県に陳情を行っているということです。薩摩半島も、この日置市、指宿市を初め、枕崎市、南九州、南さつま、ここら辺が一致団結して、この薩摩半島の観光面、経済・文化・交流面、それと公共事業等を国・県に強力にやっぱり陳情していくべきは陳情していくべきだと思っております。

○神園信二企画調整課長 建設課長からも御紹介がございましたけれども、南薩地区の総合開発期成会等におきましては、項目としまして、各省庁にわたる項目、60項目以上だったと記憶しておりますけれども、市長も一緒に各首長、周辺の南さつま、南九州、指宿市、そして枕崎市この首長の皆さん、それと、議長の皆さんと一緒にしまして、各予算の要求時期につきましては、国の省庁街を、ずっと関係省庁を回りまして、予算要求、予算の要望活動を行っておりますとともに、地元選出の各国会議員の先生方のほうの事務所をお訪ねしまして、強力に予算獲得の要望活動を行っております。

また、南薩縦貫道等の要望活動につきましては、本市の市長が会長になっておりますので、市長が先頭になりまして、各省庁、それから各国会議員、それと国の大臣のところを回りまして要望を繰り返しております。で、これらにかかわりませず、市長のほうにおかれましては、それぞれ重要な行政課題につきましては、予算を国、それから国会議員の皆様方に要求する必要がある場合におきましては、個別に足を運びまして、本市の事情を説明して、要望活動を繰り返しているという状況でございます。

○9番沢口光広議員 この枕崎市は合併もしておらず、合併特例債、過疎債、こういうのももらわずに頑張っておるわけです。そして、そのような中、枕崎市は農林水産業、畜産業等もあるわけですが、高額予算を伴うものについては一覧表等をつくり、強力に今後とも陳情等、頑張っていってほしいなと思っております。

続いて、最後のほうに金山小学校の統廃合問題について質問します。統廃合に向け、今後どのような取り組みを行っていく予定なのか、お尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 先日の議会全員協議会でも、スケジュールをお示ししましたが、今月上旬に、金山小学校と桜山小学校の保護者に対しまして、統合に係る説明会を実施いたします。

また、既に金山小学校と桜山小学校では、平成26年度の統廃合に向けた平成25年度教育課程の編成作業に着手しております。それらの計画に基づき、平成25年度を金山小学校統廃合準備

年といたしまして、仮称ではございますが、金山小学校閉校実行委員会を立ち上げるなどして、統廃合に向けたさまざまな取り組みが実施されていくことになります。

○9番沢口光広議員 ここを具体的に聞いていきますけど、金山小学校区の0歳から12歳の児童は何名いるのか。また、金山小学校が廃校になるということで、地元住民の強力な反対等はなかったのか、お尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 平成24年1月現在の児童等の動態数を申し上げます。0歳1名、1歳1名、2歳3名、3歳0名、4歳4名、5歳2名、6歳4名、7歳から小学1年生でございますが、7歳2名、8歳1名、9歳5名、10歳1名、11歳7名、12歳2名でございます。

また、地元住民の方々の意向についてでございますが、金山小学校区学校在り方検討委員会の協議の中では、さまざまな御意見がありましたが、最終的には、保護者の意見を第一に尊重し、統廃合やむなしということで、まとまったところであります。なお、検討委員会のまとめについては、既に金山校区全世帯に配布してあります。なお、金山公民館については、依頼により2月27日に特別に説明会を開催し、25人ほどの出席があったところであります。以上でございます。

○9番沢口光広議員 金山小学校は複式学級、複式学年を実施しているが、26年度桜山小学校に統合されることに伴い、桜山小学校及び同校の子供たちに順調に溶け込めるように、授業等の交流を積極的に図っていく対策は計画しているのか、お尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 金山小学校と桜山小学校との交流については、これまでも小中一貫教育の小・小連携の中で、ともに集団宿泊学習をしたり、合同事業をしたりして、積極的に進めているところであります。今後さらに円滑な統合に向けて、先ほども申し上げましたが、平成25年度の両校の教育課程編成作業を進めているところであります。以上でございます。

○9番沢口光広議員 時間がないので、項目の5番、6番をお尋ねします。

金山校区の方から金山小学校が統廃合されることにより金山小学校の伝統行事、緑の少年団活動、わんぱく塾などがなくなり、一段と過疎に拍車がかかるのではないかとという相談を受けました。この伝統行事は何らかのかたちで継続していく必要があるのではないのかと思います。

そして、項目6番目、金山小学校の跡地、空き校舎を今後どのように有効活用を図っていこうと考えているのか、最後にお尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 学校の教育活動については、基本的に学校が年間を見通して計画することであります。したがって、さきの議会全員協議会でも申し上げましたように、緑の少年団活動や、わんぱく塾等の金山小学校ならではの活動は、今後、学校及び地域が主体となって見直しを図りながら、できる範囲で活動を存続し、地域に根差した教育活動を大事にしていく考えであります。

○9番沢口光広議員 この跡地有効活用をお願いいたします。

○三島洋台教委総務課長 金山小学校統合によって生じます跡地や空き校舎につきましては、今後、地元の要望等も踏まえまして、新たな文化・交流の場として、また、そのほかの活用策について検討・協議してまいりたいと考えております。

○9番沢口光広議員 これで、私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○2番立石幸徳議員 通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。

国保中央会が最近作成しました「国民健康保険の安定を求めて」という文書の中で、全国の市

町村国保の現状と課題をまとめております。

まず、平成22年度の実績におきまして、全国の市町村国保は、実質赤字が約4,000億円で、国保加入者の4割は無職者となっております。この無職者の割合は、昭和36年度の国民健康保険制度発足当時の4倍以上にふえているのであります。

農林水産業者や自営業者の保険と言われて、昭和36年度は全体の7割を占めていた農林水産従事者や自営業者は、現在では全体の2割にも届かない18.6%となっております。高齢化の進展や産業構造の変化により、今や国保は無職者と被用者、つまり、非正規雇用者の保険に変貌しております。このことが国保の構造問題の一つである所得水準の低さにつながっているわけであり、

そして、本年1月31日、厚生労働省が発表した平成23年度の全国市町村国保の財政状況では、3,022億円の赤字で、赤字決算補てんのため3,508億円の市町村一般会計からの法定外繰り入れがなされております。

本市におきます国保財政の最近の状況は、平成22年度決算において、約2億3,200万円の赤字となりました。平成23年度は、国保税の値上げにより約8,200万円の増収がなされたものの、結果におきまして、平成23年度の決算は、約1億4,200万円の赤字となったのであります。

こういった状況を受け、市長は、昨年5月28日、次のように述べております。県への広域化等支援基金貸付金2億5,000万円の償還と合わせて、約4億円の財源を確保しなければならない。さらに、今後も単年度財源不足が続くと考えられることから、この改善に向けて、総合的かつ長期的な対策を講じなければならない。市としては、平成24年度中に医療費、後期高齢者支援金、介護給付金の項目ごとの歳入歳出について、これまで以上に詳細な分析を行い、可能な限り、正確な将来推計を立てたいと発言いたしております。そして、これらの財源不足の解消に向けて、さまざまな角度から検討し、長期的な国保財政健全化計画を策定すると述べたのであります。

こういった経緯を踏まえ、去る3月1日の3月定例市議会全員協議会におきまして、平成25年度から平成27年度までの枕崎市国保財政健全化行動計画案を概略説明されたところであります。

私は、まず最初に、この健全化計画を策定するに当たり、医療費などの基礎要因をどのように推計し、財源不足額は幾らになると見通しされたのか。市議会本会議におきまして、市民の前に明らかにしていただきたいと思っております。

限られた時間内での一般質問ですので、できるだけ簡潔に、かつ、的確な答弁をお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 詳細については、担当課長が答弁いたしますが、概略、私のほうの答えを申し上げます。

本市の国保財政の状況は、1人当たり医療費や後期高齢者支援金、介護納付金はふえ続ける一方で、厳しい経済・雇用情勢を背景に、保険税収入の確保は一段と厳しさを増し、結果として、平成22年度、平成23年度は多額の赤字決算となり、平成24年度においても、赤字が見込まれること、このまま何らの対策も取り組まなければ、平成25年度以降においても単年度収支の赤字が見込まれることに加えて、平成25年度から県の広域化等支援基金貸付金の償還も始まります。基金貸付金というのは、これは借金でありますから、借金は返さなきゃいかん。したがって、これらの多額の財源を確保することが重大かつ喫緊の課題となっております。

このような深刻な国保財政の現状を踏まえ、本市の国民健康保険を将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度として維持していくために、このたび国民健康保険財政健全化行動計画を策定し、その目標達成に向けて、さまざまな対策に取り組むものであります。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険財政健全化行動計画の策定に当たりまして、歳出項目の中で

大きな割合を占めます保険給付費の推計につきましては、まず、その基本となります被保険者数を本市の住民基本台帳や国保被保険者の年齢構成状況等をもとに推計を行いました。また、1人当たり保険給付費につきましては、平成21年度から平成24年度までの保険給付費の実績により算出された保険給付費の伸び率等を勘案して、各年度の一般被保険者数及び退職被保険者との数にそれぞれの1人当たり療養給付費、療養費、高額療養費を乗じて推計してあります。

他の歳入及び歳出の項目ごとの推計方法は、行動計画の案に記載してございますので、御承知をおきをお願いしたいと思います。

また、財源不足額の予測についてでございますけど、現在の行動計画案の中で、平成24年度の決算見込み額を約3億3,200万円と見込んでおります。これと合わせまして、平成27年度までに約10億0,100万円の財源不足となる見込みでございます。また、平成25年度から平成27年度にかけて、さまざまな対策を取り組むことによる財政効果額の見込みを約4億7,200万円と算出いたしましたけれども、それでもなお、平成27年度末において、約5億2,900万円の財源不足となる見込みでございます。

○2番立石幸徳議員 全員協議会で資料もいただき、若干の説明も受けておりますが、結論から先に申し上げるのもなんですけれども、かなり楽観的な推計になっているんじゃないかという感じを持っております。そこで、一つ一つ、逐一お尋ねする時間は到底ないんですけれども、大きな部分です、なぜ、こういった推計になっているのかということをご一般質問でお答えいただきたいんです。

まず、医療費の関係、確かにですね、医療費の推計というのは、非常に不確定な要素部分ですから、かなり困難性といえましょうか、難しいものがございます。それだけに国保運営というのは、当然ながら、将来見通しというのがなかなかでき得ない。いつ何どき、いろんな伝染病とかいろんな病気が発生するかもしれない、そういった状況にあるわけですのでね。ただ当然、実績を踏まえて、いろんなかたちで推計はしなければならない。国保自体が出来高払い制ですので、何といたっても事後のといえましょうか、後追いといえましょうか、そういったやった結果を会計で処理していくという仕組みになっていますから、なかなか将来見通しを立てて取り組むということは、ちょっと重ねての発言になりますけど、難しいんです。

しかし、まず、大きな部分です、この平成27年度から制度改正が予定をされておりますこの共同事業の関係、この共同事業がですね、この財政見通しでは、交付金が13億円、まあ、端数は省きます。それから、納付金のほうがですね、11億9,000万円、約、この平成27年度からの制度改正でこの共同事業部分、本市にとっては、1億円以上のプラス要因になっているんですね。ただ、現在の共同事業は、医療費30万以上が対象になってますが、これ27年度から1円以上の医療費がすべて共同事業ということで、その見通しがですね、1億円以上、本市の場合はプラス要因になっていくんです。これ、1億円というのは、なかなかですね、これがちょっとでも見通しが狂いますと、大きな影響を及ぼすんですね。この27年度以降の共同事業の推計といえましょうか、この根拠をお答えいただきたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 ただいま御指摘のとおり、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象医療費が1円からということになります。この部分につきましては、鹿児島県の国保指導室のほうから平成27年度の保険財政共同安定化事業の試算ということで、それぞれ交付金見込み額とそれと拠出金額の見込み額が昨年8月の国保主管課長会議の席上示されております。その数値をこの行動計画の中には出してございまして、この対象となっている、その推計となる年度が平成22年度の医療費を対象としてありますので、時間的なタイムラグがありますから、将来的にその数字がというのは、現在で試算として出される数字であることから、その試算の内容を行動計画の中に盛り込んだところでございます。

○2番立石幸徳議員 医療費についてもですね、本市の場合は、全国的なデータが出ている医療

費の中で、平成22年度、全国の1人当たりの医療費は平均で28万5,000円ぐらいなんです。鹿児島県が22年度の平均1人当たり34万6,000円。枕崎は41万5,000円なんですね。かなり全国レベルと比較しても、本市の医療費が非常に高い。そして、地域差指数においても、かなりの高い医療費になっている。この医療費の分析は、これから詳細な分析をやって、細かい対応をしていかなければならないと思います。

で、最後のところで、これから取り組むべき保健事業、あるいは、いろんな財政健全化のための対応もですね、後で聞きますが、その対応にしても非常に甘いといいたまいますか、かなり楽観的なその効果額も出されているんじゃないかと、とりあえず全体的にこの財政計画の私なりの感想を言わせてもらって、要は、精一杯うまくいった場合の財源不足としましても、5億数千万程度の財源不足分をどういうふうにするか。その前にこの5億数千万円の財源不足も前提として、後期高齢者支援金分、そして、介護納付金分の調整は、早期に対応した後のこの財源不足なんですね。

そこで、この税率改定をどのような対策でもってやるかということについては、この財政計画の中で書かれているのはですね、国保税の今後の見直し方針、3点ほど出されております。1点目が各課税区分の限度額は、平成25年度以降も法律に準拠して改定する。2点目が、今後歳入不足が見込まれる後期高齢者支援金分、介護納付金分の解消を図るため、早期に税率改定を実施する。そして、3点目が、医療給付費分については、毎年度税率改定の検討をする。これが今度の計画なんです。

で、確認の意味も含めまして質問をしておきますが、この2点目の後期高齢者支援金分と介護納付金分については、平成25年度以降、それぞれ後期高齢者支援金分1,800万円、介護納付金分1,600万、合わせて年度で約3,400万を調整して、平成27年度までの3カ年分、1億0,200万円になります、この分は早期に解消するということですから、次の6月市議会等で税率改定案を出すと、こういう確認をしてよろしいんですか。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険税の税率改定につきましては、平成24年度の決算の状況を見て、その改定率等の判断をしたいということから、本年6月議会、あるいは早めの臨時議会において提案したいというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 1項目の課題であるこの後期高齢者支援金分、介護納付金分ですね、約1億0,200万円を、財源不足に対応すると。そして、一般会計のほうからですね、最初に市長も説明があった県からの借金、約8,300万円ずつ、3カ年で2億5,000万円を繰り入れると。これは予算のあらまし等でも県への貸付金を返すというような説明になっておりますけど、根本の原因は国保財政の赤字ですよ。これは、何も県からですね、国保財政運営のために借りなければならない金じゃなかったんです。当局の手違い・間違いにおいて、そういったものをせざるを得なくなった。まあ、国保財政上の赤字ですよ。ですから、この分はきっちりと一般会計からの法定外繰り入れなんです。

で、そういった対応をしていって、残り、計画からいきますと、5億2,900万円の財源をこの国保税の医療費分で全部賄うのかですね。あるいは、さらなる一般会計からの繰り入れをせざるを得ないのか。この辺がかなり政策的に非常に検討しなければならない部分だと思うんです。

そこで、私はこの5億2,900万円をですね、国保税の医療費分で全部対応するとなると、どの程度の国保税値上げになるのか、これを私なりに試算してみますとですよ、ちょうど2年前の国保税値上げ、平均で1人当たりが1万1,393円、1世帯当たりが1万9,531円、これが2年前の平成23年度の国保医療費分の税率改定です。そうしますとね、この2年前の税率改定で八千数百万円しか出なかった、この率を、大ざっぱに言いますとですよ、大ざっぱに言って、今回の5億数千万の赤字埋め合わせに持ってきますと、税金値上げ約6.5倍、6倍以上の税率値上げをしないと、この財源不足は解消できない。6倍ということになりますと、1世帯当たり約、平均で

12万円以上なんです。

そこで、計画では毎年度税率改定の検討を行うということなんですけれども、具体的にはどういった組織なり、どういったかたちで検討するのか。この検討方法について、詳細に説明をいただきたいんです。

○白澤芳輝健康課長 税率改定をどれぐらいにしないといけないかというのは、やはり、前年度の決算状況を見てということになりますので、その中で関係する健康課、税務課、また、当然、トップを交えまして、財政を含めまして、その中で検討するという事になると思います。

○2番立石幸徳議員 まだ、厳しいとらえ方がなされてないような感じを持つんですよね。つまり、足りないからそっくりそのまま被保険者にぶつけろというような感じで持っていますと、これは本当に本市の国保事業は破綻するんじゃないかという気を持つんですよ。だから、従前どおりのやり方ばかりでは、この国保税値上げというのは、なかなか本当に関係住民に理解が得られるのかという心配を持ちますのでね、お尋ねするわけです。本当にこの国保税に関しては、初日にも各議員からも出されたように、住民はみんな悲鳴を上げているわけですね。

で、その前に、本市のこの国保税の保険料水準、これをどう見ているか。この点も確認させていただきたいと思うんですが、本市の実態として、この財政健全化計画の中にも書かれているように、平成23年度の本課税時点でモデル世帯、これは夫婦2人と子供2人、課税所得が200万円、固定資産税4万円のモデル世帯で、鹿児島県内19の市の中で、本市は高いほうから12位というような書かれ方がしております。しかし、調定額になりますと、19市中2位、これが1人当たりですね。1世帯当たりでは、調定額が19市中3位という状況なんです。

なかなか保険料、あるいは保険税のこの比較というのは、いろんな試算によってですね、かなり食い違ってくる部分もあります。そこで、厚生労働省のほうがですね、これまでは、市町村国保の保険料・保険税を比較する際には、1人当たり保険料調定額を用いていたわけなんですけれども、これでは所得の高い保険者は調定額が高くなる傾向があるということで、昨年9月、平均所得者の保険料水準を示す標準化指数、こういったものを作成して、全国の市町村国保共通で保険料水準を比較できるようにしております。この指数も完全なものとは言えないと思うんですが、参考になることは間違いない。で、この指数がですね、1より大きければ、全国平均より保険料水準が高い。1より小さければ、水準が低いというような標準化指数。本市の場合は、この指数からいくと具体的にどういった指数が示されてきたのか、お尋ねをいたします。

○白澤芳輝健康課長 標準化指数をお答えいたします前に、行動計画の基本方針の中でも早期に国保財政の単年度収支の均衡を図るということを考えておりますので、5億2,900万、平成24年までの赤字の3億3,200万はまず置いて、25年度から27年度までの単年度収支の均衡を図りたいと。ですから、そこで、まだ、財政効果額を差し引いたその残りの部分は1億9,700万円ですので、その部分の医療給付部分についての税率改定を考えたいということですので、そういうところで御理解を願いたいと思います。

また、標準化指数につきましては、国から示されておりますのは、枕崎市の場合0.900という数値になっています。

○2番立石幸徳議員 前段のほうで健康課長がお答えしたところは、それは私はもう理解した上でお尋ねしてるつもりなんですよ。つまり、3年間トータルでですね、幾らになるのか。それはもちろん、単年度、単年度、きちっとしていくのは当然のことです。

これは後の一般会計繰り入れとも関連しますけれども、国保事業というのは、被保険者が流動しますので、その単年度、単年度、きちっとはじめをつけてもらわないと、後もってその赤字を引きずると、はっきり言って、関係のない被保険者が飛び込んできたら、以前の赤字分をその被保険者は被害をこうむるといいますよ、そのものに入っていく可能性がありますからね。だから、単年度、単年度、きちっとしておくのは当然のことなんです。しかし、本市はそれをし

てきてこなかったじゃないですか。赤字って、23年の決算にしても、副市長も当時の健康課長も繰上充用はよくないって言いながら、連続繰上充用して、今度もまた3年連続繰上充用になっていくんですよ。ですから、国保の被保険者は間違いなく流動しますから、そうしますと、単年度できちっと精算をしていく、その考えが健康課長が言われたとおりです。ただ、この計画に示された3年間トータル部分では、何ととっても5億数千万の不足額、これを3年間トータルで税金でカバーするとなると、6倍以上になっていくわけですよ。

そこでですね、今回、初めて本市が対応しましたこの一般会計からの法定外繰り入れ、この点について、見解を聞いていきたいんですが、私自身は、一昨年7月1日の平成23年度国保会計補正（第2号）予算における国保税の税率改定案に対しまして、賛成討論をする中でですよ、本市の今後の国保財政運営においては、被保険者の保険税負担をできるだけ抑えるために、一般会計からの法定外繰り入れを検討するよう、強く申し上げたつもりです。

冒頭申し上げましたように、平成23年度全国レベルにおきましても、約3,508億円の法定外繰り入れが実施されております。で、平成22年度でもですね、約3,980億円の法定外繰り入れ、これは全国ベースの集計なんですね。

この法定外繰り入れというのをちょっと、歴史的に調べてみますと、全国的には平成10年度以降、この3,000億円台でずっと推移してきております。先ほど申し上げた平成22年度がですね、過去最大の3,980億円が全国の法定外繰り入れの過去最大の繰入額と。ちなみに、この法定外繰り入れに対する法定内といいたいまいしょうか、法定上にとった繰り入れもですね、例えば、保険基盤安定繰入金、あるいは、財政安定化支援事業、こういったものも平成20年度以降、増加してきております。平成22年度は非自発的失業者への軽減制度が導入されました。で、応能・応益割合にかかわらず、7割・5割・2割軽減が実施されるようになってですね、保険基盤安定繰入金、前年度比、実に11.6%、1割以上の増加で、4,342億円がこれは全国ベースの保険基盤の繰入額、その他財政安定化支援事業を合わせて法定内の繰り入れも7,592億円です。この法定分と法定外分をですね、合わせますと、実に1兆1,600億円が、これが全国の国保会計の繰り入れなんです。これは保険料・保険税収入の2兆9,800億円と比較するとき、非常にですね、対比したときに、この繰り入れというものは、法定・法定外にかかわらず、大きくなってきている。

そこで、この法定外繰り入れを本市が初めてですね、取り組む際の基本原則といいたいまいしょうか、基本的な考え方をどのように整理をされているのか、お尋ねをしておきます。

○本田親行財政課長 国保会計に対する財政援助的な一般会計からの繰り出しについては、国民健康保険制度及び事業の趣旨から、保険基盤安定制度にかかわる経費、事務費及び出産育児一時金に係る経費、一般住民を対象とする保健事業にかかわる経費の一部並びに財政安定化支援事業に係る経費を除き、行うべきではないとの基本的な考え方が国、県から示されているところでございます。

本市におきましても、この基本的な考え方に基づいて、これまで一般会計からの繰り出しを行ってきたところです。今後におきましても、この基本的な考え方につきましては、十分留意していく必要があると考えております。

しかしながら、国保会計の実質的な財源不足が多額になったこと、また、財政安定化支援事業にかかわる繰り出しにつきまして、非常に厳しい一般会計の財政事情等により、交付税措置された全額を繰り出すことができなかった年度があったことなども踏まえまして、平成25年度から始まる県広域化等支援基金貸付金の償還財源については、一般会計からの繰り出しを行うこととし、当初予算をお願いしているところでございます。また、財政安定化支援事業にかかわる繰り出しにつきましても、前年度に交付税措置された額の125%に相当する額をお願いしているところでございます。

国保財政の改善を図るためには、保険税収の確保や医療費適正化など、総合的な取り組みを行

うことにより、段階的かつ計画的に解消していくことが求められるところであり、これらの取り組みによっても、なお、解消できない財源不足につきましては、国民健康保険税率の見直しで対応することを原則としますが、他の保険者の保険税率、県内の国民健康保険の状況及び一般会計の財政状況等を総合的に勘案し、対応していく考え方でございます。

○2番立石幸徳議員 財政課長のほうから一応、一通りのですね、基本原則みたいなものはお聞きしたんですが、ただ、私は1点、抜けている部分があると思うんです。それは、先ほど健康課長も言われたですね、単年度、単年度、きちっとけじめをつけていくんだという、この視点が欠けていますよ。

私は、この国保税の一般質問の際に、先般も指宿市のほうに足を運んで、いろいろと指宿市の対応を勉強させてもらいました。ここ2年間連続で指宿市は国保税の値上げをしております。2年連続の値上げ。そして、担当者いわく、国保会計は一たん赤字が出ると、後、事業が非常に厳しくなっていくと。当然といえば当然なんです、それをそのまま放置しているのが本市の状況。3年連続繰り上げ。

つまりですね、健康課長が先ほども言いましたけれども、毎年度、毎年度、きちっとけじめをつけていくためには、この法定外繰り入れというのをやらざるを得ないんです。だから指宿市も当然、赤字を解消するために法定外繰り入れ、あるいは税金値上げをやって、毎年度、毎年度、きちっとした会計を、事業運営をしております。

ですから、本市の場合、こうしてですね、どんどん、どんどん、先送りしていくと、例えばです、国保会計が累積5億以上になりますと、本市の国保会計上の税収は約5億、前年度の赤字を先の年度の税金を全部持って来て、ようやくその年度決算を終えるという状況がもう、本市の場合も目の前に見えているんですよ。そんな国保事業運営をしていくとおかしくなるから、法定外繰り入れできちっとけじめをつけないと、それは会計上の問題じゃないですよ。

先ほども言いました被保険者は、その保険制度を行ったり来たり、出入りをしているわけですね。関係のない被保険者が後もってその保険制度に入ってきたり、あるいは今まで国保にいた人が別な保険制度に移ったりする。こういうのは、これからたくさん起きる中ですよ、毎年度のけじめをつけるという意味では、私はこの法定外繰り入れというのは、きちっとした見解で取り組んでいっていただきたいと思います。

で、まあ、大変厳しいこの国保財政をですね、どうやって立て直すかというのは、基本的にはやっぱり、医療費を減らす。市民の、住民の健康づくりに努力していくということが基本になるわけです。そこで、後段の部分はですね、本市がどういった、その保健事業、あるいはその健康づくりに取り組むかという点で、質問をさせていただきますが、最初にこの医療情報と介護情報の突き合わせということで、本市の取り組みがどうなっているか質問をいたします。

これまでも、保健・医療・介護・福祉、4つの分野の連携ということでは、いろいろと私も機会をとらえて申し上げてきているつもりです。既にこの住民の健康づくり、あるいはそのデータ収集という意味ではですね、この4つの部門以外でも、例えば、住宅、あるいは教養・文化活動などの生涯学習、さらには就労促進のための産業部門との連携、最近では、救急活動を行っている消防、あるいは、警察情報まで連携した、実に幅広いその連携が必要だと言われております。

そこで、手始めにこの医療情報と介護情報の相互提供、施政方針でも出ている地域包括ケアシステムの上で、最も基本的なものであろうと思うんですが、厚労省においても、この介護給付費適正化事業の主要5事業の1つとして、医療情報との突き合わせ・縦覧点検の実施を推進しております。さらに最近ではですね、国保の担当のほうにもこの情報突き合わせをやっていただきたいというのが、1月17日、本年のですね、厚労省のほうから通知をなされているみたいなんです。この部分については、どういった取り組みがなされているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 ただいま質問者からありましたように、国保連合会から介護給付適正化シ

システムによって提供される医療給付情報突合リスト、これで突合しておりますが、これにつきましては、毎月15日ごろ伝送で福祉課の介護保険の担当のほうに提供されるようになっております。福祉課に届きましたら、すぐに国民健康保険の担当課でございます健康課のほうへ提供をいたしております。

○白澤芳輝健康課長 介護保険における医療給付情報突合リストにつきましては、福祉課から提供を受けた後、厚生労働省から発出されております医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等についての通知に基づきまして、突合リストに打ち出されているエラーコードの内容によりレセプトを精査しまして、給付状況等を確認した上で、疑義がある給付内容については、国保連合会に対して、該当明細書についての過誤申し立て等を行うことによって、適正な給付を確保しようとするものでございます。

本市におきましては、このリストを活用して、医療給付の内容についての過誤申し立て等の事例はまだ発見はされてはおりませんが、今後ともこのリストを活用して、医療費適正化に努めたいというふうに考えております。

○2番石幸徳議員 個人情報の保護という意味で、余り情報そのものがですね、みだりに取り扱われるということは、あってはならないんですけども、ただ、本市のこのいろんな健康づくりを進めていく上で、どうしてもですね、この医療費抑制の立場、あるいは、介護給付費の適正化、そういったほかのものも含めてですね、この情報の点検、これは今後ともきちっとなされなきゃならないと思います。

本市では具体的に成果が出ているようなこともないと言いますが、全国的にはですね、現在、病院、医療機関に入院しているはずなのに、そうすると物理的に受けることができない介護保険のその居宅サービスとか、あるいは老人ホームに入っていたような、そういった情報上はですよ、おかしな過誤が発見されたり、請求明細書の点検により、その算定回数や期間に制限を超えたもの、こういったものも発見できる。ですから、この辺についてもですね、今後、やはり、きめ細かい取り組みをしていただきたいと思います。

大体、介護保険自体がスタートしたことは、やっぱり医療費をできるだけ下げるんだという取り組みで、平成12年にスタートしたはずなんですけれども、どうもその制度の趣旨といいましょうか、目的があまり達成されているとは思えないんですよ。むしろ両方とも非常にその、いろんな国民におもしになってきているようなことなんで、当然、この辺については、国のことをとやかく言うことじゃなくて、本市は本市なりにこの面の対応は、きちっとしていただきたいと思います。

それから、特定健診の関係でございます。

平成18年度の医療制度改革によりまして、高齢者の医療の確保に関する法律が成立し、これに伴いまして、平成20年4月から特定健診・特定保健指導の制度がスタートしたわけです。特定健診・保健指導の実施をするのは、各医療保険者なんですけれども、これが新年度、平成25年度から2期目に入っていきます。で、平成20年度にスタートしてですね、5カ年を経まして、担当のほうでは、この特定健診についてどういった整理をして、今後のその対応をどうしようと考えているのか。時間の関係もありますので、手短にお答えいただきたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 行動計画の中にも特定健診の受診率の低さ、特定保健指導の受診率の低さ、まあ、言えば、目標数値の半分程度しかないということで、こういうことをデータ、そのデータがないということは、市民の健康状態のデータがないということにつながりますので、そういう面では、やはり、特定健診率、指導率とも実施率を上げていかなければいけないというふうに切実に思っているところでございます。

そのために、平成25年度からは特定健康診査の受診料の無料化、それと、個別健診の受診期間の延長、現在、6月、7月なのを6月から翌年2月まで延長すると。それと、医療機関との連

携強化による情報提供を増加させる。あと4つ目に鹿児島労働衛生センターとの連携による事業所健診による国保被保険者の特定健診を推進すると。それと40歳・50歳代の若い層の受診勧奨を行っていくなど、積極的な取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 健診そのものは、第一義的にはですね、その健診を受ける本人といいたいでしょうか、住民のためといいたいでしょうか、そういうことで健診を受けて、御自分の健康状態を把握してください。そして、いろいろ支障、チェック受けた部分については、早急に治療してくださいという部分がありますが、国がですね、この健診をこうして非常にその、大がかりに進めてきている背景ですよ。これは、病院に現に通ってといいたいでしょうか、通院して、レセプト等が発生をしている被保険者、この人については、当然ながらその状況把握ができるわけですね。しかし、病院に行っていない人は、どういう健康状態にあるのかっていうのは、その事業運営者はわからない。で、特定健診を受けてもらうことで、病院に行っていないでもですよ、健康状態が悪い人がいるということを、事業運営者は適格に把握する必要性が出てきているわけです。

だから、特定健診というのは、第一義的には御本人のためにもなるんでしょうが、この運営者である行政にとって何よりも必要なんですよ。そういった点からのですね、この健診に対する対応が私は少し薄いんじゃないかと思えます。皆さんがやっぱりその、健診に行っていたことが、行政、事業運営者としても非常にこれはありがたいことなんですというものをもうちょっとアピールしていただきたい。

それからもう1点、平成25年度からですね、特定健診や特定保健指導の実施状況、あるいは、その取り組む成果について、受診率や保健指導の実施率などを一定の評価をした上で、後期高齢者支援金の負担について、プラス・マイナスっていいでしょうか、加算の場合は10%、減算の場合はマイナス10%の範囲内で、平成25年度から後期高齢者支援金をいろいろとふやしたり減らしたりするという、こういった取り組みが国のほうから示されているんです。この点について、この行動計画でも若干、触れておりますけれども、本市自体は、これからのこの加算・減算制度についても、どういうふうな見通しを立てているのか、この点も含めてお答えいただきたいと思えます。

○白澤芳輝健康課長 平成25年度以降の加算・減算制度の実施につきましては、加算の対象となる保険者は、特定保健指導の実施率が実質的に0%の保険者とするところとされたところでございます。また、減算の対象となる保険者は、特定健診・保健指導の実施率が第1期特定健診等実施計画の参酌標準、市町村国保ですと65%と45%ですが、その参酌標準を両方達成した保険者とするという考え方が示されたところでございまして、このような、24年度までの目標数値で実際に加算・減算となりますのは、2年おくれになりますので、平成27年度からということになりまして、平成25年度から平成27年度においては、本市国保への影響はないものというふうに考えております。

ただ、第2期の実施期間でございます平成25年度から平成29年度においては、早期に、60%、60%の目標となっておりますので、早期に達成するように努力いたします。

○2番立石幸徳議員 ただ、現段階でその健診率0%、あるいは保健指導0%という実態は、そうないでしょうから、ただ、これが今後の取り組みが非常に気がかりなんですね。というのが、ある自治体を加算対象とすると、当然、その見合う予算を減算するというような国の方針が出ております。しますと、当然ね、その0%、どっかに予算をいかたちで加えと、どっかを減らすということですから、プラス・マイナス・ゼロにするということになると。その逆に実施率がどうであろうと、そういった自治体というのは、今後、ふえていくことになりますよ。

いずれにしても、国は、このことでまあ、健診、あるいは特定指導をですね、きちっとある意味で各自治体にむちを入れるような、ペナルティーを科して取り組むということですので、この辺もきちっとやっぱり、考えながら取り組む必要があると思えます。

それから、最後にこの国保税の関係では、ジェネリック医薬品の利用促進、それから本市独自の健康づくり、まあ、ジェネリックについても市議会のいろんな各委員会でも出されてきているんですけども、叫ばれている割にはですね、実際、効果がどうなのかという気がいたします。

それから、本市独自の健康づくりという意味では、25年度新事業として、高齢者元気度アップ・ポイント事業、あるいは地域包括ケアシステムというようなものも出されておりますが、本当にこれが国保の運営上ですね、きちっとした財政効果を持つのかという、そういった点も疑問に思うんですが、その財政効果まできちっと及ぶんですよ、そういった事業になっているのかどうなのか。その辺について、お尋ねをしておきます。

○白澤芳輝健康課長 まず、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、薬剤費抑制のために国の目標では、数量ベースで30%ということを取り組んでますが、本市については、昨年9月現在で31%の使用率となったところで、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、それと加世田保健所と連携して、使用促進に努めていきたいと思っております。

また、健康づくり事業ですけれども、特に、平成24年度現在、過去に脳卒中を発症した被保険者の医療費データと健診データの突合とその分析を専門業者に委託しております。その結果を踏まえて、平成25年度においては、本市の特性を生かした保健指導を展開する考えでございます。これによって、健診データからハイリスク層を抽出いたしまして、早期に保健師が介入することによって、生活習慣病の発症及び重症化予防をしていきたいというふうに思います。

また、高齢者元気度アップ・ポイント事業につきましては、健康課サイドの健康増進に関する活動、特定健診や各種がん検診、長寿健診、特定保健指導、健康教育、それから介護予防に関する活動で筋トレサロン、健康づくり、栄養料理教室等ございます。で、対象65歳以上となっておりますので、やはり65歳からが急に医療費が高くなると。そういう方々がこういうような事業に参加することによって、疾病予防や介護予防につながっていくということで、行動計画の中におきましては、医療費の1%相当額を削減したいというふうに計画しているところでございます。

○2番立石幸徳議員 最後に意見だけ申し上げておきますが、今回、指宿市のほうも新しい事業として健康支援制度、全庁的な取り組み、これが本市でも求められていると思っておりますので、意見を申し上げておきます。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 こんにちは。

私は、あと1週間で丸2年となります東日本震災、そのための復興財源である財源を確保するというので、今まで新聞等をにぎわしてまいりましたが、それでお願いされているであろうということで質問をいたします。

国家公務員給与は、11年度人事院勧告を実施した上で、12年度、13年度は、人勧実施分を含めて、平均7.8%引き下げられたのであるが、地方公務員への波及は法案に盛り込まれず、附帯決議で自治体に求めるとしていた。1月には、地方公務員給与の削減に理解を求めると大臣書簡を自治体に送ったとなっている。交付税を受け取っていない自治体、また、枕崎市も1年間特別委員会で論議をしてまいりましたが、行財政改革に取り組む自治体は不快感を示しているとのことでもあります。

そこで市長には、2月5日、知事と19市長との意見交換会で、地方公務員給与削減について、

どのようなことが論点になったのかを伺いたい。

よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 2月5日に行われました知事と市長との意見交換会は、鹿児島県市長会定例会の後に行われたものでありまして、今年度は10月に続いて2回目の意見交換会でありました。

今、論点という言葉が使われましたが、論点というものはさほどありませんで、知事が一方的にしゃべったと、それを聞いていたということでありまして、地方公務員の給与削減については、新聞報道でもありましたが、知事からは、できれば足並みをそろえて対応していただければありがたいとの発言でありました。それに対して、各市とも具体的な対応についての発言はなく、今後の状況を見ながら、各市が判断していくことになろうと思っています。

また、後日、後日というのは、2月5日の後の日のことですが、国からの要請についての市町村への説明会も開催されておりますので、内容については、担当課長から答弁いたします。

○永留秀一総務課長 2月22日に県庁におきまして、市町村給与担当課長会議が開催され、国からの今回の給与削減の要請に対する県の説明がありました。

説明会の中では、国の要請についての説明と同時に、それへの県の対応についても説明がありまして、県としては、国の意向を踏まえた上で、一定の対応をせざるを得ない。内容については、今後、検討するとの説明がなされているところであります。

○7番禰占通男議員 今の報告を聞きますと、国の意向に沿うというかたちになるんであらうと思いますが、ちょっと、新聞にもこのラスパイレス指数なるものが、12年分が出ております。それでまあ、このラスパイレスを、この7.8%削減しても、ラスパイレスをまあ、100を切らないという市が1つ載っております。それが鹿児島市であります。今現在はカットする前の団体数というので、100超は34市町村となっております。

それで、鹿児島市の森市長も不快感を示す談話もありましたが、本市は、後にも出てくるんですが、これをこの国の要望に従って、要望というか要請に従ってというか、お願いかな、7.8%を下げるつもりがあるのかどうか。そこらを最初に聞いておきたいと思います。

○永留秀一総務課長 国からの地方公務員給与の削減の要請は、ラスパイレス指数が国より上回っている部分について減額するようにとの内容であり、7月からの実施を求められております。

ラスパイレス指数が100、議員が言われましたように、107.8より小さい自治体については、100を超える部分の削減をしろということで、本市の場合は、ラスパイレス指数が104.3でありますので、国より上回っている4.3%分の削減を行う必要があるということでもあります。

県内では、本市のように給与の独自削減を行っている自治体もありまして、それらの独自削減については把握をしているところでありますけれども、先ほども市長が答弁いたしましたように、国の要請に対する給与削減については、まだどこも決めかねているという状況であります。本市においても、現在のところは決めかねているという状況であります。

○7番禰占通男議員 今まで、この給与削減について、いろいろ委員会なり、議会なりで質問してきた中で、地方の給与は職員組合と交渉、条例で決めると、副市長、総務課長は今までずっと答弁されてきたわけですが、今回のことで、まあ、これ、国からの要請ということで、組合とも交渉するでしょうが、これ、一つの前例ができると思うんですよ。今までなかったことで。私はそう思います。

私も議員になって2年ですから、前の事実ということは把握してませんが、決めるのは6月議会までになると思いますが、この前例というのは、今後に対してよい例、まあ、前例になるのか、それとも甚だ承服できない前例となるのかを伺いたいです。

○地頭所恵副市長 今、お尋ねの前例というのが、どういう部分なのかを把握・理解し切れておりませんが、今回の国の要請につきましては、職員団体との協議をせずに減額していいというこ

とは一言も言っておりません。

当初、国のほうでは、25年4月から実施をしてほしいというような考え方があったようですが、給与関係につきましては、職員団体との協議をした上で、条例で定めて、措置をしなければならぬという状況がありますので、とても25年の4月からは実施は困難であろうということがございまして、そういった期間も置く必要があるということで、25年の7月以降、対応をしてくれという要請がなされたものでございますので、今後、私どもとしましては、他市の状況、そういったものも勘案をしながら、どうかたちで対応していくか検討した上で、その上で、もし必要な措置がございましたら、職員団体と協議をして、協議が整ったものを条例でお出しするというのはこれまでと変わることではございませんので、そういうかたちで職員団体との協議が整わないものを条例でお願いをするという考え方に立つものではございません。

○7番 禰占通男議員 今、副市長の言われることももっともですが、一応、国からの要請ですよ。そのために、要請に従わせる作戦かどうかは、私もつかみ切れませんが、来年度の地方交付税4,000億円の減を決定しております。ということは、これは半強制ですよ。そこら辺をどのように思いますか。

○地頭所恵副市長 地方交付税につきましては、地方財政計画の中でその減額分を計算したかたちで財政計画を立てられたということで、財政計画上、そういうかたちで計算をした上で措置をされているということでございまして、本来、地方交付税というのは、それぞれ地方固有の財源でございまして、それを国が一たんまとめて財源の調整をしたりとか、各団体間の財源がばらつきがありますので、そういうのを調整するために交付税として交付をしているということでございますから、本来は、地方交付税というのは、そういう何らかの施策を実施するために減額をしたりとかいうかたちでの対応は、本来の姿ではないというふうに思っております。

○7番 禰占通男議員 先ほど市長からもありましたが、知事のほうも足並みをそろえて対応をとるか、知事も要請に基づいた対応をせざるを得ないとも新聞などに談話を載せておりますが、そもそも、この国が求めてきたことには、私も冒頭に言いましたように、大臣書簡が自治体に届いていると思うんですよ。この総務省の給与削減の理解を求める書簡の内容というのは、どのような内容が届いているんですか。

○地頭所恵副市長 大臣書簡につきましては、手元でございますが、これをこのまま全部読むのは、ちょっと、時間もございまして、かいつまんで申し上げますと、地方公共団体において、これまで独自の給与削減とか定員削減などの行革が進められてきたことについては、十分理解をして、心から敬意を表しております。で、今回の要請は、単に地方公務員の給与が高いから、あるいは、国の財政状況が厳しいから行うものではないと。最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となって努力を結集する必要がある中、25年度に限って緊急にお願いするものでございますというような趣旨で、元気な日本の再生に向け、どうぞよろしくお願い申し上げますというかたちでの書簡文書が届いております。

○7番 禰占通男議員 その書簡の中に、公務員が先頭に立って行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だということ、これは含まれておりませんか。

○地頭所恵副市長 今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくためには、まず、公務員が先頭に立って、「隗より始めよ」の精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だと考えておりますという文章が入っております。

○7番 禰占通男議員 市長にお聞きしますが、これについては、日本全国というか、各市長の談話も私も何人かの分を読んだんですが、この各市長の意見に対してですよ、国家公務員の報酬や定数、国家公務員の給与のあり方について、中・長期的な目標を出すべきという意見も大多数あるそうですが、市長の考えはどのような考えをお持ちですか。

○神園征市長 それぞれに考えがあって、談話を出されたところは談話を出されたんでしょけ

れども、私は今回のことについていえば、極めて異例のことで、本来あるべき姿じゃないと思っています。ただ、これを国の要望を聞かないとか何とか、そういった意味で申し上げているんじゃないありません。

○7番 禰占通男議員 2番目の質問にまいります。

13年度は地方自治体への地方交付税配分を減額することで総務省と財務省が合意しましたが、行財政改革中に貴重な歳入がされることは、我々枕崎市でもありますが、住民にも議員にも気になるところであります。それで、本市はこの4,000億円分の削減です。この影響額はどの程度あるのかをお答えをお願いします。

○本田親行財政課長 平成25年度地方財政計画の通常収支分において、歳出は、地方公務員の給与削減や定数の削減、退職手当の支給率の減などで給与関係経費が減少したものの、給与の臨時特例対応分として特別枠が設定されたことなどから、前年度に比べて0.1%の微増となっております。一方、歳入につきましては、前年度とほぼ同水準の一般財源の総額が確保されておりまして、地方税が増収となる見通しであるとして、地方交付税の総額は3,921億円の減、率にして2.2%の減となっているところでございます。

地方交付税の総額が4,000億円程度減少することにつきまして、本市への影響は、それぞれの団体の普通交付税の予算計上に当たりまして、国から示された推計方法に基づいて試算しますと、平成24年度の普通交付税の決定額に比べまして、5,200万程度が減少するものと現段階では見込んでいるところでございます。

○7番 禰占通男議員 3番目の質問にまいります。この地方公務員給与削減であるが、県内の自治体関係者も困惑しているようでありまして、削減が閣議決定後、どの程度カットすればいいのかといったこういう検討もつかない状態にあると思うんですが、ほかの自治体のこのカット率ということは、当局は把握しておりますか。

○永留秀一総務課長 先ほども御答弁申し上げましたが、国からの要請に対するカットをどのようにするかということについては、県内のどの自治体も決めかねている状況でありまして、把握はしておりません。ただ、本市のように独自削減を25年度に行うというところは、本市を含めまして7市ございます。それについては、把握はしているところであります。

○7番 禰占通男議員 いつもいつも、この阿久根のことを言って耳ざわりなのかもしれませんが、もう3月1日の阿久根市の議会では、この一般職員の給料月額、4から10%カットの継続のための条例改正を委員会に付託しているんですよ。結構、財政も努力のかいあって、よくなってきておりますが、こういうふうに、もう取り組んでいるところもありますが、本市の取り組みは、まだ様子見という感じでいいんですか。

○永留秀一総務課長 阿久根市においては、平成25年度の削減については、24年度と同じカット率で継続をして行うというふうに聞いております。

具体的には、4%から10%までカットをそれぞれの職務の級において行うわけなんです。その結果が24年度のラスパイレス指数については、100を切って97.3になっているという状況であると聞いております。

本市においては、独自カットを行っているんですが、それを行っても104.3となっている状況ですけれども、平成16年10月からずっと行っているということで、本会議初日でも申し上げましたが、この25年度まで含めると9億9,700万のカットを行っているという状況があるところであります。

○7番 禰占通男議員 午前中にもちょっと、わたりのことが出ましたが、25年4月1日からわたりの解消に対して実行されるということでしたが、今、わたりがこれ、本当の級が降格されて、現給保障ということですが、この7.8%カットするということになると、今、その対象者が昇給の頭打ちになる人も出てくるようなことを当局も言いましたが、こういった場合、この7.8%の

分は上積みになってのカットということになりますかね。

○永留秀一総務課長 国の要請に対するカットをどうするかというのは決めておりませんので、どうなるというのは申し上げられませんが、仮に全員が7.8%カットすると決めた場合には、現給保障を行って、前の給料が決定するわけですが、そういう職員に対しても、全職員に7.8%のカットが適用されるということになるかと思えます。これは仮の話ですので、どうなるかどうかというのは、まだ決定はされていないというところです。

○地頭所恵副市長 その7.8%の削減の要請でございますが、国が7.8%ということですので、各自治体が一律に7.8%削減するよという要請ではございませんで、先ほど総務課長からも説明がございましたが、その国の給与カット後の数字と各自治体の数字を比べたときの率がラスパイレで申しますと、100を超えている団体については、100になるまでということでございます。

それから、100を超えている団体でも、国の給与カットをする前の数字、給与カット前の数値が、枕崎の場合は給与カット前との比較だと、96.3ということで100を下回っているわけですが、中には国のカット前、カット後、ともに100を超えているような団体もございます。その団体につきましては、カット前の数字まで引き下げるということで、いずれの数字も100を超えていない団体につきましては、改めてカットの要請はされていないという状況でございますので、そういう個別のそれぞれの団体によって、要請の中身が一律7.8%というかたちではなくて、違っておりますので、その点を御理解いただきたいと存じます。

○7番禰占通男議員 そうすると、今の現状、12年4月1日の指数でいくと104.3ですが、そのカットする前という97.、98.幾つだったですかね。まあ、それで、その数字でいくということですか、本市は。そのカットする前の11年度のラスパイレの指数でいくということですか。

○地頭所恵副市長 カットと申し上げているのは、国のカット前の数字でございます。ですから、国が7.8を減らす前のもともとの本則の給料と今の各市の数字を比較した数字、それだと枕崎の場合は96.3と。で、国がカットをしますから、カットをした数字と比べると、枕崎の場合は104.3というラスになりますので、それを、104.3を100に近づけるかたちでカットをしてほしいというような内容の要請でございます。

○7番禰占通男議員 今、副市長が言いますように、一応、104.3を100とした場合、この4.3は金額に直すと、これ幾らぐらいになるんですか、給与でいったら。

○永留秀一総務課長 市役所全体で4.3%の影響額を試算したところ、約7,999万2,000円となるようでございます。

それから、先ほど私が県内の25年度に独自削減をする市が7市あるということをお知らせしましたが、6市の間違いでありましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

○7番禰占通男議員 この貴重な財源であります地方交付税の配分についてですが、今回の配分です。過去のこの人件費削減努力もこれ、反映させるということも示されていますが、人件費の削減というこの判断基準は、どのようなものかも示されているのでしょうか。

○本田親行財政課長 平成25年度地方財政計画の通常収支分におきまして、給与経費を削減する一方で、特別枠として緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費が計上されたところでございます。

地域の元気づくり事業費につきましては、地域経済の活性化事業など、各地域の実情に応じた地域の元気づくり事業について、普通交付税により措置され、算定に当たっては、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映するとしております。

普通交付税により措置される地域の元気づくり事業費の市町村分の総額は1,050億円程度で、地域の活性化の取り組みを基礎額として、人口をもとに全団体の算出を行いますとともに、各団体のこれまでの人件費削減努力を反映させるため、ラスパイレ指数を用いた係数及び職員削減

を用いた係数を加算して算出することとしております。

なお、ラスパイレス指数及び職員数削減を用いた係数による加算については、双方とも全国平均を上回って算定される見込みとなっております。

○7番 禰占通男議員 この給与削減というのは、震災復興財源の確保のための削減ということで、来年13年度までの、13年度というか、13年度までの時限措置であるわけですが、現在のところ、判然としない部分があると私も思っております。

それで、もうカットするんであればですよ、何のことでもいいけど、改善する、改革するということは、結構痛手も多いと思うんですよ。まあ、これをいい機会として、この7.8%以上に削減と、そういうことをして、市の財源を豊かにするということにつながると思うんですよ。人件費の削減ということは。そういったことは、まあ、当局としては、考えていないんですか。

○地頭所恵副市長 本市の職員給与の独自削減は、平成16年の10月から継続をしてきておりまして、先ほど御答弁申し上げましたように、25年度まで9年6カ月間の削減額としまして、累計で約9億9,700万円という削減を続けてきている状況でございますので、今回の要請については、2年間というお話ではございますが、私どもとしましては、その前の段階から国に先駆けて、本市としては、職員給与の削減は行ってきているところでございまして、その点を、ぜひ、評価をしていただけないかと考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 この時限措置にはですよ、今、私も冒頭にあいさつの部分で述べましたが、この東日本の震災の現場では、こういう記事というか、テレビだったかと思うんですが、1億円で落札した道路復旧工事で約3,000万円の赤字を出したと。この原因は、資材待ち、生コン等の資材、ほかの資材もあろうと思いますが、資材不足に伴いまして、この資材が来るまで待つという人件費がかさんでの3,000万円の赤字だと経営者は言っているんですよ。

そして、あとほかの皆さんも口をそろえているところは、40年、50年かけてつくり上げた港湾、道路ですよ、これを三、四年で直すのは無理だと言っているんですよ。本当に事実だと思います。30年、40年を10分の1に縮めるということは。

そしてまた、あっちの東北のほうは、多分10月からもうセメント類も固まりません。だから、急結剤を入れたりして、もう3時以降の仕事はしないのが鉄則です、寒いところは。そういうことを考えれば、1年のうち3分の2は仕事ができないということです。

これが影響しているとも思うし、今、公共工事がなくなって、人離れ、資材もそろえるにそろえられない。それも影響していると思いますが、私は、幾ら予算を確保、今度も確保しております、補正予算で。そして、それは仕事ができないということは、この今、削減していることが、まあ、時限措置は、私はまだこれ以上延びるのではなかろうかと、また私の素人考えをしております。

それで、鹿児島県知事もこの給与引き下げを前提に、地方交付税が減額されることには、これまで積み立てをお願いした基金で対応をと、これも新聞に出ていたんですが、これはいつごろ知事が、まあ、我々の市町村に話があったと思いますが、いつごろお願いされたのかをお伺いしたい。

○永留秀一総務課長 この知事の基金の積み立てをしておいてほしいという話については、県知事からの文書でのお願いということではなくて、知事がいろんな会合などであいさつをされるときに常々言われていることでありまして、去年の県政説明会でも言われましたし、ことしの県政説明会でもそういった財源が苦しく、交付税が減収していくであろうから、市町村も積めるときに基金を積んでおいて、それに対応していただきたいというあいさつがされたということでありまして。

○7番 禰占通男議員 この基金を取り崩すのはいいんですが、いつも11月ごろに財政4指標も出されます。それとまた、昨年というか去年の11月ごろも枕崎もワーストのほうに出てまいりましたが、基金を取り崩すということは、これは、ほとんどの自治体がそうすれば、その順番は

入れかわることはないと思いますが、この基金の乏しい枕崎市がこの基金を取り崩すということは、将来負担比率、実質公債費比率にどのように対処できるのか、対処していくのかを伺いたいと思います。

○本田親行財政課長 基金が減少することにつきましては、将来負担比率には何らかの影響を及ぼすものでございます。

しかしながら、交付税が減少することによって、基金を繰り入れて財政運営を行っていく、まあ、予算を平成25年度につきましても編成をしておりますが、健全化判断比率を求める分母の基礎となる標準財政規模が交付税の減少等によって小さくなるのが、比率の増減に影響を与えてくるものと考えております。

○7番禰占通男議員 知事もこういうことをお願いするわけですから、基金の積み立てというのは相当必要だと思うんですよ、これから。その展望というのは、どのようにお考えですか。

○地頭所恵副市長 先ほど総務課長がお答えを申し上げましたが、知事が要請をされたというのは、地方財政の制度的な説明会とか、いろんな機会の折に、知事のごあいさつの中で三位一体改革で交付税が減額されて以降、厳しい財政運営を各地方自治体がされていた時期があったわけですが、ここ数年、地方交付税等、地方財政については、一定の配慮がされて、また起債とか、そういうので財源対策の起債等もあります。そういう制度があるうちに、そういう制度を活用しながら、できるだけ余裕ができた分は、基金に積んでおいたほうが、将来、過去の三位一体改革のときのような交付税の減額に対して対応ができるようになるので、そういう考え方で運営するのが好ましいのではないかとこのことと言われたこととございまして、今回のこの措置に対しての直接的なお言葉ではございません。

で、当然、将来の財政運営のために基金を積んでいくということは必要なこととございまして、行財政集中改革プランの追補をした中でも、財政調整基金などの基金を積み立てて、今後も積み増しをしていくというような目標を掲げておりますので、それに向かって必要な財政対応をしていく必要があると考えております。

○7番禰占通男議員 4番目の質問にまいります。

地域の元気づくり事業、約3,000億円を新設し、行政改革に努めてきた自治体に配分、上乗せをするといいますが、この本市はどのぐらい対象になるんですかね、もらえるというか。

○本田親行財政課長 先ほど地域の元気づくり推進事業費が普通交付税によって措置されると申し上げたところでございますが、地域の元気づくり事業費の算定方法につきましても、国から示されるところでございます。これに当てはめて、地方交付税の算定における本市の標準財政需要額への影響を試算しますと、3,400万円程度の影響が現段階では見込まれているところでございます。

○7番禰占通男議員 この地域の元気づくり事業費は、地方公務員削減の減額の8,504億円分を緊急課題として、まあ、経費として配分するということですが、この一括なこの8,523億円を盛り込まれた中に、全国防災事業費、これは地方負担分ということで、2分の1だそうですが、973億円、緊急防災・減災事業費に4,550億円、そしてまた、この地域の元気づくり事業の3,000億円となっておりますが、この防災事業費、緊急防災・減災事業費と、これはわかっていたら、この配分がわかっていたら教えてもらいたいと思います。

○本田親行財政課長 先ほど答弁いたしたところではございますが、平成25年度の地方財政計画通常収支分において、給与関係経費を削減する一方で、特別枠として緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり費が計上されたところでございます。

普通交付税で措置されるものにつきましては、地域の元気づくり事業費のみでございまして、緊急防災・減災事業費につきましては、対象の事業を実施した場合、地方債によって措置されるものでございます。

○7番 禰占通男議員 それでは、この地域の元気づくり事業、まあ、一応、課長からの答弁で3,400万円、これは、本市はどのような内容に使用するというのを計画しておりますか。

○本田親行財政課長 先ほどから答弁いたしておりますけれども、地域の元気づくり事業費につきましては、普通交付税により措置されるものがございます。普通交付税で措置されるということにつきましては、使途の制限がかからない一般財源ですので、何に使用するというものではございません。

○7番 禰占通男議員 そしたら、職員の給料にも使えるということですか。

○本田親行財政課長 一般財源の一部として交付税となるので、人件費にも当然、一般財源がありますし、どの部分に一般財源がどう充たったかというのはわからないわけですので、当然、人件費に充たる部分もあるとは思いますが、元気づくりの部分が幾ら充たったということは申し上げられないところであります。

○地頭所恵副市長 財政課長が申し上げましたが、普通交付税というのは補助金とは違いますので、補助金でありましたら、これこれの整備をするのにどれだけお金は補助金として交付しますから、それに充てなさいとなっているわけですけど、普通交付税というのは、もともと地方の財源としてあるべきものを一般財源として配分をするということですので、これを人件費に充てるのか、何かの事業に充てるのか、そういうような縛りがかけられてはならない財源だということを御理解いただきたいと存じます。

○7番 禰占通男議員 今回のこのことで、独自に行財政改革を本市も平成18年から続けていると先ほど来からも答弁がありますが、地道に続けた自治体、これに恩恵が少なくなるということも予測されると思うんですが、枕崎としては、今回の件に対して、得をするのか、損をするのか、そこを聞きたいんですが、どのようにお考えですか。

○本田親行財政課長 先ほども地域の元気づくり事業費について申し上げたところですが、地域の元気づくり事業につきましては、人口をもとに全団体に算出するものと、ラスパイレスの状況、人員削減の状況、それぞれすべて重要な要素であるとしまして、3分の1ずつ、総額のですね、3分の1ずつをみることにしているところですけども、先ほども答弁しましたけれども、現在の試算によりますと、全国の平均を上回って本市は措置されるのではないかと見込んでいるところがございます。したがって、人件費削減の努力は評価される算定になるのではないかと考えているところがございます。

○7番 禰占通男議員 この地域の元気づくり事業ですが、隣の南さつまも、もう試算して4,900万円。まあ、枕崎が3,400万円となっておりますが、人口比なんかもあると思うんですが、ここには合併による行革効果というのが見込まれて、この差になっていると思いませんか。どうですか。

○本田親行財政課長 ただいまも答弁しましたけれども、元気づくり事業費の算定の内訳につきましては、人口をもとにする基礎額とラスパイレス指数を用いた補正、それから職員数削減を用いた補正、その3つの要素で算定しますので、合併による効果を算定するような計算式にはなっていないところがございます。

○7番 禰占通男議員 5番目の質問にまいります。

総務省は国家公務員給与を平均7.8%削減して、今まで質問してまいりましたが、地方公務員も7月から引き下げ、条例改正するようこれを再要請しておるのが今、質問してきた中で示されております。その中で、期末手当、勤勉手当は9.77%減、管理職手当は一律10%減を目安として示しました。本市は、これに対してどのように取り組むのかをお伺いしたいです。

○永留秀一総務課長 先ほど副市長からも答弁をいたしました。本市は、職員給与の独自削減を平成16年10月から行ってございまして、25年度もお願いしているのを含めると、9年6カ月給与削減を行うこととなります。で、国家公務員は24年度と25年度の2カ年という削減であります。本市は国家公務員の給与削減に先んじて行っていると。その累計額も9億9,700万円

になります。この9億9,700万円の削減額を2年間で実施するとした場合には、それぞれの年で約26%ずつの削減率になるところであります。それぐらい長い間削減を行っているということです。それから、退職手当につきましても、本市は県内で唯一、国家公務員に準じて本年の1月1日から国に準じて引き下げを行っておりまして、鹿児島県と同じように4月1日からの引き下げとした場合より、3年間で約3,700万円の削減を行うということになっております。管理職手当についても、平成16年からは40%の削減を行っておりまして、平成18年からはさらに削減しまして、60%の削減を現在も続けております。それから、本年4月からはわたり是正も行うと。

そういった給与の削減、給与の見直しも努力を行っているということでありまして、これ以上の削減は難しいのではないかと考えておりますけれども、ほかの地方公共団体の状況を踏まえて、今後、検討していくということになると考えております。

○7番 禰占通男議員 今まで質問してまいりましたが、今回のことについては、総務省担当者も全自治体の条例改正の進行状況と申しますか、進捗状況を調査し、公表する方針であるといいますが、本市は今、伺った中では、100切るぐらいのカットに持って行って対応するというので、それでよろしいんですね。

○地頭所恵副市長 今、総務課長がお答えをいたしました。長年にわたる給与削減を国に先駆けてやっております。それに加えて退職手当についても、県内では唯一、国と同じように1月1日からの実施ということをしている状況を踏まえますと、なかなか職員団体と協議するに当たって、これ以上の削減を求めていくのは困難な面があると思っておりますが、他の地方公共団体の状況等も見ながら、今後、対応は検討したいと考えております。

○7番 禰占通男議員 あと最後の質問にまいります。

人事院は昨年8月、国家公務員の55歳以上の年1回の昇給を原則として停止する制度改正を勧告し、1月からの実施を求めている。本市の取り組みはどのようになっているのかを伺いたいと思います。

○永留秀一総務課長 平成24年の人事院勧告による高齢層職員の昇給抑制に関する措置につきましては、平成25年1月24日に閣議決定がなされておりまして、平成26年、来年の1月1日から人事院勧告どおりに国家公務員の改定を行うということが決定をされております。

この閣議決定を受けまして、地方公務員についても国に準じた措置をとるようにとの総務大臣通知も出されておりますので、今後、職員団体と協議をいたしまして、12月議会までに給与改定の条例改正をお願いしたいと考えております。

また、高齢層職員の昇給抑制の措置と同時に昇格制度についても高位の号給から昇格した場合の給料月額を縮減するよう、同様に職員組合と協議を行っていきたくと考えております。

○7番 禰占通男議員 これに、4月からのことですが、これに対象となる55歳以上の職員数、それに伴う昇給停止による年間のこの削減額というか、これはどのぐらい見込まれますか。

○永留秀一総務課長 今後、組合と協議をしていくという考えでありまして、現在ところ、試算はしておりません。

○7番 禰占通男議員 以上で質問を終わりたいと思います。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時27分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番 城森史明議員 皆様、こんにちは。

本日の5番バッターとして、約あと1時間ほどのつき合いをよろしくお願いいたします。

九州新幹線が鹿児島まで開通して以来、早いもので2年が経過しようとしています。それ以来、新幹線効果で鹿児島県内は、さまざまな方面で活性化しました。最近では、観光客は減少傾向にあります。観光の底上げ、ベースアップは確実になされています。

地方においては、企業誘致よりも観光産業のほうが、若者の雇用の期待ができるという声があります。

この状況において、枕崎市の観光は、残念ながら浮揚の兆しが見られません。枕崎のまちづくりにおいて、観光は非常に重要な要素の一つではないでしょうか。

市長は、昨年度の施政方針の中で、稚内市との友好交流都市盟約を締結し、枕崎市の産業及び観光の活性化を図ると話されました。最北端の始発駅及び終着駅と、最南端の始発駅及び終着駅が友好都市になるということは、現実の経済性や距離感を超越した、まさに夢のある話ではないでしょうか。私の世代が過ごした昭和の演歌の世界に通じたロマンがあると感じています。そのような発想を切り口とすれば、南北友好都市の交流は、両市の活性化のために大きな期待ができるのではないのでしょうか。

稚内市との友好交流都市盟約の締結に当たり、市長は、どのような構想で実施をして、今後、新年度は、両市の活性化のためにどのようにやっていくのか、まず、お聞かせください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 稚内との友好交流都市盟約を結ぼうと思ったのは、せっかくこういう最南端の地という立地にありながら、話題性に乏しいという、枕崎のキャッチフレーズを見ますと、太陽とカツオの町というキャッチフレーズであるようですが、私は、太陽は日本中どこでもあるじゃないか、世界中どこでもあるじゃないかと言ってますので、何か個性のあるものを打ち出さなきゃいかんということもありまして、稚内が最北端でありますから、そこで友好交流都市盟約を結ぶことによって話題性を全国に提供したいと。実際の交流については、民間交流を主にやっていきたいと、こういうことを申し上げたかと思えます。

現在、どういう交流をやっているかといいますと、幾つもありますが、まず、本市では、お魚センターで稚内の物産を販売しておりますし、お魚センター内の観光案内所では、稚内の写真や動画による観光紹介を行っております。また、まくらぎき春の市やこどもの日かつおまつり等でも稚内コーナーを設けて物産販売を行うなど、話題づくりと情報発信にも努めております。

一方、稚内市でも、ぶえん鰹やたたき等、枕崎のカツオ製品を物産協会等が稚内市のイベント等で販売していただいております。去年、稚内の駅の新装オープンに合わせて、枕崎からも稚内を訪れたわけですが、その際も稚内の駅前の広場で物産展を行いまして、地場センターから枕崎の物産を送ったんですけれども、私自身売り子になりまして、カツオのぶえん鰹とか、ああいっただものは、売り出してから1時間もしないうちに売り切れしまったというくらいの活況を呈しました。

そしてまた、去年は、稚内の青年会議所の皆さんが、電気自動車で日本縦断をしようということで出発地に枕崎を選んでいただいて、市役所前から日本縦断に出発したと。

また、枕崎のほうからも、一方では、友好都市盟約に合わせて列車が出まして、それに枕崎からも乗ったりして行ったんですが、友好交流都市盟約前に稚内のほうに着いて、その盟約の現場に立ち会うという予定だったんですけれども、向こうの天気は晴れておりましたけれども、川がはらんして列車がおくれたということでですね、残念ながら、その盟約の現場には立ち会えなかったんです。川のはらんというのが、何ではらんしたかと、晴れているのに不思議に思いましたが、聞きましたら、雪解け水ではらんしたんだということで、いかにも稚内、北の果てと南の果ての違いというものを感じました。

それから、枕崎からは老人クラブの方が十何名、20名近くの方がまた稚内をお訪ねして、市役所のほうにもお邪魔したと。そういったようなふうにして民間での交流というのは、続いてお

ります。

今度、4月の下旬、今のところ4月28日に予定しておりますが、駅舎の完成に合わせて、何かイベントをやりたいと計画をしております、そこにももう稚内のほうから、いつやるんだと、私たちにも当然教えてくれるんでしょうねというようなことも問い合わせが来ておりますので、そういったかたちです、最南端と最北端を鉄道で結ぶ、そういったものを生かしながら、何とか、稚内とだけではなくて、日本中から人が来てくれるようなことを、私たちだけではなくて皆さんも考えていただきたい。市民全部がそういったことを考えていただきたい。こう思っております。

○8番城森史明議員 市長の考えていることが大体理解できました。

しかしながらですね、私も三つあるんじゃないかと思っております、やはり、そういう昔あったですね、ディスカバー・ジャパンとかフルムーン旅行というのがありましたですね。

今、その日本縦断をですね、JRを利用して鹿児島から北海道まで行く、そういう企画を、やはり、その辺はですね、行政・民間合わせて、PRしていくことが大事じゃないかと思っております。

それと、もう一つはですね、市長もちょっと抜けておられたかもわかりませんが、カツオとですね、昆布のだし、この前、NHKを見てましたですね、第5の味ということで、旨みというのが非常に今、世界中から注目されているという話がありました。これは、原点は和食のですね、カツオと昆布が原点なんですね。ですから、この辺をやっぱり本当に枕崎と稚内は、本枯節と昆布を持っているわけですから、何か商品化していくようなかたちです、その辺はできないんでしょうか。

それとあわせてですね、3番目にですね、確かに物産展は、お魚センターでもやっておりますけども、ちょっとインパクトがないんじゃないかと思っております。やはり、山形屋で北海道物産展が日本一のあれをやっているわけですね。ですから、そこを南薩でやればですね、絶対インパクトがあって、高められると思っております。その辺は、どうなんでしょうか。

○神園征市長 確かに、かつおぶしと昆布、利尻・礼文のあのあたりの利尻昆布、これとの組み合わせが最高のだしを取るんだということにつきましては、枕崎出身の枕崎大使にもなっているようですけれども、木浦信敏さん、あの方の料理本にもはっきりと書いてあります。そういったことも承知しております。最初、稚内とお互いに交流しながら、そういったことを、だしの効いた関係をとということをしたと思っております。

物産展ですが、確かに山形屋でやったときに、北海道の物産展がとにかく一番、客が多いということも承知いたしております、ただ、同程度に枕崎で物産展ができるかといいますと、やはり集客力とかですね、そういった点で、仕入れるだけ仕入れて全部はけるかどうかという心配もありまして、そしてまた、今のお魚センターのあれについても、もうちょっとアイデアを凝らしてですね、人を呼ぶツールの一つにしたいとこう思っております。もうちょっと工夫・改善の余地は、大いにあるかと思っております。

○8番城森史明議員 さっきまでに市長のそういう最北端と最南端を利用するという発想は、非常に枕崎浮揚のためには、すばらしい考えだと思うんで、それを生かしてですね、実際にそういうかたちでやっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。駅舎を起点として、2番目にですね、駅周辺から火之神公園までの観光施設整備を取り組むとのことで、市民は観光活性化に大きな期待をしているわけです。

本市に伝わる山幸彦の伝説をテーマに取り組むとのことですけれども、具体的にどのような取り組みを行うのかが示されていない感じを受けます。その辺のところは、どのように取り組むんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 火之神公園にまつわる海幸彦・山幸彦伝説とのつながりがございますが、今回の新しい駅舎内に山幸彦のレリーフと伝説を紹介する看板を設置して、駅舎内に厳かな

雰囲気醸し出す工夫がされることになっておりますので、私どもとしましては、枕崎駅から火之神公園までの周遊ルートを今後構築していくということで、枕崎駅を拠点にアートのまち歩き、お魚センター、かつお公社、明治蔵等の観光施設をめぐって、さまざまな観光企画を提案するというようなことを考えておまして、そのほかに火之神公園内の園路等の施設整備も必要であるというふうに考えておりますので、火之神公園の活性化策を含めた具体的な観光振興策を今後取りまとめていきたいと考えているところでございます。

○神園征市長 今、課長がちょっと忘れたようですので、私もほうから追加いたしますけれども、山幸彦が釣り針を探しに錦江湾奥から出発したときに、「目無籠」というかごに乗って出発したという伝説があるわけですね。

つい最近までベトナムあたりで実際の漁に使われていたというようなことがありまして、そういう話をしましたら、市の職員の知り合いの方から、目無籠をただで送ってきてくれました。そして、市としても、ベトナムのほうから、目無籠を取り寄せてありますので、目無籠の利用方法についてもですね、今、商工観光課のほうでいろいろと、ことしの夏あたりから、あるいは暖かくなったらすぐ実験をしてみたいというような話もきておりますので、こういったものを大いに生かしながら話題をつくっていききたいと、こう思っております。

○8番城森史明議員 山幸彦が要は火之神公園あたりにまつわる伝説ということで、それをテーマにやるということですけども、危惧するのはですね、要は山幸彦というのは、宮崎県から、海幸彦ですね、それと、番所鼻公園とかそれにも、そして、坊ですよ、そういうところにも、設置されているわけですよ。そういうことで、本当に火之神公園を開発させるために本当に枕崎のオンリーワンとして成り得るかというのを、ちょっと私自身、懸念をしているところなんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○神園征市長 これは伝説でありますから、だから、どこにあったっていいわけです。それぞれ伝説のあるところは、それぞれそれを言っていて、我が市だけにいたんだと、定住していたんだというわけじゃないですから、幾つあったって構わないと思っておりますが、そこでいかに独自性を出していけるかと、その問題だと思っておりますので、いろいろと知恵を出しながら、また皆さんの知恵を拝借しながらですね、枕崎独自性を、話題性を強めていきたいと、こう思います。

○8番城森史明議員 今、魅力ある観光地づくりでですね、アートをやっているわけですけども、それはですね、今の事業というのは、火之神公園にも該当するわけですか、将来的に。

○南田敏朗水産商工課長 魅力ある観光地づくり事業は、アートを事業ではございませんで、駅周辺の環境整備事業、周辺景観整備事業ということで、県の事業をお願いをしているところでございます。この事業で言いますと、魅力ある観光地づくり事業につきましては、火之神公園地区も該当するというふうに考えております。

○8番城森史明議員 そういうことで、火之神公園は、本市では一番の観光資源を持っている場所じゃないかと思えます。そういうことで、プールもありますし、それでファミリーを呼べると、その中にいろんな資源があります。

そして、これはちょっとここの場で言うていいものか、あれですけども、要は、第二艦隊、戦艦大和のですね、慰霊碑があるわけですね。そこで、実際、市がですね、今の、連携しながら、平和祈念展望台があるわけですね。それを、そういうことで市がですね、別なそれと連携しながら別の意味で平和教育、平和目的のために、それを連携しながらやっていくということは考えていないですか、市長。

○神園征市長 まず、その平和教育云々の前にですね、私が、かねがね聞いていて、あそこの平和祈念展望台をですね、観光施設というらえ方があることについて私は、ちょっと心外だと思っております。あそこは観光じゃなくてですね、恐らく、あれをつくられた方も、向こうの海に

散華した英霊たちをですね、まず慰めたいと、そういうお気持ちがあったんじゃないかと。

私も、その英霊の鎮魂のための場だと思っておりまして、たまたま行った方がそういった気持ちを持ってあそこに入って、それが、枕崎にこういったのがあるよと、そういったふうに伝わってくれば、それでもいいと思いますし、平和教育云々というのは、一体どういふのを平和教育というのか。ちょっと私、はっきりした定義を持ち合わせておりません。

ですから、それは今後、いろいろと考えられるものは考えていきたいと思えます。

○8番城森史明議員 平和祈念展望台については、私もそのような考えでおります。

しかしながらですね、やはりその今、第二次世界大戦というものが、本当に日本も平和になりまして、だんだん忘れ去られていく状況にあります。そういう意味でやはり、昔の第二次世界大戦で先輩たちが苦勞したことを忘れないようにですね、そういう教育、そういうものを、施設をつくっていくことは、非常に別の意味で大事なことじゃないかと思えます。

そういう意味で、平和祈念展望台はそのまま現状において、さらにプラスして、そういう風化させないような、せつかく戦艦大和がそういう場所的に関連があるわけですから、そういうことはできないかということで質問してるわけです。

○南田敏朗水産商工課長 先ほども申しましたとおり、今後、火之神公園を中心にですね、市内の観光施設の整備事業等も考えておりますので、そのような中で同じ火之神公園の中にある施設でございますので、連携がとりやすいような、案内がしやすいような整備については、今後、考えていきたいというふうに考えております。

○8番城森史明議員 そういうことで、やはり観光の活性化としてですね、ぜひやはり、火之神公園をですね、いろんな面から知恵を絞って、開発というか、やっていかなきゃならないと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

定住促進のため、空き地及び空き家情報をホームページで広く情報発信するということでした。しかし、現在もですね、実施されてないわけです。その中で、地方の過疎化という問題が、今非常に大きな問題になっているのは、みんな承知のことだと思うんですね。

私どもの集落においても、あと10年したら、もう働き手がいないんですよ。というのは、農家の後継者がいないために、働き手がすごく減少する状況にあります。そういう意味で、やはりその中に、1家族子供3人が、もしここに住んでもらえれば、ものすごい活性化になるんですね。

そういう意味で、残念ながらその空き家バンクの設置がですね、お金も実際かからないわけですね、そんなに。そういう意味で、この空き家バンクの設置がされてない理由は何なんですか。

○神園信二企画調整課長 本市のホームページ内には、空き地・空き家情報を掲載できるスペースを設けるなど、実施の準備は既に整っておりますけれども、実際、空き地・空き家情報を本市ホームページに掲載した後、実際の物件の売買契約または賃貸借契約等の実務について、本市の不動産事業者の協力を得ないと事業実施が不可能であるというふうなことから、昨年来、本市の事業者を個別に訪問しまして、事業の趣旨を説明し、協力を求めておりますけれども、協力が得られる状況にないために、現在事業が進捗してないところでございます。

○8番城森史明議員 管理料が、前回の一般質問でそういう話をされましたけれども、管理料というのが、本当に致命的な問題になるのかということですよ、要はね。管理するのは、家主さんなんですから、逆に管理料というのは、要らないんじゃないか。その不動産業者がですね、する管理、要らないんじゃないかという感じがします。やはり、その空き家もですね、いろんなレベルがあると思うんですね。すぐ住めるような1,000万近くの空き家もあるし、修理をしないと住めないような空き家もあるわけです。

そういう意味で、そういうのを手だてするのはこういう公的な情報だと思うんで、この辺はぜ

ひ頑張ってもらってですね、南九州市も南さつま市もですね、そこを開けばですね、やはり10件ほど載っているんですよ。そして、いろんな空き家が載っていますし、隣の都市にできるわけですから、枕崎市にできないという理由にはならないと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 空き家等の賃貸借契約を行う場合に、当該物件の仲介に当たった事業者が、その後の管理を含めて貸し手と借り手の間に介在をして、当該物件の管理を行うというのが管理料でございまして、当該物件の管理を行った不動産事業者は、それを事業者収入とするのが一般的でございます。

ただしかし、本市の不動産仲介事業の慣行としまして、賃貸借契約が成立した時点以降は、その物件の管理に事業者がなかなか介在しないと、貸し手と借り手の間のやりとりに任せられる形式となっております。このため、本市の空き家の賃貸借契約を行う場合、管理料の負担が貸し手、借り手ともに発生していないと。したがって、不動産事業所にも管理料収入はないのが本市の状況でございます。

一方、本市のホームページに空き家バンク等の情報掲載を行った場合、市当局が賃貸借契約または物件の管理業務に介在することは、宅建業法上できませんので、事業者の協力を得ることが必要であると。当該物件の間取り情報、写真情報、空き情報の情報提供等、物件の管理業務を担っていただかなければなりません。

不動産事業者としましては、管理業務が発生すると貸し手、借り手に管理料の負担を求めざるを得なくなりますけれども、本市のこれまでの慣行上、貸し手、借り手に管理料を求める事業者はいないと。これで、新たにそのような管理料を求めると、当該事業者に仲介をお願いする貸し手が減少して、ひいては事業収入の減少が予測されるということで、事業者が非常に消極的であるという状況でございます。

昨年来、事業者のもとに足を運びまして、事業の趣旨を説明し、事業者の皆さんに一堂に集まっていたいただいて説明する機会を設けたいという相談をそれぞれに行いましたけれども、事業者の反応としましては、競争の厳しい、激しい業界でありますから、そのような機会があっても事業者は集まらないという反応でございました。また、本市の事業者組合の集會もないということで、事業所組合の集會としましては、南薩地区、薩摩半島、鹿児島市を除いた部分が一つのくくりということなんだということなんだそうですけれども、本市、市内の事業者の集會というのはないんだそうございまして、その後の方策に苦慮しているところでございます。

いずれにしても、このような管理料負担に関する御理解を貸し手、借り手側の皆さんにも御理解を得ないとなかなか解決できない課題ではなかろうかなあと、本市の不動産事業の慣行というものが、習慣ですね、慣行というものが変化しない限りは、なかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 今の話にはちょっと私も納得できてない面があるんですけども、これは、やっぱりさっき言ったように、定住促進政策ということで非常に大事なことだと思うんで、ぜひ頑張ってくださいね、その辺の壁を乗り越えていただきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 すみません、南さつま・南九州市の例をとって議員のほうで御紹介ございましたけれども、両市のほうに状況を聞きまして、南九州市は職員を1人、それ専用の職員ということで張りつけて事務処理を行わないといけない状況と。これは不動産屋さんの協力が得られてないという、なかなか得られる、すべて事業者に得られてないものですから、対応せざるを得ないという状況のようでございます。それと、南さつま市のほうは不動産事業者のほうからの御協力が得られて、ホームページ上でリンクを張るなりの方で対応しているという状況のようでございます。

○8番城森史明議員 やはりその定住促進という意味でですね、非常に先ほども私も繰り返して

いますけれど、大事なことだと思うんですよ。神園市長はどのように思われているのでしょうか、この件に関して。

○**神園征市長** 私もそれほど難しいものとは考えずに、そういったものができればいいなあという発想で、これを言ったことがあるわけですけども、いろいろ聞いてみますと、今言うように業界のほうで、なかなか厳しいようだと。慌てずにじっくりと説得できればですね、説得しながら、そういったものを広く皆さんにお知らせすることができるようになればいいなあとは思っております。

○**8 番城森史明議員** 私どもの住む地域はですね、ゆっくりもできない状況なんですけれども、ま、時間が大分なくなるので、次の質問に入りたいと思います。

土地開発公社における八潮跡地の問題なんですけども、私も実際、現在1億2,000万円ほどの借入金をやっているということの状況があります。そういうことで、平成8年に、あそこは市庁舎建設のために購入したわけですけども、その予定がなくなって、駐車場予定地ということで、決まったということなんですけども、現在までなぜ買い上げが、市がされてですね、活用策を考えなかったんでしょうか。

○**永留秀一総務課長** 八潮跡地の購入経過につきましては、ただいま議員からありましたように、昨年11月13日の行財政改革特別委員会で資料を提出して御説明をいたしております。

もう1回経過を説明しますと、平成7年に八潮跡地に庁舎別館を建設することの方針決定がなされ、土地開発公社に用地買収の依頼をしたところですが、その後、庁舎別館の建設は行わず、八潮跡地の用地については、本庁用の駐車場用地として活用するという方針決定がなされているところであります。

市が土地開発公社から買い戻しを行ってこなかった理由については、買い戻しに要する費用の財源が確保できなかった財政的な理由によるものであります。

○**8 番城森史明議員** 南薩鉄道も市が買い上げて、それを住宅地として売ったわけですよ。

そういうことで、例えば、現在、土地開発公社の土地の買い取り価格と現在の、例えば市が買い上げて、それを民間に売ったときの現在の価格に対して、土地が安くなった差損があると思うんですけども、現在、その差損額はどれぐらいになっているのでしょうか。

○**福元新財政課参事** 千代田町の保留地につきましては、市が公社のほうに、土地のほうの依頼で、全額市のほうが買い取るために、その差損については、資料を持っていないところでございます。

○**8 番城森史明議員** 要は、現在民間に売ったときの額はないということですか。

○**福元新財政課参事** 手元に固定資産評価額を持って来てませんので、お答えすることが今の時点ではできません。

○**8 番城森史明議員** 市長が推進しておられるですね、コンパクトシティというのがあります。

そういう意味では、非常に市役所に近くて、八潮跡地はですね、非常にその活用策があるところじゃないかと思うんですね。そういう意味では、基本的には、コンパクトシティの中で活用策を検討すべきものであると私個人は思ってますけども、その辺の検討はされなかったんでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** 先ほどの質問で総務課長がお答えしましたとおり、当該土地の用途については定まった方針がございますので、ほかの用途に活用する検討は行われておりません。

○**8 番城森史明議員** 実際、駐車場ということでしたよね、その用途は。その必要性は実際あったんですか。実際に、そのように使われてきたんでしょうか。駐車場として足りないというのがあればですね、必然性はあると思うんですけど、やはり、その辺のところ大事なことじゃないかと思えますね。

○**永留秀一総務課長** 本庁用の駐車場用地として位置づけておりまして、昨年の12月までは、

職員もとめてよいということで運用しておりましたが、ことしの1月からは、来客用の駐車台数が足りないという判断をいたしまして、来客用の駐車場として位置づけて運用しております。

○8番城森史明議員　そういう意味ですね、やはり1億2,000万円という、非常に、今、借入金をしてながらですね、やっていますので、非常に無視できない案件だと思います。

その辺で副市長は今後も含めて、どのように考えておられるでしょうか。

○地頭所恵副市長　八潮跡地の対応につきましては、庁内に設置をしております土地開発公社経営健全化対策検討委員会に諮りまして、協議をいたしました。

協議結果といたしまして、土地開発公社の経営健全化に係る一般会計の負担につきましては、現在、既に平成18年度から22年度までの経営健全化計画に係る地方債の償還を平成34年度まで行っておりますとともに、平成28年度に進出企業が取得する予定の臨空工業団地1号用地について、簿価と売却価格との差額約1億2,360万円を単年度で負担することは、財政的に与える影響が大きいということから、経営健全化計画を策定しまして、平成24年度から28年度までの5カ年間で、計画的に当該用地の取得を進めているところをごさいます、平成25年度の当初予算への計上としまして5,234万円の計上をしております、これに加えて、八潮跡地を取得するための予算措置をするのは、なかなか難しい状況と考えております。

このため、八潮跡地の千代田町保留地につきましては、まず、平成28年度までに一般会計で取得しなければならないことが決まっております臨空工業団地1号用地の取得を確実に進めた上で、29年度以降、八潮跡地千代田町保留地の取得を含めた、新たな経営健全化の計画を立てて対応したいというふうな検討結果となったところでございます。

○8番城森史明議員　そういうことで、土地開発公社自体が、合わせれば約2億4,000万円ぐらいの負債があるということと理解しています。そういうことで、一気ににはできない状況にあるんで、その辺もですね、計画的にやっていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。平成25年度ですね、今度、安倍政権にかわってから、国土防災・減災ということで、大規模な公共事業が配分されることで決まっております。

そういう意味で、いろんな橋とかですね、トンネル並びに道路、そういうのが対象になるんじゃないかと思えますけども、現在、枕崎市においてですね、市が管理する中で、例えば橋が築50年以上とか、そういう非常に危険と推定される、工事が必要とされる箇所が、具体的に何カ所ぐらいをピックアップされているのでしょうか。

○依積田清文建設課長　現在、橋梁につきましては、長寿命化計画ということで調査をいたしております、今、概略、点検、詳細点検が終わっております。

そして、25年度には、調査設計というかたちでお願いをするようにしておりますが、その中で、どの程度の補修が必要なのかということにつきましては、その中で検討していくということで、今につきましては、全橋、全部で65橋あるわけですけど、その全橋につきまして、概略及び詳細を行っておりますが、具体的な計画につきましては、その時点で立てていくということになります。

それから、トンネルはございませんので、それ以外の道路施設につきましても、次の予算等でそういう危ないところの点検等を行っていくという考えであります。

○8番城森史明議員　その国の予算でも、今度補正予算ですね、約1兆1,000億円ぐらいですね、予算が組まれております。それと県の予算もですね、国の施策と連動してですね、3月補正に道路・橋・トンネル等の点検事業に8億4,000万円の予算が組まれているわけです。そういう意味で、これを活用して枕崎市も現在、その計画はあるんですか。

○依積田清文建設課長　今、補正予算ということに関しましては次の……、今、先ほど申し上げました道路の点検とか、そういうことについての予算をお願いはしておりますが、これらのほかの事業につきましても、全額県がやってくれるわけではございませんので、市の負担というのも

当然でございます。だから、そこら辺の絡みから考えて計画は立てていきたいというふうに思っています。

○8番城森史明議員 そういう意味でですね、確かに交付金ですから、市の例えば25%負担とかというのは当然あると思いますので、その辺を加味しながら、この機会をですね、公共事業によって市民のためにもなるし、経済浮揚にも、枕崎の経済浮揚にもなるわけですから、その辺は積極的にですね、やってほしいと思います。

それに関連してですね、今度の2月末でしたが、すごい2月としては考えられないような雨が実際降りました。まだ雪の降る季節にですね、トータル100ミリという雨が降ったわけなんですけども、そういう意味で、枕崎はですね、やはり、いろんな災害の中でも風水害、これをやっばり備えていかないと、現状、いろんなかたちで花渡川の改修とかやってるわけですね。そういうわけで、非常にそれは大事なことだと思うんですけども、その中で去年も質問しましたその、山下集落の水害ですね、この辺もですね、非常に住民はまだ不安が消えてないわけですよ。ぜひですね、この防災事業を利用してですね、排水ポンプを設置してほしいと要望するわけですけども、その際、ポンプ設置の費用ですね、それはどれぐらいの感じの設備を頭に置いているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 今、お尋ねの件につきましては、昨年24年3月議会でも申し上げましたが、過去に浸水対策として強制排水のためのポンプ施設の設置について検討したことがございます。そのときの事業費積算で3億円以上と想定されております。

山下集落の水害につきましては、ここ最近では平成19年に発生しておりますが、それ以降、花渡川及び中洲川の床上浸水対策特別緊急事業の中で、築堤・護岸のかさ上げ、中洲川合流部の改良、第二花渡橋かけかえに伴う排水路の改良、小川橋から河口部までの河床しゅんせつ、樋門の取り付け等、多くの対策を講じてきております。その結果、ここ最近では被害が発生しておりませんので、現在はある程度の問題が解決されていると思われま。

ちなみに、昨年の24年6月は、市内でも1,056ミリという史上初めての大雨が、これは時間雨量、日雨量が関係するわけですけども、降っておりますが、その際にも被害はなかったというふうに思っております。

○8番城森史明議員 そういうことになっているわけなんですけども、そういうことでしたら、やはり現状をですね、確かに山下集落の住民はそういう不安はまだ消えていませんので、その現状をですね、やはり何らかの機会の説明をして、コミュニケーションを図って、ぜひ安心させて、確かに100%の保証は、そういう災害ですからできないと思いますけども、現状、こういう状況だと、そういう説明をですね、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。農作物の鳥獣被害について、質問をしたいと思います。

本市の鳥獣被害状況及び被災額は、過去3年間、鳥獣別にどのようなになっているのでしょうか。

○真茅学農政課長 本市の鳥獣による被害状況でございますけれども、平成21年度、カラスが4万5,000円、イノシシ72万4,000円、タヌキ18万7,000円、合計の95万6,000円となっております。平成22年度が、カラス3万9,000円、ヒヨドリ616万2,000円、イノシシ72万2,000円、合計で692万3,000円となっております。平成23年度、カラスが86万9,000円、イノシシが70万9,000円、合わせて157万8,000円となっておりますのでございます。

○8番城森史明議員 結果を見ますと、ヒヨドリの被害というのは、すごい大きいというのがわかりました。びっくりしました。そういう意味では、ヒヨドリは、1年ごとに渡り鳥なんで1年ごとに日本に来るわけであって、そういう意味で、ことしも甚大な被害を受けております。野菜ですね、それとタンカン、ミカンですね、そういうのが非常に害を受けているわけです。そういう意味で、ヒヨドリ対策もぜひ考えていかなきゃならないと思います。

2番のカンショにおいてですね、イノシシの被害が多いと聞いていますが、枕崎地区でどの地域に発生しているのか、それと捕獲数はどういう状況になっているのか。

○真茅学農政課長 平成24年度にイノシシの被害報告があった地区につきましては、田布川地区、木口屋地区、大塚地区、道野地区、板敷地区等であります。捕獲頭数につきましては、22年度が27頭、23年度が26頭、24年度は43頭となっております。

○8番城森史明議員 イノシシ駆除のためにですね、猟友会に活動してもらっていると思うんですが、その活動状況はどういう状況になっているのでしょうか。

○真茅学農政課長 イノシシの駆除につきましては、市の猟友会に依頼して行っておりますが、年々、高齢化や会員の減少によって、捕獲活動は厳しくなっているところでもあります。で、狩猟期間以外ですね、イノシシは11月15日から3月15日が狩猟期間となっておりますけれども、それ以外が有害鳥獣捕獲の対象期間ということで、平成24年度の有害鳥獣捕獲の発動回数は4回で、延べ180日間の捕獲活動を行っております、この期間に捕獲されたイノシシの数が43頭になっているところです。

○8番城森史明議員 1頭当たりの捕獲料金というか、それは、ほかの町村と比べてどのような状況になっていますか。

○真茅学農政課長 報償金につきましては、本市は4,400円でございますけれども、他の地域では、近隣でいきますと、指宿が現況4,400円、これを6,000円にしようという考えがあるようです。あと南さつま市が6,000円、南九州市が4,800円と、そんな状況になっております。

○8番城森史明議員 ことしになって捕獲数も倍増していますし、この辺の捕獲数が実際のカンショの被害に、いい結果になっていると思うんですけども、そういう意味でやはり補助金もですね、ちょっと考慮してやって、さらにその辺のところが、農業被害が少なくなるようお願いしたいと思います。

次にですね、電柵等の補助事業があると思うんですけども、この辺の利用状況及び内容はどうか。

○真茅学農政課長 電柵の設置につきましては、国庫事業の鳥獣被害防止総合対策で設置が可能であります、事業主体は地域協議会や、その構成員となっております、補助率は2分の1以下となっております。本市では、この事業を利用した電柵の設置はないところでございます。

○8番城森史明議員 実際、私も聞いているのは、残念ながら今回、本人は枕崎の人なんですけれども、耕作地が南さつま市なものですから、6反田んぼが、大きな畑ですね、非常にいい畑なんですけれども、そこでしょうかという話があります。残念ながら、そういう意味で畑に適用されるということで、枕崎市では該当しないわけですけども。そういうことで、ヒヨドリの農作物被害がことしは非常に多いわけですね。この辺の状況は、どうなっているのでしょうか。

○真茅学農政課長 本年度のヒヨドリ被害につきましては、キンカン、タンカン等での被害が大きく、生産量の20から30%程度になるのではないかと見ておるところです。また、デコポンと実エンドウは、生産量の5%程度になるんじゃないかと見ておるところでございます。

○8番城森史明議員 野菜のほうは、どうなんでしょうか。

○真茅学農政課長 実エンドウで5%程度被害があるんじゃないかと見ておるところでございます。

○8番城森史明議員 20%から30%といたら、かなりの被害ですよ。南さつまのタンカンの出荷額が、約1億円ぐらいなんですけれども、そうすると、2,000万円、3,000万円ということになるんでしょうかね。

○真茅学農政課長 技連会の現時点での見立てが、それぐらいということでございますので、今後、額としてどんぐらい出てくるかというのは、これから検討していきたいと、単純に1億円だから二、三千万円ということにはならないんじゃないかというふうには考えております。

○8番城森史明議員 ヒヨドリに対するですね、今の補助事業というのはあるんでしょうか。

○真茅学農政課長 ヒヨドリは捕獲が非常に難しいですので、防鳥網を張るということで、防鳥

網の補助事業につきましては、平成24年度は、振興局事業の力みなぎる南薩ブランド振興対策事業で、屋根かけタンカンに防鳥ネットを整備したところです。

この事業のほかには、県単農村村づくり対策ということで、防鳥網の整備ができるところです。

事業を実施する場合は、受益農家は3戸以上必要ということと、補助率は3分の1以下となっているところでございます。

○8番城森史明議員 物理的にヒヨドリの被害を防止するのはですね、物理的に遮断するしか、今の現状ではないわけですね。それで防鳥網は、3分の1補助になるんですか、3戸集まって。

そういうことで、本当にですね、今、耕作放棄地の問題、そして、農業の高齢化の問題、農業の問題は大きな問題があります。今度TPPもありますし、たったGDPで1.5%しか農産額はないわけですよ。

しかしながら、安倍首相も言っていたんですけども、地方にとってはですね、お金以上の価値があるわけですね。要は村づくりを担う、農業が担うわけですよ。農業がちゃんとしないと、村づくりができないわけですよ。そういうことを考えたときにはですね、非常に、大事なことだと思いうんです。そういう意味で今後、こういう鳥獣被害、耕作放棄地の問題、どのように今後やっていくのか、質問したいと思います。

○真茅学農政課長 鳥獣害の被害防止は、猟友会員にお願いしているわけでございますけれども、猟友会員の減少や高齢化が進んでいるということで、猟友会とも連携しながら、狩猟免許の取得推進のほか、電柵の設置や箱わな等の導入等を検討してまいりたいと思っております。

○8番城森史明議員 最後に神園市長にお伺いしますけれども、こういう農家が非常にこういう状況にあります。いろんな問題を抱えています。耕作放棄地の問題、鳥獣被害の問題、どのような政策でやっていってもらえるのでしょうか。

○神園征市長 いろいろ農政課長も答弁しておりますが、これからも農政課を中心にですね、そういったものについて、綿密に計画を立てていきたいと思っております。

○8番城森史明議員 市長も1回、そういうイノシシに荒らされた現場、ところを1回視察してもらってですね、その辺を、現場を見ていただいて、お願いをしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○依積田義信議長 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時27分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成25年3月5日)

平成25年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成25年3月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	豊留 榮子 議員 (77ページ～86ページ)
		清水 和弘 議員 (86ページ～96ページ)
		吉松 幸夫 議員 (96ページ～101ページ)
		今門 求 議員 (101ページ～108ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 郎 総務課参事	厚 石 賢太郎 総務課参事
東中川 徹 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**3番豊留榮子議員** 皆さん、おはようございます。

昨日は、日本共産党議員団長の牧信利議員が一般質問に立たれ、感慨もひとしおでした。市民から託された質問事項を抱えたまま、病に伏されたことを大変気にかけておられましたので、皆さんに支えられて一般質問ができたこと、お疲れの御様子でしたが、気分は爽快だったことと思います。

さて、私も日本共産党議員団の一員として、市民の暮らしと福祉を守る立場から一般質問してまいります。

1月17日は阪神・淡路大震災から18年がたちました。地震が起きた5時46分には、神戸の諏訪山公園でメモリアル集会があり、今でもあの日を忘れないという思いで参加している人が大勢いるようです。当時は、ほとんど公的な支援がなく、その後の運動で支援制度がつくられて、今も続いているそうです。それでも、現在でも被災された方々の生活復興は、高齢化や単身化が進む中で、深刻な状況だといえます。

そして、3月11日は、東日本大震災から2年目を迎えようとしています。福島では原発事故も重なり、復興が思うように進んでいません。被災者の方は故郷に帰りたくても帰れない状況に置かれています。長期にわたる仮設住宅での暮らしを今も余儀なくされているところでは。

その3.11以後、大小の地震が被災地を初め、日本中を脅かしています。政府は南海トラフ巨大地震に続いて、3月1日には、九州の活断層の長期評価を見直し、今後、30年以内にマグニチュード6.8以上の大地震が九州のどこかで起きる確率は30から42%だと発表しました。活断層で引き起こされる地震の発生確率を九州全体で示すのは、今回が初めてのことだといえます。

そこで、本市における津波の高さですとか避難対策など、市民にわかりやすく知らせる必要があるのではないかと考えますので、質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 九州内でマグニチュード6.8以上の大地震が今後、30年間に発生する確率は、九州南部で7%から18%であるとの政府の発表がありました。本市においては、活断層がありませんので、今回の政府発表での大地震が起きる地域とはなっておりません。また、鹿児島県においては、今後、県内各市町村での直下地震発生時の想定震度を今年度から来年度にかけて調査を行っているところであります。

九州大地震では、本市に大きな影響はないものと思われませんが、さきに発表されました南海トラフ巨大地震での政府発表の想定では、本市では、最大クラスの震度5弱、最大クラス津波の高さが約5メートルと想定されています。

市民への地震及び津波対策といたしましては、市民が安全で安心して暮らせるために、さまざまな取り組みを行っておりますので、具体的には、担当課長から答弁いたします。

○**永留秀一総務課長** 具体的な地震及び津波対策につきましては、平成23年度に標高表示板を市内84カ所に設置いたしましたので、そのうち標高6メートル以下の44カ所の標高表示板に近くの避難場所を明記いたしましたところでもあります。

また、今年度の事業としまして、昨日、議員の皆様にもお配りをいたしましたので、枕崎市防災マップを作成いたしました。市内の全世帯に対しましては、今週中に配布する予定となっております。マップの内容は、急傾斜地などの災害危険箇所や避難場所を明記した市内地図を掲載し、

従来の指定避難所18カ所に加えて、各地域の自主避難場所も記載しております。

津波対応マップにつきましては、市内36カ所の津波・地震一時避難場所を明記し、標高ごとの色分けをしております。また、イラストによる避難の心得や非常持ち出し品等も記載しており、市民にもわかりやすい内容となっておりますので、活用していただけたらと思っています。

さらに、今年度の事業としまして、地震・津波避難場所9カ所、台風・豪雨避難場としての市指定の第一避難所8カ所に表示板を設置いたしまして、市民の方々にもわかりやすいようにしております。

今後につきましても、避難対策、防災対策に努め、市民が安全・安心に暮らせるまちにしていきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 昨日、この立派な防災マップ、見せていただきました。なかなか大きな字でわかりやすく、イラストも入っていて、とてもいいマップになっていると思います。それで、今まで要望しておりました避難場所の設置の掲示板ですとか、それができるということで、よかったと思います。

それと、もし、その津波が来て5メートル、それを超えるような大津波も予想しておかないといけないと思うんですね。例えば、そのときのその人的被害でありますとか、そういうような計算はされているのでしょうか。

○永留秀一総務課長 南海トラフ巨大地震での政府の想定は、いろんなパターンを想定しております。先ほど市長が答弁いたしました震度5弱、それから最大の津波の高さ5メートルというのは、その中でも現在想定し得る最大の想定であるということでもあります。これ以上の、5メートル以上の津波が枕崎に来るとするのは、ちょっと、想定が考えにくいのではないかと考えております。

被害につきましては、政府のほうでそれぞれ、南海トラフのときの人的被害、建物被害等を想定しておりますけれども、ちょっと、今、手元に資料として持って来ておりません。

○3番豊留榮子議員 またそれは、後ほどお聞きしたいと思います。

次に、市長の退職金についてお聞きします。

12月議会で市長の退職金を廃止するように求めましたが、市長は給与その他についても職責・職務に応じたものであるべきだという原則的な考えを持っていると言われました。ところが市長は、市職員の退職金は有無を言わず県内いち早く減額をしました。今の時勢に合わせるというならば、この市長の4年間で1,441万円の退職金は廃止するか、減額すべきと考えますが、再度、お伺いいたします。

○神園征市長 職員の退職手当につきましては、国家公務員に準じて決定するのが基本でありますので、ことしの1月から国家公務員に準じて減額して、職員の協力をいただいております。

市長だけではなくて、副市長とか教育長についても、退職手当の決まりがありますが、これは枕崎市だけがこういった退職手当が出るわけじゃありませんので、全国おそらくどの自治体でも、そういったものは決められているのではないかと。そして、その決められ方につきましては、それなりの何らかの理由があって、そういった制度が設けられているんだと思っています。

その額なんかについては、その職責や類似都市との均衡等を考慮して決定されているのではないかとと思いますが、12月議会でも答弁しましたように、枕崎市長の退職手当は、県内の19市の市長の中でも最も低い額となっております。

退職手当は、給料の月額に支給率を掛けて算定するようになっております。従来から説明しておりますように、私の給料月額が19市の中で一番低い額となっておりますが、支給率においても、19市で2番目に低い率となっております。したがって、19市で最も低い額となっているわけでありませぬ。

繰り返しますが、給与その他につきましては、職務・職責に応じたものを原則とすべきである

と思っておりますが、恐らく、皆さんが想像するよりその職務の程度というものは、かなりのものがあると思っております。責任の度合いも大変なものがあると思っております。したがって、退職手当の減額や廃止については、今のところ考えておりません。

○3番豊留榮子議員 もちろん、私も市長という職務が、ほんと休日も返上して夜も走ったり、いろいろな会合に顔を出されたり、激務だとは感じております。ですが、それを覚悟で市長になられたことと思っておりますので。本市においてはですね、一般の職員はですよ、一生に一度の退職金です、どこの会社を見ても。市長は、再選されればその任期ごとに退職金が支給されます。この際、市長も一度退職金を受け取っておられることですし、この廃止ができないというのならば、この退職金を今の半額にするとか、そんな考え方はできないものではないでしょうか。

○神園征市長 今、申し上げたとおりで、現在のところ、そういう考えはありません。

○3番豊留榮子議員 本市においても、職員の退職金は減額されました。この市の財政難を今、盛んに言われております。これはまず、市長みずからの改革が必要ではないかと思うんですね。全国の市長さんのあれを見ても、みずから減額をしている市長さんも今、たくさん出ておられます。もう一度、市長、どうでしょうか。

○神園征市長 今申し上げたとおりであります。私、普段の給与もカットしておりますし、そして、期末手当、いわゆるボーナス、これも同じように10%カットしております。

よく選挙前になりますと、こういった市長の給与をカットしますとか、そういったようなことを公約として、打ち出す例もあるようですけれども、私は、ああいうことは、あまり感心いたしておりません。仕事を一生懸命やるのが市長の務めだと思っております。

○3番豊留榮子議員 若干、お尋ねいたします。来年は市長選挙ですが、神園市長は出馬を考えておられますか。

今では、今、先ほど市長が言われたように、市長の退職金廃止を公約に掲げて当選される市長さんも出ておられます。市長はそんな考えはないとおっしゃいましたけれども、条件つきで、私の任期中だけは廃止しますとか、減額しますとか、そういう考え方はできないでしょうか。

○神園征市長 次の市長選挙に立候補の意思があるかというお尋ねですが、現在のところは、私はまだ立候補するとも立候補しないとも決めておりません。

それから、退職金の問題については、再三、答弁しているとおりです。

○3番豊留榮子議員 これは少し前のことになるんですが、横浜市長を務められた飛鳥田一雄氏、この方が退職するときに退職金を全部返納したそうです。飛鳥田市長は1963年から1978年の4期務めています。ですから、4回分の退職金を市長としての特別手当1億2,888万円は返上して、一般職に準じて支給される1,592万のみ受け取ったということです。これは私も記憶しておりました。

そして、今は非正規で使い捨てられる労働者が多く出ております。それに賃金カット、ボーナスももらえない人、無年金者、そして、失業者が生まれています。こうした中での庶民感覚からは考えられないような高額の市長の退職金が厳しく今、批判されているところです。これは本市だけでなく、全国的にこのような批判の声が上がっているところなんです。

今、この、ちょっと昔になります。この横浜市長の飛鳥田市長がとられたような、これが今、また世の中を沸かしているんですね。じゃあ、市長はこの飛鳥田市長がとられたこういう行為をどのように受けとめられますか。

○神園征市長 飛鳥田さんがそのように考えてなさったんだろうと思うだけであります。

○3番豊留榮子議員 もう少し打てば響くような答弁が返ってくると質問も楽しくなるんですけれども、市長の退職金、よく考えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

生活保護の引き下げについてなんです。これは民主、自民、公明の3党は2012年8月10日、

参議院本会議で消費税増税法案と社会保障制度改革推進法案を無理やり可決、成立させました。消費税の増税は、1年後の2014年4月から税率8%に、そして15年10月に10%にする予定です。

とりわけ国民の間から批判の声が高まっているのが、生活保護基準の引き下げです。ことしの8月から3年かけて引き下げを行うというものです。現在、受給を受けている世帯の96%の世帯が減らされるといいます。特に、子育て世帯が大きな打撃を受けるとも言われていますが、本市における影響はどのようなものでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 初日の本会議でも申し上げましたが、生活保護基準の見直しの細かい内容につきましては、今後の説明会で示される予定となっております。現在の予定では、国から県への説明が3月の中旬ごろ開催され、県から市町村への説明である基準改定説明会の開催が3月下旬ごろになると通知を受けておりますので、影響の詳細については、それ以降にわかることとなります。

ただ、細かく示されていない状況で申し上げますと、生活保護基準部会の報告書によりますと、現行保護基準と消費実態を比較しますと、年齢におきまして、高齢者では差は大きくないところですが、12歳から19歳、20歳から40歳の若い年齢層で、現行保護基準のほうが消費実態よりも高い状況にあるということ。

次に、世帯人員におきまして、飲食物費や被服費など、個人的経費を定めた基準である生活扶助の第1類が、世帯人員がふえるにつれて乖離が拡大する傾向があり、人員の多い世帯の現行保護基準のほうが消費実態より、より高い状況にあること。

次に、地域差において、1級地の1及び2から2級地の1までの比較的大都市である3段階の地域において、現行保護基準のほうが消費実態より高い状況にあり、2級地の2以下の枕崎市のような小さな都市や町村では、逆に消費実態のほうが現行保護基準より高い状況にあることが報告されております。

以上のことから考えますと、大都市の世帯人員の多い子育て世帯で、最も見直しの影響が大きく、地方の単身の高年齢者層では、最も影響は小さくなるのではないかと推計いたしているところです。

○3番豊留榮子議員 この貧困と格差の広がる中でですね、札幌市の白石区、さいたま市、東京都立川市など、全国で餓死、孤立死の事件が起きています。

札幌市白石区の姉妹は、手持ち金も健康保険証もなく、電気、ガスの停止につながる料金滞納があることを役所は知りながら、生活保護の申請すらさせずに病死・凍死しました。本当に痛ましい出来事でした。憲法25条が定める健康で文化的な最低限度の生活を守るにはどうしたらいいのか、真剣に考えざるを得ません。

そこで、生活保護法が定めている4つの原理というのがあるんですが、これはどういったものなのかお聞きします。

○佐藤祐司福祉課長 生活保護の基本原則及び原則につきましては、生活保護法第1条から第4条に4つの基本原則が、第7条から第10条に4つの原則が規定されております。

今お尋ねの基本原則ですが、まず第1条で、国が直接の責任において、生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとし、第2条では、要件を満たす限り、だれでも平等に保護を受ける権利があるとしています。そして、第3条では、最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとしています。そして、第4条では、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とするとしており、扶養義務者の扶養及び他の法律による扶助の優先も記載されているところでございます。

○3番豊留榮子議員 その第4条ですが、このあらゆる能力や資産の活用を口実に、各地で人権侵害が起きていると言われます。働けるからとか、自家用車があるからなど、生活保護の申請拒

否や却下、打ち切りがされています。

生活保護法はすべての国民に申請する権利、受ける権利を無差別に平等に保障しています。ですから、これらの権利を侵すことは許されないことだと思います。また、働いても生活費が足りない人や、仕事のない人も生活保護が利用できるようになっています。

本市において、このような人権侵害に当たるようなことは起きていないのか。その辺をお聞きます。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申しあげましたように、第4条では、あらゆる能力や資産の活用を要件として行われることとなっておりますが、その持っている資産がすぐには活用できない場合もあります。面接相談のときには、申請はだれでもできることを伝えておりますし、また、第4条第3項に急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとありますので、申請があった場合には、それぞれの事情を考慮して決定いたしております。よって、本市では人権侵害に当たるようなことは起きていないと考えております。

○3番豊留榮子議員 はい、わかりました。

次に、生活保護基準の引き下げなんですけれども、これは生活保護世帯だけの問題ではないと。そして、市民の生活を支えるさまざまな制度に影響を及ぼすんだと今、言われております。これがどのような制度に影響があるのか。まず、お尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 国の資料によりますと、生活扶助基準の見直しの影響を受ける制度として38項目が挙げられておりまして、国の制度としては、34項目が挙げられております。

そのうちできる限り影響が及ばないように対応するものとしては、31項目が挙げられておりまして、具体的には、保育所の保育料の免除に係る階層区分、児童保護費等負担金等、国民年金保険料の免除、国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用除外、介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分、自立支援医療の負担上限月額等の段階区分、就学援助制度における学用品費等の支給、幼稚園就園奨励費補助などとなっています。

また、生活保護と同様の給付を行っており、生活保護の基準の例により給付を行うものとして3項目、具体的には、中国残留邦人等に対する支援給付、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、ハンセン病療養所非入所者給付金が挙げられております。

次に、地方単独事業等として4項目挙げられており、災害共済給付の共済掛金の一部免除、高等学校等奨学金事業、大学等授業料減免等については、影響が及ばないよう依頼するとしております。

日本放送協会放送受信料の免除については、国の取り組みを説明した上で、受信料制度の趣旨を踏まえて対応するとしております。

また、個人住民税の非課税限度額を参照する制度については、平成25年度の影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応するとしております。

○3番豊留榮子議員 さまざまな制度に影響を及ぼすんですけれども、今、世論の怒りが広がる中で、安倍政権はほかの制度に影響しないようにすると言っています。しかし、これは、結論の先延ばしや自治体任せであったりします。これで本当に、ほかの制度への影響が改善できるんだろうかと思いますが、市長、ひとつ見解をお聞かせください。

○神園征市長 生活保護制度に限らず、社会保障制度は、国民生活の安定や国民の健康の確保を目的としたものでありますので、国が責任を持って制度構築をすべきものと考えております。しかし、今後も少子高齢化の進展に伴う大幅増が見込まれており、社会保障制度の持続可能性に大きな不安が生じているのは事実であります。

こうした中、世代間の公平性を保ち、制度の持続可能性・安定性を確保するために、セーフティネットとして求められる水準に配慮しつつ、給付の伸びを抑えることは必要であると考えております。他の制度への影響がないように、国の責任において制度構築してもらいたいと思っております。

ます。

○3番豊留榮子議員 それじゃあ、安倍首相が言われるその対処方針なるものが届いているのかどうか、お尋ねします。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど例として申し上げました他の制度に影響が及ぶものの一覧というのは届いております。それで、影響が及ばないように対処するとした1枚紙で届いているものもございます。

○3番豊留榮子議員 具体的にどうしなさいというのはなかったわけですね。まあ、それがあつたとしても、これがごまかしであるというのは、担当課が一番よく理解されていることと思います。

この生活保護費の削減が受給者の生活を直撃するだけではなく、先ほども言われましたが、小・中学生への学用品代や給食費を支給するその就学援助や個人住民税の非課税限度額の算定ですね、そして保育料や医療・介護の保険料の減免制度など、少なくとも40に近い制度が影響を及ぼすと言われていています。そして、最低賃金もこの生活保護基準を下回らないことが法律で明記されています。

保護基準の引き下げは、負担がふえたり、今まで利用できた制度から締め出されたり、利用できなくなる人が出てくることはもう明らかです。

住民税非課税については、2014年度以降の税制改正で対応すると結論の先送りを政府はしています。そして、就学援助については、市町村に要請するものの判断は自治体任せで、財政措置もとっていないために実行不可能だと言われていています。

この最低生活ラインの目安の大もとである保護基準を引き下げておきながら、連動する制度の水準を維持しようとするなどのことは成り立たないということはわかり切ったことです。保護基準引き下げそのものをやめるべきです。

そして、社会保障の大改悪にストップをかけるためにも、市長は国に意見を述べてください。市民の暮らしと権利を守るべきと考えますが、市長、どうでしょうか。

○神園征市長 これまでも再三申し上げておりますが、市長会等を通じてですね、国に意見は言っております。

○3番豊留榮子議員 次に、子供の医療費についてお尋ねします。

子供の医療費を隣の南さつま市や南九州市のように中学校卒業まで無料にすべきと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

○神園征市長 さきの9月議会、12月議会でも答弁いたしておりますが、そしてまた、この社会保障制度の持続可能性に大きな不安を抱えているということも先ほど申し上げました。

本市におきましても、民生費の支出が大きく増大してきております。民生費以外の他の政策上の優先関係等もありまして、そしてまた、財政的にも単独事業によって中学校卒業までの無料化を拡大するのは、難しい状況だと考えております。

○3番豊留榮子議員 今年度、中学校卒業まで無料にした場合の対象人数と影響額がどのようになりますか。

○佐藤祐司福祉課長 中学校卒業まで無料化にいたしますと、対象者は約1,000人増、約1,770万円が必要になると推計いたしております。

○3番豊留榮子議員 市長の退職金にもうちょっと足すとできますね。

これは今、若い方たちがですね、隣の南さつま市ですとか、南九州市をとってもうらやましがるんですよ。中学校になるまで医療費がかからないっていいよねということですね、引越せるもんなら引越したい。でも親見だから行くわけにいかないみたいなね、そういう声があっちこっちで聞かれるんです。

これはぜひ、もうこれは毎回私、言い続けます。ぜひ、考えていただきたい子供の医療費無料

化です。よろしく申し上げます。

○**神園征市長** 先ほど福祉課長が答えました対象者が1,000人増だと。そして、1,770万円と。これは、1回で済む話じゃないんです。1回やりますと、この大体1,700万とか、それ前後のお金が毎年出るわけですから、そのことは理解しておいていただきたいと思います。

○**3番豊留榮子議員** 次にいきます。

次に、住宅リフォームについてお聞きします。これは地域活性化に大いに貢献しました。

住宅リフォーム助成制度の24年度の利用状況と今後の取り組みについて、まず、お尋ねしますが、まず、相談や問い合わせの件数、そして、事前審査の件数がどうであったのか、お聞きします。

○**依積田清文建設課長** 住宅リフォーム助成制度の相談件数及び問い合わせにつきましては、12月末で150件程度だと把握しておりますが、その中で申請され、受け付けた件数は120件です。

○**3番豊留榮子議員** その実際に受け付けた件数と、それは個人と企業に別々に分けて教えてください。

○**依積田清文建設課長** 受け付け件数は、先ほども申しました12月末で120件ですが、施工業者の内訳を株式会社などの法人事業者と個人事業者とに分けますと、法人が69件、個人が51件となります。

○**3番豊留榮子議員** その事業費の総額と補助金額ですが、それはどのようになりますか。

○**依積田清文建設課長** 事業費の総額は1億6,222万8,623円になりました。

補助金につきましては、当初2カ年で1,300万を予定しておりましたが、その予定額とほぼ同じ1,275万3,000円になっております。

○**3番豊留榮子議員** 今後の取り組みについてなんですけれども、ことしも住宅のリフォームあるのって何人かの方に今も聞かれております。市民の方は大変心待ちにしておりますので、今後の取り組みについてお聞かせください。

○**依積田清文建設課長** 当制度につきましては、多くの皆さんに活用いただきまして、当初定めた2カ年の1,300万の予定額にはほぼ達しましたが、新年度につきましても、引き続き実施することとし、当面、当初予算に500万円お願いしているところでございます。

○**3番豊留榮子議員** はい、ありがとうございます。

続いて、男女共同参画社会についてお尋ねします。

平成11年に制定されました男女共同参画基本法によって、本市も平成14年に枕崎市男女共同参画プランを策定しました。これは10年間という長期にわたる計画でしたが、第1次プランの成果に立って、24年度には第2次プランが作成されました。神園市長も性別による固定的な役割分担意識や根強い慣習等をなくし、女性も男性も個人として尊重され、その能力を十分に発揮し、積極的に社会参加できる社会の実現に向けた取り組みをこれまで進めてきた結果、一定の成果を得ることができたとしています。

男女共同参画社会の理念は、人と物が豊かに交流し、協働で築く活力創造都市を構築するためにも、男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の男女共同参画社会の実現に市民と行政が一体となって取り組むとうたっています。

そこでお聞きしますが、まず、本市における職員採用や職員の女性の比率、そして、女性の幹部登用の状況がどのように変化してきているのか教えてください。

○**永留秀一総務課長** まず、本市における職員採用の状況であります。平成22年度から24年度までの3年間を申し上げたいと思います。平成22年度の採用が男性2人、女性1人、合計3人。平成23年度が男性1人、女性2人、合計3人。平成24年度が男性5人、女性3人、合計8人となっております。

それから、職員に占める女性の比率につきましては、平成24年度の状況を申し上げますと、職員

総数275人のうち女性が89人で、32.4%となっております。

また、幹部職員の状況は、平成24年度で課長級28人中女性が1名で3.6%、係長52人中女性が5人で9.6%となっている状況です。

○3番豊留榮子議員 その幹部の状況は大分、これで改善してきているんでしょうかね。

また、その県内の女性幹部の登用状況はいかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 県内の女性幹部の登用状況につきましては、平成23年度の課長級以上の管理職の状況しか把握しておりませんが、鹿児島県におきましては、課長級以上の管理職が3.9%、県内の市町村におきましては、4.4%となっている状況であります。

○3番豊留榮子議員 本市で女性の幹部を育てる指導といいますか、そのようなものがどのようになっているのか、教えてください。

○永留秀一総務課長 女性職員に対する、女性幹部を育てるといような特別の研修というのは、取り組みは行っていないところでありますが、職員全体に対する研修としましては、人材育成基本方針を定めておりますので、それに基づいて、行政を取り巻く環境の変化、それから、地方分権の動きに対応するための意識改革・能力開発を目的とした採用年数、それと職務に応じたさまざまな職員研修を取り組んでおります。

具体的には新規採用研修、あるいは、半年後研修、3年目研修、7年目研修、それから、職務における係長昇格研修、課長昇格研修などの職員としての採用された後の各段階に合わせた研修でありますとか、そのほかにも政策能力開発研修、企画力・創造力開発研修などの能力向上のための研修も計画的に行っているところであります。

○3番豊留榮子議員 これは、市長、どうでしょうか。この女性の幹部を育てるといことは、直接にこうしないと枕崎の女性は特に、奥ゆかしい女性が多いですので、どうだって言っても、なかなか、いや私はって遠慮する方が大半じゃないかと思うんですね。係長になるとか課長にどうだろうかと直接言われても。それになるまでのこの直接的な幹部を育てる、女性幹部を育てる指導というのが必要かと思うんですけれども、その点はどのように考えておられますか。

○神園征市長 私、男女共同参画社会のいろんな会合の中でも、もっと女性がみずから積極的になって向上心を持ってもらわないと、ということは申し上げております。

私になって、女性職員の何か登用しようとするときに、断られたという例はないと思っておりますが、特別に研修とか何とか設けるんじゃないくて、ふだんの現場での仕事ですね、現場教育等によって、そういったものはだれでも等しく能力を持てるような育て方をしなければならんと。これは課長会等でもそういったことをたまに申しております。

○3番豊留榮子議員 今、課長クラスでは1名と言われましたけれども、女性幹部が、これは特別職の方だと思うんですね。ですから、何といいますか、女性特有のあれがありますよね。それを、いろんなときに、いろいろなことを持っているけれども、いやいやって遠慮される方も多い。そういう中で、それを、能力を引き出すような手だてというのは、これ、市長、何か女性特有の課を設けるとか、何か奇抜なアイデアとかないんでしょうか。

○神園征市長 今、具体例を出されましたけれども、これは逆に男性に対する差別になりはしませんか。だから、ふだん私は、いわゆる特別にここを離れて研修に行くことも大事ですけれども、OJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングですね、現場でのトレーニングというのはもっと大事なことだと思っております、その辺は現在の管理職等が育てるとい、能力を開発するという点について、そういった意を用いてほしいと思っております。

○3番豊留榮子議員 ですから、いろいろなさまざまな知恵とあれを出し合って、アイデアも酌み取りながら、ぜひ、女性幹部を育ててほしいと思います。

それと市民が利用しやすい市役所とするためには、どのような手だてをされているのかお聞きします。

○永留秀一総務課長 市民が利用しやすい市役所のあり方ということではありますが、市民が利用したときに行き先がわからないというような市民も見受けられるようでありますけれども、本市におきましては、市役所を利用する方々のための案内係というものは、配置はしておりませんが、職員全員が案内係を担うという対応をとっております。お客様が立ちどまったりしている場合には、職員から声をかけるようにして、職員が目的の場所まで案内をすると、そういった対応をとるようにしております。

それから、出入りに近い税務課でありますとか福祉課である、そういったところの職員も案内係を担うというか、よく声をかけられることが多いですので、案内をしているような状況で対応しております。

○3番豊留榮子議員 私もよく職員の方が通りかかって、立ちどまっている方に声をかけたりしている姿をよくお見かけします。ですが、税務課にしても、福祉課にしても、皆さんお忙しいですよ。気がついてはいるけれども、ここで対応しているからそこまで行かれないという場面もよくあるかと思うんです。これはぜひ、どうですか、玄関口に案内係というか、そのような、何ですかね、何かわかりませんが、できないものでしょうか、市長。

○永留秀一総務課長 本市におきましては、定員適正化計画を実施する中で、年々職員数も削減をしてきておりますので、案内係を配置するというのは、難しいと思われるところです。

今後とも職員全員が案内係を担うという対応で、お客様に対しては接していきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 それでは十分な対応は無理かと思えます。労働強化になるかとも思えます。ぜひ、これは一度、考えていただきたいと思えます。

次の質問にいきます。

空き家の解体助成制度についてなんですが、空き家の実態調査が実施されまして、空き家等の管理に関する条例も制定されましたが、これが、管理が困難で空き家の解体を希望される方にこの助成ができないものかどうか、お聞きします。

○永留秀一総務課長 枕崎市空き家等の適正管理に関する条例が4月1日から施行されますけれども、管理不全な状態であるとその空き家が認めた場合には、条例に基づいて助言、指導、勧告、命令を行っていくということになります。

新年度の予算で危険空き家等解体撤去事業補助をお願いしているわけですが、危険空き家等の適正管理を推進するために、条例に基づく助言、指導、勧告、命令を受けた危険空き家等について、解体撤去経費を助成しようとするものであります。この危険空き家解体補助は、管理不全な状態である危険空き家を対象としておりますので、管理が困難であるというだけでは対象とは考えておりません。そのような、市民から申し出があった場合には、現地を調査して、危険空き家であるかどうかという判断をしていくということになると思っております。

○3番豊留榮子議員 この枠がもう少し穏やかに広がっていくといいかと思えます。

とにかく空き家が枕崎多いですから、これを解体したくても財源がなくて、個人の手持ち金がなくて、とても解体までいかないというところが多々あるんですね。ぜひ、これ再度、検討していただきたいと思えます。

最後に道路整備についてお尋ねします。

県道枕崎知覧線が南薩縦貫道路の一環として、改良工事が今、進められておりますが、その後の進捗状況をお聞かせください。

○依積田清文建設課長 南薩縦貫道につきましては、27年度の完成を目指しておりますが、これまで測量設計、用地調査等が実施され、2月末から用地買収の交渉に入ったところでございます。

○3番豊留榮子議員 まだ工事がどこから始まるとかというのは、まだ決まってないところですか。

○**依積田清文建設課長** 工事につきましては、今、中原工区ということで、美初のほうから瀬戸公園の先のほうまで一体で計画しているところですが、今、交渉に入っておりますのが、森建設の事務所があるところですが、瀬戸公園の手前のカーブ、あのあたりをまず最初に交渉に入っておりますので、あの辺から工事にも入っていくものと思われまます。

○**神園征市長** 縦貫道につきましては、随分長くかかっておりまして、機会あるたびにですね、いつになったら完成するのかとか、あるいは、枕崎は残されて、枕崎のほうに来るころはもう県の財源も尽きて、おしまいなんじゃないとか、もう思ったことをどんどん言ってきました、枕崎から工事を始めてくれ、枕崎から工事始めてくれということは、言い続けてきたことでありまして、そういったこともありまして、瀬戸のあのあたりから工事が始まると、こういうことであります。

○**3番豊留榮子議員** ぜひ、桜の時期になりますと瀬戸公園も大勢の人でにぎわいますので、あそこが見通しもよく、車が通行できたり、歩行者の方も安心して歩いて瀬戸まで来れる、そんなふうになるように、1日も早くなるように、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

静粛に願います。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○**5番清水和弘議員** 皆さん、おはようございます。

本市の場合、2月にありました通り会の Show-1 グランプリで優勝し、本当に輝かしい成績で市民の一人として喜んでいるところであります。また、昨年度は、大相撲界で本市出身の36代木村庄之助が誕生、そして、S-1 グランプリ優勝と、本市にとっては本当に喜ばしいことが続いているように思っております。

また、我が国においても、政権が民主党主導から自民党政権にかわり、株価の上昇、円安傾向になり、経済界では、労働者の定期昇給などについての会話がにぎやかになっている状況だと思っております。

そして、国にあっては、補正予算では約13兆円もの予算化がされました。伊藤知事は政権がかわり、公共投資、社会資本整備が新しい方向へのかじを切られようとしているタイミングで、期待が本当に大きいと述べております。

そのような中、神園市長におかれましても、我が国の政治、経済状況は多少の明るさが見えてきたが、この動きを本市経済浮揚にしっかり結びつけるよう、新年度はさまざまな政策展開をしなければならぬと述べました。私は今後、本市行政運営にも明るい活発な対策が打たれるのではないかと期待しておりますから、頑張ってくださいたいです。

そのようなことから、各自治体は予算獲得を目指し、関係各省庁へ陳情に行っている様子が新聞報道等で……、なっています。そして、政権政党を支持した団体とそうでない団体等では、本年度予算計上のあり方に隔たりがあるように感じられます。

さて、本市の場合、行財政改革をやり始めてから12年になるようです。そのような中、平成14年から平成17年度、神園市長の1期目のときは、財政効果額は16億7,000万円となっており、これまでの私の質問に、市長は財政改革に取り組み、借金を減らす道を開いたのは自分であると述べてこられました。

ところが、平成18年から21年の瀬戸口市長時代の財政効果額といいますと、予想を上回る約

21億4,000万円となっており、2期目の神園市政になった平成22年から25年の財政効果額は、これまでの額を大幅に下回る、この予想額については、7億8,000万円となっております。なぜ、これまでの財政効果額を大幅に下回る予想額になったのか、市長にお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 質問の本題からちょっと外れるかもしれませんが、いろいろと陳情等に行っていると、御心配なさらないでいただきたい。行くべき陳情には、ちゃんとしております。そしてまた、私は、今、自民党が政権党になりましたけれども、自民党の国会議員とは何人も親しくしておりますので、この間、あることで陳情に行ったときにも、そういったところに寄りまして、その国会議員から、もうベテラン議員ですけれども、直接、関係省庁に電話もしていただいたりしております。

さて、お尋ねの件ですが、最初に概略申し上げますと、改革をたくさんやってきたから、いつまでもいつまでも改革しなければならぬ数とか数字とか、そういったものが大きいわけがありません。改革をやれば少なくなっていく。どんどんどんどん少なくなっていくのが普通であります。

行財政改革実施計画や、第1次集中改革プランと比較しまして、第2次集中改革プランの財政効果額が低いこと、またプランに掲げてある実施項目数が少なくなっているということにつきましては、この二つの計画期間の8年間において、事務事業の見直しや補助金、負担金の削減などが大きく進んだこと。また、市立保育所や養護老人ホームなど、公の施設の民営化や施設管理業務等の民間委託化が、この期間に進んだことによります。

第2次集中改革プランの期間内におきましても、引き続き、事務事業等の見直しを進めることとしておりますが、過去の期間と同様の大きな職員数の削減につながる公の施設の民営化等は計画されていないところです。

このようなことが、第2次集中改革プランの4年間の財政効果額が、これまでと比較して低くなっていること及びプランに掲げている実施項目数が少なくなっている要因となっております。

具体的な数値等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○永留秀一総務課長 本市の行財政改革につきましては、枕崎市行財政改革実施計画の期間、平成14年度から17年度までの4年間で約16億7,184万円、それから、第1次枕崎市行財政集中改革プランの期間、平成18年度から21年度までの4年間で120の実施項目を掲げておりまして、この期間で約21億4,427万円の成果を上げてきたところであります。

第2次枕崎市行財政集中改革プランの期間、平成22年度から25年度までの4年間では、74の実施項目を掲げてあり、約7億8,160万円の財政効果額を計画額として計上してあります。

この二つの計画期間の8年間において、事務事業の見直し、補助金・負担金の削減などが大きく進み、市立保育所や養護老人ホームなど公の施設の民営化や施設管理業務等の民間委託化を行っております。

これらの事務事業の見直し、積極的な民営化・民間委託等の推進により、計画を上回る職員数の削減を行ってきたこと、新規職員採用の抑制を行ってきたことが、行財政改革の最初の実施計画、第1次集中改革プランの期間に大きな財政効果実績が上がってきているものであります。

第2次集中改革プランの期間内におきましても、引き続き、事務事業の見直しを進めることとしておりますが、過去の期間と同様の大きな職員数の削減につながる公の施設の民営化等は計画されておられませんので、プランに掲げている実施項目数が少なくなっておりまして、財政効果額も、これまでと比較して低くなっております。

行財政改革を進めるためには、第2次集中改革プランを着実に推進するのはもちろんであります。必要な行財政改革の取り組みについて、随時、プランの実施項目に追加しながら、積極的に行財政改革に取り組んでいきたいと考えております。

○5番清水和弘議員 市長は、これまで改革をやってきたから、やり残している分が少ないから、この予想額を下回ったという発言であります。

しかしですね、私が思うところでは、1期目の神園市長や瀬戸口市長は御自身の給料を2割カットしてましたですね。これがですね、今回、2期目の神園市長は、1割戻して今現在の給与カット額は、1割になっておると思います。自分の給与を1割カットに戻した、今現在1割カットしている、この状況がですね、その改革に対する市職員へのメッセージが、発信力が弱くなったと、そういうことは考えませんか、市長。

○神園征市長 考えておりません。

○5番清水和弘議員 あのですね、市長の職権と権限、個々には、ほとんどのことはできますよ、市長がやる気があったら。ただ言葉で私はできないとか、そういう無責任な態度が、私は、枕崎のこの財政4指標の枕崎の県下最悪を続けていると思っています。もっと真剣に市職員にも給料カットとか言うのであれば、また、市民への行政サービスをもっと充実するのであれば、もっと市長としても真剣に行財政改革に努めてほしいと要望しておきます。

それからですね、今、阿久根市なんですけど、この阿久根市の竹原市長などはですね、御自分の給料を2割カット以上削減し、また、期末手当においてもカットをしている。そこでですね、枕崎と阿久根市の職員数の違いというのは、阿久根市より本市は75人多いんですよ、職員数が。

そしてですね、阿久根市の場合、55歳以上の職員の昇給停止などを実施しているようです。ここにありますよ、阿久根市の財政状況が。そして、阿久根市の給与削減額は、平成8年から21年、13年間で約11億3,000万円削減されております。本市の場合、平成16年から実施している職員独自給与カットによる財政効果額は9.9億円とのことでした。

阿久根市の場合、首長みずから、市民目線で実施した行財政改革による効果だと考えます。

本市の場合の一般会計予算を見ると、平成21年度約20億8,700万円、22年度は21億8,000万円、23年度は約21億6,000万円となっており、この3年間を見ると、人件費の削減はなされていないと判断します。

行財政改革で優先順位をつけるとするならば、私は、これまでの市職員のなれ合い体質を脱却し、市民目線に立った行動が望まれると考えます。

市長は、これまで市職員も一生懸命働いていると擁護してきました。

本市の県下19市の中で財政4指標は最下位であるという経済状況考えた場合、市職員のこのような労働環境、なれ合い環境、この姿勢、そういうのを正す必要があると思いますが、市長にお伺いします。

○神園征市長 何をもってですね、なれ合い環境と言うのか、具体的に言ってください。市の職員は頑張っていますよ。私は土曜、日曜、役所に出てきて仕事することも多いですが、職員もいっぱい出てきている。サービスでやっているのが多いんじゃないかと思ったりしております。そして、その能力は、皆さんが想像する以上に持っているとは私は思っている。市長が自分のところの職員を悪く言ったらどうなりますか。

○5番清水和弘議員 もうちょっと落ちついて討論しましょうよ。

それから、八潮跡地を最近駐車場として昨年12月から市職員が使用していないが、このことについて質問していきます。

八潮跡地駐車場は、最初、庁舎別館建設用として、その後、市庁舎利用の住民サービスへの駐車場も兼ねて、昨年12月までは市職員も利用していたと考えております。八潮跡地には、土地開発公社に毎年賃借料として109万円を市民の税金から支払っていると思いますが、現在もそのようになっているのか、お伺いいたします。

○永留秀一総務課長 八潮跡地駐車場の御答弁をする前に、先ほど議員のほうから人件費に関しまして、21年度に比べて、3年間の人件費は減ってないという発言がありましたが、その人件

費の総額につきましては、退職手当による増減がございます。

21年と23年を比べれば、退職手当が1億2,000万円程度、23年度が多くなっておりますので、人件費総額はふえておりますが、職員数の減少に伴う給料、それから職員手当、これらについては、着実に人件費としては減ってきておりますので、御指摘をしておきたいと思っております。

それから、八潮跡地駐車場のことについてであります。平成24年度の借り上げ料は95万5,000円となっております。25年度も同額を予算としてお願いをしているところです。

○5番清水和弘議員 八潮跡地への駐車場を現在やめているわけですね。やめたのは、我々が行財政改革調査特別委員会で、駐車場料金の負担を言い出した。このことにより、駐車場利用をやめたのではないかと、私は考えております。駐車場を利用しなくなった具体的な答弁をお願いします。

○永留秀一総務課長 駐車場をやめたという御発言がありましたが、城森議員の一般質問の中でも御答弁申し上げましたけれども、市役所本庁用の駐車場として利用するというにしております。現在も、その方針は変わっておりません。

11月13日の行財政改革特別委員会でも御説明いたしました。八潮跡の用地につきましては、本庁用の駐車場用地として活用していくという方針を御説明いたしまして、従来は、駐車台数45台のうち、来客用8台、職員用37台という利用をしておりました。

しかし、行財政改革特別委員会の中で、職員から駐車料金を徴収すべきという意見と同時に、市役所全体として来客用駐車場が不足をしているとの意見もございまして、税の申告時期などの繁忙期には、庁舎前の駐車場に列をつくって並んでいる状況も見受けられることから、今後は、八潮跡の用地全体を来客用駐車場として位置づけたいとの説明を行ったところであります。

その際に行財政改革特別委員会でも異論はなかったところございまして、ことしの1月から八潮跡の用地全体を来客用駐車場として運用をしているところであります。

○5番清水和弘議員 まあ、いろいろ答弁しましたけど。私は、これまで109万円を賃借料として支払っていたということで、この109万円をベースに200人の職員が車通勤するとして、計算してみたんですよ。職員1人当たりが支払う駐車場料金をですね。そうしたら、月割りにすると、たった460円ぐらいになるかと思うんです。

市職員の給料は平均で645万円ぐらいになるとありますが、わずかこの460円の駐車料金すら払おうとせず、駐車場として利用しないように、そういう行動が、私はこの市職員が行財政改革に枕崎のこの109万円の割り勘でして460円ですよ、1人当たり。この金額すら払おうとしない、その市職員の態度、市長、どう思いますか。

○神園征市長 総務課長が答弁したとおりですね、議会での指摘があってそうしたということで、今の現状で市職員が、行革に協力してないとか何とか、そんな結論を出すのは、私は、いかななものかと思っております。先ほど言うように、職員も一生懸命、行革には協力しております。

○5番清水和弘議員 職員も一生懸命協力しているというのであれば、たかが1月460円ですよ。この金額が高いと思いませんか、市長、お伺いします。

○地頭所恵副市長 先ほどから総務課長も御答弁申し上げておりますように、行財政改革特別委員会の中で、いろんな御意見がありました。

そして、それを踏まえまして、私どもとしては、一般駐車場として利用していただくことにより、市民の利便性を向上させるという効果も生まれるということで、11月の委員会でも、皆様方全員、委員になっていらっしゃいますので、御説明を申し上げまして、清水議員からも特に異論はなかったと承知しております。そういう皆様方の意見も踏まえた上で対応させていただいたところでございます。

それから今、金額をおっしゃいましたが、200人で割るというのは、理屈として成り立たないのではないのでしょうか。駐車できるスペースは限られておまして、200台とめられるわけでは

ございませんので、そういう計算は成り立たないと思います。

○5番清水和弘議員 今、副市長は、本当に後ろ向きな発言なんですよ。200人というのはですね、市職員全体を、八潮跡地を利用している人だけで、なぜ割るんですか。市職員全体で見られないんじゃないですか。なぜ、そういう理屈があるんですか。

○依積田義信議長 副市長。

○5番清水和弘議員 いや、私が質問しています。

それからですね、この問題はいいとして、私はですね、先ほど総務課長が95万5,000円と貸借料を述べましたが、この95万5,000円が市民サービスからなくなるわけなんですよ。このことを考えてもらわないかと思えますよ。

それから、土地開発公社問題について質問していきます。

土地開発公社の場合、23年度補正予算書で見ると、資本的収入から支出を差し引いた金額は1億9,996万円、借入金は3億6,714万円、17年間の利子負担は、約2,600万円になっております。このようなことが、この本市財政状況に大きく悪影響を与える状況であると考えております。

鹿児島県では、土地開発公社を2013年度から解散する方針を固めており、また、南さつま市でも土地開発公社を解散する方針を決定しております。

これまで土地開発公社の役目は、経済が右肩上がりの場合なら私もよかろうと考えます。でも、ここ20年ぐらい、日本経済は閉塞状況にあり、社会情勢の変化や地価の下落傾向に加え、国も公社の抜本改革をやっている中、用地買収も減り、公社の役割は非常に減少したと判断してよいのではなかろうかと思えます。

そんな中、本市の企業誘致などは、ごくごくわずかな状況で、今後はこれ以上に借入金や金利負担がのしかかり、本市財政に悪影響を与えると考えておるわけです。

この一時的に本市負担が大きくなると思えますが、長期的展望から経済・財政負担を考えた場合、土地開発公社を解散すべきと思えますが、いかがですか。

○地頭所恵副市長 ただいまの御質問に答える前に先ほどの御指摘の件ですが、使用料として徴収するのに使用していない人からお金を取るというのは、理屈として成り立たないと私は考えております。

それから、土地開発公社の解散につきましては、昨日の沢口議員、城森議員への御答弁と同じでございますが、現在、臨空工業団地の買い取りを24年から28年度までの5カ年間計画をしております、その対応をしております。

また、八潮跡地につきましても現時点で臨空工業団地の取得に加えて、一時期に財政負担をすることは難しいということで、28年度が終了した29年度以降に計画的な買い取りをしていきたいと考えているところでございます。

それから、土地開発公社につきましては、以前のようなかたちで、まず工業団地のようなものを事前に造成をして、それを企業に処分するというようなかたちでの運営は考えておりません。

今、臨空工業団地もほぼ売却のめどが立ちまして、市内に進出企業があった場合に、市有地として提供できるような土地が直ちにはございませんので、もしそういう要請があったときに、土地開発公社として民有地等を取りまとめて企業のほうに御提案するというような、スムーズなどいいますか、迅速な対応するためには、やはり公社というのは必要ではないかということで、当面存続をさせたいというふうに考えているところでございます。

それから、公社を解散しますと、今、持っている土地の簿価と、それから、造成等にかかった費用との差額等も含めまして、すべて一般会計で整理をしないといけないわけですから、それを一時期にすべて解消するというのは困難であるので、計画的に段階的に解消していこうということでございます。

土地開発公社を解散しようという団体につきましても、一時期で負担できるところは負担をす

るでしょうし、場合によっては、第三セクターの改革推進債ということで、新たな起債をして借金を返していくというかたちでの解散というような手段もとっているわけでございます。

私どものようなかたちで、将来的に、計画的に、負債を減らしていくというような取り扱いについても、合理的な理由があると私どもとしては考えております。

○5番清水和弘議員 次に、本市職員の給与問題についてお尋ねします。

新聞報道によりますと、国家公務員給与は復興財源として、暫定措置として7.8%削減が決定されました。その結果、国家公務員給与を100としたラスパイレス指数を比べると、県内19市町村では阿久根市だけが97.3で100以下です。

本市の場合、104.3となり国家公務員給与を上回っていることだと思います。

伊藤知事も2月5日の県内19市町村の意見交換会で、「国もやむにやまれず地方に協力を求めた。県もそうするつもりだ。」と削減を容認して、各首長も足並みをそろえるよう求めております。

本市の場合、地方交付税も昨年に比べ1億6,000万円少なくなっており、このような状況で住民サービスの低下は避けられません。

本市は、これまで独自に給与削減してきていますが、政府は、人件費削減努力をした地域に元気づくり事業費として全体で3,000億円を措置されております。この中で、隣の南さつま市では4,900万円もの措置がありました。本市の削減努力に対する措置額は、どれくらいになるのかお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 きこのうの禰占議員のお尋ねでも答弁したところでございますけれども、約3,400万円程度と現段階では試算しているところでございます。

○5番清水和弘議員 本市は、これまでの平均5%の独自削減をやめてですね、暫定的に7.8%削減を実施し、本市経済状況を考慮する、市民が納得するように自主的かつ適切に給与改定すべきと考えるが、当局にお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 昨日の質問への御答弁を申し上げますが、国が7.8%削減しているので一律に全国の市町村が7.8%削減をしなさいという、そういう要請でありませんで、ラスパイレスが100を上回っている部分について削減を求められておまして、本市の場合においては、ラスパイレス指数が104.3でありますので、国より上回っている4.3%分の削減を要請をされているところであります。

本市の職員給与削減は、平成16年10月から8年以上の長きにわたって、職員の理解と協力をいただきながら実施をしておまして、平成25年度も引き続き独自削減を実施する予定で、今議会にもお願いをしております。

国家公務員の給与削減は、平成24年度と25年度の2年間ではありますが、本市は国に先んじて独自削減を行っておりまして、平成25年度まで含めると、9年6カ月の給与削減を行うことになりまして、削減の累計額も9億9,700万円になるところであります。

昨日も申し上げましたが、この9年6カ月の削減額を2年間で実施したとした場合の試算につきましては、それぞれの年度で26%ずつの削減率となると。それぐらい、大きな削減を行ってきているところであります。

さらに、退職手当につきましても、本市は県内で唯一、本年1月1日から県内で唯一、国に準じて引き下げを行っておりまして、鹿児島県と同じように引き下げ、4月1日からの引き下げとした場合より3年間で約3,700万円の削減を行っております。

また、管理職手当についても平成16年度から40%、18年度からは60%の削減を現在も引き続き行っているところであります。

さらに、平成25年度からは、わたり是正を行うという給与適正化も行っているところであります。

国からは、ことし7月以降、国より上回る部分の削減措置を行うようにとの要請がなされているわけですが、今までの給与削減の努力を考えると、これ以上の削減は難しいのではないかと考えているところでありまして、他の地方公共団体の状況等を踏まえて、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 まあ、いろいろ述べましたけど、国のラスパイレス指数から見るとですね、国よりは4.3上回っているわけなんですよ。これは事実なんですよ。幾ら本市が独自に給与削減をしてきたと言ってますが、4.3上回っているということは事実なんですよ。これは、ちゃんと認識しとってください。

次に、職員のわたり廃止について質問していきます。本市は、わたりについて実際の職務より上位級の給料表により、給料を受け取ることをわたりと説明してきています。

総務省は、わたりについて、給与決定は級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うこと。2番目に、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表または給与表を定めることにより、給与を支給するとなっております。すなわち、県の級別職務分類表及び級別標準職務表に適合するよう、本市の各職務表を適正にするのが私は先決であるのではないかと思います。

そこで、きのうも答弁されていますが、級別職務分類表は、職員の異動などが4月になるために提出できないという発言がありました。でも、この給料決定の基本となるのはですね、級別職務表であり、これをもとに級別標準職務表を作成し、各職員を各級別に措置するのではないかと、これが基本だと私は思っております。

総務課長は、わたりにより財政効果額は、1,229万円だと発言しています。このことから、級別職務分類表は作成されているものと私は思いますが、これは議会に提出はできないのでしょうか。

○永留秀一総務課長 ただいま議員が言われました級別標準職務表につきましては、平成25年4月1日から改正するというので、新旧対照表を、もう既に議員のお手元にお配りしております。

○5番清水和弘議員 この新旧対照表なんですけど、これは案となってるわけなんですよ。

これは、決定じゃないんですか。

○永留秀一総務課長 わたり是正に伴う条例案も、今議会に提案をしておりますので、この初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正につきましては、平成25年4月1日から施行ということで、現在の段階では案ということではしかお示しできません。

○5番清水和弘議員 案ということで1,229万円という数字が出たとすればですね、案だったらまた、これ取り消しもできるんじゃないですか。これ決定じゃないんですか。

○地頭所恵副市長 申しわけございませんが、条例が可決できない段階で規則を決めてしまうのは、かえっておかしな話になります。

ですから、私どもとしては、そういうかたちで改正をしたいんですよということで、案という字を入れたわけでございますので、適切な対応ではないかと思っております。

それから、金額のお話も、きのう説明をいたしました、級をそれぞれ、人をそれぞれの級に落とすときに、どれだけの影響額になるかということの試算をしたということで、1,200万という数字を申し上げたわけでございますが、4月1日の時点で異動等がございますので、それによって、どういう結果になったかというのは、4月1日以降であればですね、数字としてはお示しできますが、現時点では、その級が落ちる予定の人の人数とか、それによる効果額しか示せる段階ではないということでございます。

○5番清水和弘議員 次に、退職手当債の改善について質問していきます。

本市職員の退職手当債は、23年度末現在高は、4億3,620万円となっております。この退職手当

債、すなわち、借金して市職員の退職手当を支払っている状況だと考えます。このような状況は、県下19市の中で本市だけだと思います。昨日市長は、借金は返さなければならないと大きな声でおっしゃってました。県下で本市以外に借金をしながら市職員の退職金を支給している市はあるのか、お伺いいたします。

○**本田親行財政課長** 平成24年度の許可状況を見ても、本市のみだと確認しているところでございます。

○**5番清水和弘議員** そのようにですね、本市だけなんですよ、市長。だれが借金して給料を払いますか。民間企業はつぶれますよ、そんなことしとったら。本市だけだということをちゃんと認識してくださいよ。

そういうことですね、本市の財政状況を考慮した場合、暫定的なんですけど、この定期昇給を見直すことが必要かと私は考えております。

この給与表によるとですね、高校卒業者は、1級の5号で入庁、それで7年間1級職であるようです。入庁後3年を経過した後、定期昇給は約6,000円程度になるかと考えます。そして、大学卒業者は、1級の25号で入庁、その後3年間在籍し、入庁後の定期昇給は、約7,000円程度になるかと思えます。この部分の定期昇給のあり方には、私は若い人たちが公務員に魅力を感じてもらうためにも必要かと考えております。

しかし、5級職になると定期昇給が大幅に多くなるのではないかと考えます。この部分の定期昇給になると、民間では考えられないような定期昇給のあり方だと考えております。

そこで、これまで1年で4号定期昇給する部分を1号削減し、3号昇給、55歳以上では3号定期昇給していますが、総務省は55歳以上の定期昇給は停止する考えであると言っており、また、阿久根市などは55歳以上の定期昇給はやめていると考えます。

本市の場合、本庁舎など多くの建物は建てかえ時期に来ているものや、雨漏りのする建物があり、本市財政状況を考慮すれば、暫定的ではありますが、他市町村に先駆けて昇給の号数の削減、55歳以上の昇給停止、退職金の積立金などをすべきと考えますが、市長にお伺いいたします。

○**永留秀一総務課長** 55歳以上の職員の昇給の停止につきましては、昨日も御答弁を申し上げましたが、本年の1月24日に国家公務員についての措置の閣議決定がされまして、平成26年1月1日から昇給抑制を行うという決定がされております。この閣議決定を受けまして、地方公務員についても国に準じた措置をとるようとの総務大臣通知が出されておりました、今後、職員団体と協議をいたしまして、12月議会までに給与改定の条例改正をお願いしたいと考えております。

それから、そのほかに昇給停止を実施すべきという御発言がありましたが、基本的に給与制度というのは、国家公務員に準じて運用を行っていくべきというふうに考えておりました、基本的な給与制度の運用は、国家公務員に準じて行っていきたいと考えております。

ただ、本市の財政状況などを勘案して、臨時的な措置として平成16年から独自給与の削減を行っているとか、級別にカット率を設けて削減を行っているところでもあります。カットにつきましても、若年層については考慮をしましてカットを行わないということで、高齢者にカット率が大きいかたちで削減を行ってきております。

○**5番清水和弘議員** 退職金積み立てについては、実施する考えはないですか。

○**本田親行財政課長** まず、退職手当債について申し上げたいと思います。

退職手当債につきましては、団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処するため、平成27年度までの10年間の特例措置として、定員や人件費の適正化による総人件費の削減に取り組む団体に対してその発行が認められているもので、地方債でございます。

本市が退職手当債の借り入れを平成19年度から行っていることにつきましては、団塊の世代

の退職手当が続く一方、財源については、財政調整基金と区分した退職手当支払いのための退職手当基金などなく、その年度の一般財源と財政調整基金からの繰り入れで対応せざるを得ない状況にあり、その財政調整基金についても、平成18年度末の残高は7,000万円程度と、ほとんど枯渇した状況にあったことなどによります。

今後も当分の期間、大量の定年退職が見込まれることへの対応につきましては、退職手当の組合に加入して毎年度の負担の平準化を図ったとしても、その負担は大きいことから、まずは、財政調整基金の充実を図っていくことが重要であり、退職手当債の借り入れについても、特例措置の期間である平成27年度までは、借り入れを行わざるを得ない状況にあると考えております。

なお、退職手当債の借り入れについては、市債発行全体の中で調整を図って、計画的に市債残高を削減していくこととしており、今後、その償還が大きな財政負担にならないように、減債基金の充実も図っていく必要があると考えております。

また、退職手当基金につきましては、職員が採用した時点で退職手当というものは発生するわけですので、これまでの世代において、退職手当基金の積み立てを行われておくべきものだったと考えますけれども、今後、退職手当基金の条例化を現段階では考えておりませんで、まずは財調の充実を図っていくことを考えております。

○5番清水和弘議員 本市は、毎年この退職手当債を6,000万円から8,000万円ほど借りとるわけですね。そういうことを考えた場合、退職金の積み立てというのを要望しておきます。

次に、公共下水道の財政削減について質問します。23年度決算では、約40億円の市債残高があります。この改善策として、市長も発言していますが、下水道の接続率を上げること。このことで、これまで当局は一生懸命対応してきたと考えます。

しかし、下水道の市債残高40億円というのは事実であります。今後は、短期・中期的財政計画を市民に公表し理解していただくことで、起債縮小などにつながると考えられます。

それと、もう一つの考えとして、下水道区域内において各公民館で各地域の下水道接続率を説明、接続率のよい地域と比較・公表するなど、また、接続した方としない方の公平性の面から、下水道に接続しない場合、1年ごとに負担額が大きくなるんですよというシステムをつくるなど、一歩踏み込んだ施策を講ずるべきと考えますが、当局にお伺いいたします。

○依積田寿博下水道課長 公共下水道会計における起債残高につきましては、平成23年度末で40億4,948万7,000円となっておりますが、現在、処理場の改築更新事業や計画区域内の未供用区域の管路整備を実施しながら事業債の縮小に努めているところであります。

今後の中・長期計画といたしましては、事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化及び耐用年数の延伸を図るため、供用開始後29年が経過しております終末処理場、汚水中継ポンプ場、管路施設等の現有施設等の長寿命化計画事業、また、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、現在、整備を行っております4次区域において、未供用区域であります立神北町、中央町、岩崎町の一部の管路施設整備を計画しているところでございます。

今後、これらの事業実施におきまして事業債の借入額が償還額を上回ることはないよう、毎年度1億円程度の起債残高を減少しながら、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

下水道法及び接続に関しまして、上乘せ等につきましてでございますけれども、下水道法及び枕崎市下水道条例におきましては、接続者に対しての罰則規定はありますけれども、未接続者に対する負担等の上乗せ規定や未接続に関する罰則規定はありません。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全といった環境保護も大きな目的であるため、住民の環境への意識向上に向けて、なお一層の戸別訪問等による周知を行い、接続促進に努めてまいりたいと考えてます。また、接続促進におきまして、3次区域でございますが、これらの自治公民館の総会等に、接続に対する、今言った環境等の問題等も含めまして、接続の出前講座等を行いながら、接続促進に努めてまいりたいと考えております。

○5番清水和弘議員 次に、20年勤続者に対するの永年勤続表彰や特別昇給のあり方について質問します。本市は、30年勤続表彰、特別昇給については、第1次行財政改革プランにより廃止されているようであります。

しかし、20年の勤続表彰と特別昇給については、2次プランで廃止する計画になっているとありますが、この20年勤続表彰と特別昇給の内容について、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 20年及び30年の勤続者に対する特別昇給につきましては、枕崎市職員の賞罰に関する規程に基づいて、20年及び30年表彰を受けた職員に対して特別昇給を行っていましたが、30年表彰に係る特別昇給は、平成22年度から廃止を行ってあります。

20年表彰に係る特別昇給につきましても、職員組合と協議を行って行いましたが、平成25年度から廃止することで協議が整いましたので、職員の賞罰に関する規程の特別昇給に係る部分について、規程の改正を行う予定であります。

○5番清水和弘議員 特別昇給の内容については、どうなんですか。

○永留秀一総務課長 今まで、定期昇給が55歳未満の者は4号昇給するというものでありましたが、特別昇給を行う者については、さらに4号、合わせて8号の昇給を行うという措置を行ってきたところであります。それを、25年度から廃止をすると、普通の定期昇給だけにするというものであります。

○5番清水和弘議員 25年からと言わんで、即刻廃止してください。もうほんと退職金、借金しとるわけですからね。

次に、市職員の勤勉手当について質問します。民間企業にはないシステムであり、勤勉手当は毎年予算計上されており、23年度当初予算には、約1億3,000万円計上されている状況です。この勤勉手当というのは、公務員以外の本市住民は、ほとんどの人が知らないと思います。このシステムができた経緯や必要な理由について、詳細に説明をお願いいたします。

○永留秀一総務課長 職員の期末手当、勤勉手当につきましては、国家公務員に準じて支給しております。期末手当は民間における賞与のうち一律支給分に関する手当、勤勉手当は民間の賞与のうち成績査定分に相当する手当でありまして、職員の勤務成績に応じて支給されることになっております。

勤務成績の査定については、管理職については勤務評価を行っておりますので、勤務評価に基づく勤勉手当の査定を行っております。一般職員につきましては、勤務評定制度を実施しておりませんので、勤務実績に応じた支給を行っているところであります。

具体的な支給月数につきましては、一般職員の期末手当が年間2.6月、勤勉手当が1.35月、合計年間3.95月であります。管理職については、期末手当が年間2.2月、勤勉手当が1.75月の合計3.95月となっております。

○5番清水和弘議員 まだ、質問いっぱいあるんですけどね。海洋再生エネルギーは、省かせてもらいます。

それとあと今回、神園川のことについて質問していきます。質問を最初に言いますから、後で答弁してください。

神園川河口は、12月議会でも質問をしたんですけど、この神園川流域、流れてきた恵比須の方向の湾なんですけど、漁業関係者から、この油分、この魚油による汚れは、いつ解決するのかというお願いがきています。

それから、2番目にですね、この下水道区域外の事業所は幾らあるのか。また、未処理排水事業者や下水道区域内の未接続事業者の事業排水検査は、今回の水質検査は、何件実施して、環境を守る条例の水準を上回っている企業は何件あったのか、どれくらい基準をオーバーしているのかをお尋ねします。

3番目に、水質検査を実施したとのことですが、25年度当初予算を見ると、公害対策費とし

て計上されているのは幾らか。また、年何回、水質検査をする考えか、お尋ねいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 まず、神園川の汚染状況につきましては、12月議会でも説明しましたように、ただいま議員が言われたように、内港の神園川河口付近、枕崎製氷付近、それから枕崎ドックの小型船舶だまり付近で、海面に油膜が漂って、油が船舶やもやい、給水口にこびりつく被害が、確認はしております。

この原因としまして、港内に流れ込む事業所の未処理排水等が考えられます。

その対策としまして、ことし新しい取り組みとしまして、今まで検査を行っていませんでした市内未処理排水事業者や、下水道区域内の未接続者の排水の水質検査を行いました。

神園川流域におきまして、2カ所の事業所で検査を行いました、1カ所が著しく排水基準を超えている水産加工場がありましたので、12月にその事業所に対し、水質検査の結果と排水基準の遵守のお願い、下水道接続の依頼の文書を送付したところであります。

質問の中で何カ所あるかということで、26カ所のうち、ことしは神園川流域、火之神側を中心に15者の聞き取りを行いました、水を取ったのが13カ所の取水を行っております。

結果ですが、神園川流域のほうが、目標値が160のところ3,000のBODが検出されております。以上です。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○11番吉松幸夫議員 こんにちは。吉松幸夫です。

午後1番目の質問になりますが、食事の後ということで睡魔が襲ってくるかと思いますが、睡魔が来る前にスピーディーに質問をして進めていきたいと思っております。

まず、我々の大先輩である牧信利議員が、昨日、一般質問に立たれ、1年のお休みを無事復活というかたちでなし得たということは、非常に喜ばしいことだと思っております。体力的には、まだまだ不十分であるというお話でしたが、体力のみならず気力が非常にあふれたいい状態ではなかったと喜んでおります。これからも、いろいろ我々に指導をしていただきたいというふうに考えております。

また、先月行われました鹿児島県 Show-1 グルメグランプリにおきまして、枕崎の鯉船人めしが2連覇をなし遂げたことは、非常に誇らしいことであると思っております。これから枕崎がどんどん活躍することを期待するような出来事であったかと思っております。

しかしながら、一つ残念なことがありまして、今定例議会が3月の1日に始まりましたが、残念なことに本市の最高学府である枕崎高校と水産高校の卒業式に立ち会うことが叶いませんでした。枕崎のこれからを担う子供たちを、一緒に祝ってあげられなかったということは、まことに残念でなりません。これからもこのようなことがあるかと思っておりますが、何とか時間調整をしてですね、みんなで旅立つ子供たちを祝ってあげたいと思っておりますので、その御配慮をお願いしたいと、心より希望いたします。

これから、質問に順じまして質問させていただきます。

まずは、農村漁村の6次産業化の推進についてですが、昨今、国・県内外で6次産業ということが進められてきておりますが、市長にお伺いいたします。市長として、この枕崎市における6次産業は、どのようにとらえられているのか、お聞きしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 6次産業については、地元にある農林水産物に農林漁業者を初め、企業等が連携

して付加価値をつけ販売するという事で、本市農林水産業の発展や、地域の活性化に寄与するものと考えております。

国においては、6次産業を幅広くとらえており、農林漁業者や食品業界・観光業界・NPO法人などが連携して取り組むことにより、地域資源の有効活用や、新たな雇用の創出、地産地消の推進、都市住民との交流の促進、農漁村の持つ美しい景観の保持や伝統文化の継承など、地域の再生・活性化を目的としているものにとらえております。

○11番吉松幸夫議員 この国として6次産業化を進めるということですが、これに、さらに具体的にどういう効果を期待しているか、教えてください。

○真茅学農政課長 6次産業について、国がどういう効果をとということですが、ただいま市長が答弁しましたように、生産から加工・流通・販売に至るまでの一つ産業を興すということで、幅広く農山漁村の再生活活性化、いろんなかたちでのですね、そういうのを期待しているということですが。

○11番吉松幸夫議員 それでは、枕崎市において6次産業化がどのようなところにあるか、具体的に教えてください。

○真茅学農政課長 広い意味で言いますと、サツマイモの生産から地元で焼酎を加工販売している。これも6次産業に当たるんじゃないかと。そして、本市の大きな産業の一つとなっていてところでございます。また、一部ではございますけれども、紅茶とか緑茶の生産・加工・販売、こういうのも農業関係では当たるのではないかと考えております。

○南田敏朗水産商工課長 水産業の取り組みといたしましては、最近の事例では、枕崎水産加工業協同組合の「本場の本物」の認定や、「枕崎鯉節」の地域団体商標登録等の取り組みが、優良事例として取り上げられると思います。

また、ことし24年度は枕崎の水産業界では、新たな取り組みとして、水産加工業協同組合と漁業協同組合並びに枕崎市で枕崎市水産物有効利用促進産地協議会を設置いたしまして、産地水産業強化支援事業を導入して、かつおぶし製造中に発生する腹皮のうち、これまで利用されていなかったものを有効活用する、そのための高度衛生管理型の水産物加工処理施設の整備並びにそれらの新商品開発及び販路拡大に取り組んでいるところでございます。

○11番吉松幸夫議員 それではですね、この農林水産業に具体的に入っていきますが、さらにその利用促進の具体策というのはございますか。

○真茅学農政課長 6次産業を進めるということで、これまでポンカンでの加工品の試作、それから先ほど申しましたように、紅茶の製造とか、また、農産加工施設の整備等を進めてきたところでございますけれども、なかなか、大きな産業としては至ってないところでございます。

これを今後さらに6次産業を進めるために、農家への情報提供や関係機関等と連携して、6次産業を希望する農家への応援を行ってまいりたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 それでは、別な方向からお尋ねします。全国または県、市で、6次産業化に取り組んでいる件数といいますか、どのくらいありますでしょうか。

○真茅学農政課長 6次産業に取り組むために、法律に基づく総合化事業計画というのがございますけれども、この計画については、国の認定が必要ということですが、その認定状況につきましては、平成24年11月30日現在、全国で1,081件、県内では平成25年2月25日現在で27件、本市では0件となっておりますが、これは計画の認定を受けた数でございます、実際に6次産業に取り組んでいる数の把握はしてないところでございます。

全国での取り組み例としましては、野菜や果物の加工販売や、また、畜産物の加工販売など、幅広く取り組みがなされているようでございます。

○南田敏朗水産商工課長 水産関係といたしましては、実際に事例としましては、先ほど、農政課長のほうのから、全国で1,081件と申しましたけれども、そのうち水産関係が57件、九州では

171件ございますけれども、そのうち水産関係が11件でございます。

それと農林水産省が6次産業化の取り組み事例集を作成しておりますけれども、その中で、ある事例としましては、漁港内食堂での地魚の提供、それから魚の販売、調理指導などがありまして、全事例から見ますと5%程度が水産関係ということで、農林畜産関係に比べますと少ない状況でございます。

鹿児島県内の事例では、水産関係では垂水市や霧島市などで取り組まれているようでございます。枕崎市では、こういう事業を導入してやっているという事例は、先ほど言いました産地協議会がございまして、そのほかでは、これまで漁協や加工組合、枕崎市かつお公社等が中心になって取り組んでいる事例でございます。

○11番吉松幸夫議員 6次産業化に取り組む段階でですね、その今、少しありましたが、計画と実行ということがあるんですが、そのために、サポーターとプランナーという、調べたところ出できたんですが、これはどういうものでしょうか。

○真茅学農政課長 6次産業を推進するために6次産業化プランナーという制度がございまして、これにつきましては、総合化事業計画の構想から認定までをサポートする人のことでございまして、認定を受けようとする農林漁業者を支援する体制として、九州農政局鹿児島地域センター内に6次産業化サポートセンターが設置されており、県内の民間コンサルタントや行政書士など、37名がプランナーとして登録されているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 県において37名というプランナーがいらっしゃるということですが、私になぜ、これを今回の質問の中心としたかということですね、農業とか、やっていらっしゃる若者がですね、その6次産業というのに取り組みたいという声が多々あるようで、あるんですが、この計画の内容が非常に膨大で複雑だということで、これを支援してくれる組織というか、人がですね、人数があまりにも少ないということで、この計画がなかなか思いどおりに進まないということをお聞きしまして、こういった質問になっているんですが、現状、鹿児島県においてもですね、専門的にサポーターをやっているところが、なかなか少ないように聞いているんですが、県において、この37名というのは、数がですね、あまりにも少ないのではないかなというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

○真茅学農政課長 37名が多いか少ないかというのは、ちょっと判断はできないわけですが、多いほうがいいんじゃないかというふうには考えております。

○南田敏朗水産商工課長 その相談の件でございますけれども、相談につきましてはですね、6次サポートセンターというのが、実際受けているのは、一般社団法人の鹿児島県の中小企業診断士協会というところがございまして、私どもの情報交換の中ではですね、商工会議所もそういうアドバイスに関しては、相談を受けているということでございまして、実際に相談も受けて、1件は今あるということでございまして、アドバイス等については、商工会議所のほうにも、私どももそうですけれども、商工会議所のほうにも相談していただければ、おつなぎをいたしたいと思いますので、以上、御報告いたします。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。

市内の若者は、さらに産業を活発にするためにですね、乗り出そうとしているわけですから、この地域産業、経済を発展させるためにですね、いろんな方面からサポートを強化させていただきたいというふうに要望して、今後もですね、継続してこの6次産業の件につきましては、いろんなところでまた、お尋ねさせていただくということで、質問を次に移らせていただきます。

次に、弔電についてなんですが、本市において、葬儀の際、市長の弔電がございまして、このことについて、市長はどのようにお考えかお知らせください。

○神園征市長 ちょっと質問の趣旨がですね、どのように考えているのかということ、もうちょっと詳しくおっしゃっていただければ、考えを述べることができると思いますが。

○11番吉松幸夫議員 市長がこの弔電をするということについてですね、葬儀の当人といいですか、市民に対してのいろんな思いがあるでしょうから、それを少しお聞かせ願いたいと。

○神園征市長 私が市長に就任したときに、その以前から、ずっとこの弔電が送られていたようでありまして、就任当時は、多分、電報を利用して送っていたと思います。あれは費用もかかるし、やめてはどうかといった声も一部入ってきました。ですが私は、これはやめないといいました。

人間、生まれてから亡くなるまで、いろんな場面で平等とは言えない状況が生まれます。で、死んだときぐらいは、等しく、市民を代表してですね、お悔やみを申し上げたいという気持ちがありまして、金の面で、そういうことがもし言われるのであれば、金のかからない方法に改めたらいいじゃないかということで、今はレタックスとかそういったものは利用しないでですね、役所のほうで、ああいう文書を作って、全員、どんな方にでも同じ文章です。相手によって、長くなったり短くなったり、あるいは、その内容を変えたりということはありません。同じ、いわば弔電をお送りしてます。

費用の面で言いますと、1通当たり4円ないし5円ぐらいのものでありまして、去年は全部で358件あったようですから、年間1,500円程度で済んでいると。どういう方であれですね、同じように、お悔やみ申し上げたい。というのは、葬式でも皆さん御存じのとおり、ある方の葬式では、弔問客もいっぱい入りきれないぐらい多かったり、一方では今度は、もう本当に寂しいと言えるようなそういった葬式もあるわけです。何で死ぬときまでこうなきゃいかんのかと。死ぬときぐらいは、みんな等しくお悔やみを申し上げたいと、市民を代表して、そういった気持ちで、やっております。

○11番吉松幸夫議員 市長の思いがわかりました。その次の質問も、あわせてお答えいただきまして非常にありがとうございます。市民の皆さんですね、この弔電は、かなり費用がかさむんじゃないかというふうに考えていらっしゃる人もおりましたので、今のお答えでですね、市としても財政のことを考えて、こういうことをしているんだということが、改めてと言いますか、明らかになって行政の努力を理解したい、評価したいというふうに考えます。

次に、下水道関連の質問に入りたいと思いますが、先ほど来、下水道の質問もあるんですが、今の下水道接続の推進への質問なんですが、まず現状はどのようになっていますでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 下水道区域におけます接続状況といたしましては、平成23年度末で区域内全世帯数6,197世帯に対しまして、接続世帯数が5,274世帯で、水洗化率として85.1%となっております。

平成25年1月末現在におきましては、区域内世帯6,256世帯に対しまして、接続世帯数5,314世帯で、水洗化率が89%となっており、昨年度より接続件数が40件増加しております。

水産加工場におきましては、24年度に2工場が新規に接続し、操業工場48件に対して、接続工場33件で、接続率が68.8%となっております。

○11番吉松幸夫議員 かなりの状況で接続されているというふうに評価できるのかと思いますが、この接続推進のためにですね、どのような活動をされてるのでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 一般家庭の未接続世帯に対しましては、毎年9月10日の下水道の日に合わせて、職員によります戸別訪問等を実施して、接続促進を行っております。また、お知らせ版等の広報紙によりまして、接続推進の啓発も行っているところでございます。さらに、新たな取り組みといたしまして、接続率が若干低い3次区域内におきまして、各自治公民館総会開催に合わせて接続推進等の出前講座を実施し、接続促進に努めてまいりたいと考えております。

水産加工場におきましては、未接続工場に対しまして、職員によります個別訪問等や水産加工組合理事会へ接続協力のお願い等も行っておりますが、今後とも引き続き、水産加工組合・水産商工課・下水道課の三者間で情報交換の連携をとりまして、下水道接続促進を図ってまいりたい

と考えております。

○11番吉松幸夫議員 水産加工組合のほうへお話に行かれているということですが、水産加工組合の反応と言いますか、どういったぐあいでしょうか。

○俵積田寿博下水道課長 水産加工組合理事会におきまして、接続推進の協力をお願いを行いましたけれども、水産加工組合といたしましては、環境問題等を遵守するために、未接続工場への接続促進に取り組んでまいりたいとの意見でございました。

○11番吉松幸夫議員 引き続き、水産加工組合ですね、枕崎の主要産業ですので、何とか、積極的に接続していただくように、これからも働きかけていただきたいと思います。

さらに、下水道課の件ですが、維持管理も大切でしょうが、積極的にですね、今申し上げたように、まず、接続を進めていただくことを強く希望いたします。

下水道の利用とですね、少し変わりますが、浄化槽の利用度での比率はどのようになっていますか。

○俵積田寿博下水道課長 平成23年度末におきます汚水処理の世帯別といたしましては、市内全体の1万1,035世帯に対しまして、下水道接続が5,274世帯で比率が47.8%、合併処理浄化槽が1,367世帯で比率が12.4%、単独処理浄化槽が3,261世帯で比率が29.5%、くみ取り世帯数におきましては、1,133世帯で比率が10.3%となっております。

○11番吉松幸夫議員 この合併浄化槽と単独浄化槽の比率は、今いただきましたように、単独浄化槽が倍ぐらい、倍以上ですね、まだ上回っているんですが、この合併浄化槽への設置を変更する場合、費用は、おおよどのくらいかかると見込んでますか。

○岩廣和憲市民生活課長 小型合併浄化槽の設置費用につきましては、設置する場所・条件等によって違いがありますので、統一した価格はありませんが、おおよそ1基当たり5人槽で80万円、7人槽で100万円ぐらいが平均的の見積もり額となっております。また、既設単独浄化槽の撤去を行う場合、25万円程度プラスかかります。小型合併浄化槽の設置に対する……、すみません。以上です。

○11番吉松幸夫議員 5人槽で80万円、7人で100万円、その施設撤去で25万円という、これも、決まった額ではないですが、大体これぐらいかかるということですね、結構高価な金額なんです、それに対して補助金というものは、どのような扱いになってますか。

○岩廣和憲市民生活課長 小型合併処理浄化槽の設置に対する補助額はですね、循環型社会形成推進交付金事業として、5人槽で1基当たり33万2,000円、7人槽で41万4,000円であります。

これに加えて、平成22年度から既設単独浄化槽の撤去に対して、9万円の補助も行っております。

○11番吉松幸夫議員 33万円と41万円、撤去に9万円ですね、かかるということなんです、年度別に教えていただきたいんですが、この変更に係る推移と申しますか、年度別のどのぐらいの数で変更が行われているのでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 近年の合併処理浄化槽の設置状況につきましては、平成20年度が最も多く100件程度の設置がありました。この21年以降は54から58件の設置状況で推移しております。

○11番吉松幸夫議員 20年度から100件、それ以降は50件前後の変更があるというふうな結果ですが、昨年からはまりましたリフォーム補助金というのがありますが、これとの兼ね合いはどのようになっていますでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 建設課の住宅リフォーム推進事業については、補助が重ならないように、合併浄化槽の部分を除いた工事費で申請が行われております。

○11番吉松幸夫議員 市全体ですね、環境をよくするためにも、この合併浄化槽もしくは下水道への接続というのを、さらに推し進めていただきたいと思いますというふうにお願いをして、次にまい

ります。

駅舎の建設についてですが、先日、駅舎の期成会というのがございましたが、そこで、4月28日に完成落成式をするということでしたが、それ以外に、市として、この駅舎完成のアピールをする計画はございませんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 完成後のアピールというか、完成落成式のほかに、今、議員のほうからございました4月28日に完成記念イベントということで、あるというふうに私のほうも期成会のほうから伺っているところでございますが、今後につきましては、これまでバス置き場でありました駅の西側の用地のところから駅までの通路、スロープ等を整備する計画がございますので、これについては、引き続き、県の魅力ある観光地づくり事業による周辺整備事業をお願いしていくということでございますので、私どもとしましては、これらの周辺整備事業が完成した折にですね、また、グランドオープンのセレモニーを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 駅舎完成と、さらに、先ほども申し上げましたが、船人めし2連覇と、枕崎にどんどん、そういういい波が押し寄せておるわけですので、事あるごとにこういう市外へのアピールをどんどんしていただいて、だれの耳にもどっからでも枕崎という言葉がですね、聞こえるようにどんどんどんどんアピールをしていただきたいと思います。

最後になりますが、一昨年来、薩摩酒造さんの白波のCMにですね、枕崎市での運動会の模様を流していただいたりしております。非常にあのCMを見るたびにですね、元気が出てくるんですが、この駅が完成した暁にですね、この駅を少しまた、薩摩酒造さんのCMの一つ加えていただくことをですね、提案してはいかがかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 駅舎につきましては、今年の4月、春には完成するというところでございますけれども、先ほども申しましたとおり、また環境整備事業ということで、引き続き、工事が引き続いていくということで私ども考えておりますので、先ほどのグランドオープンのセレモニーではございませんけれども、全体整備が終わった後にですね、薩摩酒造さんのほうには相談に行ってみたいというふうに考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 今の言葉を聞いて非常に安心いたしました。枕崎のアピールをどんどんどんどん忘れることなくやっていただくということを希望しまして、私の質問を終了いたします。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時54分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○4番今門求議員 最後の質問者になりました。ちょうど昼の時間で大変でしょうけど、おつき合いのほどよろしくお願いします。

まず、地方公務員の給与削減を前提として、緊急課題への対応に係る財政措置をどう考えるかということで、平成25年度の地方財政の概要を見ると、地方財政計画の規模で見ると、81兆9,100億円程度で、地方交付税の総額は17兆0,624億円で前年度よりマイナス3,921億円、マイナス2.2%ということになっております。枕崎市の交付税収入は、前年度に比べ1億6,000万円のマイナス4.2%ということでございます。

これまで枕崎市が非常に厳しい財政状況の中で財政運営を、さらには行財政改革を実施しながら、この中で、民主党政権下では少し地方交付税がおりてきたという状況の中で、財政運営も何とかなっていたというふうに理解をしているわけです。

国の財政事情を理由にして、今回、地方交付税を人質に一方向的に削減し、地方公務員の給与費

を8,504億円削減して、防災、減災、地域活性化等の緊急課題に対応するという方針で、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設けて計上するというようなことのようにありますが、公務員給与の決定方式、地方公務員法を無視したこのようなやり方をどのように考えるか伺いたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 今回の国の措置といいますか、防災・減災事業、あるいは地域の活性化等のため、緊急課題の対応として給与費の削減額に見合った事業費が歳出に特別枠として設定されたことにつきましては、極めて異例のことと受けとめておりますが、制度的にいて、やむを得ない措置として理解せざるを得ないところもあります。

地方交付税の総額が減少したことについては、社会保障関係経費が急増する中で、地方の行政運営に真に必要な財源が確保されるのか、懸念されるところであります。

○**4番今門求議員** 認識はきのうからもお聞きしておるんですが、さらに質問に入りますと、自治体の固有の財源である地方交付税を政府の政策目的を達成するための手段として用いるということは、地方交付金制度及び地方分権法が定める対等・協力の関係を根底から揺るがす重大な問題と考えるんですが、市長、どのようにお考えですか。

○**神園征市長** きのうから当局答弁で再三申し上げているように、国家公務員に先駆けて自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革に取り組んでいる中で、地方公務員の給与費の削減を前提とした今回の地方財政対策については、地方団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図り、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化するという地方交付税制度の目的を考えると、何度も申しておりますが、異例の措置であると言わざるを得ないと、こういうことであります。

○**4番今門求議員** こういった政府の方針に対して、地方6団体は地方交付税を削減し、地方公務員の給与を削減するという要請に当初は反対したにもかかわらず、政府に押し切られたということは、地方自治を守る責任者としては、責任放棄ではないかと思えます。

けさの新聞でも出てましたが、そういうことに応じながら、県知事、あるいは各大きなところの市長、これは大方、今度のやり方については、反対だということを出ておりました。我々もこれをただ見過ごすというわけにはいかないんじゃないかというふうに考えるわけです。そこで、枕崎市が今後、どういうことができるのか、伺っていきたいと思います。

○**地頭所恵副市長** 枕崎市が具体的にどういうことができるかということのお答えではございませんが、全国市長会で2月の20日に緊急アピールというものをを出しております。

それによりますと、地方公務員の給与については、公平・中立な知見を踏まえて、住民や議会の意思に基づき各自治体が自主的に決定するべきものであり、ましてや、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものであって、誠に遺憾であるということ。それから、経済界に対して民間給与の引き上げを要請している政府の立場とも矛盾すると言わざるを得ない。そして、今回のラスパイレース指数につきましては、臨時的に削減された国家公務員給与との比較によるものであって、これまで国を上回って市町村が行ってきた10年間で1.6兆円の総人件費の削減、13万人の人員削減の行革努力が全く反映されていないということを指摘しているところでございまして、今後、国と地方の協議の場で議論を開始すべきであって、実効ある運営を図るために分科会を積極的に活用すべきであるという全国市長会のアピールがされておりますので、そういう協議の場で、また全国的なレベルでの議論がなされていくものと思われま。

○**4番今門求議員** 次の質問に入ります。

今回の地方公務員給与費の削減は、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題となっているんですが、具体的には、この事業はどういうことなのか、教えてもらいたい。

○**本田親行財政課長** 平成25年度の地方財政計画の歳出に特別枠として設定された緊急防災・減災事業費、地域の元気づくり事業費については、具体的に申しますと、緊急防災・減災事業費は、地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業でございます。財源につきましては、新たに設けられる地方債、緊急防災・減災事業債で措置されまして、後年度において、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるものでございます。

また、地域の元気づくり事業費につきましては、地域経済の活性化事業など、各地域の実情に応じた地域の元気づくり事業について、普通交付税により措置され、算定に当たりましては、各地方公共団体のこれまでの人件費削減努力を反映するとしていただいております。

昨日も申したところではございますが、地域の元気づくり事業費の市町村分の総額は1,050億円程度で、地域の活性化の取り組みを基礎額として、人口をもとに全団体に算出を行うとともに、各団体のこれまでの人件費削減努力を反映させるため、ラスパイレス指数を用いた係数及び職員削減を用いた係数を加算して算出することとしております。ラスパイレス指数及び職員数削減を用いた係数による加算につきましては、双方とも現段階の推計によりまして、全国平均を上回って算定される見込みとなっております。

○**4番今門求議員** 地方単独事業は4,550億円計上しておるんですが、枕崎市が取り組める事業のうち、予算化できるというのがあるんですか。

○**本田親行財政課長** 先ほど申しました地域の防災力を強化するための施設整備、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網等の構築ということで示されているんですけども、具体的な事業として、消防救急無線のデジタル化なども示されておりますけども、25年度につきましては、設計の段階で、実施ではございません。それについては該当しませんけれども、県等からも具体的な事業について、照会を行っておりますけれども、詳細についてはまだ不明ということで、今後、そういう需要に合わせて有利な地方債の充当を検討していきたいと考えております。

○**4番今門求議員** すべてのこの事業についての財政措置は、地方債が充当できるということでございますが、後年度の交付税措置といったようなものは、どういうふうになっているんですか。

○**本田親行財政課長** 先ほども答弁したところではございますけれども、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されることとされております。

○**4番今門求議員** 次の質問に入ります。

これまで行財政改革で独自に行った給与削減の効果は幾らかということで、全国的に見ると全国の市町村は職員の大量の削減、一般行政職で平成13年度から22年度までの間に約13万人の削減、率にして16%の減、総人件費でも1兆6,000億円超の削減効果が出ているというのに対して、国家公務員は1万5,000人の3%の減にすぎず、平成24年、25年における臨時特例の措置による給与の削減効果も国家公務員は2年間で6,000億円ということのようであります。地方の市区町村が独自に行財政改革を進めてきたことは明らかでございますし、国を上回る努力をしているということが言えると思います。

ところで、枕崎市は平成16年10月から24年度まで給与削減を実施してきておりますが、その効果額というのは幾らになるんですか。改めてお聞きします。

○**永留秀一総務課長** 本市の職員給与の独自削減は、議員からもありましたように、平成16年10月から行っておりまして、さらに、25年度についても引き続きお願いをすることとなっております。

平成16年10月から25年度までの9年6カ月の給与削減の総額を申し上げたいと思います。9年6カ月の給与削減の累計額については、9億9,700万円になるところであります。

○**4番今門求議員** 平成16年度から24年度まで独自に給与削減を実施してきて、9億9,700万円

も効果が出ているということで、一時全く財調もなくなったような時期、そういう時期も本当に職員の協力を得て、今日の財政運営となっていると思うんです。今回の国家公務員の削減、7.8%、2年にわたり削減することよりも、枕崎市の行財政改革がはるかに大きな実績になっていると思います。

政府は、今回の国家公務員の7.8%の給与削減によるラスパイレス指数を発表し、100を上回る自治体に対して削減を求めるようなことを言うておりますが、もともと比べる基準を変えたわけですから、ラスが上がるのは当然と。この数字をもって地方交付税を削減し、地方公務員の給与を削減するということは、余りにも荒っぽいやり方ではないかなと思います。地方の努力を考慮しない一方的なものだと思うんですが、どのようにお考えですか。

○永留秀一総務課長 さきの議員からの質問にもお答えをいたしました。本市は国に先んじて給与の独自削減を行っております。平成16年10月から9年6カ月で9億9,700万円の額の削減を行っております。これを2年間で実施したとした場合の試算につきましては、各年度26%の削減率となるところであります。さらに、退職手当につきましても、本市は本年1月1日から県内で唯一国に準じて引き下げを行っております。県と同じように4月1日からの引き下げとした場合より、3年間で約3,700万円の削減を行っております。管理職手当についても、平成16年から40%、さらに、平成18年からは60%の削減を行っております。現在も引き続いて行っているところであります。平成25年度からはわたりの是正も行っております。給与の適正化を進めているところであります。

こういったことを勸案しますと、国からはことし7月以降、地方公共団体においても、国より上回る部分の削減措置を行うようにとの要請がなされているものの、これ以上の削減は難しいのではないかと考えておりますが、他の地方公共団体の状況等を踏まえて、今後、検討していきたいと考えております。

○4番今門求議員 枕崎市の職員団体、これは、これまで財政対策として、給与の独自のカットを初め、退職手当の削減、県下でいち早く実施をしております。さらに、給与の制度の変更であるわたりの是正、これらも議案として出されております。

これまで、さまざまな取り組みで努力をしてきているわけで、協力してきているわけで、給与削減を実施する際には、これらの実績や努力を評価して、特段のやっぱり配慮していくべきであると考えられますが、まあ、地方公務員法という制約がございますので、そこを無視はできないわけですが、どのように考えておりますか。

○地頭所恵副市長 先ほど総務課長からも答弁を申し上げましたが、これまで国に先駆けて給与カットを実施し続けてきているところ、それから退職手当でありますとか、管理職手当についても削減努力をしてきているところがございます。そういった長年の努力の積み重ねが評価されずに、一定の時期だけで判断をされるというのは、なかなか納得できない部分もございまして、現在、議案で提出をしております職員給与の削減を上回って、また7月からというのはなかなか厳しい。私も交渉当事者として、組合の方とお話をするに当たっても、なかなか厳しいものではあると考えているところでございます。

ただ、全国の地方公共団体、県内の地方公共団体の状況等もまだ今から動いていきますので、そういったものを十分見きわめながらですね、今後、対応については検討したいと考えております。

○4番今門求議員 今回の国公の給与削減に伴う市職員の給与カットは、地方公務員法に基づいて自治体の主体的な施策を踏みにじっており、地方交付税が国の政策目的のために利用され、地方と国の対等な関係が無視していることを十分認識しておくべきだということで、この件については、質問を終わっていきます。

次に、生活保護の削減問題でございます。生活保護の削減はどのように行われるのか。

受給者数が過去最多の214万人、昨年の10月時点でございますが、に達しまして、ふえ続ける生活保護費であります。予算的には2兆8,224億円計上しております。前年度から300億円増にとどまったということではありますが、保護費内の何がどのように削減されようとしているのか伺います。

○佐藤祐司福祉課長 先ほどの答弁でも申し上げましたが、生活保護基準の見直しの細かい内容につきましては、今後の説明会で示される予定となっております。

実際には、生活扶助の基準単価が引き下げられると思いますが、枕崎市の単価がどのようになるかどうか、現時点では示されていないところでございます。

見直しの概要について申し上げますと、生活扶助基準につきましては、国のほうで一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見きわめるため、全国消費実態調査等をもとに、5年に1回、検証を行うこととされております。

社会保障審議会の生活保護基準部会が1月に報告した内容によりますと、現行基準と消費実態との間に年齢、世帯人員、地域差において乖離が見られており、また近年デフレ傾向が続いているにもかかわらず、生活扶助基準額が据え置かれてきたことを踏まえ、物価動向も勘案して、見直しを行うこととしているところです。その際、激変緩和の観点にも留意するとともに、被保護者への周知、自治体へのシステム改修に要する期間に配慮し、平成25年度は8月から実施し、3年間で段階的に見直しを行うこととしております。

○4番今門求議員 この発端は、昨年、タレントの母親が生活保護を受給していた、まあ、いったようなことで、大きなバッシングが起きました。子供は親に対する扶養義務があるかのように宣伝をされたということで、大きな誤解が生じているわけです。

実際は、子供たち、子供さんがアルバイトをしたりといったような小さなもので不正受給があるようですが、この割合というものも、件数ベースでは1.8%、保護費ベースでも0.38%ぐらいのもんだと。大体、数字を見るとそのようでございます。

ですから、保護費の削減を10%しなきゃいかんといったような議論があるようでございますけれども、枕崎における不正受給というか、そういったようなものは、どのようになっておるんですか。

○佐藤祐司福祉課長 24年度の状況で申し上げますと、生活保護法78条によります費用返還を命令した額が39万2,990円となっております。件数といたしましては、お二人の方に返還を命じております。

○4番今門求議員 ですから、タレントの例なんかを引き合いにして、生活保護を不正に受給している人が多いんだというようなことを、雰囲気をつくり出したというふうに私は考えておるわけで、この問題、本当に深刻だと思っております。

本市の生活保護世帯の年齢別世帯はどのようになっているかということで、20年9月のリーマンショックの発生により、いわゆる年越し派遣村が開設され、499名が利用し、230名が生活保護の申請を行ったということで、平成21年には公設の派遣村が開設され、施設利用者860名、そのうち生活保護が決定したのは482名にも上ったということであり、これから推察すると、失業とか社会的要因で増加しているのではないかと考えるんですが、実際の生活保護世帯の状況は、今、どういうふうになつとるのか伺います。

○佐藤祐司福祉課長 平成23年度の年平均の保護者世帯が205世帯で保護人員263人、保護率は11.3パーミルでございました。平成24年12月の本市の生活保護被保護者の状況を申しますと、203世帯、260人で、保護率は11.32パーミルとなっております。

○4番今門求議員 そのうち年齢的にはですね、どういうふうになつとるのかということで、全国的な傾向としては、もう70%近い数字が高齢世帯というふうになつとると思うんですが、枕崎の現状はどういうふうになっているのか伺います。

○佐藤祐司福祉課長 世帯累計別で申しますと、65歳以上の高齢者単身世帯は91世帯、2人の高齢者世帯は8世帯でありまして、合計99世帯となっております。高齢者世帯全体で、全体の49.3%を占めております。

そのほか、母子世帯が6世帯、障害者世帯が22世帯、傷病者世帯が41世帯、その他の世帯が33世帯、そして、生活保護を停止しているものが2世帯というふうになっております。

○4番今門求議員 これからわかるのは、高齢者世帯が約半分ほど、まあ、この方々は、もうこの保護費が減らされれば、生活を切り詰めなきゃいかんという方々だろうと思います。

そういうことで、実際、稼働力のあると思われる世帯というものが、いろいろ政府も再就職のとか、就業の機会をとかいろいろ言っておりますけれども、どのような状況なのか伺っておきたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど冒頭申し上げたのが、生活保護基準の見直しということで申し上げております。その一方で、生活保護制度の見直しにつきましては、社会保障制度改革推進法の中で、附則第2条において、生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組むことが規定されておりました。

そのような状況のもと、社会保障審議会生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会で、具体的な見直しに関する制度設計について議論されて、1月に報告書が取りまとめられております。今後、報告書をもとに運用上で実施可能な事項につきましては、できる限り速やかな実施を図るとともに、法律上の措置が必要な事項につきましては、生活困窮者対策の実施に合わせて、生活保護法を改正することを予定しているということでございます。

具体的には、先ほどございました不正・不適正受給対策の強化など、医療扶助の適正化など、就労による自立の促進、健康・生活面に着目した支援などが挙げられているところでございます。

○4番今門求議員 生活保護の削減は、就学援助費にも影響が出るのではないかとされているんですが、影響がどのようにあるのかですね。就学援助の利用者の2%から5%が打ち切られるのではないかとといったような新聞記事もあるようでございますし、また、そのほか保護費を基準とした制度への波及、けさほども答弁されておりましたが、波及というものは、どのようになっているのか、再度、伺っておきます。

○佐藤祐司福祉課長 影響のある制度につきましては、38項目挙げられているということで、午前中も答弁申し上げましたが、就学援助制度につきましては、現状として、要保護者ばかりでなく、準要保護者に対しましても、それぞれの自治体で必要な支援を行っているところでございます。

国から来た資料によりまして、就学援助制度につきましては、生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取り扱いとします。準要保護者については、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼するというふうになされているところでございます。

全体的な話としまして、今回の生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう、政府全体として対応していくこととしております。また、地方単独事業につきましては、生活扶助基準の見直しの対象者や支給額等に影響する可能性があるものについては、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断するよう依頼することとしているということでございます。

○4番今門求議員 お聞きしますが、まだ具体的なものは出てきてないということでございますか。

○佐藤祐司福祉課長 影響のある制度につきましては、午前中申し上げました38項目が挙げら

れております。それで、政府の対応としましては、先ほど申し上げたように影響がないように取り組んでいくと。各自治体が独自にやっているものについても、影響がないようにしてほしいとの文章自体はあるわけですが、具体的にこれをこうするというふうに示されてはいたるところでございませう。

○4番今門求議員 次の質問に入っていきます。

いじめはどう把握されているかということで、大津市の中学2年の男の子が自殺し、その後、教育委員会の調査が問題となり、文部科学省が24年8月1日、すべての国公立の小・中・高校と特別支援学校に4月から9月に把握したいじめの件数を調査させました。この中で鹿児島県は3万0,877件ということで、6人に1人の割合で前年度に比べ78倍の急増ということになって、全国トップだったということでもあります。

この数字は、調査方法の違いもありますので、一概に全国比較ということにはならないと考えますが、本市の調査結果はどのようになっているのか伺います。

○日高孝学校教育課長 平成24年度における本市のいじめの現状ですが、先ほどの全国調査等も踏まえまして、2月現在までに小学校1件、中学校1校3件の計4件が発生しており、いずれも学校が迅速に対応し、解決を図っております。

いじめの態様としましては、言葉等によるからかいや嫌がらせが中心ですが、特徴的な事例といたしまして、中学校で携帯電話を使った誹謗中傷や仲間外しなどがあり、その広域化やスピード化とあわせて、発見が難しくなっていることへの対応がこれからの課題であると考えております。

今後もしじめについては、できるだけ早期に発見し、解決した学校ほどアンテナの高い、課題解決力のある学校であると認識し、各学校を指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番今門求議員 いずれも市内の学校の問題は解決したということでございますが、県内でも86.9%が解決済みという報告になっているようでございます。

ぜひ、このいじめの問題は、見えているようで見えない、そういったことがございますので、その辺、後で聞きますが、対策を十分練っていただきたいということで、次、体罰問題についてなんですけど、大阪の市立桜宮高校の体罰問題を受けて、文部科学省の要請で、県教育委員会は、各県立学校、市町村教育委員会に体罰禁止の徹底と実態把握を求める文書を発送したことが報道で明らかになっております。

調査の対象は、2012年4月1日以降、授業や生徒指導、部活動などで発生した体罰ということで、調査は各学校が実施し、その対象者は教職員から児童・生徒や保護者へも調査票を配布し、当事者への聞き取りも行うというようなことになっているようであります。現在、調査はどのようになっているのか伺います。

○日高孝学校教育課長 体罰につきましては、議員御指摘のように、大阪の事案を初めといたしまして、本年1月に国としての全国的な実態調査をする旨の通知がありました。

現在、各学校において、職員、児童・生徒、保護者に対して封筒を配付して、校長に直接提出するというような形式での調査を実施しているところであります。

現時点で教育委員会が把握している平成24年度における本市の体罰の現状については、この調査を踏まえて、また実態が明らかになってくると思っておりますが、現時点で把握している数につきましては、1中学校において3件発生しており、いずれも迅速に対応し、解決を図っております。その中の1名の教職員に対しては、教育委員会に召喚し、教育長からの口頭による厳重注意処分としたところであります。

今後も各学校に対して、体罰は、学校教育法第18条で禁止された信用失墜行為であることを強く意識させ、決して起こしてはならないことを指導してまいります。以上でございます。

○4番今門求議員 その対策でございますが、いじめ問題でも体罰問題でも、学校や教育委員会等の隠ぺい体質を問題視する論調もあるようでございます。要は、このような体制がどうしてでき上がってしまったのかという、原因の究明も必要と考えます。

また、これまで見過ごされがちだった小さな変化を今後、どのようにして見つけ、その現実を全体で共有化していくか。さらには、解決のための方法や対策をつくり出すことが重要と考えますが、どのようなことが今、対策が考えられているのか伺います。

○日高孝学校教育課長 いじめにつきましては、先ほども申し上げましたが、1件でも発見し、解決した学校が高く評価される学校であるとの認識に立ちたいと考えます。

これまでは、どちらかといいますと、校内でそのような事案が発生することを低く評価する雰囲気もあったと思われまます。そのようなことから、学校内で隠ぺいしたり、報告がおくれたりすることの決してないように指導してまいります。

また、今回の調査を踏まえまして、封筒等を使った綿密な調査等の効果・成果があると判断される場合には、そのような方法をさらに継続するなどの検討を加えながら、小中一貫教育への取り組みの中で、児童・生徒の望ましい人間関係づくりを9年間の教育活動全体で進めることを指導してまいりますとともに、職員がアンテナを高くして、児童・生徒の言動や生活状況の細かな把握に努めるよう指導してまいります。

また、体罰については、学校訪問や管理職の研修会、生徒指導部会など、機会あるごとにその当該学校の実態把握と服務規律の厳守に努めるよう繰り返し指導し、体罰によらない教育活動を徹底させます。さらに、問題行動等への懲戒により、体罰が引き起こされていることから、児童・生徒の常日ごろの生徒指導についても、日ごろから望ましい生活習慣や生活態度の育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番今門求議員 その学校の努力だけで足り得るものかどうか、私もこれといったあれはありませんが、学校だけの努力で果たして、うまくいくのかなという気もします。

ぜひ、そこら辺は今後、十分検討していただきたいと最後に要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○俵積田義信議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時43分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成25年3月15日)

平成25年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成25年3月15日 午後1時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	13	枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	総文
2	14	枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	15	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	16	枕崎市債権管理条例の制定について	〃
5	30	枕崎市消防本部及び消防署の設置に関する条例の制定について	〃
6	31	枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
7	32	枕崎市火災予防条例の制定について	〃
8	33	枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	34	枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	36	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃
11	37	南薩地区消防組合の解散に伴う事務の承継について	〃
12	38	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について	〃
13	39	公の施設の指定管理者の指定について	〃
14	40	公の施設の指定管理者の指定について	〃
15	17	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
16	18	枕崎市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について	〃

17	19	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	産 厚
18	20	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について	〃
19	21	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について	〃
20	22	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について	〃
21	23	枕崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	〃
22	24	枕崎市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	〃
23	25	枕崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	〃
24	26	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	27	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	28	枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	〃
27	29	枕崎市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について	〃
28	35	枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	41	市道の廃止について	〃
～	～		
31	43		
32	44	市道の認定について	〃
～	～		
89	101		
90		議案第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の訂正について	

9 1	1	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	予 特
9 2	2	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
9 3	3	平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
9 4	4	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
9 5	5	平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9 6	1 0 3	環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書	
9 7	1 0 4	環太平洋経済連携協定（T P P）への対応に関する意見書	
9 8		選挙管理委員及び同補充員の選挙について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
厚 石 賢太郎 総務課参事	東中川 徹 総務課行政係長

午後 1 時 29 分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第 1 号から第 14 号までの 14 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

今門求議員。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** ただいま議題となりました日程第 1 号から第 14 号までの 14 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項並びに地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、第 2 条第 1 号は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者である特定任期付職員についての規定であり、同条第 2 項は専門的な知識経験を有する者である一般任期付職員についての規定であります。

第 3 条では、任期の更新について規定しており、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により、任期は 5 年を超えてはならないということになっております。

第 4 条では、特定任期付職員の給与について、国家公務員に準じて、1 号給から 7 号給までの給料月額を定めるほか、特に顕著な成績を挙げたと認められたときは、特定任期付職員業績手当を支給できるとしてあります。

委員から、本条例の制定の必要性についてただしたところ、市立病院の総看護師長が本年度末をもって退職することになり、他の自治体を今年度末で定年退職される方を後任の総看護師長に特定任期付職員として任用したいということから、本条例を制定するとの説明がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 2 号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、本市の厳しい財政事情を考慮し、職務の級が 4 級以上である職員の平成 25 年度における給料月額を減額するほか、給与適正化の取り組みに基づく所要の規定の整備及び平成 18 年度の給与構造改革に伴う経過措置の見直しを行うものであります。

給料月額の減額は、1 級から 3 級までは行わず、4 級及び 5 級が 100 分の 5、6 級が 100 分の 6、7 級が 100 分の 7 の減額率で行うということでありあります。

職員給与のわたり是正については、平成 25 年 4 月 1 日から係長・参事補の職務は 5 級から 4 級に位置づけを行い、主査の職務は 4 級から 3 級に位置づけを行い、主任と統一をするということでありあります。

なお、わたり是正に伴い降格する職員の給料月額については、本条例の附則第 10 項の規定により、現給保障を行うということでありあります。

当局からは、4 月 1 日時点での人事異動による影響額を現時点で詳細に検討することができる状況ではないため、わたりであるとして指摘されている 5 級在級者 77 名、4 級在者 125 名が全員、それぞれ 4 級と 3 級に降格したと仮定した場合の最大効果額が 1,223 万 9,000 円になるという説明がありました。

委員からは、わたり是正に伴う財政効果額は、実際に 3 級から 4 級に昇格する人数、4 級から 5 級に昇格する人数によって効果額が変わってくるのではないかとといった強い意見が出されまし

た。

本件については異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、特殊勤務手当に関する条例に規定してある12の特殊勤務手当のうち、清掃作業手当及び災害応急作業等手当の2つの手当を廃止しようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市債権管理条例の制定について申し上げます。

本条例は、市の債権の徴収等に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図ることを目的として条例を制定しようとするものであります。

これまで債権管理に関する規定については、各債権の根拠法令などに分散していたが、管理基準、取り扱い、処理の統一化及び体系化を図り、市税を除く市の債権を所管部門において、それぞれの法令及び条例等に基づいて適正な事務処理を行い、市として収入確保の徹底を図ること及び市民負担の公平性の確保を目的としているとのことであります。

なお、事務処理としましては、回収債権と整理債権に分けて処理することになります。

委員から、現時点での悪質な滞納者、長期にわたる滞納者、誠意の見られない滞納者で回収債権と見込まれるものは幾らいるのかとただしたところ、法的手続に移行すべきというものは、概算で136件であるということでありました。また、整理債権に該当するものは227件であるということでありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市消防本部及び消防署の設置に関する条例の制定について及び日程第6号枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

この2件はお互いに関連があり、委員会は一括議題として審査を行いました。

まず、日程第5号枕崎市消防本部及び消防署の設置に関する条例の制定については、消防事務を本市において処理するため、消防組織法第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域を定めるものであります。

名称については、枕崎市消防本部及び枕崎市消防署とし、位置については、枕崎市立神本町346番地であります。また、管轄区域については、枕崎全域であるということでありました。

次に、日程第6号枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、枕崎市消防本部及び消防署の設置に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容は、枕崎市職員定数条例の本市職員定数に消防職員42人を追加し、枕崎市職員の職務の宣誓に関する条例に消防職員の宣誓書を追加するほか、枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例に救急業務手当、出動手当、潜水業務手当、夜間特殊業務手当の4項目を追加するなどでありました。

委員から、消防本部と消防署の設置についての定義づけを初め、消防活動の広域的連携、救急搬送業務での医師会との連携についてただしました。

消防本部及び消防署の定義づけについては、消防組織法の中で消防本部を設置せずに消防署及び消防団を設置することはできないという定義づけになっているとのことであります。

消防活動の広域的連携については、まだ協定を結んでいないが、大規模災害等になった場合は、相互応援協定を結ぶことになるので、南さつま市、南九州市の両市から応援要請があるとのことであります。

また、救急搬送業務については、患者を受け入れる病院が管外になった場合は、事前に当該消

防本部からそれぞれの医師会に要請がいくということで、救急搬送体制については、これまでと変わらないということであります。

日程第5号及び第6号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市火災予防条例の制定について申し上げます。

本条例は、消防法の規定に基づき、本市における火災予防上必要な事項等を定めるもので、これまでの南薩地区消防組合火災予防条例を枕崎市火災予防条例に置きかえるものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市消防団条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、女性の入団促進など多彩な人材の確保により消防団の充実強化を図るため、消防団員の定数を248人から260人に12人増員しようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、枕崎市立図書館の管理を地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるため、所要の条文の整備をしようとするものであります。

委員から指定管理に伴う経費と人件費についてただしたところ、指定管理全体にかかわる経費については2,254万7,000円で、指定管理導入後の人件費としては、1,468万5,000円になるということであります。

運営体制については、専任の図書館長1名、専任の職員2名、月14日の嘱託員3名、月10日の嘱託員2名で業務を行い、開館時間は9時半から午後6時15分で、これまでと変わらないとの説明がありました。

委員からは、本当の意味で市民に喜ばれていく運営になっていくためには、教育委員会を中心にしっかりと監視していくよう要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について申し上げます。

本件は、別府上手地区及び木口屋地区の辺地の解消を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

別府上手辺地については、平成25年度から平成29年度までの5カ年間に、茅野駒水線、小塚線、茅野線、柴立茅野線、真茅駒水線の5本の市道について、木口屋辺地についても、平成25年度から平成29年度までの5カ年間に、山口木口屋線、山口鉄山線の2本の市道について整備を行うものであります。

委員からは、辺地に位置づけられている地域への公共交通対策など、辺地の方々を救済できるような政策的な動きなどに対しても、国や県に働きかけてもらいたいといった要望が出されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号南薩地区消防組合の解散に伴う事務の承継について申し上げます。

本件は、南薩地区消防組合の解散に伴う事務のうち、金銭関係に属する財産及び公用文書類を枕崎市が承継することについて、同組規約第13条の2の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、南薩地区消防組合の収支は、解散の日をもって打ち切り、同組合の管理者が決算し、事務を承継した枕崎市長において監査委員の審査に付し、その意見をつけて枕崎市議会の認定に付すことになるということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について申し上げます。

本件は、南薩地区消防組合の解散及び指宿地区消防組合の指宿南九州消防組合への名称変更に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、サン・フレッシュ枕崎の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

指定管理者は、枕崎市中央町6番地、公益社団法人枕崎市シルバー人材センターで、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までであります。

指定管理者の公募については、平成24年11月1日から11月29日までの間、市の広報紙やホームページ等で募集を行ったとのことですが、応募のあった団体は1法人であったということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、枕崎市立図書館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

指定管理者は、枕崎市東本町60番地、特定非営利活動法人読書推進団体枕崎みしのたくかにとで、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までであります。

今回の指定管理者の指定に当たっては、平成22年度の組織機構検討委員会で施設の運営や経費の面で、読み聞かせボランティア等、地元の人材を生かした地域密着型のNPO法人等への委託が望ましいという方向性が示され、団体の育成に取り組んできた経緯があることから、公募によらない候補者選定を行ったとの説明がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま総務委員長より報告のありました議案第13号枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、第14号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、第16号枕崎市債権管理条例の制定について、第34号枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、第40号公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

まず、一般職の任期付職員の採用等に関してですが、これは市立病院の総看護師長を外部から迎えるための条例の整備ということです。本来なら職場の中でこそ、将来に備えて専門的な知識・経験を培いながらふさわしい人材を育ててくるべきもので、職員管理のあり方こそ正すべきではないでしょうか。

そして、職員給与の条例改正は、わたり制度の是正をするというものですが、この間、本市は財政難から職員は給与カットを余儀なくされてきました。さらに、本年度の退職者から2015年まで3年間も退職金のカットが続きます。これは、市職員の暮らしに大きな打撃を与えることだ

けでなく、仕事に対する意欲も損なわれ、地域経済に与える影響も大きいことでしょう。市職員の暮らしを守り、働きやすい職場をつくるために、そして、地域経済の活性化のためにもこの議案は認めるわけにはいきません。

そして、債権管理条例の制定については、悪質な滞納者、資産があるのに払わない、納税義務の希薄な人がいるということですが、税金滞納者の多くの方は、払いたくても払えない状況に置かれています。このような条例をつくれば、何とかして払わなければならないと思っているのに、ますます精神的に追い込むことになりかねません。

そして、図書館条例と図書館の指定管理者制度については、地方自治体が本来担うべき公共のサービスや法的責任を放棄して、市場原理にゆだねようとするものです。住民サービスの低下につながり、職員の労働条件の悪化が問題になったりしています。これは住民へのサービスを切り捨てるのではなく、公共のサービスこそ充実させるべきです。

以上の点から、日本共産党は反対をして討論を終わります。

○**依積田義信議長** 次に、沢口光広議員。

○**9番沢口光広議員** 私は、議案第14号枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

その理由は、総務文教委員会のわたり制度廃止の審査の過程で、主幹職の人数が何ら明確に示されなかったからです。総務省や県は、わたり制度は不適正であるので、わたり制度実施中の市町村にあっては、適正化を図るように指導しているということが新聞・テレビ等で報道されてきました。

そのような中、多くの市民たちからも今の枕崎で一番先にやらなければならないことは、行財政改革である。そして、その最たるものがわたり制度であり、早急に廃止すべきであるという声を私は至るところで多くの人から聞きました。

そのようなことから、私は、当局側に対して、新たに設置される主幹職は何名になる予定なのかと何回も質問をいたしました。それに対し当局側の回答は、4月1日以降でなければ、主幹職の人数は述べるわけにはいかないという答弁の繰り返しでした。

私としては、春の人事異動や平成25年度予算を組む前に、各役職の人数等は当局側は当然把握しており、算出・算定されているはずであり、主幹職の人数は正々堂々と議会に示すべきであると思うのです。どうして主幹職の人数を教えてくれなかったのか、いまだに不思議でなりません。

主幹職の人数の把握は、採決の際、賛成もしくは反対に手を挙げるための重要な判断基準の要点の一つでもあります。この主幹職の人数が全く示されないのに賛成に手を挙げることは、小切手の空手形に署名するようなものであり、極めて危険な行為であり、絶対に避けねばなりません。

私は、枕崎市民目線に立ち、主幹職の人数を明確にしない論議不足の議案は、議会や市民を愚弄したまさに信義誠実に反する行為であり、安易に賛成に手を挙げることはできないと判断いたしました。それが市民の代弁者としての議員の責務であると判断したからです。良識ある枕崎市民は、私のこの弁明を聞いたら納得してくれるものと信じます。

以上、反対討論といたします。

○**依積田義信議長** 次に、立石幸徳議員。

○**2番立石幸徳議員** 私は、日程第2号、議案第14号の枕崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、職員の給与決定に当たり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付、給与を支給するという、いわゆるわたり是正のための給与適正化が提案理由の一つとなっております。

改正案の附則第10項においては、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する内容のもので

あります。

委員会審査におきまして、この差額総額は幾らになるのか質問いたしましても、当局においては答弁されず、現給を保障しているので、試算すら実施されていないとのことであります。条例改正による影響額を明らかにしないのでは、判断でき得ないわけであります。

当局から提出されました地方公務員実例83、この4,897ページに、わたり運用の是正の方法として考えられる4つの方法の中にも、その第3番目に、本来の職務の級に切りかえ、現給の直近下位または直近上位の号給とするという差額保障とは関係のない方法も示されているにもかかわらず、当局は現給保障の一点張りで、民間企業における訴訟・判例を説明するのみであります。

地公法第24条の職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと、この規定からいたしましても、今回の改正案では、5級職の責任、4級職の責任、それぞれの責任の違いがどこにあるのかさえ不明確なものとなっていると言わざるを得ません。

このことにより、反対をいたします。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5号から第8号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から第33号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第10号から第13号までの4件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から第39号までの4件は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第14号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第15号から第89号までの75件を一括議題といたします。
産業厚生委員長に報告を求めます。
茅野勲議員。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○**茅野勲産業厚生委員長** ただいま議題となりました日程第15号から日程第89号までの75件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

審査に入る前に、今回の議案に出されております市道の廃止並びに認定について現地調査を行いました。

まず、日程第15号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

県が市町村乳幼児医療費助成条例準則及び鹿児島県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正を行い、医療費助成の対象について訪問看護療養費と家族訪問看護療養費を追加したため、本市も条例改正をするものです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

現在、80歳、87歳、90歳、98歳、100歳以上の方に支給している敬老祝金について支給対象者の見直しを行い、80歳、90歳、100歳への支給を廃止し、支給年齢を87歳、98歳、101歳以上にしようとするものです。

敬老祝金は、平成18年度から現行の節目の支給を実施しておりますが、高齢化率は年々増加し、平成25年1月現在で32.6%となっております。昨年発表された全国のデータでも平均寿命は男79.44歳、女85.90歳となっている状況で、県内19市中、節目支給を実施しているのは15市で、節目の対象としている年齢も3番目に多い数となっている状況から、今回、見直しをしようとするものです。

なお、100歳の誕生日時の特別敬老祝金は、継続して支給するとのことであります。また、今回の見直しで313万円の減となり、支給対象者も664人から212人になるとのことであります。

本件については異議があり、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の改正により、法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法となるなどの改正が行われ、これらにより条例の条文整理を行うものであります。

今回、関係する分の法律の施行は、法律名の変更が平成25年4月1日とされておりますので、法律名の変更の部分の施行も同日からしようとするものです。また、それ以外の部分につきましては、平成26年4月1日が法律の施行とされておりますので、同日から施行しようとするものです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について及び日程第19号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について並びに日程第20号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についての3件については関連がありますので、一括で審査を行いました。

地域主権一括法の施行に伴い、介護保険法等の改正が行われ、これまで厚生労働省令で定められていた介護事業サービスの基準等は、地方公共団体の条例で定めることとなり、本市においても地域密着型サービス関係の3条例について定めることになりました。

一般原則におきまして、事業者が運営に当たり、地域と連携するものの中に、地域包括支援センターを追加記載しております。さらに、高齢者の虐待防止及び権利擁護に努める旨と、非常災害対策については、周辺の地域の環境に応じて、火災、震災、風水害その他非常災害に関する計画を策定し、計画内容を施設に掲示するとともに、地域との連携を図る旨を追加規定しております。また、記録の整備については、書類保存年限を国の基準の2年間から5年間に延長しております。

以上の3件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第21号枕崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正の施行に伴い、市道の構造の技術的基準について、政令で定める基準を参酌して、道路管理者が条例で独自に定めることになりました。これにより、本市でも市道の構造の技術的基準を定めるものであります。

道路の区分については、地方部の道路とか、都市部の道路、また1日の通行量などによって分けられているとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第22号枕崎市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路関係者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識、これらに付随する補助標識を含めますが、これらの寸法及び文字の大きさに係る基準について、内閣府令、国土交通省令の定めるところを参酌して、道路管理者が条例で独自に定めることになりました。これにより、本市でも市道に設ける道路標識の寸法に関する条例を定めるものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第23号枕崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、河川法及び河川管理施設等構造令が改正され、準用河川に係る河川管理施設等の構造基準について、政令で定める基準を参酌して、市が独自で条例を定めることになりました。これにより、本市でも準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を定めるものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第24号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律についても一部改正され、これまで全国一律に定めていた都市公園の設置基準や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で定めていた特定公園施設等移動等円滑化基準について、国の基準を参照した上で、市が条例で定めることになりました。これにより、本市でも枕崎市都市公園

条例の一部を改正するものでございます。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第25号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

道路法施行令の一部が改正され、第7条に占用物件が追加されたことに伴い、枕崎市道路占用料徴収条例の条文の整理をしようとするもので、占用料徴収の23年度実績は、721万1,347円であるとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第26号枕崎市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について申し上げます。

本条例につきましては、平成21年に発生いたしました新型インフルエンザの経験を踏まえまして、その脅威から国民の命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成24年5月11日に制定・公布されたところでありまして、その措置法の中で、1年以内に政令で定める日から施行すると規定されているとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第27号枕崎市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

勤労青少年ホームは、建物の老朽化が進んでおり、補修に必要な経費もかさむことから、また近年、少子化による利用者の減少等を考慮して、施設の廃止の方向で具体的に検討を重ねてきたところで、課題となっていた国・県の補助金についても、国からは返済が不要である旨、県からは国に準じた取り扱いになる見込みとの回答を得られたことにより、平成25年3月末をもって、勤労青少年ホームの利用を廃止し、これまで実施してきた教養講座は、平成25年度以降、市民会館や地場産業振興センター等を利用しながら継続するものとしており、廃止の条例をお願いするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第28号枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正につきましては、慢性的な医師不足が続く中で、医療機関としての組織強化を図るとともに、医師確保の観点から、病院事業管理者と別に院長を設置しようとするものであります。

これまで、医師の募集につきましては、ドクターバンクかごしまや県医師会の医師あっせん紹介所など関係機関を通じて募集を続けてきましたが、応募者がいないということで、現在も非常勤で対応している部分があります。今後は、診療の中心となる院長の募集をして、組織の強化とあわせて図っていききたいとのことであります。

委員から、ぜひ医師を定着させ、市民から頼れる市立病院であってほしいとの要望も出されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第29号から日程第31号までの市道の廃止について及び日程第32号から日程第89号までの市道の認定について申し上げます。

今回の市道認定は、過去に農政事業で整備された道路のうち、原則として全線が改良及び舗装済みであることなど、市道認定基準の要件を満たしている路線であります。

既設の市道との接続を考慮し、3路線の起点・終点等の変更のため市道を一たん廃止して、新たに58路線を認定することによって、実質55路線の増と1万8,565メートルの延長増になるとのことであります。

今回の市道の認定におきまして、面積部分、延長部分で800万円程度の交付税の増が見込まれ

ますが、市道に編入される農道等の部分が100万円ぐらい減少し、差し引き700万円程度の交付税の増になるとのことです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま産業厚生委員長より報告のありました議案第18号枕崎市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

これは、高齢者の皆さんが大変楽しみにされていた制度です。高齢者の皆さんに感謝を込めて、市から節目の年にお祝い金をお渡しする。こんなささやかな楽しみさえも奪ってしまうのかと残念でなりません。101歳までだれもが生存するとは到底思えません。80歳を迎えて楽しみにされていた方々は、戦争を体験し、幾多の台風もくぐり抜け、本日の枕崎を築いてこられた方々です。そして、教育の面からもこの敬老祝金は、子供たちにとってもお年寄りを敬う心を育てる大事な行事でもありました。そして、市からお祝い金をいただいたお年寄りは、本当にありがたいことです。長生きしてよかった。きょうはみんなでおいしいものを食べましょうと、地域経済への活性化にも役立つものでありました。このようなささやかな楽しみを奪ってしまう制度の改悪に反対して、討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第15号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第17号から第89号までの73件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号から第29号及び議案第35号並びに議案第41号から第101号までの73件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第90号を議題といたします。

本件につきましては、3月1日の本会議に上程されました議案第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）において、3月6日の鹿児島県国民健康保険団体連合会からの通知により、平成24年度の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費に不足が生じる見込みとなりましたので、別紙のとおり訂正されたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の訂正については、承認することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時33分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第91号から第95号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

清水和弘議員。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○**清水和弘予算特別委員長** 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました、日程第91号から日程第95号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に清水和弘、副委員長に吉嶺周作委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第91号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,743万2,000円を追加し、予算総額を102億8,900万円にしようとするもので、当初予算に対しまして7.1%の伸びとなります。

繰越明許費は、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、地域密着型施設整備事業補助、産地水産業強化支援事業補助ほか3事業を平成25年度に繰り越して使用するものであります。

地方債の補正は、小学校教育施設等整備事業に係る追加及び広域漁港整備事業のほか4事業に係る変更によるものであります。

また、補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金などをお願いするものであります。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金1億4,197万5,000円、繰入金3,048万5,000円、市債2,800万円、国庫支出金2,236万9,000円などの増、市税3,475万円、県支出金1,868万4,000円などの減で措置したとのことであります。

総務費中、退職手当1億0,341万円は、中途退職者が5名出たことによるもので、いずれも個人の事情による3月31日付の自己都合による退職であります。

また、退職手当の制度改正を1月1日で行いましたが、15%のカットは、定年退職者が3年間で15%カットをするということであり、中途退職者については違う率で計算することになりますが、1月1日の改正に伴う減額を受けることには変わりはないということであります。

また、退職手当債は、平成19年度から借り入れを行っておりますが、平成23年度末で4億8,490万円の借り入れになっているところであります。

農林水産業費中、産地水産業強化支援事業補助は、事業主体が枕崎市水産物有効利用促進産地協議会、事業実施主体が枕崎水産加工業協同組合で、事業の内容及び目的につきましては、これまで低利用資源として取り扱いをされておりましたかつおぶし加工残滓で、形状が悪く、珍味として流通に乗らない魚粉に加工しておりました腹皮を有効利用するため、水産物加工処理施設を

整備し、ファストフィッシュや機能性食品素材の開発により、付加価値を向上することで、新商品の開発と販路拡大による収益分を加工業者に還元して、水産加工業者の経営安定化を図る目的であるとのことであります。

衛生費中、循環型社会形成推進交付金事業につきましては、合併浄化槽を設置するときの補助で、24年度実績としましては、合併浄化槽の5人槽が41基、7人槽が8基、単独浄化槽の撤去が11基ということであります。

また、市立病院の負担金は、繰出基準に基づいて、収益的収支の医業外収益への繰り出しが3,871万8,000円、資本的収支への繰り出しが432万1,000円、合計で4,303万9,000円となります。

民生費中、民間児童館の活動内容は、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育施設を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談、救助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより、児童館事業の総合的な展開を図ることを目的とするということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第92号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,787万2,000円を減額し、予算総額を41億0,604万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.9%の増となります。

補正の主な内容については、平成24年度実績見込み等に基づく、歳入・歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であります。

療養諸費及び高額療養費につきましては、昨年3月から本年1月までの診療分の実績と、2月診療分について、1月診療分等の実績等を勘案し、それぞれ6,979万5,000円、424万6,000円を減額し、共同事業拠出金につきましては、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成24年度拠出金交付金の決定通知に基づき、6,181万7,000円を減額したとのことであります。

また、特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査に係る委託料を実績見込みに基づき、800万円減額し、一般公債費につきましては、一時借入金に係る利子であります。その利子額実績見込みに基づき、450万円を減額したとのことであります。

また、市立病院医師宿舎建替工事に伴う直営診療施設勘定繰出金1,033万2,000円の増額をお願いしているとのことであります。

これらの財源として、繰入金50万6,000円、諸収入448万3,000円の増と、国民健康保険税2,524万6,000円、国庫支出金4,572万1,000円、療養給付費等交付金1,587万9,000円などの減で措置したとのことであります。

県からの借入金であります2億5,000万円については、市の一般財源からの繰出金で対応しようという判断をして、さきにお示ししてあるとおり25年度以降については、単年度収支の均衡をとれるようなかたちで、財政健全化行動計画をつくったということであります。

また、今回の補正時点で、歳入欠陥補填収入は3億6,245万6,000円になっているとのことであります。

委員から、ジェネリック医薬品の使用率を高めてもらい、また、健診受診率等の効果が上がるように、健康推進員の活動も頑張っていたいただきたいとの要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第93号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、予算総額を21億4,349万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.3%の伸びとなります。

補正の内容は、新たな介護保険認定ソフト導入に伴うシステム改修、地域密着型介護サービス給付費と居宅介護サービス計画給付費の増額及び居宅介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、繰入金35万5,000円の増で措置したとのことであります。

地域密着型サービスの8つの事業のうち、本市が行っているのは、グループホームと小規模の特養、小規模多機能居宅介護の3事業であるとのことであります。

また、認定ソフト導入に伴うシステム改修の必要性については、国が介護サービスの利用実態や要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握し、市町村等における介護保険の適正な運営等に資する資料を得るため、要介護認定情報と介護給付費請求書等の情報を総合的に管理する介護保険総合データベースの構築を進めており、それに伴いまして、4月から新ソフトでデータ送信を行うことになるため、本年度中に新たな認定ソフトの仕様に一致するよう、各市町村のシステムの変更を行う必要があるということでもあります。

また、介護給付費については、給付費全体の50%が国、県、市の公費で、残りの50%を1号被保険者及び2号被保険者の保険料で持つということでもあります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第94号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算387万4,000円を追加し、予算総額を7億9,371万4,000円にしようとするもので、当初予算額より2.7%の減となります。

補正予算の内容は、終末処理場電気料の増に伴う需用費の増額及び汚泥発生量の増に伴う委託料の増額で、処理施設管理費387万4,000円の増であります。

以上の財源として、繰越金829万5,000円の増及び繰入金442万1,000円の減で措置したとのことであります。

今回の電気料の増額補正については、昨年8月以降の再生エネルギーの固定買取制度であります再エネ賦課金が新たに賦課されたことと、太陽光発電の余剰買取制度であります太陽光チャージの単価増によるものが大きな変更増の理由であるとのことであります。

また、今回、汚泥発生量が増加した主な理由といたしまして、終末処理場に入ってくる有収水量におきまして、工場等の使用水量が昨年度比より増加していることと、汚泥量の増減に係る流入水質の濃度が高い流入水となっていることなどであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第95号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入においては、一般会計負担金増に伴い、医業収益を3,629万4,000円、医業外収益を242万4,000円追加し、収益的支出においては、委託料等経費減に伴い、医業費用を412万3,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億6,292万9,000円に対し、総費用6億4,194万9,000円となり、7,902万円の純損失となる見込みであるとのことであります。

また、資本的収入においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金の増及び企業債の減並びに一般会計負担金の増に伴い、425万3,000円追加し、資本的支出においては、市有地の取得による建設改良費の増に伴い、182万円追加しようとするもので、補正後の収支は、収入8,525万3,000円に対し、支出が1億1,329万9,000円となり、収入が支出に対して不足する額2,804万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

今回の2筆の市有地の購入については、昭和58年に市立病院事業開設者と市との間で、施設が存続する間の借地契約を結んでおります。

現在、医師宿舎も解体してありますので、何もしないと、平成24年度中に一般会計に返還しなければなりません。土地の形状等を考えると、一般会計も利用価値がないということで、今回、協議を行いまして、市立病院が購入するという事になったということでもあります。

購入する土地の将来的な利用計画については、病院は既に持ってはいるものの、まだ最終決定をしていないので、今のところ公にできないということであります。

委員から、今後、病院に限らず、本市のいろんな計画に至っては、できるだけ議会サイドや住民も判断しやすい説明に努力してもらいたいとの要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第91号から第95号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第5号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第96号及び第97号を一括議題といたします。

本件は、会議規則第36条第3項の規定を適用して委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議案第103号の提出者に、提案理由の説明を求めます。

豊留議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○**3番豊留榮子議員** お手元の意見書を読んで提案にかえさせていただきます。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書。

2月22日、安倍首相は、オバマ米国大統領と首脳会談行い、共同声明を発表しました。その中では、日米間において、センシティブティ（重要品目）が存在することを認識したにすぎず、これらに関税撤廃対象から除外することを確認したわけではない。

TPPは、原則例外なき関税撤廃を前提としており、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準などについての改悪を余儀なくされ、特に農業分野では、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が深刻な影響を受けることは明らかである。

本市においては、サツマイモやお茶、牛肉などの農畜産物にかかわる関税が撤廃されると、関連産業まで含め、地域経済が壊滅的な影響を受けることになる。

よって、国においては、TPPが国民生活の根本にかかわる重大問題であることを踏まえ、特に我が国の農林水産業、農山漁村を守るため、TPP交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年3月15日、鹿児島県枕崎市議会。以上です。

○**依積田義信議長** 次に、議案第104号の提出者に、提案理由の説明を求めます。

城森議員。

[城森史明議員 登壇]

○**8番城森史明議員** 皆さん、こんにちは。

環太平洋経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書を提出いたします。

安倍首相は、2月23日の日米首脳会談において、TPP交渉参加に大きく踏み出す意向を示し、本日、3月15日にTPP交渉参加の表明をする状況となっている。

「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」としているが、日米の共同声明では、「すべての物品が交渉の対象とされる」とし、既にTPP交渉参加国で合意されているTPPのアウトラインでは、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」として、関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記している。

そのような中、3月13日、自民党TPP対策委員会において、TPP交渉参加を事実上容認し、かわりに関税撤廃の例外品目として、コメや麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖と国民皆保険制度の確保を最優先する決議がなされた。

本市においても、農林水産業を初め、関係の地場産業を含め、地域経済に大きな影響が出てくることが予想されることから、本市の農林水産業を守り抜かなければならない。

よって、本市議会は、TPP交渉においては、慎重かつ厳格に対応し、国益を守るよう政府に対し強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年3月15日、鹿児島県枕崎市議会。以上、終わります。

○依積田義信議長 これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○10番 畠野宏之議員 この意見書は、TPP交渉に参加するなど、参加しないよう強く要望するということではありますが、時間軸の問題をいきますと、現実的にはきょう、もう安倍首相が参加を表明するということでもあります。

そして、まあ、こういった決議を枕崎市議会でした場合には、首相、そして関係官庁等々に届くのも3日後と、早くも3日後ぐらいだろうと思いますね。そうなってくるとですね、もう、この意見書自体が用をなさないと私は判断しております。

今、新聞報道、マスコミ報道等を見てますと、もう交渉に入るのは既定の路線だと。そしてその中で、どうやって自国のこういった5品目を初めとする部分をですね、どうやって聖域として守り抜いていくかという、もう条件闘争の段階に入ってきたということでもあります。

そしてまた、ほかの国、いわゆるアメリカを中心とする経済大国の部分もですね、なかなか自国の内情は一枚岩ではない。乳製品等については、やはり聖域を設けたいと考えているわけですね。だから、これからは各国の利害が、どんどん交渉の中で一致してくるわけですが、その辺のところを提案者はどのように考えておられるでしょうか。

○3番 豊留榮子議員 この意見書の提出もちょっとおくれたというか、安倍首相も早く表明し過ぎたというか、微妙なところなんではあります。まずこの枕崎市議会としておくれたにせよ、この市議会の態度として、交渉に参加するなという態度を表明することに私は意義があると思っております。

そしてまた、その交渉に参加してしまうと、以前9カ国、その後から入ったカナダですとかメキシコなどは、全然口を挟む余地がないというふうにも報道されています。ですから、そういう点を考えても、これは交渉に参加すべきではない。守るべきところは守るとは言われていても、それは実際にはできないことじゃないのかという心配がありますので、この意見書を上げさせてもらいます。

○10番 畠野宏之議員 心配が杞憂に終わることを私らも願っているんですが、その中でですね、例えば、交渉に参加した場合にです。提案者は例えば日本の農業、そしていろんなこの例外5品目、いわゆる聖域と言われている部分、今、いろんな保険やいろいろな言われていますよね。そういった影響額をどのように考えておられるのか。本市に置きかえた場合ですよ。

そして、そのことはいわゆる国益ということを考えて場合に、日本のトータルのDDPの変化をどのように提案者は考えておられるのか。

○3番豊留榮子議員 すみません、数字的なことをちょっとメモしてこなかったし、ちょっと頭がないので、ちょっとお答えできません。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 私は今の現状から見まして、EUとアメリカもEPAに入ろうとしています。そして、我が国日本も欧州と4月からEPAも交渉の段階に入っております。これはもう世の中の流れで、もうとめられないと思います。であればですよ、TPPに入り口でもたもたするよりは、TPPに参加した後の、締結した後の対策に今からは乗り出すべきだと思います。まあ、1年、2年おくらせていると思います。それが私の意見です。

○依積田義信議長 禰占議員、意見は……、質疑をしてください。

○7番禰占通男議員 私はそう考えていますけど、発案者は、どのように考えておられるかを。

○3番豊留榮子議員 まずその、この交渉に参加してしまうと、もう逃げ道がないわけですよ。もう、その何ですか、その現行の交渉参加の9カ国がすべてこの合意した条件は、のまなきやいけないと、後から参加する国は。で、今、カナダとかそのメキシコですか、もう口出しできない状態です。そういう状況に日本も置かれるわけです。

だから、幾ら安倍首相がこの重要品目を守るんだと言っても、多分受け付けてくれないんじゃないでしょうか。その協議内容というのは、公開されないです。4年間我々には知らされないという状況に置かれるわけですね。こんな不安なことってないじゃないですか。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 それと、私は今、EU対日本が6兆3,000億、それで、日本がEUへ7兆4,000億の経済収支でやっております。これがアメリカ……、世界を比べたら日本の経済収支というのは、10兆を超すと思います。その中で守るべきその農村・漁村に対しての助成、それで賄うべきだと私は考えています。発案者は、そういうところのことは、どのように考えているんですか。

○3番豊留榮子議員 すみません、意見を持ち合わせておりません。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

○2番立石幸徳議員 私は、議案第113号に1点だけ質疑をさせていただきます。

この意見書案の末尾、最後のほうでTPP交渉に参加しないよう要望するということになっているんですが、現実的に、まあ先ほども幾らか出ましたけど、もう本日夕刻ということですが、安倍首相が参加を表明すると。TPP担当の大臣も合わせて任命をするという、そういった状況ですよ。

今の、この状況を踏まえたときに、本市議会がですよ、参加しないようという、そういった意見書を上げて、はっきり申し上げて無意味になると考えます。現在のこの状況を、どう提案者は考えているのか、お尋ねしときます。

○3番豊留榮子議員 少しの差でこういうことになってしまいましたけれども、まだ、表明したわけではありませんよね。ですから、この時点で枕崎市議会として交渉には参加するなという意見書を上げていくことは大事なことだと思いますので。

○2番立石幸徳議員 まだ、表明していないというかたちで、お答えされますけれども、既に政権与党である自民党では私どもの意見書案に、104号に書いているように、政権与党としてはもう交渉参加を容認するということから、これ3月13日の時点ですね。

ですから、その表明している、していないという単なる時間的なタイムラグを言われるんじゃないで、当然、これ表明をするような状況になっているわけです。

ですから、その状況を踏まえたですね、責任あるその意見書案になっているのかということをお尋ねしているわけです。

○3番豊留榮子議員 ですから、状況はそうであったにしても、本議会として交渉には参加する

なという、そういう態度を残しておく必要もあると思いますので。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず、日程第96号について討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

次に、日程第97号について、討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから順次採決いたします。

まず、日程第96号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立少数であります。

よって、議案第103号は、否決されました。

次に、日程第97号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第98号選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定を適用し、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

まず、選挙管理委員に松山トミ子さん、田野尻厚子さん、酒瀬川晃二さん、西之原修さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を、選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員に山下己結子さん、上木原充さん、沖園清任さん、茅野幸治さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と決定し、補充員の補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時17分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成25年3月27日)

平成25年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成25年3月27日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	6	平成25年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	7	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	8	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	9	平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	10	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
6	11	平成25年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	12	平成25年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	105	副市長の選任について	
9	106	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）	予 特
追加 1	106	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）	〃
10	107	枕崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	
11	108	市長の専決処分事項の指定についての全部改正について	
12		行財政改革調査特別委員会の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記
茅 野 真利子 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教委総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 村 責 朗 総務課参事	厚 石 賢太郎 総務課参事
佐 藤 忠 良 総務課参事	東中川 徹 総務課行政係長
山 口 太 総務課行政係主査	石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

清水和弘議員。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○**清水和弘予算特別委員長** おはようございます。

ただいま議題となりました、日程第1号から日程第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

審査の過程における当局説明及び委員会から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成25年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

一般会計予算規模は、96億9,010万円で、前年度と比較し8,720万円の増、率にして0.9%の増となります。

義務的経費は、扶助費、公債費は減となったものの、新年度からの枕崎市消防本部及び枕崎市消防署の設置に伴い、人件費が増となったことにより、前年度と比較して1.6%の増となり、予算総額に占める義務的経費の割合は、前年度に比べ0.4ポイント高い62.7%ということでありませ

す。投資的経費は、道路整備事業費の増や公共ヘリポートの新設などで普通建設事業費が増となったことにより、前年度と比較し31.4%の増となり、予算総額に占める投資的経費の割合は、前年度に比べ1.4ポイント高い6.1%ということでありませ

す。その他の経費は、繰出金を初め、積立金、物件費、維持補修費は増となったものの、南薩地区消防組合負担金の皆減などによる補助費等の減が大きかったことにより、前年度と比較して4.7%の減となり、予算総額の31.2%を占めているということでありませ

す。次に、歳入については、市税は、最近における景気動向等を踏まえ、20億8,013万8,000円を計上しており、前年度と比較して2.9%の減、地方譲与税は、地方財政計画における伸び率などを踏まえ、1億4,034万6,000円を計上しており、前年度と比較して12.8%の減、地方交付税は、国の地方財政対策などを勘案し、36億4,000万円を計上しており、前年度と比較して4.2%の減となったということでありませ

す。国庫支出金は、11億6,133万2,000円を計上しており、道路整備事業費や障害者福祉費の増などで、前年度と比較して1.0%の増、県支出金は6億1,236万1,000円を計上しており、降灰防止・降灰除去施設等整備事業の減などで、前年度と比較して6.0%の減となったということでありませ

す。寄附金は、4,697万円を計上しており、メガソーラー事業者からの指定寄附などで、前年度と比較して4,555万円の増となったということでありませ

す。繰入金金は、2億8,000万1,000円を計上しており、財政調整基金からの繰り入れが増となったことに加え、地域振興基金からの繰り入れなどで、前年度と比較して、238.9%の増となったということでありませ

す。一方、市債は普通建設事業費の増などで、前年度と比較して13.1%の増となり、市債への依存度は、前年度に比べ1.1ポイント高い10.1%となったということでありませ

す。自主財源は、根幹となる市税は減となったが、財政調整基金からの繰り入れや寄附金の増などで、前年度と比較して7.2%の増となり、自主財源の占める割合は、前年度に比べ1.8ポイント

高い30.0%となったということでもあります。

また、依存財源は、市債の増となったものの、地方交付税の減などで、前年度と比較して1.6%の減となり、依存財源の占める割合は、前年度に比べ1.8ポイント低い70.0%となったということでもあります。

一般財源は68億3,467万6,000円で、前年度と比較して1.4%の減となり、一般財源の占める割合は、前年度に比べ1.7ポイント低い70.5%となったということでもあります。

特定財源は28億5,542万4,000円で、前年度と比較して6.8%の増となり、特定財源の占める割合は、前年度に比べ1.7ポイント高い29.5%となったということでもあります。

平成25年度新規事業は、19件の4億5,374万5,000円ということでもあります。

総務費に関連し、わたりの是正に伴う影響額については、4級から3級の降格に伴う影響額については、全会計分で1,212万9,000円程度、5級から4級に降格する者の影響額については、約11万円程度と試算しているということでもあります。

4級から3級に降格した場合には、期末・勤勉手当の調整率が、4級の場合10%であるが、3級の場合5%に下がるので、この1,100万円ほどが期末・勤勉手当分の影響額であります。また、5級から4級に降格しても、その期末・勤勉手当の調整率は変わらないということでもあります。

わたり是正に伴って現給保障を行うというのは、国の考え方であり、県の給与ヒアリングでもわたり是正を行う際には、現給保障を行いながら是正するよう指導を受けているところでもあります。

総務費中、危険空き家など解体撤去事業の定義は、条例に規定する管理不全な状態である空き家のうち、周囲に危険を及ぼすおそれがあり、建築基準法に規定する主要構造物が朽ちるなど使用不能な空き家が対象となります。

補助対象者については、危険空き家等の所有者で、市税に滞納がなく、この要綱の補助金交付を受けたことがない者で、対象工事については、解体撤去経費が30万円以上になるもので、補助金額については、解体対象経費の30%以内として、上限を30万円とする。また、市内に存在する危険空き家の所有者ということで、住所が市内、市外にかかわらず対象になるということでもあります。

また、去年の11月に危険空き家として公民館が把握されたものや市で新たに把握した90棟を調査しましたが、周囲に危険を及ぼすような家屋は26棟ということで把握しており、金山が4棟、桜山6棟、立神2棟、枕崎12棟、別府2棟となっているところでもあります。

今回の補助金については、条例を制定した現在、管理不全で倒壊しそうなものを適正に管理していきたいということですが、基本的には、所有者の責任でやっていただきたいということでもあります。

職員給与の再任用給3人分については、ことしの定年退職予定者の中で3名希望があったということでもあります。

デマンド監視モニター設置は、市役所の本庁舎は業務用電力の契約を基本料プラス使用料という体系で行っており、基本料については、最大電力が出たら、それを1年間その基本料を使うという契約内容になっていることから、その最大電力を設定し監視し設定値を超えた場合、ブザーが鳴る装置であるということでもあります。

次に、消防デジタル無線整備は、大きく分けて、活動波と共通波の2種類の電波を整備することになります。活動波は、市内で活動する消防車や救急車などと交信する電波であり、共通波は、全国の消防署、消防関係車両に整備するもので、大規模災害が発生した地域で県内外の緊急消防援助隊が消防、救助、救急業務を行うために使用する電波であるということでもあります。

アートストリート整備事業は、県の地域振興推進事業で2分の1の補助で、その内容について

は、風の芸術展10回展の入賞者を中心にして設置するという事で、3カ年の最後の締めということでもあります。

委員から、アートストリート整備事業は、文化の薫り高いまちづくりということですので素晴らしいことであるが、これよりも優先すべきことはたくさんあるのではないかと。今、一番先にやらなければならない事業かと考えると、二の次、三の次で結構な事業だと考えるといった意見がありました。

民生費中、子育て援助活動支援事業については、25年度からの新規事業で、子育て中の労働者や主婦などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行うものであります。

事業については、子育てふれあいグループ「自然花」に委託して実施しますが、大体100名程度の会員が確保できるのではないかとのことです。

高齢者元気度アップ・ポイント事業の必須事業は、市が実施する健康増進・介護予防活動・地域貢献学習に寄与するという事になっており、具体的には、健康増進に関する活動、特定健診の受診、各種がん検診、長寿健診、特定保健指導、健康教育の受診・参加などです。また、介護予防に関する活動については、サロン、健康づくり、栄養料理教室などへの参加にポイントを付与するという事でもあります。

地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」と定義されているところでありますが、市としては、この地域包括ケアシステムの構築ということが、今後の高齢化社会にとって課題であるので、それに向けて調査・研究を行うということで、今後、庁内での検討会を開催して、合同の勉強会を開催する予定になっており、また、25年度には、調査研究を行うということで、先進地視察等の旅費を計上しているところであります。

労働費中、南薩地域の観光新メニュー開発人材育成事業は、平成25年度の重点分野雇用創出事業で、事業内容は観光新メニューの開発能力、観光メニューを生かした南薩への誘客、観光に関する能力を身につけるために観光事業を行っている会社での企画立案などの研修を行うということであり、枕崎お魚センターに委託し、新規雇用者1名を考えているということでもあります。

枕崎の観光魅力発信事業は、平成25年度の重点分野雇用創出事業で、事業内容は、枕崎駅舎、枕崎お魚センターでの観光案内業務や情報発信、各種イベントの企画立案、新しい観光スポットの調査開発などであるということで、委託先は枕崎市観光協会、新規雇用者を2名計画しているということでもあります。

食のまちづくり地域ブランド創出事業は、平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で、その事業内容は、枕崎鰹船人めしを核としたPRということで、具体的には食の宝庫パンフレットの作成や飾り幕の購入、枕崎ふしの日イベントとして講演会を行う内容で、新規予定者を1名予定しているとのことでもあります。

農林水産業費中、降灰防止・降灰除去施設等整備事業は、生葉の洗浄脱水機で、1工場ということでもあります。

畜産費に関連し、飼料は高い状況にありますが、国が基金造成して、飼料価格が高騰したときには補てんする制度があるので、その恩恵を受けている状況にあるということでもあります。

グリーン・ツーリズムの事業は、日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市の4市で南薩摩地域のグリーン・ツーリズム協議会をつくっており、南薩摩地域は、特に中学生や高校生の修学旅行の宿泊体験のツアーを受け入れており、この協議会では、それをPRするためのパンフレット作成や受け入れ農家の方々の研修会、安全講習会などに取り組んでいるということでもあります。

次に、基幹水利施設管理事業は、南薩畑かんの施設の維持管理費として、国・県の補助金、枕

崎市、南九州市、受益者それぞれが負担しているということでもあります。

藻場・干潟等保全活動支援事業は、平成22年度からの4カ年計画で、ことしが最後の年であり、事業費の2分の1を国庫負担、4分の1を県の負担、残り4分の1が市の負担であります。

内容としては、トサカノリ藻場の保全ということで、白沢沖海岸から火之神沖までの海域についてトサカノリの母藻を投入したり、サンゴ保全ということでオニヒトデの駆除を行ってきているということでもあります。

土木費中、辺地対策事業については、新規に小塚線と茅野線を新規事業として行うもので、その内容については、現在道路の舗装状態が非常に悪いので、舗装修繕的なことが主になるということでもあります。

ヘリポート建設費の工事請負費の内訳は、舗装工事や植生工事、擁壁工事、ビル前駐車場整備、ヘリポートの管理事務所の増設工事等であります。

教育費中、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用については、いじめ等のこともあり、ますます今後活用が盛んに言われており、一昨年までは枕崎中学校と桜山中学校の2校の配置であったが、不登校対策にも活用するというので立神中学校にも配置するようになったということでもあります。

市立図書館管理運営委託は、市立図書館を指定管理する中で、運営にかかわる人件費、備品、消耗品等の購入費である需用費、工作物の保守点検委託、インターネットの通信運搬費が含まれているということでもあります。

また、人員体制については、新しい制度で図書館長が専任で1名、職員が専任で2名、月14日の嘱託員が3名、月10日の嘱託員が2名ということであり、その中で図書館長と職員は司書の有資格者ということで、司書が3名ということでもあります。

25年度の公債費の状況については、利息まで含めて約54%程度は交付税措置されるということでもあります。また、集中改革プランに計上し、財政推計にも示したが、20年の償還で借りているので、平成27年、28年くらいから大きく減少する傾向にあると見込んでいるとのことでもあります。

次に、中学校のパソコンリース料については、去年から4つの中学校のパソコンの更新を始めしており、一挙にかえるのは財政的に困難であったので、24年度が枕崎中学校と桜山中学校の40台ずつリースを開始している。25年度から別府中学校と立神中学校の新たなリースが発生するので金額が倍になったということでもあります。

地方交付税については、前年度と比較して4.2%の減となっておりますが、24年度当初算定と比較すると、5,200万円程度の減となっております。内訳については、需要額の影響によるものが2,600万円程度、収入額の影響による影響も2,600万円程度と現段階では見込んでいるということでもあります。

委員からは、行財政改革は、あくまで財政指標を健全化するというので、現在、いろんな変化要因が出てきているので、早い段階で見直しに取り組んでいくべきであるといった意見や、また、交付税が従来より少なくなるので、財政調整基金から繰り入れをしなくて済むように、経費節減をやってもらいたいとの要望がありました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

この2件は関連があり、委員会は一括議題として審査を行いました。

まず、日程第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

平成25年度の予算総額は、40億1,359万1,000円で前年度当初予算より5,746万3,000円の減と

なったということでありませう。

歳出の主なものは、総務費の義務的経費である総務管理費、徴税費、運営協議会費を計上してあります。

保険給付費については、予算総額の69.0%を計上し、このうち、療養給付費については、平成24年3月から本年1月までの医療費実績と1人当たりの医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定したということでありませう。

療養費、高額療養費についても、平成24年4月から本年1月までの実績と1人当たりの医療費の伸びを見込んで算定してあります。

後期高齢者支援金は、1人当たりの負担調整対象額に国保加入者を乗じた額から、平成23年度精算額を控除した額を計上してあり、予算総額の9.6%を占めているということでありませう。

介護給付費・地域支援事業支援納付金については、介護保険第2号被保険者数の見込みに、1人当たりの年間負担見込み額を乗じた額に、平成23年度精算額を加算した額を計上したということでありませう。

共同事業拠出金については、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金で、内訳は高額医療費拠出金と、平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金であるとのことである。

保健事業費については、特定健診などの事業費に1,427万1,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費を計上してあるほか、公債費、諸支出金を計上してあります。

歳入の主なものは、国庫支出金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金、特別調整交付金を計上したとのことでありませう。

療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等にかかわる分を計上してあるほか、前期高齢者医療にかかわる財政調整交付金の前期高齢者交付金を見込んでいるとのことでありませう。

県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金及び特別調整交付金を計上し、共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を計上しているとのことでありませう。

繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分、出産育児一時金等、職員給与費等、財政安定化支援分、県広域化等支援基金貸付金償還金を計上したとのことでありませう。

諸収入は、第三者納付金、歳入欠陥補填収入及び滞納処分費等を計上しているとのことでありませう。

国民健康保険税については、平成24年度の課税状況並びに平成25年度から平成27年度までの国民健康保険財政健全化行動計画をもとに、総額5億8,748万4,000円を計上していますが、前年度当初予算に比べ、約6.6%の減となったということでありませう。

平成25年度の国民健康保険税の調定額は、平成24年度の国保被保険者世帯の所得が、平成23年度に比較して7.7%程度減少したことや、昨年後半来、我が国経済は底を脱して成長局面にあるとの見方もある中、本市及び県内の景気動向は、依然として好転の兆しが伺えにくい状況にあることから、平成25年度における国保被保険者1世帯当たりの所得は、平成24年度と変動しないものとして算出したということでありませう。

収納率については、平成24年度から新たに取組んだ納税環境の整備及び滞納処分の強化策等をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分については、一般分の普通徴収分、医療・後期・介護分の総体で94.6%と、平成24年度当初予算に比べ1.7ポイント、平成24年度実績見込みよりも0.4ポイント上昇を見込んで算出したとのことでありませう。

また、退職分を98.3%、平成24年度当初及び実績見込みよりも、0.3ポイント上昇を見込んで算定したということでありませう。

国民健康保険税の滞納繰越分については、平成24年度当初予算と比較して、6ポイントアップの21.0%を見込み、計上したとのことであります。

次に、日程第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、2億9,833万8,000円で、前年度当初予算に対して308万4,000円、1.0%の増になるということであります。

歳出の主なものは、総務費は総務管理費、徴収費を計上してあります。

後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料、保険料を軽減した分の財源補てんとして、保険基盤安定負担金及び延滞料を計上してあります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金は事務費繰入金、保険料を軽減した分の財源補てんとして、保険基盤安定繰入金を分担金と同額を計上してあります。

平成25年度の後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると約0.3%の増となったということであります。

保険料の内訳は、特別徴収保険料、普通徴収保険料を計上したということであります。

平成24年度の国民健康保険特別会計の決算見込みとしては、保険給付費は1月分が見込みよりも上がっているが、2月分を平均より高くなると見込んでいることから、保険給付費は希望的観測で言えば1,400万円程度、例年よりも高くなると見込んでいるということであります。

また、国庫負担金の中の療養給付金等負担金は、平成24年度の決算では、額が多少変動するが、平成27年度までには精算しないといけないということで、計画上は変わってこないと考えているとのことであります。

不明確な部分としては、県の特別調整交付金の9%のうち2%を、国が34%から32%に減らした2%部分に充てるということになっているので、その額がまだ確定していないということであります。

国民健康保険税の後期高齢者支援金分は、平成25年度から平成27年度までの合計で5,400万円程度が不足することが見込まれているということであります。

一般会計からの法定外繰入については、財政健全化の行動計画の中でも、平成24年度の決算状況を踏まえ、税率改定を検討する段階で、不足額が出てくると税で徴収するか、ほかに財源を求められなければ、一般会計から繰り入れるしか選択肢はないとのことであります。

委員からは、なぜ、本市の国保会計がここ二、三年、大きな変化になってきているのかという点、分析が不足して、危機意識が全然ないと言わざるを得ない。もうちょっと、なぜこうなっているのかという原因分析をしっかりとやっていただきたい。医療費抑制のために、1年に1回程度は懇談会を実施していただきたいとの要望がありました。

以上であります。これらの2件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、22億8,402万4,000円で平成24年度当初予算額より約10.0%、2億0,821万3,000円の増となります。

歳出予算の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などであり、保険給付費については、第5期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上しているとのことであります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、県支出金、保険料、諸収入で措置したとのことであります。

介護保険料については、基本的には、公的年金を受給されている方は、年金からの特別徴収がほとんどであるということであります。

総務費中、認定審査事務負担金は、枕崎市、南さつま市、南九州市が合同で一部事務組合を結

成して介護認定を行っており、それにかかわる経費について、3市で出し合って事業を実施しているので、介護保険事務組合に対する負担金ということになります。

高齢者元気度アップ・ポイント事業については、65歳以上の方で、介護保険第1号被保険者が対象になるということになります。

委員からは、高齢者元気度アップ・ポイント事業については、歩くことが健康の基本だと思うので、ゆったりとした気持ちで歩ける場所を行政で提供すべきであると考えます。また、この事業は、内容もトレーニングのような強烈なものではなく、心も元気になるということで、今後も推進していただきたいとの要望がありました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額は、6億7,129万円で前年度当初予算より1億4,427万5,000円の減で、17.7%の減になるということになります。

予算の主なもの、一般管理費、処理施設管理費、排水施設管理費、下水道整備費となっております。

公債費は、元金が昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還と、昭和60年度から平成24年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込額であるということになります。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入と事業債9,520万円で措置したということになります。

委員からは、下水道事業と水道事業は一体となることを望むが、下水道会計が特別会計のままではやりにくいと考える。水道会計と下水道会計を同じ企業会計にすべきで、これは全庁的な今後の課題として取り組んでいただきたいとの要望がありました。

以上であります。本件については反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成25年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

国の平成25年度予算は、我が国経済の再生成長に向けた大胆な予算の組みかえにより、成長と財政健全化の両立を図り、社会保障と税の一体改革について国民の理解を得るため、引き続き行政の効率化、簡素化を徹底して取り組むこと等の財政運営に関する基本的な考え方が示されました。

一方、昨年診療報酬改定においては、政権交代後、2期連続のプラス改定となったものの、改定前後の診療報酬を比較した当院の実績では0.34%の実質マイナスとなっており、小規模医療機関にとっては医師を含む医療従事者不足も合わせて極めて厳しい状況が続いているということになります。

今年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,980人、外来で1万6,896人、1日平均患者数を入院で52人、外来で66人と定めたとのことになります。

主な建設改良事業は、新たに企業用財産として取得する市有地と旧医師宿舎跡地を一本化するための敷地整地事業を予定しているとのことになります。

収益的収入については、医業収益、医業外収益の合計5億2,729万2,000円を見込み、収益的支出は医業費用、医業外費用の合計6億5,594万5,000円となり、収支差し引き1億2,865万3,000円の当年度純損失となる見込みであるということになります。

資本的支出は、建設改良費のうち、有形固定資産購入費として病棟の移動型エックス線装置や内視鏡洗浄機など、老朽化した機器等の更新、新たに取得する市有地と旧医師宿舎跡地を一体化するための整地事業費、企業債償還金を予定しているとのことになります。

赤字になっている主な原因として、病床数が5床削減されたこと、また、減価償却費が増加してくること、さらに旧医師宿舎の解体撤去などがあるということでもあります。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成25年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

平成25年度の業務の予定量は、給水戸数1万0,826戸、年間総給水量を295万9,000トン、1日平均給水量を8,107トンと予定しておりますが、前年度当初予算と比較すると、給水戸数で69戸の減、年間総給水量で4万5,000トンの減、一日平均給水量では123トンの減になるということでもあります。

建設改良事業の主な事業として、老朽管更新事業、県工事に伴う補償工事、片平山配水池流量調整弁取替工事を予定しているとのことでもあります。

また、金山浄水場ろ過池更新事業に伴う実施設計委託費を計上してあります。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億6,446万3,000円、水道事業費用を4億3,395万2,000円とし、差し引き3,051万1,000円で、税抜き後で2,178万3,000円の当年度純利益を予定しているところであります。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益は減、営業外収益は増であるが、合計では減となり、また、営業費用と営業外費用も減になるとのことでもあります。

資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入を7,032万1,000円、資本的支出を2億8,658万1,000円とし、差し引きの不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

資本的収入の負担金については、消火栓設置負担金、県及び市からの補償負担金であり、また固定資産売却代金は、市道改良に伴う水道用地売却分であるとのことでもあります。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私は、日本共産党市議団を代表して、ただいま予算特別委員長から報告のありました日程第1号から第7号まで、反対の立場から討論いたします。

一般会計の予算ですが、住民の要望にこたえて住宅リフォーム助成制度を昨年に引き続き実施しました。そしてまた、市の財政に重い負担をかけていた赤字経営の枕崎空港を廃止することが決まりました。そして、空港跡地にはメガソーラー事業の設置を打ち出し、工事関係は地元業者を使うという条件で契約も整い、事業者からは年間約8,500万円が土地の賃借料と地域貢献等として、本市に支払われるというものです。市民にとって明るい希望の持てる事業の展開となるよう期待しております。

しかし、一方では、お年寄りが楽しみにしている敬老祝金300万円を削り、市のマイクロバスへのカーナビ設置の約束、2台で10万円を切り捨てるなど、市民のささやかな願いに背を向ける予算であると言わざるを得ません。

そして、市立図書館指定管理者制度についても、本来、自治体として担うべき公共のサービスや公的責任を放り出してしまふ。これは、住民サービスの低下にもつながりかねません。また、職員の労働条件の悪化にもつながらないかという心配もあります。

そして、安倍自公政権は、社会保障の全分野での給付の抑制をしようとしています。その最初の標的が生活保護費です。2013年、14年、15年と、3年間にわたって生活保護の扶助費を引き下げるといふものです。これは、世帯数の多い子育て世代への減額幅が大きくなり、非常に厳しいものです。また、生活扶助基準の引き下げは、市民を支えるさまざまな制度、就学援助や保育料の免除などにも影響を及ぼすとされています。

そしてまた、このような住民無視とも思われる予算の最たるものがアートストリート事業です。事業費1,350万1,000円をかけて、国道通りを花渡川まで立体作品を展示するという、市民感情を逆なでするような事業です。昨年、中央ロータリーの交番の向かい側の作品が何者かによって傷つけられました。既に修復されていますが、悪意でされたことなのか定かではありませんが、多くの市民がこの立体作品に対して不快感を持っているということが感じ取れます。

市民の生活実態をよく見てください。年金暮らしの高齢者は、年金は年々削られ、爪に火をともしようにひっそりと暮らしています。そして、労働者は一時金のカット、給与の減額など、厳しい生活を余儀なくされています。それでも市長はこの事業を取り下げようとはしませんでした。

そして、国民健康保険特別会計予算においては、保険料が高くて払いたくても払えない人がいる。そして、病院にかかっている医療費も払えない人がいる。それ以前に、病院に行くのをあきらめている人がいるんです。このような現状で滞納者はふえてきているのに、国保会計を立て直すには、新たに税率の見直しもするという、ますます払いたくても払えない善良な市民を苦しめることとなります。国保会計が苦しくなったのは、国が国庫負担を削減し続けたからです。市民に負担を押しつけるのではなく、国にもとに戻せと要求すべきです。

そして、介護保険特別会計予算においても、昨年、第5期事業計画で制度の改正がされました。介護保険料を払い、そしてさらに、介護費用の1割という高すぎる利用料に市民の多くの方は利用限度額まで使うことをためらってしまうという、また、ヘルパーサービスにおいては、利用時間1時間が45分に短縮されるなど利用者は厳しい状況に置かれています。だれでも安心して利用できる介護保障にすべきです。

そして、市立病院の事業会計予算において、市立病院に小児科の設置を望む声が多く、それに対しては祝祭日の当番医院の折は小児科担当の医師を派遣してもらい、地域の小児科医療に貢献してきました。県立薩南病院が小児科医療を再開しても市立病院は小児科医療の拡大に努め、市民の要望にこたえていくとしている点は評価できる点です。

しかし一方で、総看護師長を外部から招き入れるとしている。本来なら病院内でそれなりの人材を育ててくるべきはずである。それを怠ってきた結果であります。数ある本市の病院の中でも、市民感覚としては市立病院は本市のシンボリック的存在です。ですから病院は、看護師が誇りを持って働くことができるような院内にしなければならなかったはずです。

以上の点から反対をして討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 再開

○依積田義信議長 再開いたします。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第105号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第105号副市長の選任につきましては、久木田敏氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する議員は、14人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配布]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に7番禰占通男議員、8番城森史明議員、9番沢口光広議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第105号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました議案第106号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,607万4,000円を追加し、予算総額を105億3,507万4,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助、道路ストック総点検事業、市営住宅建設事業の3事業を追加するものです。

地方債の補正は、市営住宅建設事業に係る追加及び水産基盤機能保全事業に係る変更によるものです。

補正予算の内容につきましては、一般職人件費及び国の補正予算に伴う過疎集落等自立再生緊急対策事業補助、水産基盤機能保全事業負担金、道路ストック総点検事業、市営住宅建設事業の4事業をお願いしてあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 私は、ただいま提案されました議案第106号平成24年度一般会計の補正（第11号）につきまして、基本的な点について幾つか質疑をさせていただきます。

まず、今回の補正予算（第11号）は、去る2月26日、国会で成立をいたしました政府の2012年度補正予算を反映させるために本市の補正予算が提案されたと理解しております。

国の補正予算そのものは、約13兆1,000億円。そのうち、真水と言われているものが約10兆3,000億円、総事業費が約20兆2,000億円に上るといふ、いわゆる政権交代後の緊急経済対策が大半だったわけでありまして。政権交代後の大型補正予算ということで、都道府県を初め、各市町村の地方自治体も地域経済活性化のため、早くから予算獲得へ積極的な動きをしていたのではないかとそういうふうに見受けております。

例えば、熊本県ではですね、国の大型補正予算に対応するために、わざわざ特別にプロジェクトチームをつくっております。本県、鹿児島県におきましても、伊藤知事の定例記者会見におきまして、1月11日、国の補正予算に対応するため、事業を精一杯取りに行ってくると。そして、公共投資を予算化していきたいという強い意気込みが報道されておりました。

こういった背景を受けてですね、本市においては、今回のこの国の大型補正予算に対して、どういった対応をされてきたのか。経緯も含めて説明をしていただきたいと思います。

次に、今回の国の補正予算の中で地域活性化のため、地方自治体の公共事業費を国が負担するための交付金事業、約1兆4,000億円に上るいわゆる元気交付金というものが出されているわけですが、今回の本市の補正予算で、この元気交付金なるものをどういった形で交付をされてくるのかですね、お尋ねをしておきます。

3点目が、具体的に、今回の補正予算の中で最も大きな事業として提案されております、この市営住宅建設事業、この点について、実は本市では、平成24年度の本年度の新規事業といたしまして、良質な公営住宅の供給を行うそのために、市営住宅長寿命化計画を策定するという、そういった事業に取り組んでおりました。この長寿命化計画におきまして、俵積田市営住宅はどういった位置づけになっているのか、どのような評価になっているのかをお尋ねいたします。

最後に、この道路ストック総点検事業、これも国の補正予算に対応するものと理解いたしますが、委託料として1,000万円計上されております。どういった事業所に委託されていくことになるのかですね。そして、この点検後の結果を受けて改修等が必要になった場合に、特別に財政上の優遇措置といえますでしょうか、財政上の配慮がなされてくるのか、以上4点お尋ねいたします。

○**本田親行財政課長** 平成24年度の国の補正予算に対応する取り組みにつきましては、各課等におきまして積極的に取り入れることを基本方針といたしまして、県の各事業課と事業要望等を行って予算を取りまとめたところでございます。

もう1点の地域の元気臨時交付金につきましては、今回の緊急経済対策にかかわります国の補正予算により追加される投資的経費にかかわる地方負担については、原則として地方債を100%充当することで対応することとされておりますけれども、その追加される公共投資の地方負担額が大規模であることなどから、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るために、地方債による対応に加えて今回限りの特別の措置として、地域の元気交付金が創設されたところでございます。

本市への影響につきましては、今回の本市の補正予算に計上しました国の補正予算にかかわる

公共事業の負担額につきまして、1億円程度でございますから、本市の地方負担額の8割をこの元気交付金事業の創設で対応し、総額につきましては、1兆3,980億円となっておりますけれども、本市の地方負担額につきましては、1億0,684万3,000円となっておりますから、その8割程度の8,000万円程度を現時点では見込んでいますところでございます。

○俵積田清文建設課長 市営住宅の長寿命化を行いまして、その俵積田住宅の位置づけということでございますが、市営住宅の長寿命化計画の中で建てかえ予定といたしまして、俵積田のほか、谷原、火之神、西潟山、第二潟山を建てかえの計画といたしております。

その中で、俵積田が現在、居住者が全部いないということで、俵積田を優先として行ったところでございます。

それから道路ストックにつきましては、内容といたしまして、路面の性状調査。これは、ひび割れとか轍ぼれとか、平坦性の測定ということになります。それから、法面の変状調査。これは法面の亀裂とか剥落の分布ですね。それから変色、湧水、ねじ切れ、段差等を測定することになります。それから道路付属物点検。これにつきましては、道路照明とか標識、ガードレール等まで含まれますが、そこら辺の異常の有無の確認をいたす調査でございます。委託先につきましては、その専門のコンサル等ということになると思います。

点検後の財政上の……、につきましては、明確にどの程度という国からの示しがまだされておらず、どの程度の財政のあれが配慮されるのかということにつきましては、明確には答弁できないところでございます。

○2番立石幸徳議員 後もって予算委員会も開かれると思いますのでね、その委員会の中で詳細にわたっては聞きますが、まず、財政課長のほうから、その各課、積極的にその県のそれぞれの事業課に事業要望をしたと。これ具体的に本市では何件上がったんですか。件数を具体的に示していただきたいと思います。

それから、この元気交付金の関係では、もうちょっとこの点も具体的にお尋ねをしておきますが、つまり、例えばこの市営住宅関係でいきますと、補助金を除く住宅債が9,860万、起債を発行するわけですけど、この部分の8割は後もってといたしましょうか、25年度中に交付金というかたちで交付がされると、そういうふうに確認しとっていいのかですね。

道路ストックの関係では、今、いろいろ点検をした後の改修、そういったものについてまだその……、点検だけしてですね、そのいろいろ手を加えなければならない部分について、何らかのその財政措置もなされるのか、なされんのかわからんような答弁なんですけれども、先ほど財政課長の言ったこの道路部分についても、老朽化インフラという位置づけで、元気交付金の8割の、そういったものが交付される状況になっているのかどうか、その点を明確にお答えいただきたいと思います。

○本田親行財政課長 まず、元気交付金の算定対象につきましては、現時点で県のほうからどの事業ということで、明確に示されておらず。基本的に地方負担額の8割ということで示されておりますので、先ほど申しました道路ストックの分まで含めて今回予算計上してある額の8割というところで申し上げたところでございます。そういうことでありますので、住宅にかかわる分についても、補助金を除く地方負担額の8割と現時点では考えているところでございます。

交付につきましては、国のほうが25年度に繰り越して、25年度に4月以降に交付決定をするという見込みになっておりますので、今後、その交付決定を待ちまして、またその充当等も踏まえて、予算計上を行っていきたいと考えております。

また、国の補正予算に対する対応ですけれども、各課のほうで、県の各事業と折衝しております。24年度事業を25年度に繰り越して1年限りで実施するわけですので、人員体制等を踏まえながら、各課のほうで受けられる範囲で最大限対応しておりますけれども、全体的な件数については、各課のほうの把握で、財政として全体の要望と採択、その件数については把握してないと

ころでございます。

○**依積田清文建設課長** 道路ストックにつきましての国の財政措置ということですが、それにつきましては不明確ではなくて、あるということはあるんですが、それがどの程度どういうかたちですというのを、まだ明確に回答もいただいていないということでございますので。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

先ほどまでの予算特別委員会は、既に、その任務を終えております。

よって、ただいま上程中の予算関係議案審査のため、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を改めて設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、予算特別委員会は、先ほどまでその任にありました立石幸徳議員、豊留榮子議員、今門求議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、中原重信議員、吉嶺周作議員と新たに沖園強議員の計12名の議員を指名いたします。

ここで、委員会開催のため午後3時まで休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午後2時58分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第106号を本日の議事日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

追加日程第1号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○**清水和弘予算特別委員長** ただいま議題となりました、追加日程第1号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に清水和弘、副委員長に吉嶺周作委員を選任いたしました。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,607万4,000円を追加し、予算総額を105億3,507万4,000円にしようとするもので、当初予算額に対し9.7%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助、道路ストック総点検事業、市営住宅建設事業の3事業を追加するものであります。

地方債の補正は、市営住宅建設事業に係る追加及び水産基盤機能保全事業に係る変更によるものであります。

補正予算の内容は、一般職人件費、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助、水産基盤機能保全事業負担金、道路ストック総点検事業、市営住宅建設事業であります。

以上の財源として、国庫支出金1億1,339万5,000円、市債1億0,280万円、繰入金2,020万円、

地方交付税967万9,000円の増で措置したとのことであります。

まず、過疎集落等自立再生緊急対策事業補助については、田舎暮らし体験ツアー等及び体験学習施設整備事業を取り組むNPO法人子育てふれあいグループ「自然花」に対する補助と木口屋公民館改修事業に対する補助であり、お互いが連携して、事業を展開するということであります。

これらの事業は、日ごろからの活動が評価されたもので、県下でも10事業だけが採択されたということでもあります。

委員から、この事業は今回限りとなるが、行政としても長い目で支援していくよう要望がありました。

次の、道路ストック総点検事業は、市道の路面性状調査、法面変状調査、道路付属物点検を行うものでありますが、特に法面変状調査においては、地域によっては法面が剥落し、危険な箇所も見受けられるので、十分な調査を行っていくよう要望がありました。

次の、市営住宅建設事業は、俵積田団地を8戸建てかえるものであります。これは、長寿命化計画に基づき整備するものであり、お手元に配付の資料のとおり、10年間の計画の中で建てかえていくものでありますが、今回、俵積田団地を建てかえる理由についてただしましたところ、まず平成22年から居住者がいないこと。国・県から前倒しの事業であり、すぐに着工できること。地元公民館等からも建てかえの要望があるということでもあります。また、公営住宅の建設は、低額所得者への供給という社会福祉上の目的があるが、当局としては市内に住宅の均等な配置を基本として取り組んでいるということでもあります。なお、今後は、俵積田団地の次には西潟山住宅の建設に取り組む考えであるということでもあります。

これらの事業に関し、農業土木等を含め、庁内職員の技師が不足する状況にあるのではないかとただしましたところ、基本的には退職者の技師があった場合に補う考えであり、今後とも各年度の状況を見ながら技師確保を行っていききたいということでもあります。

これに対し、委員から、過去に災害があった場合の対応を見ると、非常に無理が生じていたことが見受けられていたので、今後の見通しを十分立てて、技師の確保を行っていくよう要望がありました。

最後に、委員からは、国・県の有利な事業があるにもかかわらず、県下他市と比べてその取り組みが弱いのではないかと。今後もっと今回のような非常に有利な事業の確保に対しては、積極的に目に見えるかたちで取り組んでほしいといった意見がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**俵積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提出者でありますので、会議規則第36

条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

[沖園強議員 登壇]

○**12番沖園強議員** 議題となりました議案108号市長の専決処分事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書にありますように、平成18年12月15日に施行された市長の専決処分事項の指定第1号及び第2号の2件に新たに第3号「支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。」を加え、平成25年4月1日からの施行を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する簡易な事項として、議会の議決を得ようとするものであります。

市の回収債権においては、資力・負担能力がありながら納付に誠意のない滞納者について、これまでの議会においてもその適正化を図るよう強い指摘があったところでありますが、今回、支払督促の申し立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関することを市長の専決処分事項の指定に加え、支払い督促の制度を活用することによって、市の債権徴収の強化と債権管理の一層の適正化が図られるものであり、市の債権管理の適正化を図り、一層の行財政改革を推進するためにも、議員各位の賢明なる御理解をお願いし、提案理由の説明といたします。

○**依積田義信議長** この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいまの上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

日程第11号は原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12号行財政改革調査特別委員会の報告を求めます。

新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆行財政改革調査特別委員長 登壇]

○新屋敷幸隆行財政改革調査特別委員長 ただいま議題となりました、行財政改革調査特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本調査特別委員会は、委員長に新屋敷幸隆、副委員長に禰占通男委員を選出しました。

また、本委員会は、本市の財源を確保するため、なお一層の事業仕分けを進め、基金の充実や行政全般にわたる公共施設のチェック、職員定数の見直しや公有財産を含めた新地方公会計制度の検証など、地域住民が安心して生活できる本市の発展に資するため、平成23年12月9日に設置して以来、小委員会2回を含め、13回にわたり、委員会を開催してまいりました。

また、本委員会の調査は、行財政改革を進める上で、まず、当局の取り組みの現状を把握することから始めるべきであるとして、平成18年度から21年度までの枕崎市行財政集中改革プランの成果と課題、さらには、第2次枕崎市行財政集中改革プランの方針とその内容について調査いたしました。

続いて、新聞等で報道されました財政4指標のうち、本市の将来負担比率の現状については、早期健全化基準350.0%に対し、平成21年度192.9%、22年度171.1%、23年度161.8%、また経常収支比率は平成21年度98.3%、22年度95.6%、23年度96.3%と年々少しずつ改善されてきてはおりますが、県下でも最下位にあるこれらの比率の現状と今後の取り組みを調査した後、これらの総体的な調査をもとに行政全般にわたって、歳入・歳出、さらには特別・企業会計ごとに分け、精力的に調査を行ってまいったところであります。

これらの調査の詳細にわたる内容については、委員会ごとの概要をお手元に配付してありますので、省略いたします。

まず初めに、第2次枕崎市行財政集中改革プランについてであります。その基本的な考え方や方向性は、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを進め、新たな実施項目も随時、追加しながら、本市の行財政改革をさらに継続・発展させ、健全な財政基盤の確立とよりよい住民サービスの提供を目指していきたいということであります。

これに対し、各委員からは、財政指標が県下で最下位であることから、この原因を探っていく必要があるといった意見や、財政指標が低いということからすると、目標値をもっと高く設定する必要があり、抜本的に行財政改革の手法が間違っていたのではないかと。

さらには、行革プラン策定時からすると、今後とも歳入・歳出両面での財政立て直しのためにも、しっかりと分析を行っていくべきであるといった意見や、根本的な財政問題を解決していくためには、社会保障と税の一体改革に論点を向けるべきであるといった意見も出されました。

また、本市は県下でも、義務的経費の歳出構成比率、特に、扶助費が高いと言える。さらに、一部事務組合等への負担金の構成比率も他市と比べて高く、特に、市立病院や公共下水道など特別な負担を強いられている状況の中で、限られた財源のやりくりの方法を考えていくべきであるといった今後の本市の取り組むべき方向性に対し、多くの意見が述べられたのであります。

続きまして、財政4指標の中の一つである将来負担比率が、本市は県内で連続して突出して最下位になっていることについて、このような状況を脱していくためには具体的な目標値を掲げた取り組みが必要であり、また、その目標値に向かって、どのような改善手段を見出していこうとしているのかを、示すべきではないかといった意見がありました。

当局としては、これらの意見に対し、将来負担比率の指標の高い原因について、地方債残高や公営企業債等繰入見込額、退職等負担見込額などのそれぞれ個々の事情のほか、これらに充てられる財政調整基金等の基金が乏しいことや、将来負担比率の分母の基礎となる標準財政規模が他の合併している団体等と比べ小さいことなど、委員会の概要のとおり、複数絡み合った要因によ

るものであり、総じて、今後の将来負担比率の推移については、一部事務組合までを含めた地方債残高や退職手当の負担見込額、さらには公営企業債等への繰入見込額は、非常に硬直化したものであり、一朝一夕での改善は難しく、しばらくは高止まりで推移していくものと考えているという説明があったところであります。

将来負担比率が県内で最下位という現状に対し、委員からは、やはり、このことは過去における政策的な判断の誤りであり、現在の財政処理はその尻拭いをしているものである。今後の課題として、充当可能基金はこれまで経費節減に努め、また、決算時での財政調整基金の取り崩しをできるだけ避ける努力をしてきたとは言えるものの、県下の中で際立って少ない状況にある。そこで今後とも、基金の充実を図り、将来負担比率を好転させるための基金をふやすよう努力すべきである。

また、将来負担比率の改善のためには、人口減少の中で、市税や交付税等の増が大きく期待できないことから、市税等の徴収率向上を図るなどの努力はもちろんのこと、なお一層の行財政改革を進めていくなど、歳出を抑えていくことを念頭に対策を図っていくべきであるといった意見が述べられました。

また、将来負担比率に関して、一方で、本市産業振興支援を目的として、第三セクターに対して損失補償を行っているが、このことは、これらの今後の経営いかんによっては、将来負担比率の参入率にも影響が出てくることも考えられるので、全体的な算定に当たっては、当該比率の管理をしっかり行っていくよう要望がありました。

以上、これまでの総合的な本市財政の実情と当局の取り組みに対する調査、あるいはまた、今後の課題について、るる御報告してまいりましたが、本委員会としては、その後、これまでの調査を通して、行政全般にわたった具体的な調査を進めてまいりましたので、以下、御報告いたします。

では、本市財政を立て直すためには何が重要かと言いますならば、歳入の確保が重要な位置を占めているのであります。特に、駐車場のあり方について、多くの時間をかけ調査いたしました。

職員駐車場の実態についてであります。八潮旅館跡地の駐車場は、土地開発公社に賃借料として、年間108万円を支払っているものであります。賃借料は、市の税金から払っているものであるので、市職員からの駐車場料金の徴収はできないものかたまたましましたところ、この件については、過去にも検討した経緯はあるが、庁内あるいは出先の駐車場全体にまたがる問題として、対処していかなければならないことから、現在では対応が非常に難しいということではありますが、今後、仮に駐車場料金を徴収した場合に必要なスペースの確保、あるいは管理経費など、具体的に検討していきたいということでもあります。

これに対し、委員から、職員は車で出勤してくるのが大半であるので、職員全体で料金を負担する方法など、具体的な方法を検討すべきであるといった意見のほか、この八潮旅館跡地については、今後の取り扱いに対し、将来を見据えた処分のあり方についても、今後、検討していくよう要望がありました。

さらにまた、この駐車場のあり方に関しては、神園川沿いや山手町等にある一般市民の駐車場についても、歳入確保のためにも、料金徴収の手だてはできないものか、さらに検討していくよう要望がありました。

次に、その他の歳入に関してですが、少しでも歳入の確保を計画的に行うためにも、遊休資産、蔵多山や奥ヶ平などの市有林については、できるだけ処分していくべきだといった要望がありました。

また、公共施設全体の自動販売機の設置による歳入の確保については、他の自治体の自動販売機設置のあり方も含めて、今後、どのようなかたちで行えるのか、検討していきたいとの当局の説明があったところであります。

次に、市税の調定額については、人口減少により、個人市民税の課税客体数が減少していることや、長引く景気低迷や地域経済を取り巻く情勢による所得変動により、平成21年度、22年度にかけて減少している状況であります。市税は最も大きな歳入源であり、安定的な歳入確保のためにも、口座振替の推進や個人住民税の特別徴収の拡大など、さらに積極的に推進し、収納額及び収納率の向上に努めていくよう要望いたしました。

歳入については以上であります。次に、一般会計から特別会計及び企業会計までの歳出について、御報告いたします。

まず、一般会計について申し上げます。

市職員給与については、本市財政も苦しい中で、低所得者に大きく負担がのしかかっており、生活は苦しい現状にある。市内建設業でボーナスの出るところはほとんどないといった中で、いわゆる市民の収入、あるいは、それに伴う生活実態の認識をしっかりと把握し、行財政運営を実施してほしいといった意見が出されました。

また、職員給与のわたり制度については、わたりの給与支給は不適正と国から指摘されていることであるので、喫緊の課題として、今年度中に廃止する方向で積極的に取り組んでいくよう、委員会の総体的な意見として取りまとめたところであります。

次に、民生費についてですが、民生費が突出しているのは、国の社会保障なり、法律にかかわる部分が多い中で、もっと別な分野で弱者に対する十分な配慮など、見直していく態度が必要であるといった意見や、敬老祝い金等の手当は、これまでも見直しはされてきたものの、適格要件を満たせば支給するという旧来型のやり方ではなく、本市財政見直しのためにも、例えば、最低限「見直し」というのも含めて、申請主義といった新しい視点も取り入れた検討を行ってほしいといった意見が出されました。

次に、学校の統廃合については、近年の急激なる少子化等も踏まえて、枕崎市望ましい学校づくり基本方針を作成して、4中学校区で説明会を開催してきております。

特に、金山小学校区においては、金山小学校区学校在り方検討委員会を立ち上げて、今後の金山小学校のあり方について検討を始め、地域・校区の方々の御意見を伺いながら、数回の検討委員会を開催してきた中で、委員から、学校の統廃合については、具体的な期日を定め、タイムスケジュールを逆算し、進めていく時期に来ているのではないかといった意見も述べられましたが、結局、その後の推移として、在り方検討委員会において、平成25年度中を統廃合準備期間とし、平成26年度からは桜山小学校に統合する結論に至ったのであります。

これに関し、全市的な学校の統廃合問題については、計画性を持った対応をしないと無駄な出費が伴うので、後手後手にならないよう、計画的な取り組みを行っていただきたいといった強い意見が出されました。

次に、第2次枕崎市行財政集中改革プランの中で、平成25年度実施に向けて検討中である市立図書館の指定管理者制度や学校用務員の民間委託等の推進については、行政改革のさらなる推進ということで、費用対効果も考慮して、市民サイドの立場に立った取り組みをやっていただきたいといった意見が出されました。

一方、公共施設のあり方においても、少年の森など施設の老朽化もあり、施設の利用状況、あるいは今後の効率的な管理運営という観点からも、見直すべき時期に来ているのではないかと。整理・統合できるものは、早急に整理してほしいといった意見が出されました。さらにまた、公設プールの管理及び修繕については、補助事業以外のものについて、無駄をなくするためには一括で管理する部署の設置も必要ではないかといった提案もなされたところであります。

以上、一般会計について申し上げましたが、続きまして、特別会計及び企業会計の歳出について申し上げます。

まず、高齢者医療保険制度への対応についてですが、本市の医療費をいかにいいかたちで、住

民の皆さんに負担がかからないようにしていくということが大事なことであります。そこで、本市の国民健康保険特別会計のゆゆしき状況を少しでも解消していくためには、本市の介護制度の充実が重要であることから、医療と介護の連携が足りないと感じるので、今後は、医療と介護の具体的連携を行い、本市住民の負担を下げていくということを考えていくよう要望がありました。

次に、本市の委託事業の中で、特に公共下水道関係や衛生処理関係の作業に関する契約は、随意契約で更新されてきており、しかも、特定の業者に限られている状況であります。

公共下水道事業では、終末処理場からリサイクル処理業者への運搬業務委託について、現在、随意契約で行っている部分を競争入札にできないか、調査中であるとの説明がありましたが、以前、公共下水道の管理業務の委託を競争入札で行った際、非常に効果が上がったという事例もあるので、市外業者を交えた委託契約のあり方を前向きに検討するとともに、また、下水道と上水道の関係では、全国的には水道局、あるいは水道課内に下水道係を設けた事務局体制もあることから、民間委託を含めて、今後、検討していくよう要望がありました。

次に、水道事業については、委員から、水道料の納付組織がまだ4組織残っている現状において、納税等との均衡を保つ意味からも、納税組織のない集落との不公平感は否めないもので、口座振替へ速やかに移行すべきであるといった意見が出されました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。最後に審査を通した委員の意見を総じて、ここで申し上げておきます。

まず、庁内での取り組みについてですが、課長同士あるいは係長同士の横のつながりが薄く、これが行財政改革が遅々として進まない原因の一つとして、挙げられるのではないかと。今後は、各課で目標値を設定しながら、切磋琢磨し合って、行財政改革につなげてもらいたい。

これまでの行財政改革の成果については、集中改革プランどおりに行財政改革を行ってきたにもかかわらず、何が悪くて財政指標が県下で最下位になっているのか。やはり抜本的に一から見直していくことが今、求められるといった意見や、本当に行財政改革をやらなければいけないというような意志や熱意が伝わってこない。何が何でもワーストワンからの脱却を目指すという力強い方針、気持ちがあれば世間からは相手にされないといった厳しい意見や、他市は足早にどんだん財政が改善していく状況を感じているが、本市の場合、果たして本当に財政がよくなっていくのか、疑わしいといった意見もある一方、将来負担比率の数値が急激によくなるということは考えられないため、将来的に徐々に改善していかなければならない。

また、行財政改革には、長い目で見て取り組んでいくべきであるといった意見、さらには今回のメガソーラー設置のような明るい改革もあるので、みんなが明るい気持ちになれるような行財政改革を目指してほしいといった意見のほか、今後の行財政改革については、目標数値をしっかりと掲げて、今後とも行財政集中改革プランに、より一層、積極的に取り組んでほしいといった意見が出されたところであります。

以上であります。最後に、本委員会の総括的な意見として附帯し、報告といたします。

本市は、平成18年度から、枕崎市行財政集中改革プランを実施し、さらには、第2次プランを迎えた現時点で、依然として本市財政は厳しい状況にある。新たに平成25年度までの集中的かつ具体的な取り組みを明示したプランを作成し、現在、実行しているが、新聞等で報道された財政4指標は県下の中で悪く、特に将来負担比率は最下位にある。

自主財源の増収が将来にわたって期待できないことや国の三位一体改革による地方交付税等の削減など、厳しい状況の中、このまま何の手だてもしなかった場合、財政再建団体に転落しかねない危機的状況に陥るといった現実を目の当たりにし、枕崎市議会は、行財政改革調査特別委員会を設置した。

第1次プランの積み残した6項目の調査や歳入・歳出、さらには地方債、職員の給与、退職手

当、公営企業等を細部にわたり検証し、市当局の説明を求めた。

委員会は、13回にわたり開催され、審査を深め、議員全員の意見をまとめ、ここに報告書を作成した。

市議会、市当局の使命は、市民の生命・財産を守ることにあるが、やがて枕崎市を担う子供たちに、なるべく負債や禍根を残さないよう、対処しなければならない。

このような考え方に基づくと、既に、委員会の要望により、八潮旅館跡地の駐車場や職員給与問題は改善されたとの報告を受けているものもあるが、今後とも、市当局としては、国の動向、特に交付税等の問題をしっかり見極め、それに対応でき得る行財政運営のシステム構築を早急に行っていくべきである。

さらに、行政の守備範囲を今後とも再検討し、国に先んじた簡素で効率的なスリム化した、例えば「小さな政府」的な自治体運営を図っていくべきである。

以上であるが、今後、この報告書を精査し、これらの意見を真摯に受けとめ、既に実施した財政の立て直しのための対策を軸に目標設定を行い、すぐにできることは速やかに実行するとともに、可能な限り、その成果や目標数値を定期的に議会に報告することを強く要望する。

なお、本委員会に要した経費は10万8,967円でありました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、行財政改革調査特別委員会の調査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会において、議決されました案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成25年第1回定例会を閉会いたします。

午後3時36分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成25年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①牧 信利	裁判問題について	<p>1 桜山東町用水路買収に関する訴訟について</p> <p>(1) 鹿児島地裁の判決は、どうだったのか</p> <p>(2) 判決は、市の要求を認めたのか</p> <p>(3) この判決について、市長の受けとめはどのようなものか</p> <p>2 桜山東町499番の1の固定資産税を引き下げたが、その理由・根拠は何か</p> <p>3 立神中、立神センターの用地買収にかかわる訴訟について</p> <p>(1) 訴訟の目的は</p> <p>(2) これらの事案が繰り返されたのは、なぜか</p> <p>(3) 立神中、立神センターの土地代は、幾ら支払われたのか</p> <p>(4) 再発防止の取り組みは、考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
②沢口 光広	枕崎駅・火之神公園及び幹線道路等の緑化整備について	<p>1 枕崎駅・火之神公園及び幹線道路は、南国情緒豊かな花や木が極めて少ないと思わないのか</p> <p>2 JR最南端の始発駅・終着駅として全国の鉄道マニアや多くの観光客を枕崎の地に呼び寄せるには、下記4点を整備すべきではないのか</p> <p>(1) 枕崎駅及び火之神公園に南国の花や木であるソテツ、ヤシの木、ハイビスカス、ツバキや桜、ア</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>ジサイ等を植樹する必要があるのではないか</p> <p>(2) 薩摩板敷駅及び白沢駅前には雑草が生い茂り、殺風景であるが、市または地元公民館などが定期的に花や木に水をやるという組織づくりが必要ではないのか</p> <p>(3) 幹線道路の加世田、川辺、知覧及び指宿方面への要所に、南国の花や木を植樹するべきだと思いが、予算化できないのか</p> <p>(4) 地元公民館や個人有志から桜の木などの寄贈を募り、花渡川、馬追川、尻無川、中洲川の堤防沿いに植樹することはできないのか</p> <p>1 本市に買い物弱者は何名ぐらいいると思われるか</p> <p>2 薩摩川内市が移動販売事業を始めたが、本市としてどう考えるか</p> <p>3 JA南さつまが移動購買車「ふれあい号」を運営しているが、その実態を把握しているか</p> <p>4 NPO法人、もしくは個人で移動販売事業を開始したいという希望者に対して、補助金を出す制度はないのか</p> <p>1 本市の一般会計市債残高及び特別会計の借入残高の過去5カ年の推移はどのようになっているのか</p> <p>2 鹿児島県及び南さつま市の土地開発公社は解散す</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>金山小学校の統廃合問題について</p>	<p>る方針であると報道されたが、本市に土地開発公社は必要であるのか</p> <p>3 本市の土地開発公社は解散することを検討する必要があるのではないのか</p> <p>4 わたり制度は廃止になったのか</p> <p>5 国や県に対して、公共工事などの予算獲得の強力な陳情等を行っているのか</p> <p>1 統廃合に向け、今後、どのような取り組みを行っていく予定なのか</p> <p>2 金山小学校区の0歳から12歳の児童は何名いるのか。また、金山小学校が廃校になるということで、地元住民の強力な反対はなかったのか</p> <p>3 金山小学校は複式学級（複式学年）を実施しているが、26年度、桜山小学校に統合されることに伴い、桜山小学校及び同校の子供たちに順調に溶け込めるように授業等の交流を積極的に図っていく対策は計画しているのか</p> <p>4 金山校区の方から、金山小学校が統廃合されることにより、金山小学校の伝統行事（緑の少年団活動、わんぱく塾など）がなくなり、一段と過疎に拍車がかかるのではないかという相談を受けたが、この伝統行事は何らかのかたちで継続していく必要があるのではないのか</p> <p>5 金山小学校の跡地・空き校舎を今後、どのように有効活用を図っていこうと考えているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③立石 幸徳	国民健康保険 財政健全化計 画について	<p>1 国保財政の財源不足の見通しについて (1) 財源不足額の推計に当たって、医療費の動向など基礎要因をどのように試算されたのか</p> <p>2 国保税税率改定の必要性について (1) いつ、どの程度の国保税値上げを予定しているのか</p> <p>(2) 後期高齢者支援金分と介護納付金分の調整は、どのようになっているのか</p> <p>3 一般会計からの法定外繰り入れの基本的考え方について、見解を伺いたい</p> <p>4 医療情報と介護情報の突き合わせは、本市ではどのようになされているのか</p> <p>5 平成25年度からの第2期特定健診計画への本市の取り組みについて、具体策を伺いたい</p> <p>6 後期高齢者支援金の加算・減算制度への対応について、どう考えているのか</p> <p>7 ジェネリック医薬品の利用促進並びに本市独自の健康づくり対策について、対応を伺いたい</p>	市 長 課 長
④禰占 通男	地方公務員給 与削減と地方 交付税につい て	<p>1 2月5日、知事と19市長との意見交換会で、地方公務員給与削減について、どのようなことが論点になったのか</p> <p>2 2013年度は地方自治体への地方交付税配分を減額することで総務省と財務省は合意したが、行財政改</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>革中に貴重な歳入が左右されることは、住民にも議員にも気になるところである。</p> <p>本市は、この約4,000億円削減分の影響額はどの程度あるのか</p> <p>3 地方公務員給与削減であるが、県内の自治体関係者も困惑しているようで、削減が閣議決定後、どの程度カットすればいいのか見当がつかない状態にあると思うが、他の自治体のカット率等は把握しているのか</p> <p>4 「地域の元気づくり事業費」を新設し、行政改革に努めてきた自治体には普通交付税により措置されるということだが、本市はもらえそうか</p> <p>5 総務省は、国家公務員は給与を平均7.8%削減しており、地方公務員も7月から引き下げへ条例改正するよう再要請している。その中で、期末手当・勤勉手当は9.77%減、管理職手当は一律10%減を目安として示した。</p> <p>本市はどのように取り組むのか</p> <p>6 人事院は昨年8月、国家公務員の55歳以上の年1回の昇給を原則として停止する制度改正を勧告し、本年1月から実施を求めている。</p> <p>本市の取り組みはどのようになっているのか</p>	
⑤城森 史明	平成24年度施政方針の結果について	<p>1 稚内市との友好交流都市盟約を締結したが、本市の産業及び観光の活性化に平成24年度はどのように貢献したのか。</p> <p>また、今後、活性化のためにどのようにやっていくのか</p> <p>2 駅舎を起点として、駅周辺から火之神公園までの観光施設整備に取り組むとのことで、市民は観光活</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 1055 563 1218">土地開発公社における八潮跡地の土地について</p> <p data-bbox="384 1585 563 1704">平成25年度の国土防災公共事業について</p>	<p data-bbox="619 219 1299 562"> 性化に大きな期待をしている。 本市に伝わる山幸彦の伝説をテーマに取り組むとのことだが、具体的にどのような取り組みを行うのか示されていない。どのように取り組むのか。 また、海幸彦と山幸彦の伝説は、南九州市や宮崎市等、各地で取り上げられている。このような状況下で、本市のオンリーワンとして火之神公園をどのように活性化できるのか </p> <p data-bbox="596 663 1299 913"> 3 定住促進のため、空き地及び空き家情報をホームページで広く情報発信することであったが、実施されていない。地方の過疎化が大きな問題となっている中で、基本的に空き家バンクの設置は必要不可欠なシステムと考える。実施されていない理由は何か </p> <p data-bbox="596 1055 1299 1218"> 1 八潮跡地については、庁舎建設のために購入したとのことである。しかし、その必要がなくなり、駐車場使用に変更したとのことだが、現在までの16年間、なぜ市は買い上げをしなかったのか </p> <p data-bbox="596 1323 1299 1442"> 2 市長が推進するコンパクトシティにおいて、八潮跡地の活用については、検討されるべき性質のものであると考えるが、どのような検討がなされたのか </p> <p data-bbox="596 1585 1299 1839"> 1 安倍内閣では、国土防災や保全のための公共事業を昨年度に比べ、大幅にふやすとのことである。本市においても市民の安全のために、このチャンスを逃さないよう積極的に取り組むべきである。 本市では防災面において、災害が想定され、工事が必要な箇所は具体的にどこがあるのか </p> <p data-bbox="596 1939 1299 2054"> 2 山下集落の水害については、河川面及び水路面等、大きく改善がなされた。しかし、住民の不安は解消されておらず、浸水した場合の排水ポンプ </p>	<p data-bbox="1331 1055 1425 1128">市 長 副市長</p> <p data-bbox="1331 1585 1425 1704">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	農作物の鳥獣被害について	<p>の設置を強く要望している。排水ポンプ施設の設置が必要ではないのか。その際、設置する場合のコストは、おおよそ幾らか</p> <p>1 本市の鳥獣被害状況及び被害額は、過去3年間鳥獣別にどのようになっているのか</p> <p>2 カンショにおいて、イノシシの被害が多いと聞いている。どの地域に発生しているのか。また、捕獲数はどのようになっているのか</p> <p>3 イノシシ駆除のための猟友会の活動状況はどうなっているのか</p> <p>4 電柵等の補助事業の内容及び利用状況はどうなっているのか</p> <p>5 今期、ヒヨドリの農作物の被害が甚大だ。本年の市内の被害状況及び被害額はおおよそどれぐらいになっているのか。また、防鳥網等の補助事業はあるのか</p> <p>6 今後、鳥獣被害がますます増加すると予想される中で、本市は農業振興のためにどのような行政対策を行っていくのか</p>	市 長 副市長 課 長
⑥豊留 榮子	南海トラフ巨大地震について	1 九州大地震の今後30年の発生確率が発表されたが、津波の高さ、避難対策など、市民にわかりやすく知らせる必要があるのではないか	市 長 副市長 教育長 課 長
	市長の退職金	1 市長の退職金は、職責・職務によるものと言いつ	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 219 501 248">について</p> <p data-bbox="384 528 564 645">生活保護の引き下げについて</p>	<p data-bbox="619 219 1299 383">つ、市職員の退職金は、県内でいち早く減額した。今の時世に合わせるというならば、市長の4年間で1,440万円の退職金は廃止するか、減額すべきと考えるがいかがか</p> <p data-bbox="596 528 1299 692">1 安倍内閣は、生活保護基準の引き下げを、ことし8月から3年かけて行い、受給世帯の96%の世帯が減らされ、とりわけ子育て世帯が大きな打撃を受けると言われているが、本市における影響はいかがか</p> <p data-bbox="596 792 1299 909">2 生活保護基準の引き下げは、市民を支えるさまざまな制度に影響を及ぼすと言われているが、どのような制度に影響があるのか</p> <p data-bbox="596 920 1299 999">(1) それぞれに影響を受ける人数と影響額は、どのようなになるのか</p> <p data-bbox="596 1099 1299 1308">3 世論の怒りが広がる中で安倍政権は、他の制度に影響しないようにすると言っているが、結論の先延ばしや、自治体任せであったりする。これで、他制度への影響の改善ができるのだろうか。市長の見解を</p>	<p data-bbox="1331 219 1426 248">課 長</p> <p data-bbox="1331 528 1426 602">市 長 課 長</p>
	<p data-bbox="384 1451 564 1568">子供の医療費無料化について</p>	<p data-bbox="596 1451 1299 1568">1 子供の医療費を近隣の南さつま市、南九州市のように、中学校卒業まで無料にすべきと考えるが、市長の見解を</p> <p data-bbox="596 1668 1299 1747">2 今年度、中学校卒業まで無料にした場合の対象人数と影響額はどのようなになるか</p>	<p data-bbox="1331 1451 1426 1525">市 長 課 長</p>
	<p data-bbox="384 1899 564 2013">住宅リフォーム助成制度について</p>	<p data-bbox="596 1899 1299 2013">1 地域活性化に大いに貢献した住宅リフォーム助成制度の24年度の利用状況と今後の取り組みについて</p> <p data-bbox="596 1980 1251 2013">(1) 相談、問い合わせの件数、事前審査の件数は</p>	<p data-bbox="1331 1899 1426 1973">市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	男女共同参画社会について	<p>(2) 実際に受け付けた件数は（個人と企業は別々に）</p> <p>(3) 事業費の総額と補助金額は</p> <p>(4) 今後の取り組みについて</p> <p>1 本市における「男女共同参画社会」の理念は、「人と物が豊かに交流し協働で築く活力創造都市」を構築するためにも、男女が互いに認め合い、支え合い、響き合う真の「男女共同参画社会」の実現に市民と行政が一体となって取り組むようたっている</p> <p>(1) 本市における職員採用や職員の女性の比率、女性の幹部登用の状況はいかがか</p> <p>(2) 県内の女性幹部の登用状況はいかがか</p> <p>(3) 女性の幹部を育てる指導は、どのように行われているのか</p> <p>(4) 市民が行きやすい、利用しやすい市役所とするために、どのような手だてをされているのか</p>	市長 課長
	空き家解体助成制度について	<p>1 空き家の実態調査が実施され、「空き家等の適正管理に関する条例」も制定されたが、管理が困難で空き家の解体を希望する人に助成ができないか</p>	市長 課長
	道路整備について	<p>1 県道枕崎知覧線が南薩縦貫道路の一環として改良工事が進められることになったが、その後の進捗状況はいかがか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦清水 和弘	行財政改革全般について	<p>1 第1次・第2次行財政集中改革プランによる財政効果目標額について、平成14年度から平成17年度は4年間で16億7,000万円、平成18年度から平成21年度の4年間では予想を上回る21億4,000万円、平成22年度から平成25年度の4年間の財政効果見込み額は、7億8,000万円となっているが、本市は行財政改革を実施している中、財政効果目標がこれまでの8年間に比べて低くなっているが、この根拠について伺いたい。</p> <p>また、2期目での行財政改革の改善率が低い多くの原因について伺いたい</p> <p>2 八潮跡地駐車場へ借地料として市の税金から、年間108万円を土地開発公社に支払っている。昨年まで市職員も駐車場として利用していたが、最近では八潮跡地を駐車場として利用していない。その理由について伺いたい</p> <p>3 土地開発公社は、現在の社会・経済情勢から今後、企業誘致など考えられにくい状況にある。本市の財政状況から解散すべきと考えるが、どうか</p> <p>4 国家公務員は、給与を7.8%削減している。伊藤県知事も最近開催された県市長会等で、ラスパイレ指数が100より高いところは100を切るよう努力してほしいと強調した。本市は、給与削減する考えはないのか伺いたい</p> <p>5 市職員のわたり廃止制度について、これまで当局は市職員団体と交渉し、廃止する方向で検討すると発言した。また、わたり対象職員数は215人、効果額については約370万円と発言していたが、わたり制度は廃止されたのか。廃止されたのであれば、その効果額と職員数はどのようになったのか</p> <p>6 本市退職手当債残高は、平成23年度末現在で4億3,620万円となっている。また、平成23年度退職手</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>当債は8,000万円、平成24年度も退職手当債が6,000万円となっている。県下市町村の中で、市職員の退職手当を借金して支払っている市町村は本市だけであるが、打開策を伺いたい</p> <p>7 公共下水道会計の平成23年度決算で、約40億円の市債残高がある。長期財政計画を市民に公表し、理解を求めることで起債縮小等につながると考えられるが、当局の短期・中長期的な財政削減策を伺いたい</p> <p>8 20年勤続者に対する特別昇給や永年勤続表彰について、第2次行革プランでは廃止する方向で取り組むとなっている。これまでの永年勤続表彰や特別昇給のあり方はどのようになっていたのか伺いたい</p> <p>9 市職員の勤勉手当について、民間企業にはないシステムである。毎年度予算に計上され、平成23年度予算に約1億3,000万円計上されている。本市住民のほとんどが知らないシステムであるので、詳細な説明と理由を伺いたい</p>	
⑧吉松 幸夫	<p>神園川河口汚染について</p> <p>6次産業について</p>	<p>1 河口汚染状況について、12月議会で質問したが、改善されていない状況である。これまでの対応策や今後の対応について伺いたい</p> <p>1 農山漁村の6次産業化について、市としてどう考えているのか</p> <p>(1) 6次産業を進める理由は何か</p> <p>(2) どのような効果を期待するのか</p> <p>(3) 農林水産業の利用促進の具体策はあるのか</p>	<p>課 長</p> <p>市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>吊電について</p> <p>下水道関連について</p> <p>駅舎建設について</p>	<p>(4) 全国における県、市の取り組みの状況はどうか</p> <p>1 吊電について、どのようにとらえているのか</p> <p>2 取り扱いについて、年間の費用は幾らになるのか</p> <p>1 下水道接続を進めるため、どのように考えているのか</p> <p>2 下水道利用と浄化槽利用の比率はどうか</p> <p>3 合併浄化槽と単独浄化槽の比率はどうか</p> <p>4 設置価格は、どのくらいか。 それに対する補助金は、どのようになっているのか</p> <p>1 完成したときからのアピールは、どのように考えているのか</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p>
⑨今門 求	地方交付税と給与削減について	<p>1 地方公務員の給与削減を前提として、緊急課題への対応に係る財政措置をどう考えるか</p> <p>2 自治体の固有の財源である地方交付税を、政府の政策目的達成に用いることをどう考えるか</p> <p>3 今回の地方公務員給与費の削減は、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題となっているが、具体</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	生活保護費の削減問題について	<p>的には何か</p> <p>4 これまで行財政改革で、独自に行った給与削減の効果額は幾らか</p> <p>5 職員団体のこれまでの行財政改革への協力を評価し、給与削減は考えるべきではないか</p> <p>1 生活保護費は、どのように削減されるのか</p> <p>2 本市の生活保護世帯の年齢別世帯は、どのようになっているのか</p> <p>3 生活保護費の削減は、就学援助費に影響が出るのではないかとされているが、影響はあるのか。 その他保護費を基準とした制度への波及は考えられないのか</p>	市 長 課 長
	教育問題について	<p>1 いじめの現状は、どう把握されているのか</p> <p>2 体罰の現状は、どう把握されているのか</p> <p>3 これらの対策は、どのように行われているのか</p>	教育長 課 長

平成25年第1回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第1号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,743万2,000円を追加し、予算総額を102億8,900万円にしようとするもので、当初予算に対し7.1%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助、地域密着型施設整備事業補助、産地水産業強化支援事業補助ほか3事業を平成25年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、小学校教育施設等整備事業に係る追加及び広域漁港整備事業ほか4事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、介護給付・訓練等給付費、保育所運営費、市立病院負担金、産地水産業強化支援事業補助、南薩地区消防組合負担金などである。
- ・ 今回の補正財源については、繰越金1億4,197万5,000円、繰入金3,048万5,000円、市債2,800万円、国庫支出金2,236万9,000円、寄附金947万5,000円、諸収入415万5,000円、財産収入340万円、分担金及び負担金28万6,000円の増、市税3,475万円、県支出金1,868万4,000円、地方消費税交付金867万9,000円、利子割交付金60万円の減で措置した。
- ・ 市税中、固定資産税の減額は、平成24年度が3年に1回の評価替えの年であったため、平成24年度の当初予算の編成に当たっては、評価替えに基づく減額分を見込んで算定していたが、物価変動に伴う再建築費評点補正率が予想を上回るマイナスとなったことから、2,400万円程度の差額が生じた。

また、市内の経済情勢が好転せず、厳しい納税環境の中で、固定資産税については、年度末の収入見込みが現年度分で、平成23年度の実績に比べて、0.3ポイント程度低下することが見込まれ、今回、総体で3,500万円の減になっている。

- ・ 固定資産税の算定方法については、国が基準を示している算定方法に準じ、その中で家屋に関する評価については、東京都の物価変動率をもとに再建築費評点補正率が定められている。
- ・ 地方消費税交付金の減額は、基本的に地方消費税総体が減っていることが想定されるので、消費がなかなか伸び悩んでいるということではないかと考えている。
- ・ 総務費中、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備に関する事業補助の500万円の追加は、駅舎建設の建設事業費である。
- ・ 現在の駅舎建設の寄附金の集約状況は、期成会のほうへ直接払い込まれた寄附金については合計で481件分の995万3,763円、指定寄附が35件分で757万円、ふるさと納税分が121件分で562万2,800円、合計637件分で、2,314万6,563円となっている。
- ・ 現在、ホームページの中では、駅舎建設の状況を日々刻々と、上棟や屋根がかぶったりする状況など、そのたびごとにホームページの内容更新をして、情報発信できるようになっている。
- ・ 繰越明許費500万円は、24年度中に駅舎の完成が完了しないので、25年度に繰り越してする分である。駅舎の準備は十分進んでいたが、用地を造成していただける県の魅力ある観光地づくり事業の入札、着手がおくれた。
- ・ 行商像関係費用の内容は、制作に当たっていただいた講師に支払う費用が180万円、ブロンズ铸造費400万円、かたどりの経費18万円、ブロンズ像の運搬費、諸費等、設置費まで合わせて27万円、合計の625万円となっている。
- ・ 看板の設置費は、山幸彦の案内看板、カツオ行商の像の案内説明看板、稚内との交流看板、枕崎駅の銘板のほか、今あるJRのいろんな看板の移設の費用負担である。

- ・ 総務費中、退職手当 1 億0,341万円は、中途退職者が 5 名出たことによるもので、いずれも個人の事情による、3月31日付の自己都合による退職である。
- ・ 退職手当の制度改正を 1 月 1 日で行ったが、15%のカットは、定年退職者が 3 年間で15%カットをするということであり、中途退職者については違う率で計算をすることになる。ただ、1月1日の改正に伴う減額を受けることには変わりはない。
- ・ 平成24年度の退職手当総額の財源として、退職手当債9,000万円を充当している。退職手当債は平成19年度から借入れを行っており、23年度末で 4 億8,490万円の借入れになっている。
- ・ 退職手当債は、2 年据え置き10年償還という条件で借りている。したがって、平成20年度、21年度は利息だけの償還になっているが、平成20年度から24年度までの償還の合計で 1 億1,010万7,000円、内訳は元金が8,657万9,000円、利息が2,352万8,000円となっている。
県がヒアリング時に、定数削減によって償還できるかという確認をして、許可がおりている状況で、制度がある期間までは借入れを行わざるを得ない状況にある。
- ・ 総合事務組合の退職手当制度への加入は、加入をするとしたら退職者が多い27年度であろうということで、現在も検討を続けているところである。加入するという方針が決まっているわけではなく、検討中ということである。加入する時期は、総合事務組合とも打ち合わせをしているが、何年度でも構わないということである。ただ、枕崎市にとって、入る年に負担金が大きくなるというのは、やはりよくないということで、タイミングを図りながら検討している。
- ・ 駅舎の設計業務に当たっては、地元の建築士の皆さんが一緒にかかって設計に当たっていただいている。図面等も一応、タケダ建築設計室ということになっているが、実質は地元の建築士の皆さんが 4 名、一緒にされたということである。ただ、契約相手としては、どなたかが立たないといけないので、タケダさんというかたちで随意契約をしている。
- ・ 民生費中、民間児童館の活動内容は、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育施設を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談、救助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより、児童館事業の総合的な展開を図ることを目的とする。
- ・ 児童館の職員の数は児童厚生員 1 人、児童指導員が 2 人で、この 2 人は、児童クラブの業務も兼務している。そのほかに保育士 1 人、そして図書司書 1 人ということで、児童館と児童クラブと合わせて 5 名の職員が配置されている。
- ・ 衛生費中、循環型社会形成推進交付金事業は、合併浄化槽をつくる際の補助の事業で、実績として、5 人槽が41基、7 人槽が13基、単独浄化槽の撤去が11基ということになった。
- ・ 市立病院の負担金は、繰出基準に基づいて、収益的収支の医業外収益への繰り出しが3,871万8,000円、資本的収支への繰り出しが432万1,000円、合計4,303万9,000円となっている。
その内訳は、救急医療の確保に要する経費は交付税措置された額3,629万4,000円、公立病院改革プランに要する経費18万1,000円、医師の派遣を受けることに要する経費133万2,000円、企業債償還利子に要する経費91万1,000円、資本的収支への繰り出しは、病院の建設改良費の 2 分の 1 の額である。
- ・ 農林水産業業費中、青年就農給付金は、当初、予定者を 5 名見込んでいたが、4 名になったということと、1 年間に150万円支給されるということをお願いしていたが、そのうち 2 名が、25年度までまたがって支給されるということなので、24年度は半分の75万ということになり、今回、減額補正をお願いした。
- ・ 産地水産業強化支援事業補助は、事業主体が枕崎市水産物有効利用促進産地協議会と事業実施主体が枕崎市水産加工業協同組合で、事業の内容及び目的は、これまで、低利用資源として取り扱いをされていたかつおぶし加工残さいで、形状が悪く珍味として流通に乗らない魚粉に加工していた腹皮を有効利用するため、水産物加工処理施設を整備し、ファストフィッシュや

機能性食品素材の開発により、付加価値を向上することで、新商品の開発と販路拡大による収益分を加工業者に還元して、水産加工業者の経営安定化を図るという目的である。具体的には、形状が悪く珍味として流通に乗らない腹皮を、骨と身に分離してミンチ化し、そして真空パック詰めを行い、冷凍化して出荷をするという施設の整備を図るものである。事業費としては7,252万2,000円、補助金としては10分の4の2,900万8,000円である。

構成の中に協議会委員として、枕崎市や枕崎市漁業協同組合、水産加工業協同組合のほかに関係団体が入った協議会で構成しており、事業実施主体の加工組合はその都度、効果並びにその販売額というものをこの協議会に報告するというかたちになっている。

- ・ 広域漁港整備事業は、マイナス9メートル岸壁に関する事業である。
- ・ 浮き栈橋は、8月の台風時に災害を受けて被災したが、これは、災害復旧事業により、県で国に申請して3月末で復旧が終わる予定である。

その後、市としては、水産基盤機能保全事業として要望しており、24年度の事業として、3月末に発注して、表面のはぎ取り並びに塗装の改修という段取りになっている。

- ・ 予備費に関連し、立神中学校、立神センターの訴訟における、原告側から市のほうへの問い合わせは、原告の代理人の弁護士から、平成23年11月と平成24年8月の2回文書で来ている。
- ・ 訴訟に至るまでの経緯は、ブラジルに渡った方がおり、その人の名義の土地があった。しかし、その土地を管理していた方は枕崎に残っていた。市としては、その方が実質的な所有者だということで、土地を取得をしていた。ただ、名義がしっかり変わっていないので、登記を移せない状況で市の土地としてずっと使ってきたという状況が続いていた。それがあった後、そのブラジルに行かれた方の子供が、お父さんの土地の名義があるということで、これは自分の土地だということで、今、管理をしている方との間で、所有権の争いが生じてきたと。それで、いろいろやりとりをされていたが、なかなかうまく調整がつかなかったということで、市のほうにもブラジルに行った方の子供から、これはその人から市が買っていると言うけど、それはもともと自分のものだから所有権を認めろということで、文書が来た。市としては、その過去の経緯として、その管理をしている方にちゃんとお金も払って取得をしていたので、これは市の所有権は認められるはずだと。ですから、市として相手方に対して、所有権を、相手の所有権を認めるということではできないという返事をしたわけである。相手方としては、どうしても自分の主張をされるので、市としては、相手の主張を認めるということは、その土地を返すなり、新たにまたお金を払って取得するなりという状況になる可能性があるので、市としては、この土地について、相手方の土地としては認めることはできないということを言った。相手としては、もう裁判ではっきりとさせざるを得ないということで、相手の方が裁判を起こされた。その裁判を起こすときに、ブラジルに行った方との関係のある親族の方を、当然、裁判を起こすわけだが、その一部が市のものになっているので、市のほうに対しても、所有権を確認する訴えを相手方が起こされたというような経緯である。
- ・ 桜山東町の水路問題の訴訟費用は4分し、その1を原告の負担、その余を被告の負担、つまり、4分の1は原告である市のほうの負担、4分の3は被告の負担ということになっている。これで勝ち負けがわかるわけではないが、もし、完全に原告、一方側が勝訴をすれば、敗訴したほうが訴訟費用をすべて負担するわけである。これを見ると、原告側が4分の1、被告側が4分の3ということなので、費用だけで判断すると、そういったような裁判所の判断であると思う。控訴審の判決は4月17日である。

○委員からの意見・要望

- ・ 訴訟関係については、できるだけ、最終的な争い事にならないような対応をしていただきたい。

◎議案第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,787万2,000円を減額し、予算総額を41億0,604万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.9%の増となる。
- ・ 補正の主な内容は、平成24年度実績見込み等に基づく、歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 療養諸費及び高額療養費は、昨年3月から本年1月までの診療分の実績と2月診療分について、1月診療分等の実績等を勘案し、それぞれ6,979万5,000円、424万6,000円を減額した。
- ・ 共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成24年度拠出金交付金の決定通知に基づき、6,181万7,000円を減額した。
- ・ 特定健康診査等事業費は、特定健康診査に係る委託料を実績見込みに基づき、800万円減額した。
- ・ 一般公債費は、一時借入金に係る利子であるが、その利子額実績見込みに基づき、450万円減額した。
- ・ 市立病院医師宿舍建替工事に伴う直営診療施設勘定繰出金1,033万2,000円の増額を計上している。
- ・ これらの財源として、繰入金50万6,000円、諸収入448万3,000円の増と国民健康保険税2,524万6,000円、国庫支出金4,572万1,000円、療養給付費等交付金1,587万9,000円、県支出金1,168万円、共同事業交付金4,433万5,000円の減で措置した。
- ・ 単年度収支改善を早急に行い、収支均衡を保つようにするという事で国民健康保険財政安定化行動計画にうたっている。今までの反省を込めて、まずは25年度から27年度に発生する単年度収支をすぐ改善しないとイケない。
- ・ 単年度分について、まずは均衡を図るということで、財政健全化行動計画をつくった。もともと県からの借入金2億5,000万円は、過去の赤字部分であるので、その分を25年度以降の今の保険者に負担をしていただくことはなかなか難しいだろうということで、市の一般財源からの繰出金で対応しようという判断をし、この後25年度以降については、単年度収支の均衡をとれるようなかたちで計画をつくった。
- ・ 現在の状態で続いたならば、10億0,100万円の累積赤字となることから、財政健全化行動計画の中に示したことを着実に推進していく。それによってもなお、24年度の赤字見込みを除いても1億9,700万ほどまだそれでも足りない。
- ・ 財政健全化行動計画は、市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会の中で、原案を検討しながらまとめたものである。

今回の療養給付費の状況を見てもわかるように、今後、刻々と状況が変わってくるので、それに合わせて計画のチェックをし、必要なら見直しをしながら、進行管理をしていきたい。
- ・ 国庫支出金は、平成24年度の実績見込みに基づき、平成24年度当初においては、見積もりが過大であった部分があったのを6月あたりで補正した。今回、特別調整交付金の中で見られていた経営姿勢分の3,000万円が減になっている。

残りの1,500万円ほどについては、実績において医療費等が落ちていること、それに医療給付費が当初見込みよりも落ちているので、それに合わせて減少している。
- ・ 共同事業交付金についても、国保連合会における共同事業の総体、県の総体額が見込みよりも下がったということで、本市部分についての共同事業交付金も実績が下がっている。国保連合会から24年度確定通知が来ているので、それに基づいて変更を行っている。
- ・ 医療費のうちの自己負担分を除いて、公費と税の割合が構造的には50%：50%でみる。ただし、現在、ほかにも前期高齢者交付金の制度の変化等により、現在の税での負担率は、本市

はまだ低い。

- ・ 特定健診の受診率が30%のところと60%のところでは、1人当たりの医療費が4万円も違う。あるいは、メタボの方とそうでない方では8万円から10万円違うというような厚生労働省の検討結果も出ているわけなので、特定健診の受診率を上げたり、特定保健指導の実施率を上げることによって、早目の対策をとっていかないといけない。
- ・ 病院で受ける個別健診は、24年度までは6月、7月の2カ月間であったが、6月から翌年2月までということで、医療機関とも話が済んでいる。集団健診で受診できない方については、病院での個別健診を勧奨していくことを考えている。
- ・ 直営診療施設勘定繰出金は、市立病院の医師宿舎建替工事に伴う直営診療施設整備分の交付金で、事業に要する経費が3,099万6,000円で交付金が3分の1の1,033万2,000円となっている。
- ・ 国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目からなっている。公平な課税と負担の公平ということで取り組みながら、今後とも徴収対策を強化していきたい。
- ・ 低所得者に対しては制度上、均等割の7割・5割・2割軽減の軽減がある。

○委員からの意見・要望

- ・ ジェネリック医薬品の使用率を高めてもらい、また健診受診率等の効果が上がるように健康推進員の活動も頑張ってもらいたい。
- ・ 集団健診時において、受診の際の説明、受診者の体調面も考慮して、早く健診が終わるように考慮していただきたい。

◎議案第3号平成24年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、予算総額を21億4,349万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約3.3%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、新たな介護保険認定ソフト導入に伴うシステム改修、地域密着型介護サービス給付費と居宅介護サービス計画給付費の増額及び居宅介護サービス給付費の減額である。
以上の財源として、繰入金35万5,000円の増で措置した。
- ・ 居宅介護サービス給付費の1,780万円の減は、第5期の介護保険事業計画と同様の額を計上しており、その中で訪問介護、ホームヘルプサービスは給付実績の見込みによって、計画上2,015人で計上していたが、1,500人程度ということで、今回、減額をするものである。
訪問介護、ホームヘルプサービスについて、決算見込みの数値を見てみると、平成23年度が1,329件、5,800万円程度であり、計画を立てる中で、保険事業計画の中で24年度は、8,917万1,000円を見込んでいたところである。
これは、介護保険事業計画を策定する際に、国のほうで推計ソフトが配布されて、それに基づいて24年度から26年度までの実績を見込んでいる。23年度のある時点の実績をもとにして、そのソフトを使って推計した結果がこのような数値となった。やはり、今後、ホームヘルプサービスの重要性ということも考慮して、在宅の方々のサービスを充実していくという計画上の考え方もあって、このような数値の見込みだったのでと考えている。
- ・ 地域密着型サービスの中に8つ事業があるが、本市ではグループホームと小規模の特養、小規模多機能居宅介護の3つの事業を行っている。
- ・ 小規模多機能居宅介護は、当初予算の中で8,698万4,000円見込んでいたが、現状の決算見込みを推定すると、9,200万円程度になるのではないかとということで、980万円増額の補正を計上した。

- ・ 居宅介護サービス計画給付費は、補正前は7,542万5,000円を見込んでいたが、これまでの決算見込みから推計すると、8,200万円程度ということで800万円の増額を計上した。
- ・ 介護サービスを利用するときには、ケアマネージャーがケアプランを作成する。それが、サービス計画給付費の部分になる。
- ・ 認定ソフトシステム改修の必要性は、国が、介護サービスの利用実態や要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握し、市町村等における介護保険の適正な運営等に資する資料を得るため、要介護認定情報と介護給付費請求書等の情報を総合的に管理する介護保険総合データベースの構築を進めており、平成25年4月からのデータベースの運用に向けて、現行のソフトを変更して新たに認定ソフト2009 S P 3を配付することになっている。それに伴い、4月から新ソフトでデータ送信を行うことになるため、本年度中に新たな認定ソフトの使用に一致するよう、各市町村のシステムの変更を行う必要があるということである。
- ・ 認定ソフト2009 S P 3版は、認定自体を変えるものではなく、その部分について、その結果を得た情報を国に送信するという部分である。だから、認定して、その結果、得られた情報を国に送信して、国がその情報を得て分析を行うというソフトである。
- ・ 今後の介護サービスの拡大に向けては、施設の整備は、介護保険事業計画に織り込んだ上で、保険料、費用と負担がどうなるのかというのを皆さんに提示した上で計画を進めていくかたちになる。
- ・ 介護給付費は、給付費全体の50%が公費、50%が保険料で、1号被保険者、2号被保険者で持つというかたちになっている。公費部分の割合は、国・県・市で25、12.5、12.5というのは決まっているので、介護給付費については、全体の支出のうちの12.5%を一般会計から繰り出していく。
- ・ 地域支援事業費も、負担割合は決まっており、事務費の負担金は、総務費の経費とか、介護組合への負担金であるが、これらも一般会計で負担していくことになっている。
- ・ 一般会計からの繰り出しは一般財源なので、高齢者福祉費というかたちで基準財政需要額に算入されて、交付税措置される。

23年度の決算の状況を見ると、一般会計からの繰り出しで措置する部分と、また人件費の部分を見た場合に、3億4,400万程度になるが、交付税でもほぼ同額ぐらいの額が措置されている状況にある。

○委員からの意見・要望

- ・ 介護保険事業計画を策定する際、国から配布された推計ソフトに基づき、実績を見込んでいくが、そのソフトに任せっきりみたいな計画でやっていくのはいかがなものかと思う。作成した計画をもう1回、実際の実績あるいは現場に照らし合わせて、チェックしていかないといけないと思うので、ほかのサービスの面でもそういった心構えで、再チェックをしていただきたい。

◎議案第4号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出予算387万4,000円を追加し、予算総額を7億9,371万4,000円にしようとするもので、当初予算額より2.7%の減となる。
- ・ 補正予算の内容は、終末処理場電気料の増に伴う需用費の増額及び汚泥発生量の増に伴う委託料の増額で、処理施設管理費387万4,000円の増である。
- ・ 以上の財源として、繰越金829万5,000円の増、及び繰入金442万1,000円の減で措置した。
- ・ 終末処理場及び施設管理費の電気料については、終末処理場及び中継ポンプ場等があるが、

まとめて一括で毎月請求が来るために、一括で計上している。

- ・ 管理費の中の電気料は、23年度実績でいくと2,860万円程度である。
- ・ 今回の電気料の増額補正については、昨年の8月以降、再生エネルギーの固定買取制度再エネ賦課金であるが、これがまた新たに賦課されたこと。また、太陽光発電の余剰電力買取制度太陽光チャージであるが、これらの単価増によるものが大きな変更増の理由である。
- ・ 今回、汚泥が増となった主な理由としては、現在、終末処理場に入ってくる有収水量において、工場等の使用水量が昨年度比より増加している点、それと汚泥量の増減する流入水質の濃度が高い流入水となっていることなどにより、汚泥発生量が増となっているのが原因と思われる。
- ・ 汚泥の量であるが、平成24年度当初予算ベースでいくと、23年度の実績を見込んで、3,200トンで想定していたが、流入水質等の減によりまして、見込み量が3,470トン程度になる見込みで、約280トンふえ、率にして11%の増となっている。
- ・ 汚泥の流入水質の原因というのが、流入水質のBODとSSの濃度が高いのが流入してくるということが一番の原因である。
- ・ 下水汚泥については産業廃棄物で、南薩地区衛生管理組合がごみ処理施設で処理するのは一般廃棄物であるが、これが同時に混焼できるということで、法的には可能ということだったので、現在、衛生管理組合と協議を行うようにしているところである。受け入れ量とかコスト的な面を考えながら、今後、汚泥処理業務のコスト縮減等を検討していくということで考えている。
- ・ 処理場施設の電気料のコスト縮減等ができるところはないかということで、太陽光発電、ソーラーパネルの設置について業者と話を話をしたことがあるが、現在、駐車場として空いている土地にソーラーパネルを設置しても、供給が難しいということだった。
- ・ 管渠の長寿命化関係は、今現在、30年が経過しており、ヒューム管とか塩ビ管とかいろんな管種があるが、国から示している補助対象、いわゆる早急に管更新をなさいと指導を受けているのが、50年以上が経過した管が対象となっている。その中でも30年以上経過して、50年未満であっても長寿命化対策、いわゆるその長寿命化の計画の認可を受けたものであったら、長寿命化対策として管渠更新はできるとなっている。

◎議案第5号平成24年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正で収益的収入は、一般会計負担金の増に伴い、医業収益を3,629万4,000円、医業外収益を242万4,000円追加し、収益的支出は、委託料等経費減に伴い、医業費用を412万3,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億6,292万9,000円に対し総費用6億4,194万9,000円となり、7,902万円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入は、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金の増及び企業債の減、並びに一般会計負担金の増に伴い、425万3,000円追加し、資本的支出は、市有地の取得による建設改良費の増に伴い、182万円追加しようとするもので、補正後の収支は、収入8,525万3,000円に対し、支出が1億1,329万9,000円となり、収入が支出に対して不足する額2,804万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。
- ・ 182万円の市有地の購入は、日之出町246番の2の部分が、これまで無償貸付地として医師宿舍の3号宿舍が建っていたところである。さらに日之出町246番の3が、これが普通財産ということで、病院でも借りてはいなかったが、ここは、現状地盤よりも90センチ程度既に岩盤が露出をしており、現在の形では利用できないという状況である。ただ、市立病院の保有地も囲まれているので、将来的なことを考えると、この2筆については、市立病院で取得して、

今後の利用計画の中で考えていければと思っている。

それともう一つ、今回、取得をしようとなった要因として、昭和58年4月21日に枕崎市と市立病院事業開設者との間で、借地の契約を結んでいる。ただ、その契約の期間、存続期間というのが、施設が存続する間ということになっていたのが、現在3号宿舎も解体をしてあるので、何もしなければ24年度中に一般会計に返還しなければならない。ただ、一般会計に返還しても、道路があるので、これについては、なかなか一般会計としての利用価値もない。ただ、病院であれば、将来的な利用価値があるということで、今回、一般会計と協議をして、今回、購入をするということに決定した。

- ・ 日之出町246番の2と246番の3というのは、枕崎市が保有するものであり、企業用財産ではないので、この土地を利用したいとなった場合には、やはり、所管がえをしないと病院で勝手にこの土地にいろいろなものをつくることはできないということで、一体化した土地ということで保有をしたいということで、今回、企業用財産として取得をして、所管がえをするということである。
- ・ 日之出町246番の2と246番の3の土地の将来的な利用計画は、実は病院では、もう既に持っている。ただ、まだそこについては、最終的な決定というものをしていないので、その部分の利用計画については、今のところ、まだ公にできない部分が残っている。
- ・ 平成23年度が8,854万2,000円の赤字であったが、そのときに、旧病棟の償却を一挙にしたので、除却というかたちでして、1億2,510万円の特別損失を出したという結果で、8,854万2,000円の赤字になったということであるが、実際には、現金は減ってはいない。現金収支で見た場合には、3,600万円程度現金はふえている。帳簿上の赤字は出ているが、現金は減っていない。
- ・ 24年度についても、今の段階で7,902万円の純損失の予算上の計上をしてあるが、これについても、大体5,000万円程度の赤字であろうと思っている。病院の建てかえの関係で、今年度から減価償却費が一気に上がっているが、そうすると、現金支出を伴わない支出が、減価償却費もあるし、特別損失が906万3,000円ということなので、ほぼ収支はとんとんぐらいで現金は動くだろうと思っている。

赤字という面では確かに赤字であるが、収支上、現金の考え方でいくと、それほどのマイナスが出ていないということで、将来の利用計画を持っているということで、今回この土地を病院の企業用財産ということに所管がえをお願いした。

○委員からの意見・要望

- ・ 病院に限らず、いろんな計画は言われるが、できるだけ議会サイドや住民も判断がしやすいような説明をしてもらいたい。

◎議案第6号平成25年度枕崎市一般会計予算

○当局説明

- ・ 一般会計予算の規模は96億9,010万円で、前年度と比較して8,720万円の増、率にして0.9%の増となっている。
- ・ 義務的経費は60億7,342万4,000円で、扶助費、公債費は減となったものの、新年度からの枕崎市消防本部及び枕崎市消防署の設置に伴い、人件費が増となったことにより、前年度と比較して9,443万9,000円の増、率にして1.6%の増となり、予算総額に占める義務的経費の割合は、前年度に比べ0.4ポイント高い62.7%となっている。
- ・ 投資的経費は5億8,935万1,000円で、道路整備事業費の増や公共ヘリポートの新設などで普通建設事業費が増となったことにより、前年度と比較して1億4,067万3,000円の増、率に

して31.4%の増となり、予算総額に占める投資的経費の割合は、前年度に比べ1.4ポイント高い6.1%となっている。

- ・ その他の経費は30億2,732万5,000円で、繰出金を初め、積立金、物件費、維持補修費は増となったものの、南薩地区消防組合負担金の皆減などによる補助費等の減が大きかったことにより、前年度と比較して、1億4,791万2,000円の減、率にして4.7%の減となり、予算総額に占めるその他の経費の割合は、前年度に比べ1.8ポイント低い31.2%となっている。
- ・ 市税は、最近における景気動向等を踏まえ、20億8,013万8,000円を計上しており、前年度と比較して6,137万1,000円の減、率にして2.9%の減となっている。
- ・ 地方譲与税は、地方財政計画における伸び率等を踏まえ、1億4,034万6,000円を計上しており、前年度と比較して2,051万5,000円の減、率にして12.8%の減となっている。
- ・ 地方交付税は、国の地方財政対策などを勘案し、36億4,000万円を計上しており、前年度と比較して1億6,000万円の減、率にして4.2%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は11億6,133万2,000円を計上しており、道路整備事業費や障害者福祉費の増などで、前年度と比較して1,117万8,000円の増、率にして1.0%の増となっている。
- ・ 県支出金は6億1,236万1,000円を計上しており、降灰防止・降灰除去施設等整備事業の減などで、前年度と比較して3,875万円の減、率にして6.0%の減となっている。
- ・ 寄附金は4,697万円を計上しており、メガソーラー事業者からの指定寄附などで、前年度と比較して4,555万円の増となっている。
- ・ 繰入金は2億8,000万1,000円を計上しており、財政調整基金からの繰り入れが増となったことに加え、地域振興基金からの繰り入れなどで、前年度と比較して1億9,739万円の増、率にして238.9%の増となっている。
- ・ 市債は9億7,680万円を計上しており、普通建設事業費の増などで、前年度と比較して1億1,310万円の増、率にして13.1%の増となり、市債への依存度は、前年度に比べ1.1ポイント高い10.1%となっている。
- ・ 自主財源は根幹となる市税は減となったが、財政調整基金からの繰り入れや寄附金の増などで29億0,836万1,000円となり、前年度と比較して1億9,408万7,000円の増、率にして7.2%の増となり、自主財源の占める割合は、前年度に比べ1.8ポイント高い30%となっている。
- ・ 依存財源は、市債が増となったものの、地方交付税の減などで67億8,173万9,000円となり、前年度と比較して1億0,688万7,000円の減、率にして1.6%の減となり、依存財源の占める割合は、前年度に比べ1.8ポイント低い70%となっている。
- ・ 一般財源は68億3,467万6,000円で、前年度と比較して9,451万7,000円の減、率にして1.4%の減となり、一般財源の占める割合は、前年度に比べ1.7ポイント低い70.5%となっている。
- ・ 特定財源は28億5,542万4,000円で、前年度と比較して1億8,171万7,000円の増、率にして6.8%の増となり、特定財源の占める割合は、前年度に比べ1.7ポイント高い29.5%となっている。
- ・ 平成25年度の新規事業は、19件の4億5,374万5,000円となっている。
- ・ 総務費中、危険空き家等解体撤去事業の定義は、条例に規定する管理不全な状態である空き家のうち、周囲に危険を及ぼすおそれがあり、建築基準法に規定する主要構造部が朽ちるなどの使用不能な空き家が対象となる。補助対象者については、危険空き家等の所有者で市税に滞納がなく、この要綱の補助金交付を受けたことがない者で、対象工事については、解体撤去経費が30万円以上になるもので、補助金の額については、解体対象経費の30%、100分の30以内として、上限を30万円とする。また、市内に存在する危険空き家の所有者ということで、住所が市内・市外かかわりなく対象となる。

- ・ 去年の11月に危険空き家として、公民館から把握をされたものや市で新たに把握した90棟を調査したが、そのうち、周囲に危険を及ぼすような家屋26棟が対象となる。内訳は、金山が4棟、桜山が6棟、立神が2棟、枕崎が12棟、別府が2棟、合計で26棟となっている。
- ・ 今回の補助金は、条例を制定して現在、管理不全で倒壊しそうなものを適正に管理をしていきたいことから、補助も30%の率でお願いをしている。基本的には、やはり、所有者の責任でやっていただきたい。
- ・ 職員給与の再任用給3人分は、ことしの定年退職予定者の中で3名希望があったということである。
- ・ デマンド監視モニター設置は、市役所の本庁舎は業務用の電力の契約を行っており、基本料プラス使用料という体系で契約を行っている。基本料については、最大電力が出たら、それを1年間その基本料を使うという契約内容になっており、それが1年のうちの30分間の最大電力で決まることになっている。その最大電力の監視ができないものかということで、業者と相談して、これを導入したら最大電力の設定をしていたらブザーが鳴って、上がりそうなときに教えてくれるものである。
- ・ わたりの是正に伴い、4級から3級の降格に伴う影響額については全会計分で1,212万9,000円程度、5級から4級に降格をする者の影響額については、11万円程度ということで試算をしている。
- ・ 4級から3級に降格をした場合には、期末・勤勉手当の調整率が、4級の場合は10%であるが、3級の場合は5%に下がるので、この1,100万円ちょっとのほとんどが期末・勤勉手当の影響額である。5級から4級に降格をしても、その期末・勤勉手当の調整率は変わらない。
- ・ わたり是正に伴って現給保障を行うというのは、国の考え方でもあり、県の給与ヒアリングでもわたり是正を行う際には、現給保障を行いながら是正をするよう、指導を受けている。
- ・ 級別の定数は特に定めてなく、人事異動の際に、市長の任用によって、その級別定数を定めていくという運用をしている。
- ・ 給与制度の見直しの際には、降格をするときには現給保障をするという基本的な考えがあったので、18年の構造改革から現給保障を行ってきたが、その経過措置の中で、現給との差額が縮まってきており、今では最大でも1万円程度ぐらいの差額になってきている。25年度はその現給との差額のうち、差額の2分の1を減額して支給をする。ただし、減額の最大限度は5,000円で、平成18年の給与構造改革に伴う現給保障の見直しということである。
- ・ メガソーラー事業者からの8,500万円の内訳は、1,800万円がメガソーラーの管理料ということで南薩エアポートに支払われ、200万円が土地の借地契約料、4,500万円が本市への寄附。あと、2,000万円については固定資産税ということで収入を見込んでいます。
- ・ 消防のデジタル無線整備は大きく分けて、活動波と共通波の2種類の電波を整備することになる。まず、活動波というのは、市内で活動する消防車や救急車などと交信する電波であり、消防本部ごとに周波数が割り当てられて、整備する電波である。もう一つが共通波という電波で、主運用波と統制波という表現になっているが、この主運用波が県の統一波、それから統制波というのが全国波のことである。この共通波は全国の消防署、消防関係車両に整備するものであり、大規模災害が発生した地域で県内外の緊急消防援助隊が消防、救助、救急業務を行うために使用する電波である。
- ・ 共通波については、それぞれの消防本部ごとに整備しても構わないが、経費節減のために鹿児島県が県内を9基地局に分けて、共同整備共同運用を進めてきたところで、南薩地域においては、いちき串木野市、日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市、指宿市の6市で南薩地域消防デジタル無線共通波共同運用協議会を23年6月に立ち上げて、これまで4回協議を重ねてきた。この計画は、南さつま市の長屋山に共通波基地を建てて運用するものである。
- ・ 本市の場合は、1年程度で整備できると聞いているので、26年度で整備をして、27年度に

調整運用、それから28年度で運用開始となる。

設計料は新年度でお願いしてあるが、そのほかデジタル整備に費用が7,900万円程度、簡易の指令台に4,200万円程度、合計1億3,600万円程度と考えている。

- ・ 土地取得費の2,451万円は、臨空工業団地1号用地の5カ年計画のうちの25年度分の2カ年目の買い取り金額である。
- ・ 旧バスの駐車場として駅前にあった土地を土地開発基金で購入した土地は、その活用については魅力ある観光地づくり事業という県の事業で、駅舎が新しく建つ部分の整備を24年度中に行っている。現在、段が高くなっているため、そこから下の段に降りるアプローチの部分、階段やスロープの部分は県の事業で25年度に引き続きやっていただくことまでは決まっているが、それ以外の整備内容について、まだ県との調整がついていないので、今年度中に用地を一般会計で取得というかたちにはならないと思っている。その内容が固まった時点で、25年度に入ってから必要な面積については一般会計で購入をした上で整備を行うかたちになる。
- ・ 民生費中、子育て援助活動支援事業は、25年度からの新規事業で、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行うものである。事業については、子育てふれあいグループ自然花に委託して実施するが、大体100名程度が会員として確保できるのではないかとということである。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業の必須事業は、市が実施する健康増進・介護予防活動・地域貢献学習に寄与することになっており、具体的には、健康増進に関する活動、特定健診の受診とか、各種がん検診、長寿健診、特定保健指導健康教育の受診・参加などである。また、介護予防に関する活動については、サロン、健康づくり、栄養料理教室などへの参加にポイントを付与する。
- ・ 地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」と定義をされている。

地域包括ケアシステムを進めていくための具体的な取り組みとして、まず、医療との連携の強化、介護サービスの充実強化、予防の推進、見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などで、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備ということで、今後これらの5つの視点によって取り組みをしていこうというのが国の考え方である。

市としては、この地域包括ケアシステムの構築が、今後の高齢化社会にとって課題であるので、それに向けて調査・研究を行うことで、今後、庁内での検討会を開催して、関係課から人を集めて、合同の勉強会を開催する予定になっている。

- ・ 今後の少子高齢社会を考えれば、医療と介護、そして予防との連携が、どうしても必要になってくる。現状で、それぞれの立場でサービスが提供されているが、つなぐ、連携というところが現状として不足しているため、福祉課、健康課、市立病院を含めた医療の立場の方々の連携をどのようにとっていくかということが、まずは一番必要になると考えている。
- ・ 25年度には地域包括ケアシステムの調査研究を行うということで、先進地等の旅費を一般会計で40万1,000円計上している。
- ・ シルバー人材センターの会員数は、2月末で男性が201人、女性が76人、合計で277人となっている。
- ・ 労働費中、南薩地域の観光新メニュー開発人材育成事業は、平成25年度の重点分野雇用創出事業で、南薩地域の既存の観光施設と連携し、観光資源を新たに開発することにより地域の

観光的価値を高めるとともに、観光振興、地域振興という理念を持ち体験型観光を含めた観光新メニューを開発し、ツアーの企画立案を行い、新聞等により情報発信をする人材を育成することにより、地域の活性化に資することを目的としている。事業内容は、観光新メニューの開発能力、観光メニューを生かした南薩への誘客、観光に関する能力を身につけるために観光事業を行っている会社での企画立案などの研修を行うこと。また、南薩地域の観光施設を活用した観光ツアーや枕崎お魚センターに関する情報を研修生が企画立案して誘客を図るため、ホームページや新聞掲載で情報発信することとしている。事業費は373万9,000円で、枕崎お魚センターに委託し、新規雇用者1名を考えている。

- ・ 枕崎の観光魅力発信事業も平成25年度の重点分野雇用創出事業で、平成24年度から枕崎市の観光拠点であるお魚センターに観光案内所を設け、観光案内業務やウェブサイトを活用した情報発信を行っている。平成25年度はJR最南端の終着駅枕崎に駅舎が完成することから、枕崎駅を活用した観光客の誘客活動を加えるなど、さらに充実した情報発信を行うためのスタッフ育成と枕崎の魅力ある観光情報発信を行うことを目的としている。事業内容は枕崎駅舎、枕崎お魚センターでの観光案内業務、情報発信、会員募集、観光ポスター作成、各種イベントの企画立案、新しい観光スポットの調査開発ということで、事業費は497万7,000円で、枕崎市観光協会に委託し、新規雇用者を2名計画している。
- ・ 食のまちづくり地域ブランド創出事業も平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で、本市はかつおぶしをはじめ、枕崎ぶえん鯉、鹿籠豚など全国に誇れる食の宝庫であるが、昨年、今年とS-1グランプリを獲得した、枕崎鯉船人めしの積極的な情報発信を行うとともに、かつおラーメン、かつおバーガーなどを加えた食のまちづくり基本計画を作成し、地域ブランド確立すること、また枕崎ふしの日イベントを開催することにより、カツオ及びかつおぶしに関する理解と消費を促進して枕崎の漁業、水産加工業、小売業、観光業の活性化と雇用の創出に寄与することを目的としており、事業の内容は枕崎鯉船人めしを核としたPRということで、具体的には食の宝庫パンフレットの作成や飾り幕の購入、枕崎ふしの日イベントとして講演会を行う内容で、新規雇用1名、事業費は264万8,000円である。
- ・ 南薩地域の地場産品普及支援事業についても平成25年度重点分野雇用創出事業であるが、地場産品の宣伝及び情報発信、また新たな地場産品の掘り起こしや品質向上によるブランド確立のための知識、技術を持った人材を育成することで地元業者が積極的に県内外での需要開拓や普及活動に向けた取り組みを行いやすい環境づくりを醸成するとともに、地域経済の一翼を担う地場産品の振興を目指すことを目的としている。事業内容は、地場産品のPR、情報発信、掘り起こし等の能力を持った人材育成ということで、具体的には地場産業振興センター職員に同行して県外の特産品販売所での販路拡大や、県内外への観光物産展への参加、県内外の地域のPR、情報発信と、九州、山口地区地場産フェアの開催ということで、具体的には5月のこどもの日かつおまつりで、山口県、福岡県、大分県、宮崎県の特産品の販売を行う事業内容としており、事業費は412万6,000円で、南薩地域地場産業振興センターに委託し、新規雇用者を1名予定している。
- ・ 農林水産業費中、降灰防止・降灰除去施設等整備事業は、生葉の洗浄脱水機で、1工場である。
- ・ 平成23年度の畜産の生産額は45億6,663万9,000円である。
- ・ 縦型の堆肥発酵施設、縦型コンポを平成25年度に2機導入を計画している。
- ・ 6次産業に関する補助事業はあるが、今のところ畜産業者の中からの動きはない。
- ・ 肉用牛の生産額は16億1,520万7,000円で、その中で2億1,300万円程度が枕崎牛として出されている部分であると考えられる。
- ・ 飼料が高い状況が続いており、畜産農家は非常に厳しい経営をしているが、飼料対策として

は国が基金造成して、飼料価格が高騰したときには補てんするという制度があり、その恩恵は受けている状況にある。

- ・ グリーン・ツーリズムの事業は、日置市、南さつま市、枕崎市、南九州市の4市で南薩摩地域のグリーン・ツーリズム協議会をつくっており、この南薩地域は特に中学生とか高校生の修学旅行の宿泊体験のツアーを受け入れている。この協議会ではそれをPRするためのパンフレットの作成、また受け入れる農家の方々の研修会、安全講習会等に取り組んでいる。
- ・ 中山間地域等直接支払に関し、今、取り組んでいる地域は八窪地域と中村地域と野平地域の3カ所である。
- ・ 基幹水利施設管理事業は南薩畑かんの施設の維持管理費ということで、国・県の補助金と、枕崎市、南九州市、受益者それぞれが負担して行っている事業である。
- ・ 南薩畑かかんが事業の償還金は、畑かん事業を年次ごとに補助事業で整備しているが、受益者の負担分については借入金を行っている。その借入金に対して、市も償還金の一部を助成するかたちで償還している関係から、償還金である。
- ・ 国営造成施設管理体制整備促進事業も南薩畑かん施設の維持管理費として、国の補助金、南九州市、指宿市、枕崎市の負担金、あと農家の負担金で行っている事業である。
- ・ 農政課の耕地係と林務係との係の統合は、ここ数年、組織機構検討委員会の課題となっており、統合ができないか検討を行ってきた。特に一番のメリットとしては、林務係が持っている林道の管理を耕地係のほうにいる技術者で管理ができるメリットがあることが挙げられていた。今まで、林務係で行ってきた入会林野の事務も終期に差しかかってきており、25年度からは統合ができるのではないかとということで統合の方針が出された。
- ・ 藻場・干潟等保全活動支援事業は、本市は平成22年度から4カ年計画で行って、ことしが最後の年である。当初から530万の事業費で行ってきて2分の1を国の負担、4分の1を県の負担、あと残り4分の1を市の負担で行ってきている。内容としては、トサカノリ藻場の保全ということで、白沢沖海岸から火之神沖海岸までの海域についてトサカノリの母藻を投入したり、サンゴの保全ということでふえ続けているオニヒトデの駆除を行ってきている。
- ・ 200カイリ対策費が、1,200万円から600万円程度に半減しているのは、かつお船の減少に伴うものである。
- ・ かつお釣り体験アドベンチャーは、枕崎の伝統的な漁法であるかつお一本釣りの体験を通して心豊かでたくましい中学生を育成することと、郷土枕崎の基幹産業であるかつお漁業について理解を深めさせるとともに、仕事を進める上での役割分担や責任の重さ等に気づかせながら、かつお漁業の後継者育成に努めることを目的としている。
- ・ 土木費中、辺地対策事業は、新規に小塚線と茅野線を新規事業として行うため、その内容は、現在の道路の舗装状態が非常に悪いので、舗装修繕的なものが主になる。
- ・ ヘリポート建設費の工事請負費9,055万円の内訳は、舗装工が5,000万円、植生工が50万円、排水工が720万円、擁壁工が680万円、場周柵工が500万円、ライン、立入禁止板等が100万円、ビル前の駐車場整備に300万円、北側に農道があることから、飛散防止のための舗装工が200万円、旧東和航空所有の格納庫撤去に300万円、ターミナルビル受電等、電話機工などの移転費が300万円、ヘリポートの管理事務所の増設工事に810万円、風向指示器をヘリポートの横に変えるのに95万円、計9,055万円となっている。
- ・ ヘリポート管理費の管理事務等437万4,000円は、委託先は南薩エアポートで、運用管理業務として、気象観測、運行時間の管理、ヘリポート使用許可申請受付等の運用管理業務、それから施設等管理業務として、空港風速指示用機器の吹流し等の管理、施設の管理、清掃業務等、点検業務、消防訓練業務等である。
- ・ 来年度は、場外離着陸場ということで、暫定的な県の防災ヘリの運行等々を確保するための

場外着陸場の設置をしていくが、公共用ヘリポートの完成は26年度の完成を目指して現在、作業を進めている。

- ・ 県の防災ヘリ誘致の本市の設置の時点では、本市が強力に誘致活動を展開して、お願いをしてきた部分である。今回、空港の閉鎖は、本市のさまざまな事情を考慮して、本市のほうで閉鎖をするという経過になったことから、公共用ヘリポートとして、しっかり施設ができるまでの場外着陸場の管理についても、当然、本市の責任でやっていくべきである。
- ・ 場外着陸場の設置は、国交省の許可がなければ設置できない。
- ・ 教育費中、外国青年招致事業は通称、ALTと呼ばれているが、現在はアメリカのほうから1名、男性の職員を雇用して、主に中学校の英語の授業の充実に資するための職員を招聘しているところである。全国的にこの招致事業はなされているが、本市もかなりの歴史を持って英語力向上のために活用させていただいている。
- ・ サン・フレッシュ枕崎の1月末現在の利用状況は、会議室は143件の1,274名。視聴覚室、255件の3,617名。第1音楽室、345件の1,976名。第2音楽室、143件の584名。多目的ホールの、ホールのみ利用が285件の3,797人。椅子利用は18件の2,210人。合計で1,189件の13,458人となっている。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用は、いじめ等のこともあり、ますます今後活用が盛んに言われており、また予算面の配慮も国のほうでもされるような動きにある。本市の予算が個々の場合には19万円ぐらい、前年度に対して減額になっているが、これはスクールカウンセラーの持っている資格によって単価が違う。一昨年度までは枕崎中学校と桜山中学校2校の配置であったが、不登校対策にも活用するというところで、立神中学校にも配置するようになった。
- ・ 桜山中学校の校庭の排水については、構造的な部分、土地的なもので相当悪いということは承知をしている。学校、PTAからも、要求が来ている。実際、見積もりをとって見ると、工事の内容にもよるが、大体150万円程度の経費がかかるのではないかと試算はしている。大規模改修については、現在のところ桜山中学校の予定はしていないが、部分的な改修ができるようであれば、学校とも相談をしながら、やっていきたい。
- ・ 塩浜グラウンドは、平成24年度の事業で、芝と土の段差の解消の工事を行った。
- ・ 25年度の第10回風の芸術展は、予算の関係もあるので、特別、10回展として記念的なものはできないが、それぞれの風の芸術展実行委員会とか、南浜館友の会の協力を得て、市民協働で今までとは変わった取り組みを行う考えである。
- ・ 学童の作品は、ジュニア展を開催して、お魚センターを会場に展示を実施している。
- ・ アートストリート整備事業は、県の地域振興推進事業で2分の1の補助をもらうかたちで補助申請をしており、その内容は風の芸術展10回展の入賞者を中心にして設置をするということで、三カ年の最後の締めというかたちになっているので、児童の作品を展示するのは難しい。児童とのつながりということでは、今回、アートストリートの整備事業の中で、市内の学校に御協力をいただいて、アート作品と子供たちが育てた花とかを一緒に展示をしていただくようなコンテスト的なものを実施して、アート作品に親しみをさせていただくという新たな最終年度の取り組みを考えている。これによって、地域の方々ともつながりを深めていきたい。
- ・ アートストリート事業の作品は、25年度に20基の作品を設置して、合計で92基になる。
- ・ 特別支援教育支援員は、障害の態様についてはさまざまある。その態様がやはり特別支援学級に在籍したほうがよいと思われる児童生徒については、学級を新たに設定したりして特別支援学級の担任が教育に当たることになる。ただ、今、非常に話題になっているのは、通常の学級にいる子供たちの中で落ち着きがなかったり、それからなかなかコミュニケーションがとれずに立ち歩くというようなコミュニケーション力の若干低下する子供たちで、まずは教室飛び

出しとか、あるいは同級生への危害という生命生活の安定のために支援員を配置する。

- ・ 市立図書館管理運営委託2,254万7,000円は、今回、市立図書館を指定管理する中で、市立図書館の運営にかかわる人件費、備品、消耗品等の購入費である需用費、その他いろいろな電気工作物の保守点検委託、インターネットの通信運搬費が含まれている。
- ・ 人員体制については、新しい制度で図書館長が専任で1名、職員が専任で2名、月14日の嘱託員が3名、月10日の嘱託員が2名である。その中で、図書館長と職員については、司書の有資格者ということで、司書が3名である。
- ・ 主たる教材として俗に言う教科書については、教科書を使わなければならないと定めている。その他の教材については、学校長が選定をし、その中の副読本にかかわるものは教育委員会へ、このようなものを使うということで報告をするシステムになっている。新聞等は一つの教科書と違う教材になるので、主体的には学校で決めることになる。
- ・ 国の動きとしては、交付税措置の中に、学校における新聞購読料ということで算定をされたという情報は入ってきている。
- ・ 図書を選定は、新たに指定管理を受ける図書館長が最終的には判断するが、偏りがないように指示をしている。基本的には、文化課が事後もかかわっていくので、市民からの批判があった場合は、その都度ただしていきたい。
- ・ 給食センターの業務内容については、直営でやっていた頃と現在民間委託の業者が入っているのと内容等はほとんど変わっていない。
- ・ 25年度の公債費の状況を見ると、利息まで含めて約54%程度は交付税で入ってくる。14億9,605万1,000円すべてが一般財源ではあるが、54%については交付税で措置されている。
- ・ 集中改革プランに計上し、財政推計にも示したが、今後、公債費が大きくなった要因については平成7、8年ぐらいの自然災害、災害対策に関連する事業、まずその辺を20年の償還で借りているので、27、8年ぐらいから大きく減少する傾向にあると見込んでいる。
- ・ 理科教育振興事業は、国が2分の1、市の一般財源が2分の1の事業で、小学校2校、中学校2校、それぞれ毎年輪番で対象校としている。これについては、理科に係るいろんな器具、備品等の整備に係る、割と金額の高いものの整備にかかる補助である。今回、小学校においては立神小学校と金山小学校2校を指定し、中学校については枕崎中学校と別府中学校を指定している。
- ・ 中学校のパソコンリース料は、去年から4つの中学校のパソコンの更新を始めており、一挙にかえるのは財政的に非常に困難であったので、24年度が枕崎中学校と桜山中学校40台ずつリースを開始している。新たに25年度からは別府中学校と立神中学校の新たなリースが発生するので金額が倍になった。

(歳入)

- ・ 県の権限移譲プログラムに基づく対象事務は、本年4月の段階で29法令、31項目、371事務あるが、これまで12法令、12項目、158事務が移譲済みとなっている。
- ・ 地方交付税については、前年度と比較して1億6,000万円の減、率にして4.2%の減となっている。予算で比較した場合には、1億6,000万円の減となっているが、24年度の当初算定と比較すると、5,200万円程度の減となっている。内訳は、需要額の影響によるものが2,600万円程度、収入額の影響による影響も2,600万円程度と、現段階では見込んでいる。
- ・ 地財計画における地方交付税の伸び率については、人口や面積といった団体の規模や普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金の状況などによって、各団体によって大きく差異が生じる場所である。昨年度の当初予算と比較すると、4.2%の減となっているが、24年度の当初算定と比較すると、2.4%の減の予算計上となっている。

- ・ 交付税については、見込み得る額をそれぞれの団体がすべて予算化しているわけではなくて、留保した部分でも予算計上されていると思う。市税等が落ち込む中で、留保部分を減少させた団体が増加しているのではないかと推測する。
- ・ 普通交付税の予算計上については、国から示された推計方法、具体的に申すと、収入額については、24年度の決定額に地財の伸び率を掛けて、公債費の関係については、実際の額を算入する。その他の需要額については、24年度の決定額に対して、0.5%の減で推計を行うことで示されているので、その方法に従って推計し、予算計上している。
- ・ 25年度にも普通交付税の減少することが予想され、また24年度にも普通交付税が減少したことにより、健全化判断比率を求める分母と基礎になる標準財政規模が減少するなど、改善目標の設定時においても変化が生じてきている。

平成25年度においては、新たな行財政集中改革プランの策定に向けて取り組むこととしているので、主要財政指標の改善目標値についても、24年度決算に基づく各財政指標を検証するとともに、市税や地方交付税の歳入の状況や財政需要などをまた今後の財政見直しを行う中で、設定目標の見直しが必要と判断した場合には、新たな目標設定を行って、改善に向けて取り組んでいきたい。

- ・ 予算編成方針についても、財政の健全化を図っていくことを念頭に置きながら編成しているので、人件費の見直し、図書館の指定管理者制度の導入、市道の編入とか、財政健全化に向けたことを念頭に置きながら、予算は編成している。
- ・ 物件費がふえた要因については、図書館の指定管理者の導入で、人件費から物件費に振りかわったという要因がある。また、人件費がふえた要因については、これまで消防組合の消防に係る人件費を負担金として補助費等で払ってきたということで、それぞれの性質別の内訳では増減があるが、充当される一般財源については減少してきているので、収入が減るということは、歳入に見合う予算編成をしなければ当然、予算も編成できないので、その辺には留意して予算を編成している。
- ・ 24年度の決算については、まだ終了していない段階で正確な推計はできないが、地方交付税が減少しており、経常一般財源収入が減少するので、本市に限らず、昨年もそうであったが、交付税の減少ということで、経常収支比率自体は、各団体とも増加している。その増加した中でも、本市にとって上昇率は低かったと分析しているが、全体と各団体、普通交付税の減少によって、比率は上昇していくのではないかと、今の段階では推測している。
- ・ 妙見センター下の市有地の公売としては、3筆、2,261平米、その横に隣接する基金用地として、8,475平米、計10,736平米になっている。
- ・ 所得別の納税義務者数は、所得割に係る納税義務者6,336人のうち、課税標準額の10万円以下が112人、10万円を超え100万円以下が2,604人、100万円を超え200万円以下が2,072人、200万円を超え300万円以下が789人、300万円を超え400万円以下が445人、400万円を超え550万円以下が191人、550万円を超え700万円以下が39人、700万円を超え1,000万円以下が34人、1,000万円を超える者が50人である。
- ・ ソーラー事業は、オリックスと九電工が設立する新会社が事業を行うということだったので、その新会社の設立を待つという状況と、その後の条文、契約条文の協議等に現在当たっている。
- ・ 内鍋清掃センターの延命改修工事と旧内鍋清掃センターの解体、ストックヤードの工事については、それぞれの工事に着手して、内鍋清掃センターについては2年工期であるので、2系統ある焼却炉の片方が今、工事が終わり、現在、場内にストックしてある焼却できなかった分を、現在、2基で燃やしている。それが終わったら、今度はもう片方の工事に入る。

解体工事は終わり、新しいストックヤードの建設を行っているが、1年間の工事なので、年度末までには完成をする予定である。

- ・ 汚泥再生処理センターの建設工事については、現在、発注方式が一般競争入札と総合評価方式を採用しているため、昨年8月に第1回の総合評価委員会を開催し、落札者決定基準及び入札参加資格要件を決定している。入札公告を10月に実施して、現在、入札参加資格のあるプラントメーカー数社による技術提案書が現在、出されており、その資料の精査・検討に入っている。25年度の6月ごろには落札者を決定して、7月ごろ組合議会を経て、本契約を締結する予定で進められている。
- ・ スtockヤードの建設で、今まで外注していた資源ごみを預けたり加工したりした部分の費用がStockヤードのほうで行われるので、その部分の費用が安くなる。
- ・ 資源ごみの全体の還元額としては、全体で3,000万円ぐらい、古新聞は大体300万円ぐらいである。

(総括)

- ・ 昨年まではプールの監視人は、委託料というかたちで組んでいるプールもあったが、警察庁から、プールの監視については、直営ではなく委託する場合には警備業の資格を有する者に委託をするべきだという指導もあって、今年度の当初予算の要求に当たり、火之神、市営、台場の3つのプールとも直営で、それぞれの施設で臨時職員というかたちで雇用して、賃金で組むということで協議をしてきた。
- ・ 消防の広域化は、県は県内各地広域化を進めるということで、南薩については、4市での広域化が望ましいかたちだということで県としては示されて、4市も協議を進めてきたが、これまでいろいろな経緯があり、協議が整わず、結果的に指宿と南九州市が一つの組合、枕崎と南さつまはそれぞれの市で消防を行っていくことになった。これについては、それぞれの市の立場があって、広域化という意味では、現時点でまとまることができなかった。
- ・ 児童クラブは、24年度まで立神保育園、別府保育園、妙見保育園の3つの保育園で行っていた。25年度から枕崎保育園でも1カ所行うので、25年度から4カ所になる。対象人員は現在、予算の段階では、立神保育園で51名、別府保育園で54名、妙見保育園で40名、枕崎保育園で27名を見込んでいる。
- ・ 市立図書館の指定管理者導入で、初年度の効果額は1,537万1,500円である。
- ・ 中間処理業者に対して、容器リサイクル等などの再商品化の委託料として、23年度で1,391万8,782円が出ている。
- ・ 国からの補助基準は、年間平均児童数の規模で変わってくる。例えば、年間平均児童数10人から19人の規模で109万6,000円、46人から55人の規模で302万7,000円と人数刻みでいろいろ設定をされている。それに加え、開設日数加算で、年間250日を超えたら超えた日数1日当たり1万4,000円が加算される。また、時間数でも加算があり、全体の補助基準が決まる計算になっている。
- ・ 25年度のアートストリート整備事業については、学校の生徒さんにその花を育てていただいて、作品に飾っていただくかたちで、より市民の方々にも、作品を身近に感じていただけるような取り組みもして、PRに努めてまいりたい。
- ・ 枕崎市漁協は、本市が当初10億円の損失補償をしているが、決算時期の昨年11月の段階での当期末の残高については、5億5,000万円が残っており、借入金の返済については、単年度1億円を半年ごとに5,000万円ずつ返済する計画である。
また、25、26、27年度で財務経営改善収支計画を立てているが、次期繰越利益金としては、25年度末2億5,700万円程度、26年度が2億7,900万円程度、27年度が3億2,300万円程度の利益金を計画している。

- 漁協の経営を一番圧迫していたのが、この自営船事業で、燃料が高止まりになる中、漁獲も思うように伸びないという中で、操業日数が伸びて燃料も余計にかかるということで、経営を大きく圧迫する要因になっていた。漁協としては、一本釣りかつお漁を守りたいという強い気持ちがある中で、苦渋の選択として2隻を1隻に減らすというかたちをとられた。

これにより、その経営を圧迫していた要因が大きく改善する方向に向くということで、25年度から27年度の経営については、これまでよりも好転することが見込まれる。
- 国家公務員については、級別職員定数は各省庁ごとに、人事院が定めているが、鹿児島県は級別職員定数を定めてなく、県内の市においても、級別職員定数を定めている市はない。

本市の職員の給与を定める条例の第3条第3項に、市長は、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、または改定することができるとの規定があるが、本市においては、組織や人員の配置が柔軟に行えるように、級別の定数は定めてははいないところであり、昇格させようとする職務の級に適すると認めた職員については、初任給昇格昇給等の基準に関する規則によって、昇格を行っている。枕崎市の給料表は1級から7級までであるが、県は9級で、1級から7級までの部分は同じである。鹿児島県と国家公務員の給料表は同じであるので、枕崎の1級から7級までの級は国家公務員と同じである。
- 地方公務員には、給与に対して協約を結ぶという権利を制限されているので、それにかわる措置として、国は人事院勧告において、国内の民間企業の調査を行って、給与の改定を行っている。鹿児島県においても、県内の民間企業の調査を行って改定を行っているので、そういう人事院勧告、県の人事委員会の勧告に準じて、本市の給料を改定していくのが基本だと思っている。
- わたり是正に伴う、現時点で示せる効果額は、5級、4級の職員が全員降格をした場合に1,200万円余りである。
- 現給保障は、現給保障をしなければ、無効な行為ということになってしまう恐れがあるので、どの団体も、現給保障をして段階的に削減をしていく。
- 地方公共団体が、最高裁判所で判例が出ていて、人事院も現給保障をすべきだという資料を出されているのに、無効・違法な行為をわざわざするわけがない。それがなければ、訴訟にもなりようがないわけで、だから訴訟事例がないわけである。
- 市税が減少し、また交付税についても減少し、その不足する一般財源を財調からの繰り入れで予算を編成した。

歳出においても、不足する要因になったのが、国保会計にとっても新たな償還分の8,000万円を超える繰り入れや介護保険の繰り出しの増加など、社会保障関係経費の増加によるものである。今後も社会保障関係経費が増嵩する状況や国保への対応によっても変わってくると思うが、市税が減少する、交付税が減少するという中では、このような対応も行っていかなざるを得ないと考えている。
- 来年度以降も、引き続き、社会保障関連経費の増大は、なかなか簡単にとめられるものではない状況があるので、非常に厳しい状況が続くということは、覚悟をして財政運営に努めていく必要がある。
- 社会保障関連経費は、市単独で、努力することによって簡単に減らせないので、どうしてもそれ以外の建設や人件費、物件費で経費節減をして行革を進めていく取り組みで、財源的な余力を持たせるようなかたちでの取り組みを進めていく必要がある。
- 飛行場の管理事務所の増築工事は、現在、飛行場の管理事務所は、ターミナルビルの2階で西側を向いているが、今回ターミナルビルから見ると東側にヘリポート用地がくる。そうすると、管理事務所からヘリポート及びスポットのほうが見えないといけなないので、現在、正面玄関から北側のほうに増設で、管理事務所を計画している。

- ・ ヘリポートの管理としては、消防活動もあるので、2階につくった場合、消防活動に行くために、外側にまた階段をつけなければならないということと、指定管理を用いてエアポートに管理委託を考えているので、その営業等の関連で、増築を考えている。
- ・ ヘリポートの管理業務は、離着陸をしっかりと見て、もし、事故があったときにはすぐ消防活動するための管理である。
資格自体は要らないが、エアポートは航空機燃料の給油資格を持っているので、基地局となれば航空機燃料を給油しなければならない。
- ・ 生活保護費の生活扶助の当初予算を編成するに当たっては、24年度の実績で、25年度の予算額を推計した。24年度のこれまでの状況を見ると、4億6,000万円程度が決算見込みの額になるのではないかと考えている。ただ、医療扶助については、大きな手術等、あるいは長期入院等があったら、すぐに数値が上下するので、ある程度、幅を持たせて予算措置をしている。
- ・ 土木使用料中、住宅使用料が210万程度落ち込んでいるのは、24年の11月ごろの入居状況で予算を組むが、既に入居させないところがあることから、入居者が減った部分がある。また、ほかにも空いた部屋がその時点であったのが大きく影響している。
- ・ 少年の森の施設管理委託料の減額は、4月から9月までの管理になり、来年度の10月から3月までの管理委託はないためである。
- ・ 河川水質保全事業は、河川の水質保全に対する啓蒙活動、河川浄化清掃活動などを行った団体に補助を行うという補助金であり、ことしは実績が2地区で、来年は4地区を計画しており、その団体に補助を行う事業である。
- ・ 河川の環境保全の取り組みは、26年度に事業を考えており、25年度は参加されている団体でお互いに話をし、市民協働で大きな事業をやっていききたい。
- ・ 定期予防接種事業の対象人数は、日本脳炎700名、不活化ポリオワクチン559名、三種混合ワクチン150名、2種混合ワクチン220名、MR300名、4種混合ワクチン525名、子宮頸がんワクチン98名、ヒブワクチンは7カ月未満が72名、7カ月から1歳未満が63名、小児用肺炎球菌ワクチンは1歳未満で135名となっている。

○委員からの意見・要望

- ・ ある集落は、生活が先なので、茶の洗浄脱水機があっても水が少ないということで、使えない日もある。事業等補助があれば、対処できるようにしていただきたい。
- ・ 産業的に貢献している畜産については、生産額に対して非常に予算が少ないので、もっとふやして、創意工夫をしていただきたい。
- ・ 買い物弱者のために、移動販売車に対する補助金制度を前向きに検討していただきたい。
- ・ 風の芸術展の審査も、二科展で入賞した人を頼まないでも、学校の教育部門があるので、首長などを含めて構成すればいいと思う。
- ・ 行財政改革をなぜやるかというのは、あくまでも財政指標を健全化するということで、特別委員会も立ち上がった。現在、いろんな変化要因が出てきているので、早い段階で見直しに取り組んでいただきたい。
- ・ 現在の財政状況からして、アートのストリート事業の作品は文化の薫り高いまちづくりということでは素晴らしいことであるが、これよりも優先すべきことはたくさんあるのではないかと。このことが枕崎の本当の今、一番先にやらなきゃならない事業かと考えると、それはまだ二の次、三の次で結構な事業だと考える。
- ・ 市民の立場から言うと、漁協経営の本当の状況というのは、3月議会、それから9月議会ではしかお尋ねする機会がないので、この3月、9月の議会に当たっては、現況の水産状況、あるいは漁協経営状況をきちっと整理して、市民に安心を与えるような報告をするよう、準備をし

ておいていただきたい。

- ・ 交付税が従来より少なくなるので、財政調整基金から繰り入れをしなくても済むように、経費節減をやってもらいたい。

◎議案第7号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第8号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○当局説明

- ・ 平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計予算の予算総額は40億1,359万1,000円で、前年度当初予算より5,746万3,000円の減となっている。
- ・ 歳出の主なものは、総務費では、義務的経費である総務管理費を917万9,000円、徴税費を584万4,000円、運営協議会費は11万1,000円を計上してある。
- ・ 保険給付費は、予算総額の69.0%を占め、27億6,976万3,000円を計上した。
このうち、療養給付費の23億8,292万9,000円は、平成24年3月から本年1月までの医療費実績と1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。
療養費2,224万9,000円、高額療養費3億4,367万5,000円も、平成24年4月から本年1月までの実績と1人当たり医療費の伸びを見込んで算定した。
出産育児諸費は、実績を考慮して26件の1,092万円、葬祭諸費は、65件の130万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金は、1人当たり負担調整対象額5万2,477円に国保加入者7,584人を乗じた額から、平成23年度の精算額を控除した額3億8,689万1,000円、予算総額の9.6%を計上した。
- ・ 前期高齢者納付金は、16万1,000円を計上してある。
- ・ 老人保健拠出金は、5万円を計上した。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、介護保険第2号被保険者数の見込み3,211人に、1人当たり年間負担見込み額5万9,800円を乗じた額に、平成23年度精算額を加算した額1億9,405万8,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金5億2,708万6,000円については、高額医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金7,562万7,000円と、平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金4億5,145万9,000円である。
- ・ 保健事業費は、特定健診などの事業費に1,427万1,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費として1,774万9,000円を計上した。
- ・ 公債費に200万円、諸支出金に8,539万5,000円を計上してある。
- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金は療養給付費等負担金6億3,749万1,000円と高額医療費共同事業負担金1,890万6,000円、特定健康診査等負担金372万9,000円、普通調整交付金2億7,607万2,000円、特別調整交付金7,700万円を計上した。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等にかかわる分として、2億1,809万8,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療にかかわる財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億1,034万3,000円見込んでいる。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金1,890万6,000円、特定健康診査等負担金372万9,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億6,737万2,000円を計上した。
- ・ 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計5億3,233万4,000円を計上した。

- ・ 繰入金のうち、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分9,362万2,000円と保険者支援分2,069万3,000円、出産育児一時金等728万円、職員給与費等1,513万4,000円、財政安定化支援事業6,999万5,000円、県広域化等支援基金貸付金償還金8,333万4,000円の合計2億9,005万8,000円を計上した。
- ・ 諸収入は第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入1億6,678万9,000円及び滞納処分費等、合計で1億7,181万5,000円を計上した。
- ・ 平成25年度の国民健康保険税は、平成24年度の課税状況並びに、平成25年度から平成27年度までの枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画で示した考え方等をもとに、総額5億8,748万4,000円を計上し、前年度の当初予算に対して4,182万3,000円、約6.6%の減となった。
- ・ 調定額の算出は、平成24年度の国保被保険者世帯の所得が平成23年度に比較して7.7%程度減少したこと、また、昨年後半来、我が国経済は底を脱して成長局面にあるとの見方もある中で、本市及び県内の景気動向は依然として好転の兆しが伺えにくい状況にあることから、平成25年度における国保被保険者世帯1世帯当たりの所得は、平成24年度と変動しないものとして算出した。
- ・ 収納率は、長引く景気低迷等による厳しい納税環境の中、平成24年度から新たに取組んだ納税環境の整備及び滞納処分の強化策等をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分については、一般分の普通徴収分（医療・後期・介護分）の総体で94.6%と、平成24年度当初に比べて1.7ポイント、平成24年度実績見込みよりも0.4ポイント上昇を見込み、また、退職分を98.3%と、平成24年度当初及び実績見込みよりも0.3ポイント上昇を見込んで算出した。

その結果、保険税の現年課税分は、医療給付費分が4億0,080万1,000円、後期高齢者支援金分が1億1,229万円、介護納付金分が5,464万9,000円の合計で5億6,774万円を計上し、また、滞納繰越分は、平成24年度当初予算と比較して6ポイントアップの21%を見込み、医療給付費分が1,374万9,000円、後期高齢者支援金分が374万4,000円、介護納付金分が225万1,000円の合計で1,974万4,000円を計上した。

- ・ 平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は2億9,833万8,000円で、前年度当初予算に対して308万4,000円、1.0%の増になる。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、義務的経費である総務管理費を161万2,000円、徴収費を176万5,000円、合計で337万7,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を1億9,772万7,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして、保険基盤安定負担金9,670万4,000円及び延滞料10万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は事務費繰入金316万2,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして、保険基盤安定繰入金を分担金と同額の9,670万4,000円計上した。
- ・ 平成25年度の後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると62万5,000円、約0.3%の増となっている。保険料の内訳は、特別徴収保険料1億5,025万4,000円、普通徴収保険料4,747万3,000円の合計で1億9,772万7,000円を計上した。これは、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。
- ・ 平成24年度の国民健康保険特別会計の決算見込としては、保険給付費は1月分が見込みよりも上がっているが、2月分を平均よりも高く見込んでいることから、保険給付費は希望的な観測で言えば、1,400万円程度例年よりも多く見込んでいる。

国庫負担金の中の療養給付費等負担金は、平成22年度は4,900万円程度、平成23年度が約2,000万円申請額よりも多く入ってきているが、その部分は後年度、翌年度に精算されるため、当然、返していかないといけない。平成27年度までの計画の中でいけば、今、申請して、予

算に計上してある額が実績に近い額と見込んでいるので、平成24年度の決算では、額が多少変動はするが、平成27年度との間においては精算しないといけない額ということで、計画上は変わってこないと考えている。

不明確な部分としては、県の特別調整交付金9%のうち2%を、国が34%から32%に減らした2%分に充てるということになっているので、その額がまだ確定していない。

あとの部分については、実績や確定通知に基づいての額で、今のところ変動しうる部分については、国の療養給付費等負担金と県の特別調整交付金、それと、退職者医療にかかわる療養給付費等交付金が社会保険診療報酬支払基金から入って来る。この部分についても、例年、申請額よりも変更交付決定通知額が多く来ているが、これも後年度精算されるため、平成24年度決算では影響があるが、後年度の精算が必要になってくる額なので、計画上の数値には影響がないものと考えている。

- ・ 国民健康保険特別会計の補正（第4号）での財源不足額3億6,800万円は、税収はそのまま予算どおり入ってきたとして、国庫負担金、療養給付費等負担金、あと県の特別調整交付金の未確定部分があるが、今の試算でいくと2,000万円程度が入ってくると考え、保険給付費の2月部分は例年より1,400~1,500万円ほど多く組んである。例年どおりに医療費が下がるとその分は浮いてくることなどから、歳入歳出合わせて3,500万円程度の歳入欠陥補填収入が減る可能性は出てくる。
- ・ 国民健康保険税の介護納付金分と後期高齢者支援金分は、財政健全化行動計画の中でも示してあるとおり、乖離が生じるというのはもう明らかで、この2つについては被保険者の方が全国一律に1人当たり幾らということで納めていただく部分なので、そこに乖離が生じると医療分にしわ寄せが来るとことから、見込まれている1億0,200万円分の不足については、平成25年の6月議会か臨時会で税率改定をお願いしたい。
医療給付費分は、平成25年度においてどれだけ医療給付分の税率改定ができるかどうかを踏まえて、平成24年度の決算状況を見て、医療給付分の税率改定については判断したい。
- ・ 医療給付費分についても税率改定を行うとしたら、同じ議会、同一の議案で税率改定の議案は提案したい。
- ・ 国民健康保険税の後期高齢者支援金分は、平成25年度で1,390万円程度、平成26年度1,200万円程度、平成27年度2,800万円程度、合計で5,400万円程度が不足することが見込まれている。
- ・ 国民健康保険税の介護分の税率改定は、概算で年間5,100円程度負担がふえるのではないかと計算している。
- ・ 滞納者の滞納理由として一番多いのが、納税意識の希薄ないし納税意識の欠如で、これを解消することが、税負担の公平の観点から重要なことだろうと思っている。納税に協力的でない方たちに対しては、滞納処分の強化を図っていくという方針を打ち出しており、現在、早期差押え、あるいは、国税徴収法に基づく搜索の実施等も既に若干取り組んでおり、滞納額の縮減、税負担の公平を実現していきたい。
- ・ 平成25年度の一般会計からの法定外繰り入れは、一般会計の財政状況も見きわめながら検討するという方針は申し上げたが、平成25年度の一般会計の財政状況は、平成24年度の決算状況が確定しておらず、また、2億5,000万円の財政調整基金からの繰り入れを行っていることなどから、早くても財政状況を見きわめられる時期というのは、交付税の決定以降であると考えている。
- ・ 一般会計からの法定外繰り入れは、当然、必要なことだと考えている。財政健全化の行動計画の中でも、まずは早期に単年度収支の均衡を図る必要があるということで、平成24年度の決算の状況を踏まえ、税率改定を検討する段階で、不足がどれだけというのが出てくると、あ

とは税で徴収するか、ほかに財源を求められなければ、一般会計から繰り入れるか選択はないので、それをどういう整理をするかというのも含めて、税率改定ときには、検討はしないといけない。

ただ、一般会計の財政状況も当然、見ていかないと、例えば、単年度の国保会計の赤字を解消するために、一般会計からの繰り入れをすることによって、一般会計が赤字になるような事態なども想定されるので、そういったところも含め、税率改定をどうするのか、それに対して一般会計からの繰り出しをどうするのかという考え方は整理をしていかないと考えている。

- ・ 医療給付費がある程度額が決まれば、国・県から入るお金なども、国保連合会から入るお金も決まる。医療費はいろんな制度上の歳入があって、残った部分は税で負担するのが基本なので、やはり第一は税で何とかできないかというのを考えるのが基本だと思う。

ただ、過去の分の赤字分まで一遍に解消しようとする、なかなか額も大きなものになるので、まずは県に返済する2億5,000万円の分は、一般会計からの繰り出しで対応し、それ以外の部分については、当面、保留したままだが、単年度の収支は、何とか均衡がとれるようなかたちに持っていくべきではないかと考えている。

- ・ 一般被保険者の療養給付費の伸び率の平均は、平成21年度から平成22年度の伸び率が1人当たり0.5%、平成22年度から平成23年度の伸びが3.4%、そして、平成23年から平成24年度は実績見込みに基づく数値で1.3%というような状況で、その平均が1.7%である。
- ・ 医療懇談会は、平成23年は11月に開催して、平成24年は、3月までに医療費分析が終わって、4月あるいは5月あたりにその結果をもとにして医療懇談会を開きたい。

本市の持っている医療費の特性や特定健診の結果から、どういう方にアタックしていけば医療費が抑制されていたところを課題として、医療懇談会の中でテーマとして挙げていきたい。

- ・ 現在、国保制度から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、国保の単身世帯になった部分については、特定世帯ということで軽減措置があり、5年間の2分の1軽減ということになっているが、今回の税制改正で、その後3年間、5年を超え8年までが4分の1軽減になるという制度が新設されている。

現時点でのその影響対象者については、まだ把握はしてない。

- ・ 財政健全化行動計画の中で示してある保健事業推進に伴う財政効果額は、保健事業で特定健診受診にかかる自己負担の無料化や個別健診の期間延長、受診などを行い、一番は特定健診、特定保健指導の実施率を上げることによって、市民の健康状態を把握した上で、数値が悪い層に早急に保健師が接触していくことによって、慢性腎臓病などの病気に移るのをおくらせる、あるいは、予防できたらということで、そういう額で算出している。

また、医療費の1%相当額を抑制することを目標数値として定め、保健事業ではないが、ジェネリック医薬品の利用促進などの取り組み、それと、医療費適正化としてレセプト点検や、重複頻回の訪問指導を充実させることで、総体で5,400万円の効果を目指している。

- ・ 第1期の特定健診のデータは、国保連合会からまとまったデータが送付され、その中で連続して受診していない方や、連続して受診した方、あるいは詳しい分析が出されているので、それをもとにして、今後、数値が悪化している方については、保健師がどういうふうにして接触していくかということ、今後、課内で検討していく。
- ・ 保健事業費は、税額のおおむね3%ということを目指しながら、事業に取り組んでいけないといけない。

本年度の保健事業費の対前年比900万円の減は、特定健診の受診率を前年度は65%で見込んでいたが、本年度は45%の受診率で委託費等を計上してあるので、その差で減額になった。

保健事業費の増額に関し、今後の課題として、さまざまな健康づくり、保健事業に取り組まないといけない。

○委員からの意見・要望

- ・ 「市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会」は、検討会のための検討じゃなくて、いろんな観点、角度で見て、話し合っていてもらいたい。
- ・ 本当に体の悪い人は病院に行ってもらわないといけないが、安易に買い物に行ったついでに病院に行っておこうというのを抑制していく必要があるかと思う。それだけで大分、医療費抑制等につながってくると思うので、ぜひとも、市役所各課、また医師会や薬剤師会、状況によっては保健所、見守り隊など、民間を踏まえて、一同が枕崎の国民健康保険税また後期高齢者の医療対策、医療費抑止について検討し、1年、2年かけてでも実効の上がるように要望する。
- ・ 医療懇談会は、今後も年に1回ぐらいは開催することを要望する。
- ・ なぜ、本市の国保会計がここ二、三年、大きな変化になってきているのかということ、分析が足りない、それとあわせて危機意識が全然ないと言わざるを得ない。もうちょっと、なぜこうなっているのかという原因分析をしっかりとやっていただきたい。

3カ年の財政健全化計画は、それなりに、相当検討されたと思う。ただ、逐一状況がいろんなかたちで変わっていくので、分析を行い、将来見通しは逐一やっていただきたい。

◎議案第9号平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算

○当局説明

- ・ 平成25年度枕崎市介護保険特別会計予算の総額は、22億8,402万4,000円で平成24年度当初予算額より約10.0%、2億0,821万3,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費5,282万3,000円、保険給付費21億9,313万6,000円、地域支援事業費3,786万円、諸支出金20万4,000円などである。
- ・ 保険給付費は、第5期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上してある。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億3,981万5,000円、国庫支出金6億0,212万9,000円、繰入金3億9,494万7,000円、県支出金3億3,245万6,000円、保険料3億1,438万3,000円、諸収入ほか29万4,000円で措置した。
- ・ 介護保険料は、基本的には、公的年金を受給されている方は年金からの特別徴収ということになり、この特別徴収の方がほとんどである。

公的年金の受給が開始されたら、特別徴収できない年金受給額のケースに該当しなければ、自動的に特別徴収が開始される。ただ、新たに介護保険の1号被保険者になられた方は、年金からの特別徴収が開始されるまで手続期間があるため、最初は普通徴収で、納付書で納めていただくことになる。
- ・ 介護保険制度も含め、保険制度は、被保険者の方たちが相互に助け合うという精神で成り立っている制度である。介護保険制度を利用する機会がないから保険料を納めないというわけにはいかないの、介護保険制度を利用しない方への保険料の減免というのは、特にはない。
- ・ 総務費中、認定審査事務負担金は、枕崎市と南さつま市、南九州市が合同で一部事務組合を結成して介護認定を行っており、それにかかわる経費として、派遣されている職員の人件費や審査に係る共通経費を3市で出し合って事業を実施しているので、介護保険事務組合に対する負担金である。
- ・ 保険給付費の増額の理由としては、今年度から介護老人保健施設のサザンケアセンターが20床増床され、小規模の特養施設のピースフル立神が20床増床されることによるもので、施設の影響が非常に大きい。

ピースフル立神の20床増床については、地域密着型介護サービス給付費に計上されており、

20床増床分の影響としては、5,200万円程度を見込んでいる。

サザンケアセンターの20床増床は、施設介護サービス給付費に計上されており、20床増床分の影響としては、6,000万円程度を見込んでいる。

- ・ 施設分に係る保険給付費の財源構成は、一般会計からの繰り入れが12.5%、保険料と基金繰入金の合算で16.82%、支払基金交付金で29%、県支出金で施設の場合は17.5%、国庫負担金で15%、そして、国庫補助金、これは調整交付金だが、予算上では9.18%を見込んでいる。
- ・ 居宅介護サービス給付費の増は、ホームヘルプサービスの増、そして、デイサービスの利用の増等を見込んでいる。
- ・ 保険給付費の明細と第5期の介護保険事業計画の保険給付費の明細の違いは、施設整備による影響である。

高額の部分と食費、居住費部分の補足給付の部分について、40床増床する計画にしていたが、その部分の影響を計画上見込んでなかったということで、現実的に40床増床されたらこの部分も影響が出てくるということで、全体額は変えない中で、増額分を見込んだ。

- ・ 地域支援事業費中、二次予防事業費の委託料の送迎用バスに関しては、二次予防事業の運動を主体とした教室を現在、医療機関に委託していることから、その送迎をするためのものである。この事業は無制限ではなくて、期間を定めて行き、必ず評価をしていくという事業である。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の方、介護保険の第1号被保険者が対象となる。高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与して、高齢者自身の健康維持や介護予防への取り組みを促進するという事業である。

具体的には、市が実施する健康増進・介護予防活動・地域貢献学習で、健康課が行う特定健診、各種がん検診、長寿健診、特定保健指導、健康教育への参加、そして、介護予防に関する活動としてサロンや健康づくり活動、栄養料理教室への参加というものがポイント対象事業ということになる。

当初からは取り組めないが、介護施設等におけるボランティア活動、そして、地域貢献活動として市が選定する事業についても、参加の確認を責任を持ってどなたが行うのか、どなたがシール貼付等を行っていただくのかということなどを事業者等々と確認をして、確実な実施ができる、確認ができるという体制が整い次第、対象事業としたい。

- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業のポイント付与の対象活動は、大きくは地域貢献活動というようなくくりになる。今後、4月以降になり、各課が持っている事業等に対して、どのような活動をこの事業の対象にしていくのかというのを検討する機会を持って、事業の選定については、全庁的に取り組むというかたちで行ってまいりたい。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業は、一人の年間の上限は5,000円である。
広報の状況は、4月発行の広報紙で周知を図っていく。また、サロン等の参加者に対してもチラシ等配布し、民生委員の協議会や、老人クラブ等の集まりなどにおいても、事業周知を図るためにお知らせをしていきたい。
- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業の事業効果は、何よりも閉じこもりがちな高齢者に外出するきっかけを与えることである。家に閉じこもっていると気持ちも沈みがちになり、健康もふさぎ込みがちになるというような状況があるので、市が実施する健康健診や介護予防教室などに参加するきっかけになり、また、ポイント付与することで参加者がふえることも期待できる。ポイントもたまるということで、さらに高齢者自身が介護予防活動に対しての興味がわいて意識が高まり、介護保険制度自体の事業効果にもつながっていくのではないかと考えている。
- ・ 簡単筋トレや筋トレサロンは、簡単筋トレから筋トレサロンのほうへ移行して、立神地区、枕崎、桜山、別府それぞれあり、そういう面では、だんだん年次的に2カ所ずつふやしていくということで、希望のあるところから拡大していった。

高齢者の食生活改善や、男性の料理教室は、料理をつくれる場所や人数等の関係も考慮しながらやっていきたい。

- ・ 任意事業費の認知症啓発活動は、認知症に対する広報活動、啓発事業活動ということで、公民館単位、あるいは、サン・フレッシュ枕崎などの大きな校区公民館単位で、認知症の方の家族に対して、認知症をどうとらえるかという部分や認知症の方を介護する専門的な相談等について指導ができる方を委託して、教室を開きたいということで組んでいるが、具体的な日程等はまだ決まっていない。
- ・ 介護給付費の適正化事業は、現在、国から5つの事業が挙げられているが、本市では、5事業全部取り組んでいる。
- ・ 介護給付費の適正化事業の中の医療情報との突き合せは、国保会計の中で、介護情報が福祉課から送られて来るので、その情報をもとにして、医療情報との突合を行い、国保会計の医療部分については過去に不適正な部分はなかった。

また、福祉課の介護給付の担当は、リストを活用して、介護給付の適正化を図ってきており、入院時の福祉用具の対応など、月に2、3件のチェックが入って、是正を行っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 高齢者元気度アップ・ポイント事業に関して、筋力トレーニングとか、とても煩雑なところに商品券をくれるからスーパーに買い物に行けとかいうような対応ではなくて、むしろ歩くことが健康の基本だと思うので、ゆったりした気持ちで歩ける場所を行政は提供すべきだと思う。
- ・ 港町では過去2回、補助事業で健康体操をしていた。終わりになると、参加してた人たちが涙流して喜んでくれて、またやってほしいという要望が確実に起きている。
高齢者元気度アップ・ポイント事業は、内容もトレーニングというような強烈なものじゃなくて、心も元気になるということで、この元気度アップ事業は推し進めてもらいたい。
- ・ グラウンドゴルフは、日ごろから集落で盛んで、日常的にやっている。例えば、運動会でも構わないので、市の主要な大会を3つぐらいピックアップして、高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象にするということも考えてもらいたい。

◎議案第10号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の総額は、6億7,129万円で、前年度当初予算より1億4,427万5,000円の減で、17.7%の減となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費は、一般管理経費等で2,870万2,000円、処理施設管理費が、終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億6,655万3,000円、排水施設管理費が、汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,523万9,000円、下水道整備費は、立神北町及び中央町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備、終末処理場長寿命化詳細設計や耐震診断等で1億0,231万6,000円となる。
- ・ 公債費は、元金が昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還で2億5,444万7,000円、利子が昭和60年度から平成24年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額で、8,393万3,000円となる。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億5,430万円、分担金及び負担金920万円、国庫支出金3,200万円、繰入金2億7,851万3,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債9,520万円で措置した。
- ・ 前年度当初予算より1億4,000万程度減額になっているが、主な理由としては、下水道整備費で、委託料において終末処理場の改築更新事業等の委託費が、平成24年度で1億0,987万

8,000円、25年度が3,965万3,000円で7,022万円程度の減、公債費についても、7,105万円程度の減となっているためである。

- ・ 近年の下水道課会計の全体規模は、決算ベースで、平成22年度が8億9,479万3,000円、平成23年度が7億7,437万8,000円、24年度が7億9,371万4,000円となっている。
- ・ 25年度の公債費は6,000万円以上減るのに、一般会計繰り入れが2,800万円ほどふえている。これについては、下水道使用料が前年に比べて180万円の増となっているが、再エネ賦課金、太陽光サーチャージ、燃料調節費等による電気料の増、また汚泥量の増加に伴う汚泥処理業務委託料、汚泥運搬業務委託料が増となったことなどから、下水道使用料で賄うべき経費の増によって、公債費へ充当できる使用料が減少したため、その分を一般会計から繰入金で対応せざるを得ないことになったためである。
- ・ 社会資本整備総合交付金は、平成22年度が9,637万9,000円、平成23年度が5,970万円、24年度が8,175万円となっている。
- ・ 今後の中長期計画として、終末処理場の長寿命化並びに汚水中継ポンプ、管渠等の長寿命化計画並びに未供用区域の管渠整備等の整備をしていく。毎年度、財政状況等を考慮しながら事業を計画しており、年間約1億円から1億5,000万円程度の事業実施をしながら、公債費もそれ以上に減額しながら事業を進めていくという計画で、現在の38億から平成40年度末までに、だいたい17億程度ぐらいに残高となるような計画を持っている。
- ・ 使用料の算定方法は、平成21年度から24年度までの月別1件当たりの平均水量及び1立米当たりの平均単価を算出し、その平均水量に月別の調定見込み件数を乗じて、有水量を算出し、これに平均単価を乗じて算出しており、25年度の有収水量としては、約149万トンをめどに見込んでいる。
- ・ 立神3次地区は非常に接続率が低いが、今現在新たな接続促進ということで、個別訪問、そして、3次区域の立神地区の自治公民館総会に出向いて現況を説明し、環境問題等の意識向上について出前講座をして接続の協力をしていこうということで取り組んでいる。

3次区域については、21年度に整備が完了して3、4年しか経っていない状況であり、今やっと55%ということで、平成31年度末まで完了が10年間で、水洗化率を80%の設定目標として、現在そういったいろんな出来るものに取り組んでいこうということで考えている。
- ・ 下水道事業会計の繰り出しについては、分流式公共下水道等に要する経費など、繰出基準に基づく繰り出しを行っている。分流式公共下水道の繰出基準は、資本費のうち、その経営に伴う収入、つまり使用料をもっても充てることができないと認められるものに相当する額という規定になっており、電気料の増加や汚泥運搬処理委託料の増加等があり、使用料が資本費、つまり増加に伴って元利償還金等に充てられる額が1,000万円程度減少したこと、また、終末処理場の耐震診断事業、それから全体事業変更計画等を策定することになっており、その資本費については、地方債の対象になっていないということで、分流式下水道の繰出基準として一般会計から繰り出すことに伴うもので、増加している。
- ・ 経常収支比率が分流式下水道等に要する経費の影響を受けたのは、平成19年度からで、資本費のうち使用料をもっても賄えない経費については、一般会計で対応するという広い取り扱いになったことから、これまでの繰出基準に基づく繰り出しは、臨時か経常かという区分に当たり、繰出基準に基づくものについては経常となるので、使用料をもっても充てられない経費ということが繰出基準になったことから、下水道への繰り出しは減少してきているが、経常に区分される経費が大きくなったということで、経常収支比率も大きく上昇した経緯がある。繰出基準に基づく繰り出しであるので、経常か臨時かと決算で計算するときには、繰り出しのほとんどが経常経費に当たるということになる。
- ・ 公債費は、残高の減少とともに減少していくが、元利償還金の財源として資本費平準化債が

当たっている。資本費平準化債が減少してくることにより、一般会計の繰出金が公債費に充当される額が上昇していくので、下水道の残高は上昇しても一般会計が負担すると見込まれる額については、大きく減少はしていかないと推計している。

- ・ 一般会計の繰出金の増加は、下水道事業特別会計への繰出金が前年度に比べ率にして11.4%、2,857万5,000円増加しているが、その主な内訳としては、電気料、それから汚泥処理に関わる委託料等の増加によるものが1,222万円、それから終末処理場の耐震事業及び全体事業計画に対して地方債が充当できなかったことによる増加の影響額が1,355万円、この2つが主な要因になっている。終末処理場の耐震診断事業及び全体事業変更計画に起債を充てられなかった増加については、25年度限りの単年度の臨時的な増加である。
- ・ 汚泥処理量は、21年度は2,750トン、22年度が2,804トン、23年度が3,100トン、24年度については1月末現在で2,738トンであり、25年度は3,400トンを見込んでいる。
- ・ 下水道事業の法適用については、国の動向等も平成24年度内に下水道も企業法導入ということでもいろいろ言われていたが、まだその後、国からの通達がない。国の動向を見極めながら、また他の自治体の動向を見極めながら調査研究をしている。
- ・ 償還金利子及び割引料の22万円は、平成23年度に実施した終末処理場改築更新事業に伴った発生物件の売却益があったが、補助対象であったので補助率に応じて国費に返納するものである。処理場で発生する取りかえ工事で機械、機器類の鉄とか電線そういったものを取りかえたものを売却したため、その分を補助率に換算して返還するものである。
- ・ 管路の清掃の間隔は、一般的な水質の流れる管路、いわゆる住宅の排水が流れる管路は4、5年に1回の清掃を考えている。しかし、本市の場合は水産加工場の排水もそのまま受け入れている関係で脂分が多いところ、特に、かつおぶし工場の汚水が多いところは、比較的油分が多いため年1回以上の清掃を行うようにしている。

○委員からの意見・要望

- ・ 先般の行革委員会でも下水道事業を水道事業と一体となった、いわゆる水道局としての対応をしたかどうかという意見も出ている。しかし、水道課と一体になるといっても下水道会計が特別会計のままではなかなかやりにくい。会計自体が同じ企業会計にならないと。これは早急に全庁的な課題として取り組んでいただきたい。

◎議案第11号平成25年度枕崎市立病院事業会計予算

○当局説明

- ・ 国の平成25年度予算は、日本再生戦略を踏まえ、我が国経済の再生成長に向けた大胆な予算の組みかえにより成長と財政健全化の両立を図り、社会保障と税の一体改革についての国民の理解を得るため、引き続き行政の効率化、簡素化に徹底して取り組むことなどの財政運営に関する基本的な考え方が示された。一方、昨年の診療報酬改定においては、政権交代後、2期連続のプラス改定となったものの、改定前後の診療報酬を比較した当院の実績では0.34%の実質マイナスとなっており、小規模医療機関にとっては医師を含む医療従事者不足も合わせて極めて厳しい状況が続いている。

このような中で、新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数、入院で1万8,980人、外来で1万6,896人、1日平均患者数を入院で52人、外来で66人と定めた。

- ・ 主な建設改良事業は、新たに企業用財産として取得する市有地と旧医師宿舍跡地を一体化するための敷地整地事業を予定している。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億1,731万7,000円、医業外収益997万5,000円の合計5億2,729万2,000円で、前年度より308万1,000円の増、収益的支出は医業費用6億4,408万1,000円、

医業外費用1,186万4,000円の計6億5,594万5,000円で、前年度より2,081万8,000円の増となり、収支差し引き1億2,865万3,000円の当年度純損失となる見込みである。

- 資本的支出は、建設改良費のうち、有形固定資産購入費として病棟の移動型エックス線装置や内視鏡洗浄機など、老朽化した機器等の更新に780万円、新たに取得する市有地と旧医師宿舍跡地を一体化するための整地事業費として1,750万円、企業債償還金として2,940万1,000円の合計5,470万1,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金3,770万1,000円、建設改良積立金1,700万円で補てんしようとするものである。
- 建設改良事業の医療機器購入は、移動型のエックス線撮影装置1台、内視鏡洗浄機1台、それ以外に、老朽化しているストレッチャーとか、病室のベッド類というようなものを購入する予定である。
- 資本的支出の病院敷地整地事業は、現況では一般会計が保有している普通財産と合わせて3段になっているが、利用度を高めるために2段に敷地造成をする。今年度中に取得する土地を現在、市立病院が保有している企業用財産と一体化するための整地事業である。その整地した後の活用は、今後、病院のいろいろな施設の中の一つということで効率的にその土地を造成しておいて使いたいと考えている。
- 市立病院を新設して以来、2年間赤字が続く見込みになっていることについては、24年度の決算をベースとして、今後3年間の収支計画を立てる予定である。まだ、どの時点で黒字転換するのかということについては、今からの作業になってくる。
- 赤字になっている主な原因としては、まず1つには、病床数が5床削減をされた。その部分が今の試算で2,200、2,300万円のマイナスというのを予想しているのが1点。
それと、建物を新しくしたので、減価償却費が増加してくる。さらに旧医師宿舍の解体撤去をするので、その部分が約900万円程度の除却が出てくる。
平成24年度は、最終補正予算の段階で7,902万円の赤字、決算ベースでみると、大体5,000万円前後の赤字ではないかということの説明したが、現金については、減価償却費が5,000万円近くあって、特別損失が900万円であるので、現金そのものは減らずに収支のみが赤字というかたちでの決算になるのではないかと考えている。
- 院長職ということでの予算上の変化について、当初予算の中では、引き揚げが予定されている常勤医の医師の給与程度は見込んであるので、どの程度の方が院長としてきていただけるかわからないが、それによっては若干給与費が増減をしてくる。当初予算では院長というかたちでの給与は組んでいないところである。
- 総看護師長は、今年度定年退職ということであるので、総看護師長の給与と同程度を予算として計上してある。ただ、これについても、特定任期付職員の条例が3月下旬に結果が出るので、具体的にはそれから最終の詰めをしていきたい。内々で話は済ませてある。
- 管理者、副管理者、院長というかたちで構成された場合、実際の病院運営上は今までとどう変わるのかということについては、その経営をするなかでの指示命令系統ということについては、医療に関する部分については院長と事業管理者にまわってくるし、事務系、それ以外の経営関係については、事務のほうから事務次長、副管理者、管理者というかたちの流れをとっているもので、特に決裁上の問題というのではない。ただ、経営上、若干給与が上がるのかなというふうには思っているが、その部分については常時院長というのは、診療をできるようにするので、その分についてのカバーは可能であろうというふうに考えている。
- 1日当たりのベッド稼働率は、55床に対し、今、大体52.5から53の間ぐらいで推移をしている。昨年が60床に対して56.3という稼働率であるので、稼働率的にはさほど落ちてはいない。90%台を維持しているので、あくまでも病床が純粋に5床減になった分の影響が1,000人程度出てくると思っている。

- 公立病院改革プランは、総務省が平成20年度から23年度までというかたちでの、実際には3年から5年をめどにして経営改善をするようにということで出した。枕崎市立病院の場合は平成23年度までということで、全てを終了している。しかし、経営評価委員会のなかでは、やはり自主的に収支計画というのは必要であるという話が出ていたので、昨年11月に24年度上半期分の経営評価委員会をした際に話をしたら、24年度決算というものを見据えた上で、3年もしくは5年の収支計画を立てたほうがいいたろうという結論になった。3月まで済ませてから、5月か6月に決算の経営評価委員会を開くので、そのときには出せるようなかたちで準備をしていきたい。
- 小児科の件は、昨年の2月から市立病院が休日当番になっているときに、小児科医を派遣していただくということで、初めて鹿児島大学の小児科から医師派遣を受けるようになった。それを当番のない月についても1回は出していただくということで、平成24年度は全部で13回、医師の派遣をしていただいている。診察をした子供の数は105人に上っている。
先月から鹿児島大学の小児科と協議を続けているが、4月以降毎月2回、日曜日あるいは市立病院の休日当番日に医師を派遣していただくということで、25年度に小児科医が来ていただくのは24回ぐらいと思っている。できたら枕崎市内の現在派遣していただいている、この小児科の先生のパイプをもうちょっと大きくしていきたいが、簡単にはいかないだろうと思っている。まだ小児科医は相当不足しているということであるので、4月以降、月2回になったというのは、一歩前進と思っている。

◎議案第12号平成25年度枕崎市水道事業会計予算

○当局説明

- 業務の予定量は、新年度は給水戸数を1万0,826戸、年間総給水量を295万9,000トン、一日平均給水量を8,107トンと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で69戸の減、年間総給水量で4万5,000トンの減、一日平均給水量では123トンの減となっている。
- 建設改良事業は、工事請負費を1億2,628万4,000円計上し、主な事業として老朽管更新事業6,058万5,000円、県工事に伴う補償工事983万9,000円、片平山配水池流量調整弁取替工事735万円などを予定している。また、金山浄水場ろ過池更新事業に伴う実施設計委託費として、2,799万3,000円を計上した。
- 収益的収入及び支出の予定額について、新年度は水道事業収益を4億6,446万3,000円、水道事業費用を4億3,395万2,000円とし、差し引き3,051万1,000円で税抜き後で2,178万3,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億4,900万7,000円で、271万円の減、営業外収益が1,545万6,000円で、40万8,000円の増となり、合計では230万2,000円の減となる。また、水道事業費用では、営業費用が3億7,469万8,000円で、494万5,000円の減、営業外費用が5,820万4,000円で、348万9,000円の減となり、合計でも843万4,000円の減となる。
- 資本的収入及び支出の予定額は、平成25年度は資本的収入を7,032万1,000円、資本的支出を2億8,658万1,000円とし、差し引き2億1,626万円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億1,325万5,000円、当年度分損益勘定留保資金9,512万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額788万5,000円で補てんしようとするものである。収入の負担金、995万7,000円については、消火栓設置負担金、172万6,000円、県及び市からの補償負担金823万1,000円である。また、固定資産売却代金、36万4,000円については、市道改良に伴う水道用地売却分である。
- 老朽管の定義であるが、国では40年以上経過した管を老朽管と呼んでいる。本市が今、主にやっているのはV P管という管があるが、それをH I V Pという耐衝撃性塩化ビニルパイプ

に変えていくという事業である。これについては、平成22年度に老朽管更新事業計画というのを策定した。計画期間は、平成23年度から平成42年度の20年間、1年間の経費を約6,000万円見込み、12億円を見込んでいる。これで20年やっていっても、そのまた20年前につくった管路は、老朽管と化していくので、順繰り順繰りやっている状況である。現在は、大きい管から改修をしていくという状況である。

- 片平山配水池は、配水池自体が老朽化している。ただ、優先順位として、金山浄水場の急速ろ過機がもう既に、かなり厳しい状況にあるので、平成26、27の2年度間で約6億円かけて改修をする予定で、総合振興計画の実施計画に掲げてある。

片平山配水池は、一番古い配水池で、池が3つに分かれており、その1つが、かなり老朽化をしているが、耐えられなくなった場合には、その使用を中止するなどの考え方は持っている。

- 水質検査は、水質毎日検査を行っており、その毎日検査については、市内で各配水池系ごとに9カ所の個人宅に委託をして、毎日、色、濁り、残留塩素、それから味臭、臭いがするとか味が悪いとかを毎日検査することになっている。また、それ以外に各配水池で合計58回、67カ所で水質検査を行うということになっている。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子

枕崎市議会議員 中 原 重 信